

長崎市地域防災計画 長崎市水防計画

(基本計画編・資料編)

長崎市防災会議

長崎市地域防災計画
長崎市水防計画

(基本計画編)

長崎市防災会議

長崎市地域防災計画 基本計画編
長崎市水防計画 基本計画編

目 次

長崎市地域防災計画 基本計画編

目 次

第1章 総則

第1節 計画の策定方針	1
1 目的	1
2 計画の構成	1
3 他の計画との関係	2
4 計画の遂行	2
5 計画の修正	2
6 男女共同参画等の多様な視点を取り入れた防災体制の確立	2
7 細部計画の策定	3
第2節 長崎市の気象と災害の特徴	4
1 統計値からみた長崎市の気候	4
2 極値・順位表	4
3 気象災害	5
第3節 長崎市の地勢と災害の記録	8
1 地勢	8
2 自然災害	8
3 7. 23 長崎大水害の被害状況	8
4 1979年(昭和54年)3月31日に発生した長崎港の「あびき」被害	10
5 1991(平成3)年9月27日の台風第19号	10
第4節 地震・津波の被害想定	11
1 長崎市における過去の地震	11
2 県内に被害を及ぼす地震動の想定	12
3 長崎市の地震被害の想定	14
4 津波浸水想定の設定	15
5 津波災害警戒区域の指定	16
6 指定区域内の要配慮者が利用する施設への情報伝達	19
7 指定区域内の要配慮者利用施設の津波災害対策	19
第5節 地震防災対策の実施に関する目標	20
1 基本的な考え方	20
2 減災目標	20
第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	21
1 指定地方行政機関	21
2 自衛隊	22
3 県	23
4 市	23
5 指定公共機関	24
6 指定地方公共機関	25

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災計画	1
1 土地利用計画	1
2 都市施設整備	1
3 市街地開発事業等	2
4 宅地開発	2
5 孤立集落対策	2
第2節 風水害・高潮災害予防計画	3
1 河川又は水路の予防対策	3
2 道路又は橋りょうの予防対策	4
3 農林業施設の予防対策	4
4 高潮災害の予防対策	5
第3節 緊急輸送活動体制の整備計画	6
1 緊急輸送道路ネットワークの整備	6
第4節 火災予防計画	8
1 防火思想の普及	8
2 住宅防火対策の推進	8
3 事業所の火災予防	9
4 危険物等火災予防	9
5 林野火災防止	9
6 文化財の火災予防	9
7 火災危険予想区域	9
8 水利施設等の整備	10
第5節 地震災害予防計画	11
1 地震規模想定	11
2 防災まちづくりの推進	11
3 地震防災に関する災害防止対策	11
4 液状化対策	12
5 市民・事業者等への情報発信	13
第6節 宅地及び建築物災害予防計画	14
1 危険区域の指定	14
2 予防対策	14
第7節 地すべり、山崩れ、がけ崩れ予防計画	16
1 地すべり、山崩れ、がけ崩れによる危険箇所の把握	16
2 予防対策	16
3 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備	16
4 土砂災害特別警戒区域等における対応	17
5 土砂災害緊急情報通知時の対応	17
6 指定区域内の要配慮者が利用する施設への情報伝達	17

7 指定区域内の要配慮者利用施設の土砂災害対策	17
第8節 防災知識普及計画	20
1 普及・啓発事項	20
2 普及・啓発方法	20
3 防災に関する心得	21
第9節 防災訓練計画	22
1 訓練の種類	22
2 訓練の手法	22
3 訓練実施要領	22
4 県等の実施する訓練への参加	23
5 訓練計画	23
第10節 備蓄物資の整備計画	25
1 食料・生活必需品等の備蓄	25
2 避難所設置用資機材の備蓄	27
3 種子・飼料等の備蓄	27
第11節 防災活動用資機材の整備計画	28
1 海上消防資機材等の備蓄	28
2 医薬品・防疫用品等の備蓄	30
3 土木建築資材の備蓄	33
第12節 自主防災組織等の育成計画	34
1 自主防災組織の規模	34
2 事業	34
3 育成指導等	34
4 多様な活動主体の参加促進	35
5 事業所等の自主防災活動	37
6 民間防災組織との連携	37
7 地区防災計画	37
第13節 公共建築物等の安全対策計画	40
1 公共建築物の安全化	40
第14節 消防団の充実・強化計画	41
1 消防団の充実・強化の推進	41
第15節 避難環境の整備計画	42
1 指定緊急避難場所・指定避難所・拠点避難所	42
2 地域避難所	44
3 民間宿泊施設	45
4 不特定多数の者が利用する施設での避難	45
第16節 防災活動拠点の確保計画	46
1 防災活動拠点の整備	46

第 17 節 情報通信の確保計画	47
1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	47
2 災害情報収集・調査体制の整備	48
3 市民等への災害広報・広聴体制の整備	48
4 市民相互の情報連絡等の環境整備	49
第 18 節 医療・保健に係る災害予防計画	50
1 医療施設の災害に対する安全性の確保	50
2 災害時医療体制の整備	50
3 災害時における救急患者の搬送体制の確保	51
4 個別患者に係る防災体制の整備	51
第 19 節 業務継続計画	52
1 業務継続計画の基本事項	52
2 業務継続体制の向上	55
3 事業継続計画の策定支援	55

第 3 章 風水害等応急対策計画

第 1 節 組織計画	1
1 長崎市防災会議	1
2 長崎市災害警戒体制	1
3 長崎市災害警戒本部	1
4 長崎市災害対策本部	2
5 長崎市水防本部	3
6 長崎市消防局災害対策本部	3
第 2 節 動員計画	26
1 配備体制等	26
2 伝達方法	29
第 3 節 通信情報計画	40
1 情報の収集・分析	40
2 通信網	41
3 指令・連絡系統	45
4 気象情報等の情報伝達	49
5 風水害関係	51
第 4 節 災害情報収集・調査計画	59
1 災害情報の収集・報告	59
2 国に対する報告	60
3 県災害対策本部に対する報告、要請	60
4 災害罹災状況調査	60
5 被害状況等の報告	60
6 緊急災害対策派遣隊による被害状況の把握等	60

第5節 災害広報・広聴計画	61
1 広報担当・情報収集担当	61
2 情報等広報事項の収集	61
3 市民等に対する広報の方法	61
4 報道機関に対する情報発表の方法	61
5 広報の内容	62
6 プレスセンター	62
7 市民からの広聴	62
第6節 家屋の被害認定調査計画	63
1 調査体制の確立	63
2 調査活動	63
3 広報活動	63
第7節 避難計画	64
1 避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）	64
2 警戒区域の設定	71
3 避難誘導・収容対策	72
4 避難施設の管理	77
5 指定避難所に収容する者の範囲	77
6 指定避難所に係る情報の提供	77
7 指定避難所開設の報告	78
8 避難に当たっての注意事項	78
9 学校、病院等の避難対策	79
10 船舶の避難対策	79
11 指定避難所での愛玩動物対策	79
12 感染症を考慮した避難対策	80
13 その他の避難対策	80
14 二次災害の防止	81
第8節 救助活動計画	83
1 救助活動の対象者	83
2 救助隊の編成	83
3 救出・救助の方法	83
4 活動体制	84
第9節 災害救助法適用計画	85
1 災害救助法の適用基準	85
2 被災世帯の算定基準	85
3 被害の判定基準	85
4 災害救助法の適用手続き	86
5 救助の内容	86
6 罹災者調査表	87

7	応急救助の実施状況の報告	87
8	災害救助法に基づく報告	87
第10節	社会秩序を維持する活動	93
1	物価動向等の把握	93
2	住民に対する呼びかけ	93
3	県に対する要請	93
第11節	食料供給計画	94
1	基本方針	94
2	関係機関との調整	95
3	米穀の供給の範囲	95
4	給食の方法	95
5	緊急支給基準	96
6	備蓄	96
7	家庭内備蓄	96
8	災害時における食料等物資の供給協定締結業者一覧	96
第12節	生活必需品等供給計画	97
1	基本方針	97
2	生活必需品等の備蓄並びに調達及び供給	98
第13節	給水計画	100
1	初動参集	100
2	組織	100
3	災害調査	100
4	広報	100
5	給水方法	100
6	補給水源	101
7	水道施設の応急復旧	101
第14節	医療・助産・保健計画	103
1	実施担当	103
2	医療救護活動要請基準	103
3	医師会災害救助班の出動	104
4	医療救護及び助産活動	104
5	災害拠点病院	105
6	救護所の設置及び救護班の設置	105
7	医療及び助産の範囲	106
8	医療救護活動の連絡調整等	106
9	医療器具及び医療薬品等の調達	107
10	透析患者・在宅難病患者への対応	107
11	県への要請	107
12	関係機関への要請	107

13	医療、助産救護活動における費用弁償等	108
14	保健衛生活動	108
15	犬・猫等の愛玩動物の保護対策	108
第 15 節	防疫計画	112
1	庶務的事項	112
2	保健活動事項	112
3	食品・環境衛生事項	113
4	消毒活動の事項	113
5	公害の防止	114
6	防疫活動の装備	114
第 16 節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	115
1	応急仮設住宅の設置	115
2	市営住宅等の確保	115
3	民間賃貸住宅の提供	115
4	災害を受けた住宅の応急修理	115
第 17 節	障害物除去計画	117
1	豪雨又は河川等の溢水、がけ崩れ等による道路の閉塞等の事前の対策	117
2	解体・除却の対象	117
3	解体・除去の方法	117
第 18 節	遺体の捜索及び収容、埋火葬計画	119
1	遺体の捜索	119
2	遺体の収容	119
3	収容後の処理	119
4	遺体の埋火葬	120
第 19 節	清掃計画	121
1	ごみ処理施設等の被害状況調査及び修復	121
2	ごみの収集・運搬	121
3	し尿処理	122
4	がれきの処理	123
5	市民への周知	123
6	協力体制	123
第 20 節	輸送計画	124
1	緊急輸送	124
2	バス・軌道	124
3	鉄道	125
4	港湾・ヘリポート基地	126
第 21 節	交通応急対策計画	127
1	実施機関	127
2	支障箇所の通報連絡	128

3	交通規制の実施要領	128
4	緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付	128
5	緊急通行車両の通行を確保するための道路管理者の措置	131
6	災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い	131
7	相互連絡	134
8	発見者等の通報（災害対策基本法第54条）	134
9	迂回路等	134
第22節	文教応急対策計画	135
1	文教施設の応急対策	135
2	災害時における学校教育活動の措置	135
3	学用品の給与	136
4	社会教育施設の応急対策	136
5	文化財等対策	137
第23節	幼稚園・保育所等応急対策計画	139
1	幼稚園・保育所・認定こども園（7か所）	139
2	児童館・児童センター等	139
第24節	民間団体協力計画	140
1	災害緊急連絡	140
2	協力対象団体	140
3	協力活動内容	141
第25節	相互応援協力計画	142
1	市町村等相互間の応援	142
2	職員の派遣要請方法	142
3	職員の派遣のあっせん	142
4	相互応援協定等	142
第26節	避難行動要支援者対策計画	143
1	避難行動要支援者	143
2	避難行動要支援者名簿	144
3	個別避難計画	144
4	避難行動要支援者名簿・個別避難計画の情報入手方法及び管理等	145
5	避難支援等関係者	146
6	福祉避難所設	146
7	その他	147
第27節	ボランティア活動計画	148
1	業務の流れ	148
2	業務内容	149
第28節	労働供給計画	150
1	労働者雇上げの範囲	150
2	労働者の雇上げの方法	150

3	労働者の賃金	150
4	労働供給手続	150
第 29 節	消防計画	153
1	長崎市消防局災害対策本部等の設置	153
2	災害活動体制	154
3	消防通信対策	157
4	警防対策	157
5	救急救助対策	158
6	応援要請	159
7	消防団の活動要領	159
8	機械器具等の整備	159
第 30 節	自衛隊派遣要請計画	160
1	派遣要請基準	160
2	派遣要請要領	160
3	派遣要請書の記載事項	160
4	連絡調整	160
5	自衛隊の活動内容等	160
6	自衛隊受入れ体制	161
7	撤収要請	162
8	自衛隊派遣要請の際の連絡先	163
9	派遣要請・撤収系統図及び様式	164
第 31 節	公安警備計画	168
1	災害警備実施方針	168
2	災害発生時における措置	168
第 32 節	電力施設災害応急対策計画	172
1	非常災害対策部の設置	172
2	応急復旧	172
3	市域復旧対策	172
4	感電事故、漏電、火災の防止広報活動	173
5	その他	173
第 33 節	ガス施設災害応急対策計画	178
1	災害対策本部の設置	178
2	応急復旧	178
3	施設（西部ガス(株)施設含む）	179
4	ガス供給区域	179
第 34 節	水道施設災害応急対策計画	181
1	応急対策要員の確保	181
2	応急対策用資器材の確保	181
3	応急措置	181

第 35 節	下水道施設災害応急対策計画	182
1	災害時の対応	182
第 36 節	通信施設災害応急対策計画	183
1	災害対策長崎本部の設置	183
2	応急復旧	183
3	通信サービスの確立	184
4	避難所での電話の受付	184
第 37 節	交通施設災害応急対策計画	185
1	道路対策	185
2	鉄道対策	185
3	軌道対策	186
第 38 節	長崎県防災ヘリコプター派遣要請計画	189
1	派遣要請基準	189
2	派遣要請要領	189
3	ヘリコプター離着陸適地	189
第 39 節	家畜の保護・管理計画	190
1	家畜の保護・管理	190

第 4 章 震災応急対策計画

第 1 節	組織計画 <各部共通>	1
第 2 節	動員計画 <各部共通>	1
第 3 節	通信情報計画	2
1	情報の収集・分析	2
2	地震・津波情報等の情報伝達	4
第 4 節	災害情報収集・危険度判定調査計画	13
1	地震等災害発生直後の情報等の収集連絡	13
2	被災建築物及び宅地の危険度判定	13
第 5 節	災害広報・広聴計画	16
第 6 節	家屋の被害認定調査計画	17
第 7 節	避難計画	18
1	避難指示	18
2	津波避難の判断基準	18
3	津波浸水想定図及び津波災害警戒区域図の活用	20
4	避難勧告等の判断に関する関係機関の助言	20
5	避難所開設の報告	20
6	帰宅困難者等の対策	20
第 8 節	救助活動計画	21
第 9 節	災害救助法適用計画	21

第10節	社会秩序を維持する活動	21
第11節	食糧供給計画	21
第12節	生活必需品等供給計画	21
第13節	給水計画	21
第14節	医療・助産・保健計画	21
第15節	防疫計画	21
第16節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	21
第17節	障害物除去計画	22
第18節	遺体の捜索及び収容埋火葬計画	22
第19節	清掃計画	22
第20節	輸送計画	22
第21節	交通応急対策計画	22
第22節	文教応急対策計画	22
第23節	幼稚園・保育所等応急対策計画	22
第24節	民間団体協力計画	22
第25節	相互応援協力計画	22
第26節	避難行動要支援者対策計画	23
第27節	ボランティア活動計画	23
第28節	労働供給計画	23
第29節	消防計画	23
第30節	自衛隊派遣要請計画	23
第31節	公安警備計画	23
第32節	電力施設災害応急対策計画	23
第33節	ガス施設災害応急対策計画	23
第34節	水道施設災害応急対策計画	24
第35節	下水道施設災害応急対策計画	24
第36節	通信施設災害応急対策計画	24
第37節	交通施設災害応急対策計画	24
第38節	長崎県防災ヘリコプター派遣要請計画	24
第39節	家畜の保護・管理計画	24

第5章 大規模事故対策計画

第1節	計画の目的・対象及び活動体制等	1
1	計画の目的	1
2	計画の対象	1
3	活動体制の考え方	2
4	大規模事故における動員計画	2
5	初動時の情報連絡の流れ	3

6 庁内における情報連絡	3
第2節 大規模火災対策計画	5
1 応急対策計画	5
第3節 危険物等災害対策計画	7
1 石油類対策	7
2 火薬類対策	8
3 高圧ガス対策	8
4 危険物等輸送車両の事故対策	9
5 危険物等積載船舶等の応急対策	9
第4節 長崎地区油災害対策計画	10
1 長崎地区における油災害への対応	10
2 予防対策	10
3 応急対策	11
4 防災体制の確立	13
第5節 海上災害応急対策計画	16
1 非常体制の確立	16
2 情報の収集、伝達	16
3 警報等の伝達周知	17
4 船舶等の対策	17
5 臨港施設等からの流出防止対策	17
6 船舶、人命の救助	17
7 消防対策	18
8 遺体の捜索並びに収容	18
9 海上交通の安全確保	18
10 緊急輸送の実施	18
11 危険物の保安確保	18
12 治安の確保	19
13 通信の確保	19
14 広報の実施	19
第6節 鉄軌道災害対策計画	22
1 応急対策計画	22
第7節 道路災害対策計画	24
1 応急対策計画	24
第8節 原子力災害対策計画	26
1 原子力施設事故	26
2 放射線使用施設等の事故	27
第9節 不発弾等の処理対策計画	29
1 基本的な考え方	29
2 埋没不発弾等の発掘	29

3	偶発的に発見された不発弾等の処理対策	31
4	海域における不発魚雷や不発機雷が発見された場合	33

第6章 災害復旧計画

第1節	災害復旧計画の目的	1
1	災害復旧計画の策定	1
第2節	災害復旧計画の実施責任者	2
1	災害復旧の実施機関	2
第3節	住宅災害の復旧等に関する計画	3
1	住宅災害についての情報提出	3
2	住宅災害の復旧対策	3
第4節	激甚災害の指定に関する計画	7
1	激甚災害指定の手続	7
2	特別財政援助額の交付（申請）手続	7
3	激甚災害指定基準	8
第5節	災害応急融資計画	12
1	中小企業者及び一般被災者に対する応急措置	12
2	農業者に対する応急融資	16
3	林業者に対する応急融資	16
4	漁業者に対する応急融資	17
第6節	生活確保対策計画	18
1	罹災証明書の発行	18
2	罹災証明の被災者支援への活用	19
3	義援金・義援物資の受付と配分	19
4	生活確保資金融資	19
5	職業のあっせん	20
6	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	20
7	被災者生活再建支援金の支給	21
8	県が実施する被災者生活再建支援金の支給	22
9	長崎市小災害見舞金等支給要綱	23
10	小災害罹災者に対するその他の救援措置（日本赤十字社長崎県支部備蓄）	23
11	災害時の罹災見舞要領	24
12	市税の減免等の措置	24

第7章 災害復興計画

第1節	災害復興体制の確立	1
1	復興の基本的考え方	1
2	復興体制	1
3	災害復興計画の策定	1

4	復興計画の策定に係る応援要請	2
5	財政方針の策定	2
6	復興事業の推進	2
7	被災者総合相談窓口の設置	3
第2節	都市復興対策	4
1	家屋被害の概況把握（1週間以内）	4
2	家屋被害の状況把握（1週間～1か月）	4
3	都市復興基本方針策定	4
4	建築制限の実施	4
5	復興対象地区の設定	4
6	都市復興基本計画の策定	5
7	第二次建築制限の実施	5
8	復興まちづくり計画等の策定	5
9	復興事業の推進	5
第3節	島嶼部、農漁村部等における復興対策	6
1	被害状況調査	6
2	島嶼部、農漁村部の復興基本方針策定	6
3	復興対象地区の設定	6
4	島嶼部、農漁村部の復興基本計画の策定	6
5	復興まちづくり計画等の策定	7
6	復興事業の推進	7
第4節	生活復興対策	8
1	住宅の復興対策	8
2	くらしの復興対策	8
3	産業の復興対策	9

長崎市水防計画 基本計画編

目次

第1節 総則	1
1 目的	1
第2節 水防の責任及び協力	2
1 本市の責任	2
2 県の責任	2
3 気象台の責任	2
4 放送局、NTT、その他の通信報道機関の責任	2
5 溜池管理者の責任	2
6 居住者等の義務	2
7 河川管理者による水防管理団体が行う水防活動への協力	2
8 津波における留意点	4
9 安全配慮	5
第3節 水防組織	6
1 水防本部の設置	6
2 水防本部の組織	6
3 分掌事務	7
4 水防本部の解散及び統合	9
第4節 水防配備体制	10
1 水防警戒体制	10
2 水防配備区分	10
3 配備体制	11
4 動員の伝達方法	11
5 水防てん末報告	12
第5節 重要水防区域	13
1 重要水防区域	13
第6節 気象予報、観測、通信連絡	14
1 注意報、警報及び気象情報の種別	14
2 雨量の通報	14
3 水位、潮位の通報	15
4 通信連絡	15
第7節 水防活動	16
1 水防訓練	16
2 水防工法	16
3 消防機関の活動	16

第8節 避難	17
1 避難	17
2 避難のための立ち退き	17
3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	17
第9節 応援	19
1 応援	19
2 自衛隊の派遣要請	19
第10節 輸送路の確保	20
1 輸送路の確保	20
第11節 水防信号、標識	21
1 水防信号	21
2 標識	22
第12節 水防倉庫及び資材等の備蓄	23
1 水防倉庫	23
第13節 水防協力団体	24
1 水防協力団体の対象	24
2 水防協力団体の業務内容	24
第14節 その他	25
1 水災時の土地収用等に係る証明及び報告	25

第1章 総則

第1節 計画の策定方針

＜防災危機管理室＞

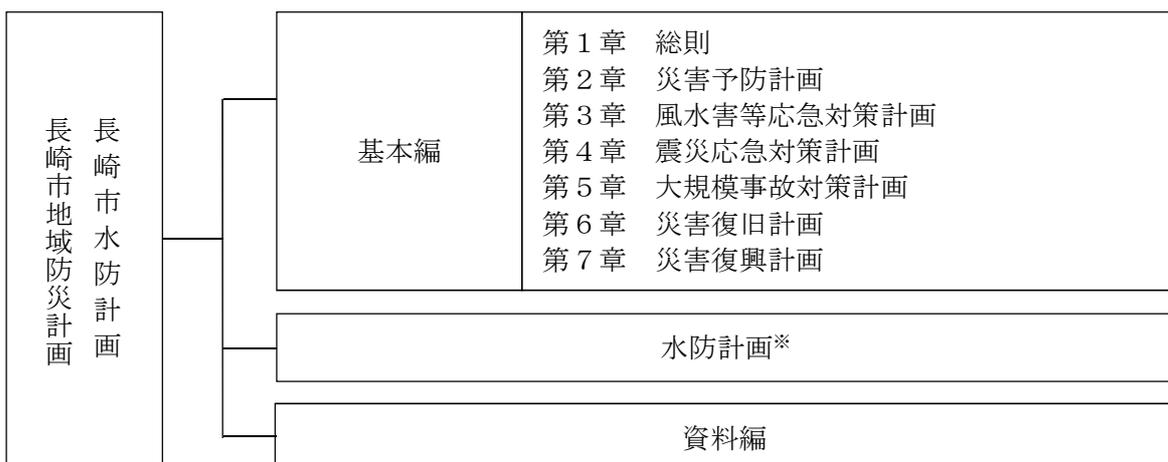
1 目的

この計画は、大雨、台風、地震、大規模な火災等の災害から市民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき長崎市の地域に係る災害対策に関して次の事項を定め、総合的かつ計画的な防災の推進を図り、もって防災の万全を期するものとする。

- (1) 長崎市の地域に係る防災に関し、長崎市及び長崎市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 長崎市の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他災害予防、風水害、震災及び大規模事故に関する情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策の計画
- (3) 災害復旧及び復興に関する計画
- (4) 地区住民等からの提案に基づく地区防災計画
- (5) その他必要な計画

2 計画の構成

この計画は、災害の発生を最小限に抑える予防計画及び復旧、復興計画を示した「共通編」と災害発生直後の市民・地域、事業者、行政等の応急活動を示した「災害応急対策計画編」、地域防災計画に関連する参考資料をまとめた「資料編」の3編から構成する。



※水防計画は、水防法第4条の規定による指定水防管理団体として、同法第33条第1項に基づき定められているものである。この計画は、長崎県水防計画と整合性を図り、長崎市防災会議に諮って作成した計画であるとともに、長崎市地域防災計画の部門計画である。

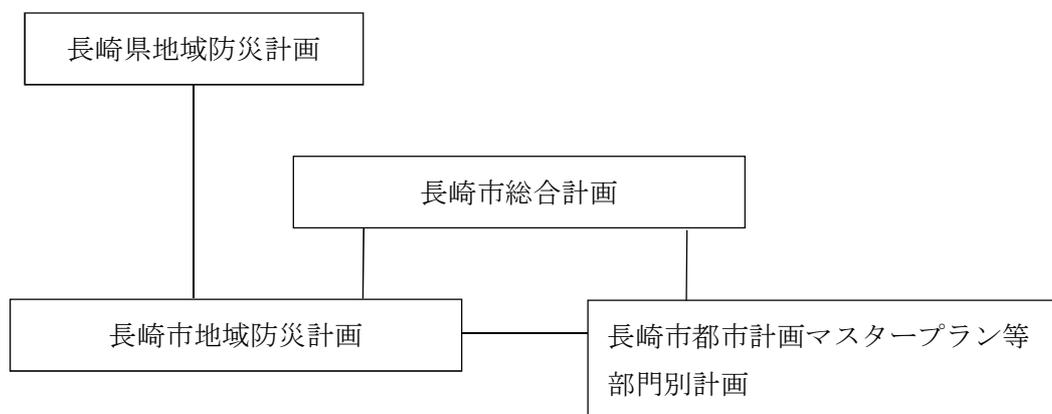
3 他の計画との関係

(1) 長崎県地域防災計画との関係

この計画は、長崎県地域防災計画と整合性を図り策定したものである。したがって、計画内容が県計画と抵触することがあって、かつ避けることができないと認められるときには、長崎市防災会議において調整を図るものとする。

(2) 長崎市総合計画との関係

この計画は、「長崎市総合計画」の諸施策と整合性を図り、基本計画の「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」の実現に向けて策定するものである。したがって、長崎市総合計画に修正が生じ、この計画を修正する必要がある場合は、長崎市防災会議において調整を図るものとする。



第1図 計画の関係図

4 計画の遂行

本市各部局等並びに防災関係機関は、この計画の遂行に当たり、それぞれの責務が十分果たせるように、常に防災に関する調査、研究及び教育、訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、本計画と部門計画に関連する他の計画との調整を図る。

5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考え合わせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときには、市の他の部門計画との調整を図った上で、長崎市防災会議にて修正を加える。したがって各機関は、自己の所掌する事項について検討を行い、年に一度（緊急を要するものは、その都度）計画の修正案を長崎市防災会議（事務局：防災危機管理室）へ提出するものとする。

6 男女共同参画等の多様な視点を取り入れた防災体制の確立

本計画のすべての事項を通じて、国籍、宗教、性別、年齢による差異、障害・能力の如何を問わず、多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

7 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動の展開に必要な細部計画（地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載したマニュアル等）については、本市各部局等においてあらかじめ策定しておくものとし、防災訓練等を通じ、必要に応じて適宜修正・見直しを行うものとする。

第2節 長崎市の気象と災害の特徴

＜長崎地方気象台＞

1 統計値からみた長崎市の気候

第1表に長崎地方気象台の月別平均気温及び降水量の平均値を示す。

九州西岸に位置する長崎市は、九州西方を北上する黒潮等の暖水の影響を受け温暖な気候で、特に冬期の平均気温は近傍の佐賀市や熊本市に比べて1℃程度高い。

年降水量の平年値は1,894.7mmで、これは宮崎、鹿児島を除く九州5県の県庁所在地の平年の降水量の平均値におおむね相当している。

第1表 長崎地方気象台の月平均気温及び降水量の平年値

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気温	7.2	8.1	11.2	15.6	19.7	23.0	26.9	28.1	24.9	20.0	14.5	9.4	17.4
降水量	63.1	84.0	123.2	153.0	160.7	335.9	292.7	217.9	186.6	102.1	100.7	74.8	1894.7

(統計期間：平成3年～令和2年)

注) 気温の単位は℃、降水量の単位はmmである。

2 極値・順位表

第2表から第5表に、長崎地方気象台が観測した月最大24時間降水量、日最大1時間降水量、日最大風速、日最大瞬間風速の第5位までの観測値及び発生日、原因となった起回事象を示す。

第2表 月最大24時間降水量

	降水量(mm)	年月日	起回事象
1位	552.5	昭和57年7月23～24日	梅雨前線(長崎大水害)
2位	387.5	昭和3年6月27～28日	低気圧
3位	344.0	平成元年7月28日	台風第11号
4位	328.6	大正14年9月16～17日	低気圧
5位	315.5	大正11年9月4～5日	低気圧

(統計期間 明治30年～令和3年)

第3表 日最大1時間降水量

	降水量(mm)	年月日	起回事象
1位	※127.5	昭和57年7月23日	梅雨前線(長崎大水害)
2位	102.0	昭和56年9月25日	寒冷前線
3位	87.8	大正12年9月5日	台風※
4位	87.0	令和2年9月12日	低気圧
5位	86.2	昭和2年8月27日	大気不安定※

※127.5mmは、19:20～20:20の間に降った1時間雨量 (統計期間 明治30年～令和3年)

第4表 日最大風速・風向

	風速(m/s)	風向	年月日
1位	43.5	南南東	明治33年8月24日
2位	35.0	西北西	昭和17年8月27日
3位	33.8	東南東	昭和2年9月13日
4位	33.5	南西	大正8年8月16日
5位	32.4	南南東	昭和5年7月18日

(統計期間 明治11年～令和3年)

第5表 日最大瞬間風速・風向

	風速(m/s)	風向	年月日	起因事象
1位	54.3	南西	平成3年9月27日	台風第19号
2位	43.5	東南東	平成18年9月17日	台風第13号
3位	41.9	南西	平成16年9月7日	台風第18号
4位	41.5	南西	昭和32年12月12日	低気圧
5位	39.1	南東	平成5年8月10日	台風第7号

(統計期間 昭和26年～令和3年)

※古い資料のため不明確であることを示す。

注) 大雨をもたらした起因事象は、例えば前線上を明瞭な低気圧が通過した場合は低気圧とし、台風と前線がある場合は台風とした。

3 気象災害

(1) 梅雨期から夏にかけての大雨・長雨

6月と7月の2ヶ月間の降水量の平年値は、628.6mmで年間の降水量の約1/3に相当する。

特に梅雨末期には大雨が降り、昭和57年の長崎大水害のような集中豪雨による大災害が発生しやすいので厳重な警戒が必要である。

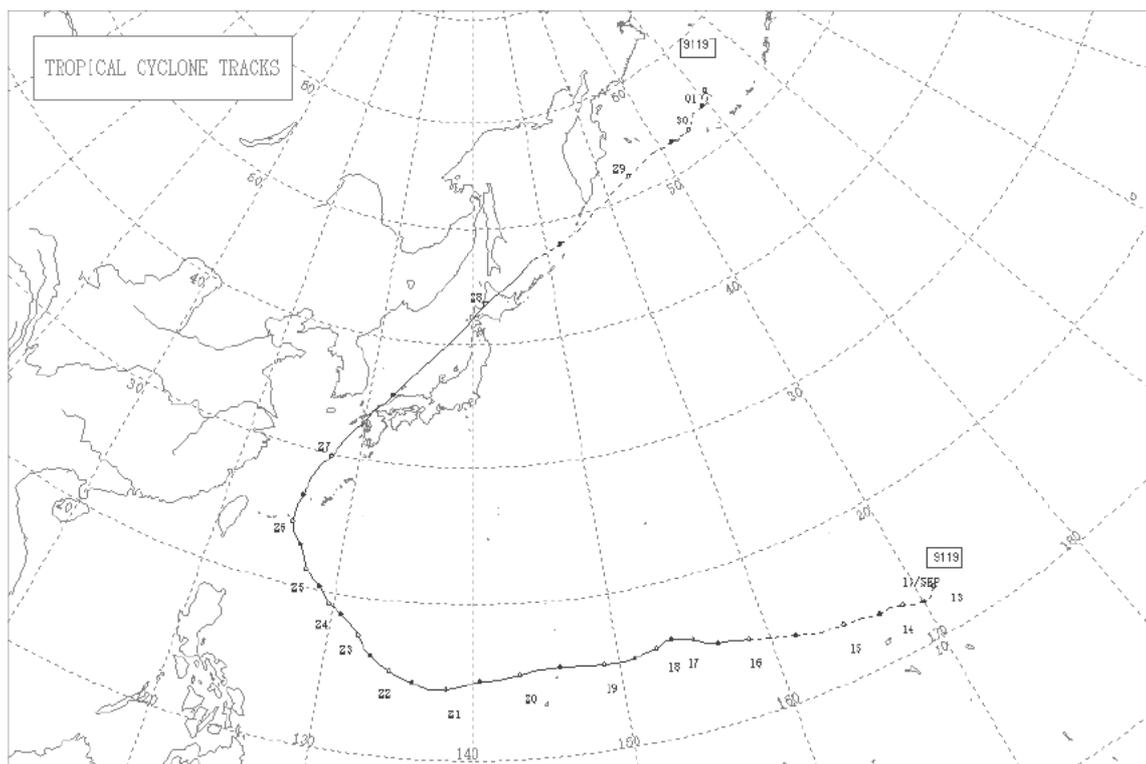
夏は太平洋高気圧に覆われておおむね晴れの天気となるが、上空に寒気が入ると大気の状態が不安定となり短時間に激しい雨が降り崖崩れや道路の冠水等の被害が発生することもある。また、平成5年には太平洋高気圧の勢力が非常に弱く夏らしい夏にならず長雨冷夏で大きな被害が発生したこともある。

(2) 秋の大雨・長雨

秋の大雨は主に台風の影響もしくは秋雨前線上の低気圧の影響が原因である。また、秋雨前線が九州北部付近に停滞すると長雨になり、台風が九州の南西又は西海上にあって前線に向かって暖かい湿った空気を送り込むと大雨になりやすい(台風が九州の南海上にある場合は九州山地の東側で大雨になり、長崎市は比較的雨量は少なくなる)。

(3) 台風による強風

九州北部地方に1年間に接近する台風は平年で3.8個(平成3年～令和2年)であり、主に7月から9月に襲来している。第2図は、近年の台風で長崎県に影響が大きかった平成3年の台風第19号の経路図である。台風が東シナ海を北上し九州の北西岸に接近又は上陸する場合は勢力が衰え難く、台風の進行する方向の右側が最も風が強いため長崎市にとっては最悪のコースとなる。この場合、高潮に対する注意も必要である。また、台風は激しい雨を伴い、前述したように前線が九州北部付近に停滞し前線に向かって東シナ海をゆっくり北上するような場合は数日間大雨が続くこともある。



第2図 平成3年台風第19号の経路図

(4) 低気圧による大雨・強風

晩冬から春先にかけて低気圧が発達しながら九州の北岸付近を通過すると、春一番といわれる強い南よりの風が吹き、漁船等の転覆事故が起こりやすい。この時期の低気圧は一雨で終わり、通常は100mmを越えるような大雨にはならない。梅雨前線や秋雨前線を東進する小規模な低気圧は、風の被害は無いが1日で200mmから300mmの大雨を降らせることがある。

(5) 冬期の強風と大雪

晩秋に低気圧が発達しながら通過した後は、強い北西の季節風が吹き出す。冬期には強い冬型の気圧配置が何日も続くことがある。風速は通常陸上で最大10m/sから15m/s程度で大きな被害が発生することはないが、近年は釣りなど海のレジャー事故が多発する傾向にある。

長崎市で大雪になることはまれだが、平成 28 年 1 月 23 日から 24 日にかけての大雪では、これまでの記録を更新する積雪 17 cm を観測した。長崎でこのような大雪になるのは、強い冬型の気圧配置が続いた場合である。

(6) 雷

激しい雷現象は、夏の熱雷、晩春から初夏にかけて上空に寒気が入ったとき、及び寒冷前線の通過時に起こる。しかし、冬型の気圧配置が強まるときにも雷は発生するため、OA機器など年間を通じて被害が発生している。雷雲（積乱雲）は突風を伴い、竜巻が発生することもあるので強風害にも注意する必要がある。また、晩春から初夏に発生する積乱雲は、雹を降らせ農作物に被害を与えることもある。

(7) 濃霧、乾燥その他の現象

濃霧の発生原因は、内陸部では放射霧^{※1}が多いが、沿岸部にある長崎市では前線霧^{※2}や移流霧^{※3}が多く、6月から7月にかけて発生しやすい。

空気が乾燥するのは、主に帯状の高気圧に覆われたときや冬型の気圧配置になったときである。特に春先は実効湿度が下がり、ハイキング等の行楽客が増えるため山火事が多くなる。

その他、主に農作物の被害を防ぐために霜や低温に関する注意報等を発表することもある。低温注意報は冬季だけでなく、夏季に低温状態が長く続くときにも発表される。また、少雨による干ばつ被害が予想されるときなどは、その都度情報を発表し注意を呼びかけている。

※1 地面及び地面近くの空気が赤外放射により冷却してできる霧

※2 前線に沿って二つの空気塊が混合してできる霧

※3 湿った暖かい空気が冷たい地面・海面上を移動するとき下面からの冷却によってできる霧

(8) あびき

あびきとは、長崎湾で発生する副振動のことで、30分から40分周期で海面が上下振動する現象をいう。あびきの発生は、東シナ海大陸棚上で発生した気象現象の擾乱（じょうらん）による気圧の急変が原因とされ、九州の南海上を低気圧が通過した場合や九州南海上に前線が停滞した場合に多く発生している。あびき（100 cm以上）の発生日は、3月を中心とした冬から春にかけて多く、過去には係留していた船舶の流失被害等が報告されている。

第3節 長崎市の地勢と災害の記録

＜防災危機管理室＞

1 地勢

長崎市は南を長崎半島の中央を連ねる八郎山系、西及び北を西彼杵半島の一角をなす稲佐山、岩屋山を結ぶ山脈に囲まれ、浦上川、中島川の両水系によって形成された平地部分と、それにつながる丘陵地帯の限られた部分が市街地となり、西南に港を抱いている。丘陵と山が海岸線に迫っているため、一般に地形が急傾斜で平地に乏しいため、家屋は傾斜面に沿って山腹に向かい特異な市街地を形成し、土砂災害警戒区域は他都市と比較して非常に多い。中央部の平坦地は往年海であったところが多く海面を漸次埋立てて造ったものであるため、平地の標高が低く、最低地は大潮時に一部冠水するところもある。

市街地の中心を流れる河川は浦上川、中島川、銅座川、大浦川等で、いずれも山の谷あいを通って長崎港内にそそぎこんでおり、平坦地に乏しく地形が急峻であり、これらの川はいずれも河道が短い。また、地質のほとんどは新火山岩からなり、周辺の山々には所々に火山岩の形で露出している箇所が見られ、かん木の繁っているところが非常に多く、その地質は浸透性に乏しい。

以上の地形条件のため、長崎市は、集中豪雨時の河川の溢水、市街地の冠水、斜面の崩壊等に際して被害を受けやすい都市構造となっており風水害に弱い特質である。

2 自然災害

長崎市は、平坦地が少ないという地形的な特異性から、斜面地に住宅が立地する市街地が形成されている。そのため昭和57年7月23日夕方からの未曾有の集中大豪雨は、当時の長崎市域で死者262名（行方不明者4名を含む。）という大惨事（長崎大水害）を引き起こしており、その9割近くが土石流、山崩れ、がけ崩れ等の土砂崩壊によるもので、特に山頂の8合目付近から発生した土石流が下方の住宅地まで落下し、ふもとの住家に多大の被害をもたらしている。一方、強風をもたらした台風としては平成3年9月27日五島灘を北上して16時過ぎ佐世保市の南に上陸した大型で非常に強い台風第19号がある。長崎市では死者3名、多数の重軽傷者、電柱や鉄塔の倒壊、家屋等に甚大な被害を与え、最大瞬間風速は長崎地方气象台で54.3m/sを観測し、1951年の観測開始以来第1位の記録を更新した。

注）本節における統計上の数値等は平成17年市町村合併前の長崎市域のものである。

3 7. 23 長崎大水害の被害状況

昭和57年7月23日に長崎市を襲った集中豪雨は、降り始めから25日までの3日間に573.5mmを記録するという未曾有の降水量をもたらした。特に23日午後7時から午後8時までの時間雨量は111.5mmに達し、このため全市にわたり多くの尊い人命と財産を奪うとともに経済活動、都市機能等に甚大な被害をもたらした。

(1) 人的被害

死者 258 人 行方不明者 4 人 負傷者 758 人

(2) 家屋の被害

全壊 447 棟 半壊 746 棟 一部壊 335 棟 床上浸水 14,704 棟 床下浸水 8,642 棟 その他非住家 1,669 棟

(3) その他の被害

農林関係 420 億円 水産関係 19 億円 土木関係 240 億円 商工関係 856 億円等被害総額 2,119 億円

(4) 主な被災地 (10 人以上の死者があった場所)

地区名	原因別	死者	行方不明
川平	土石流	34 人	0 人
奥山	山崩れ	23 人	1 人
鳴滝	土石流	23 人	1 人
芒塚	山崩れ	16 人	1 人
長谷	土石流	15 人	0 人
宿町	山崩れ	11 人	0 人

(5) 災害原因別死者の状況

原因別	件数	死者	不明	計	率
土石流・山崩れ	37 件	223 人	3 人	226 人	86%
がけ崩れ	5 件	5 人	0 人	5 人	2%
流失	20 件	30 人	1 人	31 人	12%
計	62 件	258 人	4 人	262 人	100%

(6) 主な公共施設被害状況

道路 1,113 箇所 (国道 39、バイパス 10、県・市道等 1,064)

農地農道 1,917 箇所 林地林道 465 箇所 橋 51 箇所

市民病院 (12 億円)、市民会館 (5 億 6 千万円)

(7) 都市施設の被害状況

施設名	被災状況	人員	復旧状況
水道 (断水)	93,000 世帯	265,600 人	8 / 8 全面復旧
電気 (停電)	62,000 世帯	204,600 人	7 / 26 全面復旧
都市ガス	42,000 戸		7 / 31 全面復旧
電話 (不通)	12,000 台		8 / 4 全面復旧
鉄道 (不通)	長崎～諫早		7 / 31 全面復旧

4 1979年（昭和54年）3月31日に発生した長崎港の「あびき」被害

赤松*によれば、この日発生した「あびき」は、気象庁長崎検潮所（長崎市松ヶ枝町）で観測された過去最大のもので、最大全振幅は278cm、周期は約35分だった。

長崎港では、事前の情報伝達により、被害を最小限に食い止めたが、浦上川河口で漁船1隻が大破浸水し、三菱長崎造船所の修理用第2ドックでは、ドックの被害1件が発生した。また、長崎港内では、漁船が4隻漂流した。

※「長崎港のセイシュ（あびき）」（赤松英雄 気象研究所研究報告第33巻第2号95-115頁 昭和57年6月）を参考に記載

5 1991（平成3）年9月27日の台風第19号

平成3年9月13日09時、マーシャル諸島の東で発生した弱い熱帯低気圧は西へ進みながら次第に発達し、16日09時に台風第19号となった。

台風は発達しながら西へ進み、22日フィリピンの東海上で進行方向を北西に変えた。

23日15時から24日15時にかけて台風の中心気圧は925hPa、中心付近の最大風速は50メートル（大型で非常に強い勢力）と最も発達した。

この台風による最大風速は長崎で25.6メートル、佐世保で17.6メートル、最大瞬間風速は長崎で54.3メートル、佐世保で42.1メートルと記録的な暴風となった。

第6表 被害一覧表（長崎県）

被害種別	項目	被害数
人的被害	死者	5人
	行方不明	0人
	負傷	257人
建物被害	全壊	158棟
	半壊	2,458棟
	流失	—
	全焼	—
	半焼	—
	床上浸水	61棟
	床下浸水	138棟
	一部損壊	87,955棟
	非住家被害	11,964棟

第4節 地震・津波の被害想定

＜長崎地方気象台・防災危機管理室＞

1 長崎市における過去の地震

長崎市（長崎地方気象台）では、気象庁によって震度観測データが記録されるようになった1919年（大正8年）以降、2021年（令和3年）まで、震度1以上の地震が724回（震度1：546回、震度2：135回、震度3：40回、震度4：2回、震度5：1回）発生している。市内で発生した地震は小規模のものが多く、被害を伴った地震も発生している。

第7表 長崎県における被害地震

西暦（和暦）	地域名	地震規模(M) [※]	被害中心地	被害の概要
1657. 1. 3 (明暦 2. 11. 19)	長崎		長崎	家屋一部損壊
1700. 4. 15 (元禄 13. 2. 26)	壱岐・対馬	7. 0	壱岐・対馬	石垣・墓石・家屋倒壊
1725. 11. 8-9 (享保 10. 10. 4-5)	肥前・長崎	6. 0	長崎・平戸	諸所破損多し
1730. 3. 12 (享保 15. 1. 24)	対馬		対馬	諸所破損多し
1791. 12. 5 (寛政 3. 11. 10)	雲仙岳		小浜	家屋倒壊・死者2人
1792. 4. 21-22 (寛政 4. 3. 1-2)	雲仙岳 (三月朔地震)		島原・小浜・ 森山	石垣崩壊・地割れ・ 家屋損壊
1792. 4. 25 (寛政 4. 3. 5)	雲仙岳		森山	石垣崩壊・地割れ・ 家屋損壊
1792. 5. 21 (寛政 4. 4. 1)	雲仙岳 (島原大変)	6. 4	島原	石垣崩壊・眉山大崩壊・ 大津波・死者1.5万人
1808. 8. 2 (文化 5 閏. 6. 11)			五島	石垣・石塔崩壊
1828. 5. 26 (文政 11. 4. 13)	長崎	6. 0	天草・長崎・ 五島	出島周辺崩壊数箇所 仏転倒
1866. 5. 14 (慶応 2. 3. 30)			千々石	各所の損壊
1915. 7. 20-21 (大正 4. 7. 20-21)	喜々津地震群		喜々津村 井樋の尾岳	石垣一部崩壊
1922. 12. 8 (大正 11. 12. 8)	千々石湾 (島原地震)	6. 9 (01 時 49 分)	北有	家屋倒壊・死者23人 煙突倒壊、水道管破裂
		6. 5 (11 時 02 分)	小浜	家屋倒壊・死者3人
1951. 2. 15 (昭和 26. 2. 15)	長崎県 島原半島地方	5. 3	千々石	地割れ
1984. 8. 6 (昭和 59. 8. 6)	長崎県 島原半島地方	5. 7 (17 時 30 分)	小浜・千々石	家屋一部損壊・ 石垣墓石倒壊
		5. 0 (17 時 38 分)		
2005. 3. 20 (平成 17. 3. 20)	福岡県西方沖	7. 0	壱岐	負傷者2人、 住家全壊1棟、 住家一部破損16棟ほか
2016. 4. 14-16 (平成 28. 4. 14-16)	熊本県熊本地方	最大7. 3 (01 時 25 分)	南島原・島原・ 雲仙・諫早	

※Mはマグニチュードを示す。新編日本被害地震総覧（宇佐美、1996）による。ただし1951年以降は気象庁資料。

第8表 長崎県内気象官署震度1以上の地震回数（1919年～2021年）長崎地方気象台資料

震度	長崎	雲仙岳	佐世保	平戸	巖原	福江
1	546	1915	91	97	91	34
2	135	756	34	37	41	11
3	40	234	4	12	8	1
4	2	37	1	2	1	0
5	1	1	0	0	0	0
5弱	0	1	0	0	0	0
計	724	2944	130	148	141	46

注1) 平戸は1939年から観測開始。佐世保は1946年から観測開始

注2) 福江は1962年4月までは富江で観測

注3) 1996年4月から計測震度計による観測（それまでは体感による観測）

注4) 気象庁の震度階級は1996年（平成8年）10月から「震度0」「震度1」「震度2」「震度3」「震度4」「震度5弱」「震度5強」「震度6弱」「震度6強」「震度7」の10階級となっています。

2 県内に被害を及ぼす地震動の想定

(1) 震源となる活断層の想定

長崎県地震発生想定検討委員会では、長崎県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層について、「雲仙活断層群調査」等、これまで実施された調査結果、参考文献等を基に、次の基準により選定した。

ア 過去の調査等で活断層であることが確実なもの、及び推定されるもの。

イ 断層の延長が10km以上のもの（M6.5以上の震源となりうるもの）。

ウ その他、活断層の活動状況等を考慮。

上記の基準により県内及び周辺の活断層として、次のものを選定した。

第9表 震源として想定する活断層

活断層		地震規模 (気象庁マグニチュード)	断層の長さ (km)
県内	雲仙地溝北縁断層帯	7.3	31
	雲仙地溝南縁東部断層帯	7.0	21
	雲仙地溝南縁西部断層帯	7.2	28
	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	7.7	49
	島原沖断層群	6.8	14
	橘湾西部断層帯	6.9	18
	大村－諫早北西付近断層帯	7.1	22
県外	布田川・日奈久断層帯（熊本県）	8.0	74
	警固断層系（福岡県）	7.2	26

(2) 市町別の震度の想定

長崎県地震発生想定検討委員会では、長崎県地震等防災アセスメント調査委員会（平成17年9月12日設置）との合同で、県内の震度予測について検討した。

本市で最大の震度が予測されるのは、雲仙地溝南縁断層帯の東部、西部が連動する場合であり、震度4～6強が予測され、一部、地盤が軟弱な場所では震度7となることが予測される。

第10表 各市町別の震度の範囲（県内の活断層による地震）

想定地震		雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動（南縁連動）	島原沖断層群	橘湾西部断層帯	大村一諫早北西付近断層帯
地震規模		M7.3	M7.7	M6.8	M6.9	M7.1
1	長崎市	震度4-6弱	震度4-6強	震度3-5弱	震度4-6弱	震度4-6弱
2	佐世保市	震度3-5弱	震度4-5強	震度3-4	震度3-5弱	震度4-5強
3	島原市	震度6弱-6強	震度6弱-6強	震度5弱-6弱	震度4-5弱	震度5弱-5強
4	諫早市	震度5強-6強	震度5強-6強	震度4-5弱	震度4-6弱	震度5強-6強
5	大村市	震度5弱-6弱	震度5強-6強	震度4-5弱	震度4-5強	震度6弱-6強
6	平戸市	震度3-4	震度3-4	震度3	震度3-4	震度3-4
7	松浦市	震度3-4	震度4	震度3-4	震度3-4	震度4-5弱
8	対馬市	震度3	震度3	震度3	震度3	震度3
9	壱岐市	震度3-4	震度3-4	震度3	震度3	震度3-4
10	五島市	震度3-4	震度3-4	震度3	震度3-4	震度3-4
11	西海市	震度4-5弱	震度4-5強	震度3-4	震度3-5弱	震度4-5強
12	雲仙市	震度6弱-6強	震度5強-6強	震度4-5強	震度4-5強	震度5弱-6弱
13	南島原市	震度5強-6弱	震度6弱-6強	震度4-5強	震度4-5強	震度4-5弱
14	長与町	震度5強	震度5強-6弱	震度4	震度5弱-5強	震度5強-6弱
15	時津町	震度4-5強	震度5弱-6弱	震度3-4	震度4-5強	震度5弱-6弱
16	東彼杵町	震度4-5強	震度4-5強	震度3-4	震度4-5弱	震度5強-6強
17	川棚町	震度4-5弱	震度4-5弱	震度3-4	震度4	震度5弱-6弱
18	波佐見町	震度4-5弱	震度4-5強	震度3-4	震度4	震度5弱-5強
19	小値賀町	震度3-4	震度4	震度3	震度3-4	震度3-4
20	江迎町	震度4	震度4	震度3	震度4	震度4-5弱
21	鹿町町	震度3-4	震度4	震度3	震度3-4	震度4-5弱
22	佐々町	震度4	震度4	震度3	震度3-4	震度4
23	新上五島町	震度3-4	震度4	震度3	震度3-4	震度3-4

3 長崎市の地震被害の想定

長崎県地震等防災アセスメント調査委員会では、県内の各市町（平成18年3月31日現在）別に、想定活断層による地震について被害予測を取りまとめている。

(1) 被害予測項目等

想定活断層及び被害予測項目は、次のとおりである。

【想定活断層】

- 雲仙地溝北縁断層帯
- 雲仙地溝南縁 東部断層帯と西部断層帯の連動（南縁連動）
- 島原沖断層群
- 橘湾西部断層帯
- 大村－諫早北西付近断層帯

【被害予測項目】

- 揺れによる建物被害予測、液状化による建物被害予測
- 建物被害（大破・焼失）予測
- 火災による被害予測
- 建物被害による人的被害予測
- 人的被害（死者数）予測
- 上水道施設の被害予測
- 下水道管渠の被害予測
- 電柱の被害予測
- 電話柱の被害予測

(2) 被害予測結果

長崎県が行った想定活断層による被害想定によると、長崎市内では、南縁連動地震時に被害が最も大きくなることが予測される。主な被害状況は次のとおりである。

ア 建物の大破棟数は、揺れ・液状化に伴うもので15,677棟、斜面被害に伴うもので263棟、また火災焼失被害は、冬の18時を想定すると4,852棟となり、大破・焼失棟数の合計は20,792棟である。

イ 揺れ、斜面被害及び火災（冬18時）による死者数の合計は1,241人と予測される。

ウ 上水道施設は、2,685箇所被害が発生し、断水率は82%である。

エ 下水道管渠は、被害延長7.7km、被害率は0.5%である。

オ 電柱は、107柱に被害が発生し、停電率12%である。

カ 電話柱では、99柱に被害が発生し、機能支障率は3.7%である。

なお、1981年以前の旧耐震基準で建てられた建物が、全て1981年の新耐震基準以降の強度を有するよう耐震化されると、建物被害（大破棟数）を約50%以上減少させることができるかとされている。

第11表 被害予測結果（長崎市）

		雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動（南縁連動）	島原冲断層群	橘湾西部断層帯	大村一諫早北西付近断層帯	
予測された震度		震度4-6弱	震度4-6強	震度3-5弱	震度4-6弱	震度4-6弱	
大破・焼失棟数	揺れ+液状化	4,101	15,677	0	352	33	
	斜面被害	108	263	0	148	92	
	火災焼失被害	夏5時	2,059	2,950	0	169	5
		冬18時	3,029	4,852	0	2,373	15
	合計	夏5時	6,268	18,890	0	669	130
		冬18時	7,238	20,792	0	2,873	140
死者数	揺れによる被害	246	981	0	14	0	
	斜面被害	69	168	0	94	59	
	火災による被害	夏5時	38	55	0	3	0
		冬18時	56	92	0	42	0
	合計	夏5時	353	1,204	0	111	59
		冬18時	371	1,241	0	150	59

（参照：「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」平成18年3月 長崎県）

4 津波浸水想定の設定

長崎県では、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）第8条1項に基づき津波浸水想定図を公表した。（第3図）

これは、津波発生時に住民の避難を柱とした総合防災対策を構築する上で「最大クラスの津波」^{※1}を想定したものであり、内閣府が公表した津波断層（「南海トラフの巨大地震モデル検討会」H24.8.29）と雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動（南縁連動）等長崎県が独自に想定した津波断層モデルのうち5ケースについて津波浸水シミュレーションを行った結果から最大となる浸水域と浸水深を表したものである。

この結果長崎市では、浸水面積が450ヘクタール、浸水深は、2m以上5m未満は30ヘクタール、1m以上2m未満100ヘクタール、30cm以上1m未満は230ヘクタールとなっている。また、最高津波水位は、4m（T.P.+）^{※2}となることが指摘された。

※1 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成23年9月28日 中央防災会議）では、今後の津波対策構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要があるとされている。

一つは、住民避難を柱とした総合防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」であり、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす。

もう一つは、海岸堤防等の構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「比較的発生頻度の高い津波」である。

※2 (T.P.+)とは、東京湾平均海面からの高さを示している。

5 津波災害警戒区域の指定

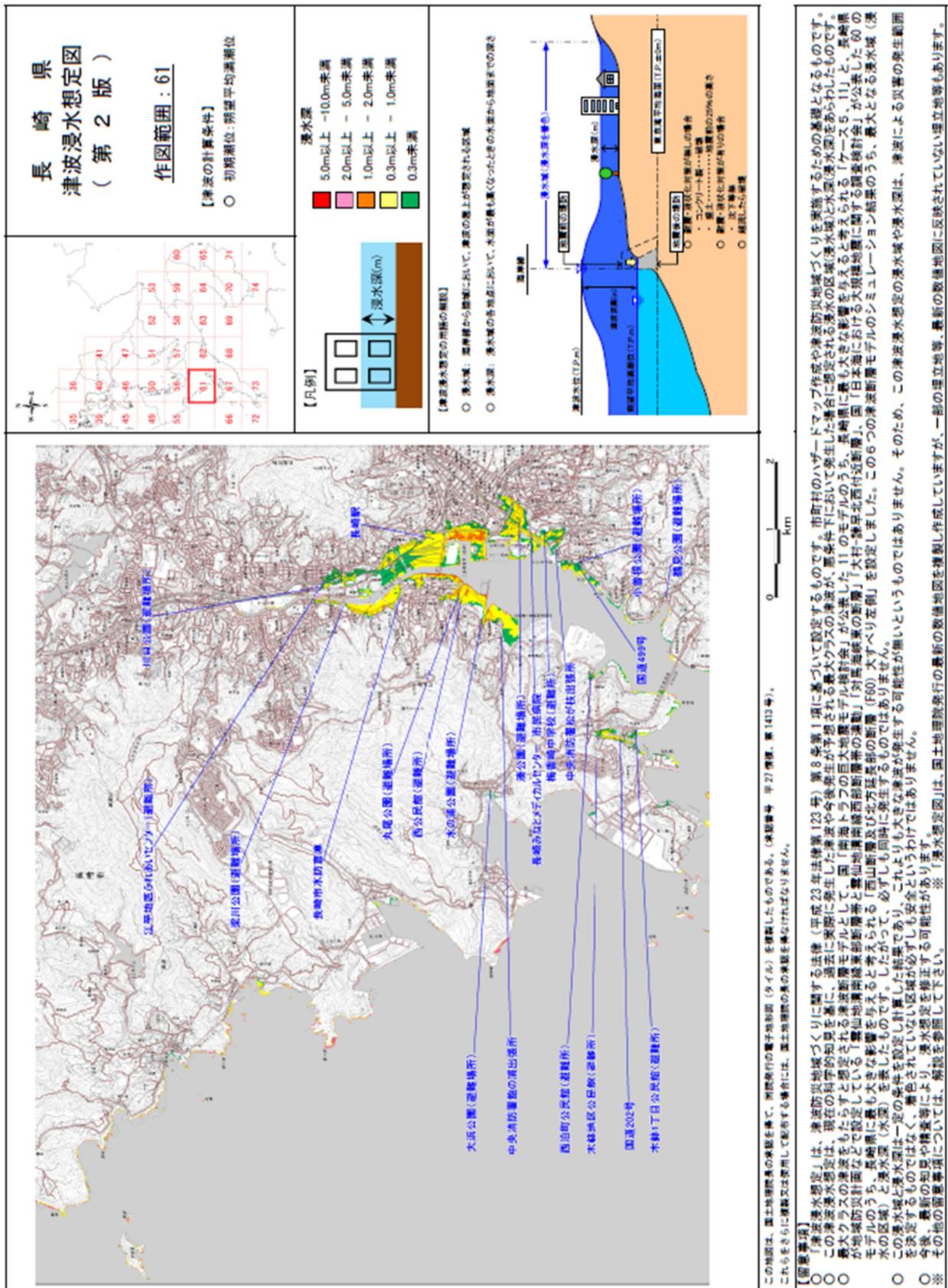
長崎県では、「津波防災地域づくりに関する法律」(平成23年法律第123号)第53条1項に基づき「津波災害警戒区域」を指定した。(第4図)

津波災害警戒区域とは、最大クラスの津波が発生した場合の住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波による人的災害を防止するため、津波から「逃げる」ことができるよう、津波避難訓練の実施、津波ハザードマップの作成、避難施設の確保等、警戒避難体制を特に整備すべき区域として都道府県知事が指定する区域で、基準水位^{※1}も併せて公表されている。

※1 基準水位は、津波浸水想定 of 浸水深に津波が建物等にぶつかった時のせり上りを加えた水位であり、避難場所の選定など警戒避難体制の整備の基準となるものです。なお、津波浸水想定 of 浸水深や基準水位は地盤面からの高さ(水深)で表示します。

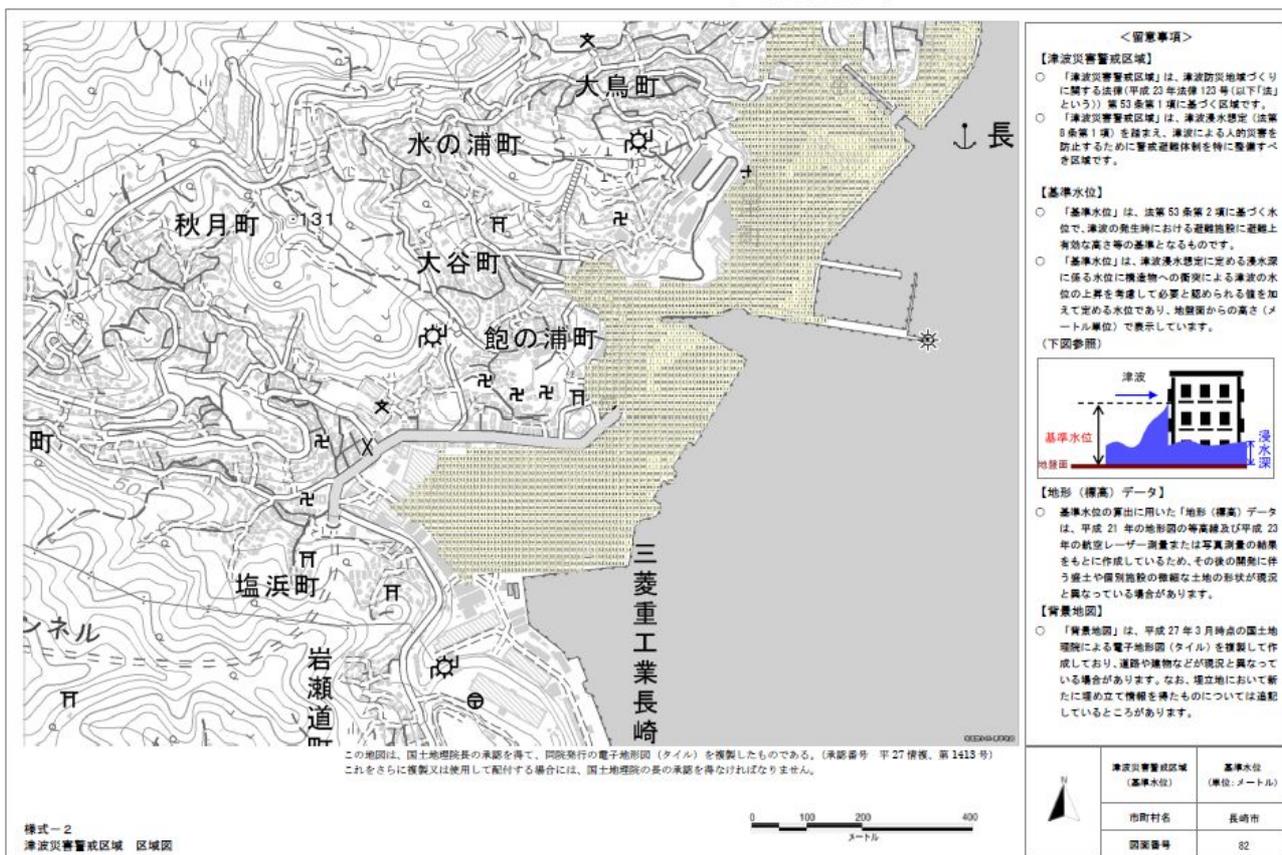
【津波災害警戒区域指定に係る市の対応】

- (1) 市は、津波災害警戒区域の指定により、当該区域ごとに次に掲げる事項について地域防災計画に定める。
 - ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項
 - イ 避難場所及び避難路等に関する事項
 - ウ 津波に係る避難訓練に関する事項
 - エ 津波災害警戒区域内の地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地(「避難促進施設」という。)
 - オ その他津波災害警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (2) (1)エに掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (3) (1)エに規定する施設の所有者又は管理者による当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(「避難確保計画」という。)の作成及び避難訓練の実施について必要な助言又は勧告等を行い、施設の所有者又は管理者による取組の支援に努める。
- (4) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物(「津波ハザードマップ」という。)を作成し配布する。



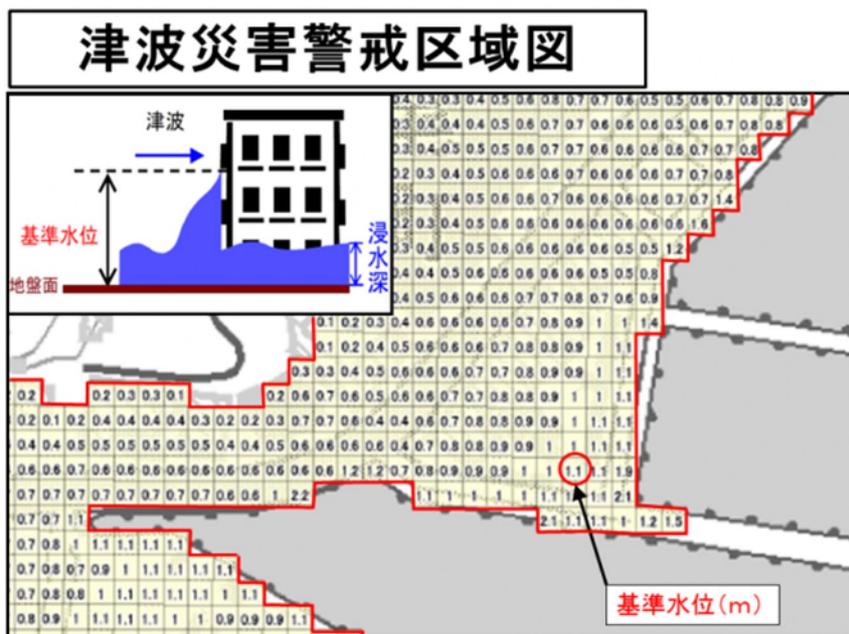
第3図 長崎県津波浸水想定図（作図範囲：61）
（出典：「長崎県津波浸水想定図第2版」平成28年10月31日公表 長崎県）

津波災害警戒区域の指定に係る図書（長崎市_82）



第4図 長崎県津波災害警戒区域（作図範囲：82）

（出典：「長崎県津波災害警戒区域図」平成 29 年 3 月 31 日公表 長崎県）



区域：津波浸水想定での区域（浸水深1センチメートル以上）を基本
表示：12.5メートルメッシュごとに基準水位（10センチメートル単位）を記載

6 指定区域内の要配慮者が利用する施設への情報伝達

市は、要配慮者利用施設に対して、当該施設利用者の津波発生時の迅速かつ円滑な避難の確保を図るため、電子メール、インターネットFAX等を用いて、避難に関する情報の伝達を行うものとする。

津波防災地域づくり法に基づく要配慮者利用施設の名称及び所在地[資料編 3-25]

7 指定区域内の要配慮者利用施設の津波災害対策

津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を策定し、津波災害発生時を想定した避難訓練を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

市は、これらの計画の策定、訓練について必要に応じて助言等の支援を行うものとする。

第5節 地震防災対策の実施に関する目標

＜防災危機管理室＞

1 基本的な考え方

市は、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」（減災目標）を定め、県、他の市町及び市民、事業者と協力して対策を推進する。

減災目標の前提となる地震災害は、被害が最大となる「雲仙地溝南縁 東部断層帯と西部断層帯の連動」（南縁連動地震）とし、津波による浸水被害では「長崎県津波浸水想定図 第2版」（平成28年10月31日公表 長崎県）とする。

2 減災目標

人的被害の軽減に大きくつながる対策として①木造建築物の耐震化対策、②急傾斜地崩壊対策、③火災被害対策、④自主防災組織結成促進、⑤津波被害対策の具体的目標値を設定する（第12表）。

第12表 減災目標

人的被害軽減対策		目標	達成時期	主な対策	
①	住宅の耐震化	90%	令和7年度	長崎市耐震改修促進計画に基づき耐震化率を向上	
	市有建築物の耐震化	98.3%	令和5年度	長崎市市有建築物耐震化実施計画に基づき耐震化率を向上	
②	急傾斜地崩壊対策事業着手 (累計)	287箇所	令和3年度	急傾斜地崩壊危険箇所1,017箇所のうち着手箇所数。	
③	火災対策	斜面市街地の車道隣接棟数の増加	1,102棟	令和7年度	斜面市街地において車みち整備事業等により道路等を整備
		老朽危険空き家対策事業による除却(累計)	58件	令和7年度	一定条件を満たす老朽危険空き家の除却及び跡地整備
		平間・東地区土地区画整理事業の進捗(累計)	100%	令和8年度	施行中区域の早期完成、廃止区域の都市基盤施設整備と良好な市街地形成
④	自主防災組織活動カバー率	76.8%	令和7年度	自主防災組織の結成を促進する	
⑤	津波対策	100%	令和4年度	津波ハザードマップ作成着手	

第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

<防災危機管理室>

本市及び本市住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 指定地方行政機関

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
九州管区警察局 (長崎県警察本部)	820-0110	災害時における治安、交通、通信及び県警察相互応援要請に係る連絡調整等警察行政に関する調整
福岡財務支局 (長崎財務事務所)	827-7095	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 (3) 公共事業等被災施設の査定の立会い
九州農政局 (長崎県拠点)	845-7121	災害時における主要食糧の需給に係る農林水産省との連絡調整
長崎森林管理署	0957-41-6911 FAX 0957-41-6913	(1) 国有林野等の森林治水事業等の防災管理 (2) 災害応急用材の需給対策
九州運輸局 長崎運輸支局	822-0010	(1) 災害時における海上輸送の調整及び指導 (2) 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令 (3) 災害時における陸上輸送の調整及び指導 (4) 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 (5) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
九州地方整備局 長崎港湾空港整備事務所	878-5175	(1) 港湾海岸災害対策に関すること (2) 高潮・津波災害等予防に関する港湾海岸計画
長崎海上保安部	827-5134	(1) 人命、財産の救助、並びに天災事変、その他救済を必要とする場合の援助 (2) 法令の海上における励行

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
福岡管区気象台 (長崎地方気象台)	811-4861	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝送及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
九州総合通信局	096-326-7819	非常の場合の有線電気通信及び無線通信の監理
長崎労働局	801-0020 FAX 801-0021	工場、事業場における労働災害の防止及び災害救助に対する援助
九州地方整備局 長崎河川国道事務所	839-9211	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 直轄道路の災害時における交通の確保

2 自 衛 隊

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
自 衛 隊 第16普通科連隊	0957-52-2131 (内) 235	災害時における人命・財産の救援及び応急復旧活動の支援

3 県

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
長 崎 県	824-1111	(1) 県防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3) 水防その他の応急措置 (4) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (5) 被災者に対する救助及び救護措置 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策 (7) その他県の所掌事務についての防災対策 (8) 市町が処理する災害事務又は業務の実施についての援助及び調整 (9) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

4 市

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
長 崎 市	822-8888	(1) 市防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3) 消防、水防その他の応急措置 (4) 市地域内の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (5) 被災者に対する救助及び救護措置 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策 (7) その他市の所掌事務についての防災対策 (8) 市内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (9) 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力等

5 指定公共機関

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
九州旅客鉄道(株) (長崎支社)	827-4088	鉄道施設の防災及び災害救助物資の緊急輸送
西日本電信電話(株) (長崎支店)	893-8059	電信電話施設の保全と災害非常電話の確保
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株)	--	(1) 国内・国際電話等の通信の確保に関するこ と (2) 災害時における通信の疎通確保と通信設備 の復旧に関すること
(株) N T T ド コ モ	826-1617	(1) 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこ れらの施設の保全に関すること (2) 災害時における移動通信の疎通確保と通信 設備の復旧に関すること
K D D I (株)	--	(1) 重要通信の確保に関すること (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被 災通信設備等の復旧に関すること
ソフトバンク(株)	--	(1) 重要通信の確保に関すること (2) 災害時における移動通信の疎通確保と通信 設備の復旧に関すること
日 本 銀 行 (長崎支店)	820-6111	災害時における金融機関の金融緊急措置の指導
日 本 赤 十 字 社 (長崎県支部)	846-0680	(1) 災害時における医療、助産及び死体の処理 の実施 (2) 災害時における各種団体、個人が協力する 活動の連絡調整 (3) 赤十字救援物資の配布 (4) 義援金の募集業務
日 本 放 送 協 会 (長崎放送局)	821-1115	(1) 気象予報等の放送による周知徹底及び防災 知識の普及 (2) 災害時における広報活動

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
西日本高速道路(株) (長崎高速道路事務所)	0957-26-0011	有料道路及び施設の保全防災対策
日本通運株式会社 (長崎支店)	846-2111	災害時に貨物自動車による救助物資等の輸送の確保
九州電力送配電株式会社 長崎配電事業所	0800-777-9424	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給確保 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧
日本郵便株式会社	長崎支店 820-8989 長崎北支店 846-1913 長崎東支店 838-2286	(1) 災害時における郵政事業運営の確保 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別 事務取扱い及び援護対策
西部ガス(株) 供給本部長崎供給部	827-8808	(1) 都市ガスの施設の保全と防災対策 (2) 災害時における都市ガス施設等の応急対策 及び復旧対策

6 指定地方公共機関

ガス供給機関	(1) ガス供給施設の耐災整備 (2) 被災地に対する燃料供給の確保 (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧
バス機関	(1) 被災地の人員輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送対策
鉄道軌道 船舶機関	(1) 鉄道、軌道施設及び航路の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 鉄道、軌道及び船舶関係被害調査及び復旧
報道機関	(1) 気象予報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及 (2) 災害時における広報活動

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災計画

〈まちづくり部・建築部・防災危機管理室・消防局〉

〈基本方針〉

安定・成熟した都市において、人口減少、超高齢社会問題に対応した都市構造の再編を図ろうとする中で生じる都市災害に対して、土地利用計画、都市施設整備、市街地開発事業等を促進することにより災害に強い都市形成を図る。

1 土地利用計画

市は、土地利用計画に際し、都市の発展に伴う無秩序な市街化を防止することで、都市災害を防備し、秩序ある市街化を図るものとする。

(1) 市街化区域、市街化調整区域

市街化区域、市街化調整区域の区域区分は市街地形成に関する基本的な制度であり、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ろうとするものである。したがって区域区分の設定に当たっては、防災性、安全性について十分考慮し、災害に強い市街地形成を目指すものとする。

(2) 用途地域等

用途地域は、建築物の用途及び形態を制限することにより、地域の性格を明確にし、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動の確保を図るものである。このため、土地利用の現況、動態等十分な調査を行い適切な指定に努めるものとする。

(3) 防火地域、準防火地域

防火地域、準防火地域は火災の危険を防止するため都市防火上必要と認められる地域に指定していることから、土地利用の動向等に従い、その適切な指定に努めるものとする。

(4) 用途地域の定めがない都市計画区域及び都市計画区域外の地域

用途地域の定めがない都市計画区域及び都市計画区域外の地域については、土石流や地滑り等の発生による、道路への被害や下流の市街地での土砂災害の防止のために、自然災害の危険性とその影響について調査を行い、適切な対策に努めるものとする。

2 都市施設整備

(1) 道路

道路は、災害時の避難経路となり、火災に対しては、延焼、とび火等を防止する防火帯となり、さらに災害対策活動の交通輸送路としての役割を果たす等の防災上、災害対策上非常に重要な施設である。

このため、次の重点施策により道路整備の促進に努めるものとする。

- ア 災害に強い道づくり（幹線道路の高規格整備）
- イ 都市間道路の整備促進
- ウ 道路ネットワークの強化

(2) 公園・緑地

公園・緑地は、環境の改善、防災の強化、都市景観の形成、レクリエーション空間の提供等多様な役割を有している。防災に関しては、災害時の避難場所、火災・爆発による災害の緩和・防止、災害対策の拠点、自然災害の緩和・防止等の役割を有している。

市は、防災に資する都市公園等の配置・整備を推進していくものとする。

3 市街地開発事業等

市は、都市機能の防災性が低下している既成市街地の機能更新や新市街地における良好な市街地の形成を図るため、市街地再開発事業、土地区画整理事業（長崎駅周辺、東長崎（平間・東）地区）等の整備促進に努めるものとする。斜面市街地においては、斜面市街地再生事業（江平、稲佐・朝日、北大浦、南大浦、水の浦、岩瀬道・立神、立山、十善寺の各地区）や車みち整備事業により、地域住民の居住環境の改善と防災性の向上に資する生活道路等の整備促進に努めるものとする。

また、市内の密集市街地のうち、「延焼危険性」または「避難困難性」が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である「著しく危険な密集市街地」に該当するものが8地区（約95ha）ある。これら8地区を含む斜面地においては、斜面市街地再生事業や車みち整備による生活道路等の整備と合わせ、老朽危険空き家対策事業や木造戸建住宅の耐震補助事業等により、総合的な住環境の改善と防災性の向上に努めるものとする。

4 宅地開発

無秩序な市街化を防止し、良好な市街地の計画的整備を図るために一定規模以上の宅地開発に対しては、許可制度が設けられている。

市は、長崎市開発許可に関する条例等による指導も含め、山手傾斜地の宅地開発に対する防災性及び安全性、その他開発区域内における諸施設の配置等に関する指導の強化に努めるものとする。

5 孤立集落対策

(1) 孤立可能性地区の把握及び情報の収集・伝達体制の整備

市は、島しょ部をはじめ地形、道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、現状の把握に努める。また、仮に孤立した場合においても、情報の収集・伝達体制が確保されるよう、防災行政無線や非常用電源の確保、衛星携帯電話等の配備等情報通信手段の確保に努める。

(2) 避難・救命・救助体制の整備

市は、孤立可能性地区に避難所の確保、備蓄倉庫の整備、救命・救助活動に要する資器材の整備に努める。

(3) ヘリコプター緊急離着陸場等の確保

市は、孤立可能性地区ごとにヘリコプター活用のための離着陸地点、ホイスト地点をあらかじめ選定し、県をはじめ関係機関と情報を共有する。

第2節 風水害・高潮災害予防計画

＜水産農林部・土木部・各総合事務所部＞

＜基本方針＞

河川、道路、橋りょう、海岸、農業施設及び林業施設等の改修・補修等を推進し、また洪水時の浸水想定区域内への迅速かつ円滑な避難等の情報伝達体制を構築することにより、風水害及び高潮災害を未然に防止、又は被害の拡大を防止する。

1 河川又は水路の予防対策

(1) 河川又は水路の予防対策

市は、日頃から河川及び都市下水路の点検・監視を行い、ごみや落葉等の撤去やそれらの詰まりやすい箇所に留意し、必要なものについては改修する等、流域の災害防止に努める。県管理の河川において改修の必要があると判断される場合は、県に要望する。

また、災害の発生に際し、人命、身体、財産に著しい被害を生ずるおそれのある河川及び都市下水路を事前に把握しておき、異常風雨が生じたとき又は河川若しくは水路の水位が上昇したときは、その区域の巡視及び警戒を行う等の監視体制を整えておくものとする。

(2) 浸水想定区域における迅速かつ円滑な避難を確保するための措置

ア 浸水想定区域内への情報伝達

市は、洪水時の迅速かつ円滑な避難の確保を図るため、防災行政無線、広報車等を用いて、避難に関する情報の伝達を行うものとする。

イ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設*への情報伝達

市は、要配慮者利用施設に対して、当該施設利用者の洪水時の迅速かつ円滑な避難の確保を図るため、電子メール、インターネットFAX等を用いて、避難に関する情報の伝達を行うものとする。

※水防法第15条において、浸水想定区域内に位置する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が使用する施設をいう。

洪水浸水想定区域における要配慮者利用施設の名称及び所在地 [資料編 3-24]



第1図 連絡系統

ウ 洪水ハザードマップの作成

市は、指定された浸水想定区域及び市独自に指定した区域における洪水ハザードマップを作成し、市民等へ配布するものとする。

エ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の水害対策

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を策定し、洪水時等を想定した避難訓練を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

また、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置等に努めなければならない。

市は、これらの訓練、計画の策定、組織の設置等について必要に応じて助言等の支援を行うものとする。

オ 浸水想定区域内の大規模工場等の水害対策

浸水想定区域内にあって本計画に定める大規模工場等の所有者または管理者は、浸水防止活動等の訓練の実施、浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置等に努めるものとする。

市は、これらの訓練、計画の策定、組織の設置等について必要に応じて助言等の支援を行うものとする。

2 道路又は橋りょうの予防対策

市は、側溝、暗きよの整備、橋脚の補強あるいは老朽橋りょうの架替、落石、崩土の防止等、道路構造物の長寿命化を図り、計画的にその維持補修を行うとともに、災害の発生や拡大の防止と災害時の交通確保に努めるものとする。

3 農林業施設の予防対策

(1) 農業施設

ア ため池

市は、老朽化の著しいため池を把握し、その管理者に対し、災害対策の啓発指導に当たるとともに、改良等を必要とするため池については、国又は県の助成を得ながら、順次補強事業の推進に努める。又大雨が予想される時は、あらかじめ放水し、ため池の水位を下げる等維持管理を十分するよう指導に努めるものとする。

イ 農道

市は、農道の崩壊等危険箇所を把握し、改良及び補強工事の長期計画を策定し、随時工事の施行に努めるとともに、側溝及び法面の整備に努めるものとする。

ウ 農地保全

市は、急傾斜又は特殊土じょう地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土じょうの流失や崩壊を防止するよう指導に努めるものとする。

(2) 農作物

市は、気象情報に留意した予防措置を講ずるとともに、時期又は作物を考慮した予防措置の指導等を行うように努めるものとする。

(3) 林業施設

市は、林道等の林業施設について、常にその維持管理に注意を払い、局部改良、法面保護等の防災工事を必要とする箇所については、年次計画により、工事施行に努めるものとする。

4 高潮災害の予防対策

(1) 海岸保全施設の整備

市は、海岸の保全対策について、海岸保全区域としての指定を受けている箇所で改良等を必要とする地域を、海岸保全事業実施箇所として計画をたて、随時工事の施行に努めるものとする。

(2) 排水施設の整備

河川管理者等は、下水道整備事業と連携しながら下水排水路や雨水ポンプ場の整備等の都市型水害対策、海岸高潮対策等の整備促進に努めるものとする。

(3) 高潮災害危険区域の把握

市は、堤防の決壊、浸水、越波等による被害が甚大であると予想される高潮災害危険区域の把握に努め、市民等に周知するものとする。

(4) その他

気候変動の影響を踏まえた被害軽減のための対策を検討するものとする。

第3節 緊急輸送活動体制の整備計画

＜水産農林部・土木部・まちづくり部＞

＜基本方針＞

緊急輸送道路ネットワークの指定及びそれに基づく整備を推進し、災害時における人員・物資の輸送を確保することで、災害時の応急対策から復旧・復興までの様々な活動を迅速かつ円滑に推進する。

1 緊急輸送道路ネットワークの整備

市は、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき防災拠点（行政機関、災害医療拠点、指定公共機関、物資集積拠点、輸送施設等）を相互に連絡する緊急輸送道路ネットワークの指定、整備に努めるものとする。その際、輸送路や方法等の多重化・多様化、災害の種別ごとの代替性の確保、及び長崎県の緊急輸送道路ネットワークとの整合性に十分に配慮するものとする。また、指定した緊急輸送道路ネットワークは、関係機関に周知徹底するように努める。

（1） 県の指定する緊急輸送道路

長崎県が指定する緊急輸送道路のうち、本市に係わる道路は次のとおりである。

一次緊急輸送道路		二次緊急輸送道路	
道路種別	道路名称	道路種別	道路名称
高速自動車道	九州横断自動車道長崎大分線	一般国道	324号
一般国道	34号	一般国道	499号
一般国道	202号	主要地方道	香焼江川線
一般国道	206号	主要地方道	野母崎宿線
一般国道	251号	主要地方道	東長崎長与線
一般国道	324号	主要地方道	長崎南環状線
一般国道	499号	主要地方道	神ノ浦港長浦線
主要地方道	東長崎長与線	一般県道	長崎漁港村松線
主要地方道	長崎南環状線	一般県道	奥ノ平時津線
一般県道	長崎式見港線	一般県道	深堀三和線
一般県道	長与大橋町線	一般県道	伊王島香焼線
一般県道	昭和馬町線		臨港道路
一般県道	小ヶ倉田上線		
	臨港道路		

○緊急輸送道路ネットワーク図 [資料編 2-1]

(2) 市の指定する緊急輸送道路

市は、県の緊急輸送道路の指定状況を踏まえつつ、防災拠点と県の緊急輸送道路を繋ぐ道路を市の指定する緊急輸送道路として検討するとともに、早期の指定に努める。

(3) 緊急物資の輸送拠点等の整備

市外からの交通アクセスに優れた施設を、市外からの救援物資の受け入れ拠点として開設するように努める。その際、施設管理者との協定の締結等必要な措置を講じるように努める。また、物資の受け入れ拠点における物資の受け入れ、仕分け、分配、輸送等の管理運営については、専門知識を有する民間の物流業者を活用する。

(4) その他の輸送施設の整備

市は、離島への輸送又は災害時における陸上交通路の寸断を考慮して、港湾施設、漁港施設、ヘリポート等の海上輸送、航空輸送を実施するために必要な施設の整備に努めるものとする。

第4節 火災予防計画

〈消防局〉

〈基本方針〉

防火思想の普及啓発と各種の火災予防対策を定め推進することにより、火災に強い安全な地域形成を図る。

1 防火思想の普及

出火原因のほとんどは火気取扱いの不注意、不始末等の失火によるものである。このため、火災が発生しやすい春季及び秋季に火災予防運動を、年末には歳末消防警戒を実施して火災予防思想の一層の普及を図ることで火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことに努める。

特に、火災予防運動及び歳末消防警戒期間中その他気象の状況等により出火危険が予想される場合は、テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線、有線放送、電光掲示板等による広報活動及び新聞、広報ながさき等の広報媒体を活用して展開する。さらには、各事業所へ防火ポスター等を配布するとともに、年間を通じて、防火講話や合同訓練を行い、災害時における初動対応、初期消火及び避難誘導等の指導を実施し、地域における防火思想の普及を図る。

2 住宅防火対策の推進

(1) 市民防火組織の活動の活性化

火災は、その大部分が一般の住宅から発生しているので、自治会や家庭の主婦を主体に結成している婦人防火クラブ員を対象に具体的な予防知識と適切な初期消火の要領等の指導を行い、地域ぐるみの防火推進を図る。

また、火災予防に関する知識を年少の頃から培って、将来における予防的成果を期待するとともに、幼児、少年少女を介して住宅火災を減少させるという目的をさらに推進するため、幼年消防クラブ及び少年消防クラブの活動の活性化を図る。

(2) 住宅防火対策の推進

建物火災による死者のうち住宅火災による死者（放火自殺者を除く。）が約8割、住宅火災による死者のうち65歳以上の高齢者が約6割を占め、年齢が高くなるにつれて死者発生率も増加している。このことから、この発生防止を極めて重要な課題と捉え、「住宅防火対策」の推進を図るため、一般の住宅の予防査察や、防火の原点は家庭からを合言葉に婦人防火クラブ、地域コミュニティ連絡協議会及び自治会等の協力を得て、火災危険箇所との排除と初期消火要領及び避難体制の確立等について指導を行うとともに条例化した住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

高齢者の防火安全対策については、「ひとり暮らし」の高齢者家庭の予防査察を年間を通じて実施し、「住宅防火」について理解を得るために、就寝場所及び火気の正しい使用方法等の指導を行うとともに、特に防災物品、住宅用消火器等の住宅用防災機器の普及促進を図る。

3 事業所の火災予防

百貨店、旅館・ホテル、興行場、病院、工場等の事業所においては、一般家庭と比較してその火気の種類、規模、使用時間等の点から、はるかに出火の危険性が大きく、かつ一旦出火すると人的被害の拡大が予想されるため、事業所の防火管理者や火元責任者は、より専門的な立場から火気の取扱いの監視、火気使用設備の点検及び消防用設備等の保守管理を行う必要がある。このため、これら防火管理者等に対して防火管理に対する高度の知識、技能を修得するための研修会を開催するとともに特定用途の防火対象物の予防査察を実施して、出火危険箇所の排除、消防用設備等の維持管理の徹底、階段その他の避難経路の確保等、火災の未然防止及び火災による人命損傷防止を図る。また、自衛消防訓練の定期的実施の指導を強化して、自衛消防隊の初期消火及び避難誘導體制の確立を図る。

4 危険物等火災予防

市内の危険物施設のうち、特に危険物を大量に貯蔵し、取り扱う油槽所は、木鉢地区、小ヶ倉地区、土井首地区、京泊地区の4箇所に集中しており、各油槽所の教育訓練等の実施について指導を行い防火・防災体制の強化を図る。又、その他の危険物施設についても、適宜、予防査察等を行い関係法令に基づく位置、構造、設備の維持管理状況及び貯蔵、取り扱いについて指導を行う。

危険物施設の従業員に対して、平常時における保守管理の徹底及び災害発生時の臨機応変な防災体制の確立を図るため講習会及び訓練等を実施する等指導育成を図る。

また、市内の火薬類を取り扱う販売所等の適正な貯蔵及び取扱いを指導し、煙火の打揚げ等においては、事前の立入検査により事故防止に努め公共の安全の確保を図る。

5 林野火災防止

林野火災は、春先から5月にかけて多く発生していることから、広く市民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全を守るため、毎年3月1日から7日まで実施している「春季火災予防運動」と同一期間に「山火事予防運動」として運動を展開する。

市内の林野については、長崎県の森林保全巡視指導員により警戒巡視にあたると共に、国有林、県有林、市有林については、独自にそれぞれの監視員等により警戒巡視を行っている。

なお、特に林野火災多発期には、登山者の多い地域について特別警戒巡視に当る。

6 文化財の火災予防

文化財に指定された建築物については、毎年定期に関係機関と調整し、消防用設備等の点検・整備、防火管理の徹底、自衛消防組織の強化等について指導を行う。さらに、文化財の所在する地域においては、喫煙とたき火を制限するとともに、防火意識の高揚を図る。

文化財防火デーにあたっては、予防査察、報道機関の協力による広報活動、文化財周辺居住者への協力要請、消防隊と文化財関係者及び周辺自治会の住民との合同消防訓練等を実施する。

7 斜面地等消防活動困難区域

長崎市は、斜面地や木造家屋密集地などが多く、消防活動が困難となる区域が比較的多数存在しており、当該区域については、特に延焼危険や地震等における被害の軽減を図る必要があるため、消防局独自に区域を指定し、重点的に警防対策、予防対策を実施する。

- (1) 指定要件
 - ア 斜面地、車両進入不可又は過去の災害から消防活動上危険と判断する区域として消防局長が定めるもの
 - イ 地震時等に著しく危険な密集市街地として国土交通省が定めるもの
- (2) 方針
 - ア 警防対策
 - (ア) 火災、救急及び救助活動に備えた事前計画の策定と訓練による、災害発生の被害軽減
 - (イ) 消防水利設置の推進による、消防力の充実強化
 - イ 予防対策
 - (ア) 消防団、関係団体と連携した訓練及び広報活動の実施による、各種災害の防止及び被害軽減
 - (イ) 防火防災訓練等の推進による、地域住民の防火防災意識の向上

8 水利施設等の整備

火災による被害・軽減を図るため、消火栓及び防火水槽等水利施設の整備に努めるとともに、斜面地等への初期消火用具の整備に努めるものとする。

第5節 地震災害予防計画

〈まちづくり部・建築部・消防局・防災危機管理室・各部共通（施設所有部局のみ）〉

〈基本方針〉

地震災害を予防する基本的対策として都市の防災構造化の促進や、各種応急対策を行うための施設等の整備を進めるとともに、市民への防災に対する備え等の情報を普及啓発することにより、地震災害に対して強い都市形成を図る。

1 地震規模想定

長崎市域において想定する地震規模は、長崎県地震等防災アセスメント調査委員会が示す震度4～6強とする。

2 防災まちづくりの推進

地盤分類、建物分布状況、人口・事業所分布、火気器具使用状況、消防施設等分布、ライフライン分布等の調査を実施し、地震等災害危険性を科学的、総合的に把握するため防災アセスメントを実施し、防災まちづくりを目指すものとする。

3 地震防災に関する災害防止対策

市は、大規模地震等が発生した場合、住民の安全が確保できるよう「災害に強い安全なまちづくり」を進めるとともに次に掲げるものの災害防止対策を定め防災機能の向上を図るものとする。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、橋りょう、港湾施設、漁港施設、ヘリポート、交通管制施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関等の病院のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小・中学校のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 不特定多数の者が利用する公的建造物で地震防災上補強を要するもの
- (11) 津波による被害を防止し避難を確保するための、海岸保全施設、河川管理施設
- (12) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池で家屋の密集している地域の地質防災上必要なもの
- (13) 災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

- (14) 防災行政無線設備その他の設備
- (15) 飲料水、電源等の確保に必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備
- (16) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (17) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
- (18) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (19) 民間の住宅や特定建築物の耐震化の促進対策

4 液状化対策

長崎県地震等防災アセスメント調査によると、市内で液状化による建物被害の発生が想定されていることから、市は、住宅・宅地及び公共施設の液状化対策に努めるものとする。

また緊急輸送道路についても、液状化の被害により緊急輸送活動に支障が生じないように対策に努めるものとする。

(1) 住宅・宅地の液状化対策

ア 戸建て住宅等の敷地内の液状化対策について、住宅・宅地の所有者・建築主等が適切に判断できるように、関係団体と連携し、次のような項目について、知識の普及と啓発を行う。

- (ア) 建築主等の自己責任であること
- (イ) 液状化の仕組み等の知識
- (ウ) 地盤調査や対策工事の手法
- (エ) 地震保険制度等

イ 液状化の判断における地域ごとの危険度について、市は情報を提供し、注意を喚起するために次のような図を作成し、周知を図る。その際、それぞれの図の性質や示された危険度の性質を正しく理解してもらえるよう留意する。

- (ア) 市内の液状化の危険度を示した図（液状化の危険度を、微地形区分図を基に示した図）
- (イ) 長崎県地震等防災アセスメント調査（平成17年度）において5つの活断層地震ごとに作成した液状化危険度の分布図を重ね合わせて表示した図

ウ 液状化の恐れがある地域においては開発や建築を行う場合には、液状化対策に有効な措置を講じるように注意喚起を行う。

エ 埋立地等における地盤災害対策の推進に努める。

(2) 公共施設の液状化対策

市は、各施設の特性を踏まえた国の技術基準の検討結果を踏まえ、市が管理する施設については県と緊密な連絡調整を行い、特に防災拠点施設の液状化対策への対応を検討する。

(3) 緊急輸送道路の液状化対策

市は、市の指定する緊急輸送道路について、その指定後、液状化の危険性について調査を行い、必要に応じて液状化対策を講じるものとする。

5 市民・事業者等への情報発信

(1) 窓ガラス等落下物の安全化

建築物に付属する大型窓ガラス、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル等非構造部材に対する落下防止についての指導を行うとともに、一般住宅に対しては、飛散防止フィルムの活用等、安全対策についてのPRを行う。

(2) 自動販売機の転倒防止

自動販売機の設置にあたり、日本工業規格「自動販売機の据置基準」等に基づき、必要な措置を講ずるよう指導するほか、道路上にはみ出している自動販売機についても指導にあたる。

(3) 家具類の転倒・落下・移動防止対策

関係機関、関係団体等と連携し、家庭や事業所に対して家具類転倒・落下防止対策の必要性、方法、効果等の普及・啓発を図る。

(4) 長周期地震動対策の強化

関係機関、関係団体等と連携し、長周期地震動の危険性や、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く市民や事業者、建物所有者等に周知し、高層階における室内安全対策の促進を図る。

(5) 災害への備えの啓発

市は、市民や事業所に対し、日常の備えや災害時の心得等について、パンフレットや防災週間等を活用し啓発を行う。

ア 日常の備え、災害の心得

(ア) 3日分の食料・水等の備蓄

(イ) 非常持出品の準備、家具転倒防止等家庭内での予防・安全対策

(ウ) 避難所、避難場所の確認

(エ) その他日常の備え、災害時の心得

イ 地震等に関する情報の知識

ウ 過去の災害事例

エ その他防災に関する知識等

オ 普及啓発の方法

(ア) 防災講習会、講演会等

(イ) 報道機関による普及

(ウ) パンフレット等による普及

(エ) その他防災週間等による普及

第6節 宅地及び建築物災害予防計画

＜建築部・土木部＞

＜基本方針＞

災害による危険な区域の指定や、宅地及び建築物の災害予防対策を推進することにより、災害に強い安全な市街地の形成を図る。

1 危険区域の指定

(1) 災害危険区域

市は、長崎市災害危険区域の指定等に関する条例により、次のとおり災害危険区域を指定するものとする。

ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により、昭和57年10月15日以降長崎県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域を除く。）

イ 急傾斜地崩壊危険区域に準ずる危険の著しい区域又は土石流、津波、高潮、出水若しくは地すべりによる危険の著しい区域として市長が指定する区域

2 予防対策

(1) 宅地の予防対策

ア 宅地防災のための調査指導

市は、災害の発生が予想される危険な宅地について、土地所有者、管理者又は占有者に対して、必要に応じ、がけ地等に対する防災対策の指導に努めるものとする。

イ 宅地防災工事のための措置

市は、がけ崩れ等による宅地防災工事のための技術指導を行うとともに、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づく宅地防災工事資金融資制度等の活用により、防災対策の強化を図るものとする。

(2) 宅地造成工事規制区域

市は、宅地を造成することにより、崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれが著しい地域を宅地造成工事規制区域に指定するものとする。

(3) 建築物の予防対策

ア 特定空家等

市は、特定空家等について、関係機関の協力のもとに現地調査を行い、特に老朽度が著しく危険な空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「長

崎市空家等対策の推進に関する条例」に基づき、所有者に対し、改修又は除却等の改善指導を行い、災害の未然防止を図るものとする。

イ 特殊建築物

市は、特殊建築物について、建築基準法及び消防法の規定に基づき、定期的に現場査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対しては、改善を指導し、必要に応じて報告を求めるものとする。

さらに、病院、ホテル、百貨店、集会所等の不特定多数の人が集まる特殊建築物及びその建築設備等については、建築基準法の規定に基づく定期報告制度を利用し、その報告に基づいて所有者等に対して適切な改善指導を行う。

ウ 既存耐震不適格建築物

市は、平成25年5月に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、昭和56年5月31日以前に旧耐震基準で建築された住宅や建築物について、耐震診断の実施及び必要に応じた建築物の地震に対する安全性の向上を図るよう指導を行い、地震に対する市民の意識向上に係る啓発や知識の普及に取り組み、災害の未然防止を図るものとする。

第7節 地すべり、山崩れ、がけ崩れ予防計画

＜水産農林部・建築部・防災危機管理室・土木部＞

＜基本方針＞

地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の土砂災害に対して、それらの危険箇所の把握、予防工事の実施、警戒避難体制の整備を促進することにより、土砂災害による人命等の被害の防止を図る。

1 地すべり、山崩れ、がけ崩れによる危険箇所の把握

住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することが義務づけられたことを受け、長崎県は、調査後の事前縦覧時に結果の公表を行っている。長崎県の調査によると地すべり、山崩れ、がけ崩れの危険箇所が、令和4年4月現在、2,077箇所（急傾斜地崩壊危険箇所1,289箇所、土石流危険渓流箇所617箇所、地すべり危険箇所171箇所）あるとされている。

2 予防対策

(1) 予防措置の指導

地すべり、山崩れ、がけ崩れによる危険箇所の所有者、管理者又は占有者に対して、その維持管理に努めさせるとともに、災害の防止のため必要があると認められるときは、擁壁、排水施設の設置その他必要な措置をとるよう指導を行うものとする。

(2) 崩壊防止工事の促進

民有地であっても、一定の条件を具備する場合は、地すべり防止法等の規定により国等の負担で崩壊防止工事を実施できることから、同工事の促進を図るよう努めるものとする。別表に、崩壊等防止工事採択一覧を示す。（別表1）

3 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「指定区域」という。）については、指定区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他指定区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他指定区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、土砂災害ハザードマップを作成し、警戒避難体制の説明を行い、住民への周知に努める。

4 土砂災害特別警戒区域等における対応

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害特別警戒区域については、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告が行われる。

市は、県と協力しながら、これら土砂災害特別警戒区域に対する対応を進める。

5 土砂災害緊急情報通知時の対応

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、国又は県により、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査(以下「緊急調査」という。)が実施され、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(次項において「土砂災害緊急情報」という。)が、国又は県より市に通知された場合は、避難指示又は避難勧告の発令等の検討を行うとともに、避難情報等を適切に住民に周知し、適切な避難誘導を実施する。

第1表 緊急調査の実施主体及び土砂災害緊急情報の通知先

	緊急調査の実施主体	土砂災害緊急情報の通知先
土石流	国土交通省	長崎県及び長崎市
地滑り	長崎県	長崎市
河道閉塞による湛水	国土交通省	長崎県及び長崎市

○がけ崩れに関する注意事項 [資料編 2-4]

6 指定区域内の要配慮者が利用する施設への情報伝達

市は、要配慮者利用施設に対して、当該施設利用者に関する急傾斜地崩壊等発生時の迅速かつ円滑な避難の確保を図るため、電子メール、インターネットFAX等を用いて、避難に関する情報の伝達を行うものとする。

土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の名称及び所在地 [資料編 3-26]

7 指定区域内の要配慮者利用施設の土砂災害対策

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を策定し、急傾斜地崩壊等発生時等を想定した避難訓練を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

市は、これらの訓練、計画の策定、組織の設置等について必要に応じて助言等の支援を行うものとする。

崩壊等防止工事採択一覧表

法律名	地すべり等防止法
目的	国土の保全民生の安定
事業主体	都道府県
負担区分	県… $\frac{1}{2}$ 国 … $\frac{1}{2}$
地域指定	主務大臣は目的達成のため必要と認めるとき関係都道府県知事の意見を聞き指定する。
採択基準	地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事のうち、総事業費が10,000万円以上で次の各号の一に該当するもの。 1 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川）に被害を及ぼすおそれのあるもの。 2 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの並びにその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 3 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 4 貯水量30,000m ³ 以上の溜池若しくは関係面積100ha以上の用排水施設及び農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの。 5 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。 6 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの（農地5ha以上10ha未満であって、当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。）。
制限行為	地下水を誘致し、停留し増加させる行為、地下水排水施設の機能を阻害する行為、地表水を放流し又は停滞させる行為、その他、地表水の浸透を助長する行為。ため池、用排水路、地すべり防止施設以外の施設工作物の新築改良。 地すべり防止を阻害助長誘発する行為。
その他	県は指定区域の通知を受けた時は関係市町村の意見を聞き地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、主務大臣に提出すること。

法律名	砂防法
目的	国土の保全と公共の安全を保持し、福祉の増進
事業主体	都道府県、国
負担区分	県 … $\frac{1}{2}$ 国 … $\frac{1}{2}$
地域指定	砂防設備を要する土地
採択基準	河川法第3条第1項の河川以外の河川に係る天然の河岸
制限行為	主務大臣の指定した土地において地方行政庁は治水上砂防のため一定の行為を禁止制限する。
その他	砂防設備とは主務大臣の指定したる土地において治水上砂防のため施設するものをいう。

法律名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
目的	国民の生命を保護し、民生の安定と国土の保全
事業主体	都道府県
負担区分	公共施設関連 国… $\frac{4.5}{10} \sim \frac{4.75}{10}$ 県… $\frac{4.5}{10} \sim \frac{4.75}{10}$ 受益者 $\frac{0.5}{10} \sim \frac{1}{10}$ それ以外のもの 国… $\frac{4}{10} \sim \frac{4.5}{10}$ 県… $\frac{4}{10} \sim \frac{4.5}{10}$ 受益者 $\frac{1}{10} \sim \frac{2}{10}$ 公共施設関連とは、被害を受けるおそれのある区域内に河川砂防施設道路（県道以上及び迂回路のない市町村道）鉄道、水道基幹施設がある場合をいう。
地域指定	都道府県知事は目的達成のため必要があると認めるとき、関係市町村長の意見を聞き知事が指定し公示することにより効力が生ずる。 県が公示すると共に関係市町村長へ通知する。
採択基準	①急傾斜地の高さが10m（ただし、災害が発生した地区で、人家又は、公共的建物等に被害のあった箇所については5m）以上あること。

第2章 災害予防計画
第7節 地すべり、山崩れ、がけ崩れ予防計画

	<p>②移転適地がないこと。 ③人家概ね10戸以上（災害の発生した地区では5戸以上）に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。（戸数には公共建物を含む。）</p> <p>採択の限度額 事業費が7,000万円（災害が発生した地区では1,200万円）以上であるもの。</p>
制限行為	水を放流、停滞、浸透を助長する、のり切り、切土、盛土、立木竹の伐採、木竹の滑下又は地引による搬出、土石の採取、集積、その他崩壊を助長誘発する行為 建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域としての指定
その他	

法律名	長崎県急傾斜地崩壊対策事業補助金実施要綱
目的	急傾斜地の崩壊による災害の防止事業を促進する。
事業主体	長崎市
負担区分	<p>県…$\frac{1}{2}$ 以内 単年度で1箇所当たり2,000万円を限度とする。ただし、知事が特に必要と認める場合は2,000万円を超えることができる。</p> <p>市…$\frac{1}{2}$ - 地元負担の額 地元負担の額 … $5/100$ 又は $75万円+1万円 \times 工事施行延長(m)$</p>
地域指定	
採択基準	<p>①地表面が水平に対しておおむね30°をこえる角度でその高さが5mを超える急傾斜地 ②移転適地がないこと。 ③がけ崩れにより著しい被害を受けるおそれのある人家が5戸以上あるもの。 ただし、官公署、学校、病院、旅館等に危害を生じるおそれのある場合はこの限りでない。</p>
制限行為	
その他	

法律名	長崎市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱
目的	がけ地崩壊による危険から住民の生命の安全を確保
事業主体	市 町 村
負担区分	国 …… $\frac{1}{2}$ 県 …… $\frac{1}{4}$ 市町村 …… $\frac{1}{4}$
地域指定	
採択基準	<p>①長崎市災害危険区域の指定等に関する条例第2条第1項の規定により、災害危険区域として指定された区域内に、当該指定の際、すでに建築されている住宅 ②昭和35年9月30日以前に建築された住宅で、長崎県建築基準条例第3条第1項の基準に該当しないもの ③土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域として指定された区域内に、当該指定の際、既に建築されている住宅 限度額 5,185千円 除去費 975千円、建物 4,210千円 土地 960千円 ※建物・土地については資金を金融機関等から融資を受けた場合の利子に相当する額を補助する。</p>
制限行為	
その他	社会資本整備総合交付金要綱等による。

第8節 防災知識普及計画

＜教育委員会・防災危機管理室＞

＜基本方針＞

防災活動を円滑に行うため、市民や長崎市の職員若しくは防災関係機関の職員に対し、災害予防、災害応急対策等の防災知識の普及・啓発等を図ることにより、災害に強い市民及び職員を育成することで災害による被害の防止・軽減を図る。

1 普及・啓発事項

市は、次の事項について住民へ普及・啓発を図る。

- (1) 長崎市地域防災計画の概要
- (2) 風水害、地震等主要災害の概要
- (3) 防災知識
- (4) 気象知識
- (5) 災害心得
 - ア 気象情報等とその対策
 - イ 避難所等及び経路
 - ウ 避難する場合の注意と携帯品
 - エ その他必要事項
- (6) 被災後にとるべき措置
- (7) 過去に発生した風水害、土砂災害等の災害教訓
- (8) その他、住民に周知すべき事項

2 普及・啓発方法

- (1) 防災教育
 - ア 職員に対する防災教育
市は、災害時における適正な災害対策活動の知識、判断力及び行動力を養成するため防災訓練を実施するとともに、講習会等あらゆる機会を通じて職員に自覚と認識を深めさせるものとする。
 - イ 学校教育における防災教育
教育委員会は、学校の実情を考慮して、教職員に対しては、災害時における的確な災害対策活動についての研修を行い、児童、生徒に対しては、災害の程度や発達段階に応じた防災教育を行うものとする。
 - ウ 社会教育における防災教育

市は、住民に対する防災知識の普及、高揚を図るため、防災訓練を実施するとともに、研修会等を通じて災害に対する備えや適正な判断力及び行動力を養うものとする。

(2) 防災広報

ア 印刷物による防災広報

(ア) 広報紙、防災啓発パネル

(イ) 防災パンフレット、防災副読本等

(ウ) 新聞社の協力による必要事項の掲載

イ ラジオ、テレビによる防災広報

放送局の協力による必要事項の放送

ウ 動画、スライド等による防災広報

防災に関する映画、スライド等を学校、自治会、自主防災組織等で上映

エ インターネットによる防災広報

市ホームページ、防災ガイドながさき、長崎市公式LINE等のSNS

オ 災害記録等の作成

記録誌の作成、モニュメント、洪水水位標の設置

(3) 災害伝承（災害体験の継承）

過去の災害、教訓等の紹介、地域イベント等での語り部による講演による語り継ぎ等

【災害伝承の例】

長崎市太田尾町山川河内地区では、江戸時代末期の万延元年（1860年）に発生した土砂災害で亡くなられた方々の供養と災害を忘れないために毎月14日にまんじゅう等を持ち回りで全戸に配る「念仏講まんじゅう」が行われてきた。

このように日常生活に組み込まれた災害伝承が、昭和57年7月23日の長崎豪雨災害では、土石流災害により家屋等に被害が発生したにもかかわらず、自主避難等により一人の負傷者も出さなかったという防災効果をもたらせた。

3 防災に関する心得

(1) 自主防災組織活動等への参加

ア 自主防災組織活動への積極的な参加

イ 防災訓練等への参加

(2) 防災知識の習得

ア 防災講演会、防災パンフレット、テレビ、ラジオ、防災映画等の活用

イ 人工呼吸法、応急手当等の習得

ウ 避難所等の確認及び避難方法等の知識の習得

第9節 防災訓練計画

＜消防局・総務部・各総合事務所・防災危機管理室・土木部＞

＜基本方針＞

多様な防災訓練を計画、実施することにより、市民や市及び防災関係機関の防災対応能力の向上を図り、もって災害による被害の防止・軽減を図る。

1 訓練の種類

(1) 総合防災訓練

市は、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に推進するため、防災関係機関及び地域住民と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

(2) 水防訓練

水防計画に定める訓練を実施するものとする。

(3) 消防訓練

消防技術の練磨及び習熟を図るため、訓練を実施するものとする。

(4) 避難訓練

避難情報の伝達、避難誘導等について訓練を実施するものとする。

(5) 通信訓練

通常業務の通信から、災害が発生した場合に、災害情報を最優先して通信できるよう、また有線途絶時の無線統制、通信内容の確実な伝達等について訓練を実施するものとする。

(6) 動員訓練

休日、夜間等勤務時間外における職員の動員を迅速に行うため、職員に対する情報の伝達、連絡、非常招集等について訓練を実施するものとする。

(7) 災害対策本部運営訓練

付与される状況に対する各班の対応の決定や組織としての目標を明確にした対応計画を作成する図上訓練を実施するものとする。

(8) その他の訓練

各部局の長は、災害時に所掌する分掌事務について、所属職員に周知徹底を図るため年1回以上訓練を実施するものとする。

2 訓練の手法

訓練の実施にあたり、水防訓練、避難訓練等の実動訓練の他、図上演習訓練、ロールプレイング型訓練、ワークショップ型訓練等、様々な手法を用いて、対応力の向上を図るものとする。

3 訓練実施要領

訓練を主催する部局の長は、各訓練参加機関と協議して、あらかじめ訓練実施要領を策定するものとする。

4 県等の実施する訓練への参加

県その他の関係機関が実施する訓練には、積極的に参加するものとする。

5 訓練計画

市は、訓練計画表に示す訓練内容の中から選択して訓練を実施する。(別表1)

訓練は、種類ごとに実施することを原則とするが、種類ごとに実施することができない場合には、総合防災訓練をもって、それに代えることができる。

別表1

種類	主催	実施時期	参加機関	訓練内容
総合防災訓練	防災危機管理室	5月	全長自海長消NT西九関関係自主市民日本 崎上崎地防T部州係婦人自主防市民 部衛保安気象防Tガ電力自治防 局警保安気象団本(株)会(株)会 察隊部台団本(株)会(株)会 一	①水防訓練 ②消防訓練 ③避難訓練 ④通信訓練 ⑤動員訓練 ⑥情報伝達訓練 ⑦災害警備交通規制訓練 ⑧給水訓練 ⑨防疫訓練 ⑩水道施設復旧訓練 ⑪通信設備復旧訓練 ⑫電力施設復旧訓練 ⑬ガス施設復旧訓練 ⑭医療救護訓練 ⑮非常食炊き出し訓練 ⑯海難捜索訓練 ⑰その他の訓練
水防訓練	土木防災課	随時	各消消関自 総合防自 事務防自 所局団会 組織	①水位観測訓練 ②通報訓練 ③動員訓練 ④情報伝達訓練 ⑤災害広報訓練 ⑥避難誘導訓練 ⑦水防工法訓練
消防訓練	消防局	随時	消防局 消防団 消防会 消防クラブ 消防隊 消防学校 等	①消防操法訓練 ②火災防ぎょ訓練 ③救出救助訓練 ④初期消火訓練 ⑤その他の消防訓練
避難訓練	防災危機管理室	随時	防災危機管理室 消防局 消防部 消防局 消防会 消防クラブ 消防隊 消防学校 等	①情報伝達訓練 ②避難勧告指示伝達訓練 ③避難誘導収容訓練 ④非常食炊き出し訓練
通信訓練	防災危機管理室	随時	防災危機管理室 消防局 消防部 消防局 消防会 消防クラブ 消防隊 消防学校 等	①情報収集訓練 ②情報伝達訓練 ③無線通信訓練
動員訓練	総務部	5月	関係部局	①招集訓練 ②参集訓練
本部運営訓練	防災危機管理室	随時	全部局	①付与状況への対応決定 ②組織としての目標を明確にした対応計画の作成

第10節 備蓄物資の整備計画

＜市民生活部・市民健康部・水産農林部・防災危機管理室＞

＜基本方針＞

食料・生活必需品等の備蓄を計画的に推進することより、災害対策活動に必要な物資の早期調達等を可能とし、災害に対して迅速かつ的確な対応体制の構築を図る。

1 食料・生活必需品等の備蓄

市は、「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」（以下、「防災基本条例」という。）に掲げる理念のもと、災害が発生した場合に必要な備蓄物資について、次のとおり整備増強を図る。

（1）備蓄の基本的な考え方

市は、市民が自発的に備蓄に取り組むよう啓発に努めるとともに、災害対策基本法に基づき、市民による備蓄を補完するため、発災初期において生命維持や生活に最低限必要な物資について備蓄するものとする。

ア 市民、市、県の役割及び目標数量の考え方

各主体の役割及び目標数量の考え方は次のとおりである。

（ア）市民

県の防災基本条例で住民による3日分の備蓄が推進されていることから、市民自らが3日以上分の備蓄に努める。

（イ）市

発災直後の被災により自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者3日分（1、2日目は現物備蓄、3日目は流通備蓄により対応）を目標に備蓄に努める。

（ウ）県

市町の備蓄又は調達する物資の補完分として全市町備蓄目標数量の10%分を目標に備蓄（流通備蓄を含む）する。

（2）備蓄目標品目

市は、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な物資を備蓄する。備蓄品目の選定に際しては、要配慮者や女性等に配慮すること、原則として長期保存可能なものであることに留意する。

ア 食料

発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、加熱調理が不要な主食系の食料を中心に備蓄する。また、高齢者やアレルギー疾患へも配慮し、なるべく汎用性の高いものを選定する。（アルファ化米、缶詰パン、レトルトおかゆ、粉ミルク等）

イ 飲料水

飲料水の供給の大部分は、水道事業者等による応急給水によるものとするが、応急給水活動の補完や発災直後用としてペットボトルの飲料水を備蓄する。

ウ 生活用品、衛生用品

防寒対策や避難所での敷物としても利用できる毛布、日常生活に欠かせない簡易トイレ、生理用品、紙おむつ（大人用・子供用）等を備蓄する。

○備蓄品一覧 [資料編 2-5 参照]

(3) 備蓄目標数

市は、目標数の算定にあたり、最大規模を想定することで当該規模を下回る災害（風水害等を含む）の場合にも備蓄物資を融通し合うことができるため、市域に最も大きな被害が見込まれている「南縁連動地震」の被害予測による最大避難者数をもとに備蓄数を算定する。

(4) 備蓄の形態及び事業者との協定

備蓄にあたっては、品目ごとに現物備蓄及び流通備蓄を組み合わせより適した備蓄方法により備蓄する。また、流通備蓄については、災害時に迅速かつ的確に事業者からの物資の供給が行われるよう、平時より事業者との協定締結に努めるものとする。

ア 現物備蓄とする物資

生命維持や生活に最低限必要なもので発災当初の混乱時に必要とされるもの

例：長期保存食、長期保存可能な衛生用品（生理用品、紙おむつ等）

イ 流通備蓄とする物資

使用期限が短い等により現物備蓄に向かないもの、大量に必要となるもの等市で全量を現物備蓄することが困難なもの。

例：消費期限の短い食品、事業者に常にある程度の在庫が見込まれるもの（飲料水等）。

○協定事業者一覧 [資料編参照 2-6]

(5) 保管・管理方法等

物資を保管する備蓄倉庫は、耐震基準を満たしている建物とし、浸水や土砂災害等の被害を受けない場所とするよう努める。また、リスク分散化のため、複数箇所への分散備蓄に努める。

備蓄品の内、食品等で明確な使用期限があるものは、期限の管理を計画的に行い円滑な更新ができるよう配慮する。特に、使用期限が1年を切ったもの等については防災訓練で使用する等有効活用に努め、できる限り廃棄処分とならないようにする。

(6) 災害備蓄並びに資器材の確保計画

市は、次のア～イについて計画に基づき実施する。

ア 主要食料の供給数量の把握

市長は、米穀の応急供給を行うべき事態が生じた場合は、速やかな要請が行えるよう、農林水産省等へ連絡を行い、供給可能数量の把握に努める。

イ 衣料、生活必需品等の確保

衣料、生活必需品については、被災者に対して、常に給与または貸与できるよう備蓄するものとする。

2 避難所設置用資機材の備蓄

市は、避難所を開設するため必要な資機材を指定避難所に配置し、災害時に速やかな開設がなされるように努める。

【避難所開設時に必要な資機材の例】

○毛布	○投光機
○簡易トイレセット、簡易トイレ処理袋	○コードリール
○間仕切り（パーテーション、テント）	○自家発電機
○避難所用マット	○発電機用燃料
○救急医療セット	○避難所運営マニュアル、筆記用具等
○炊出し用品	○手指消毒液
○体温計（非接触型）	○マスク

3 種子・飼料等の備蓄

(1) 種もみ、主要野菜の種子類

市は、災害による生産者の種もみの不足に対処するため、市内農家に対し必要な種子の予備確保に努めるよう指導する。

(2) 飼料

市は、災害により家畜の飼料供給が困難となる地域に対しては、県内飼料業者に依頼し飼料の確保及び備蓄に努めるものとする。

第11節 防災活動用資機材の整備計画

<日本赤十字社長崎県支部・消防局・市民健康部・環境部・各総合事務所・防災危機管理室>

<基本方針>

防災活動用資機材の整備を計画的に推進し、災害対策活動における迅速な資機材活用を可能とすることで、災害に対する迅速かつ効率的な活動実施体制の構築を図る。

1 海上消防資機材等の備蓄

海上消防資機材の備蓄状況は、次のとおりである。

(1) 救助関係資機材

救助用機械、資機材等の整備の概況は次表のとおりであるが、今後さらに機関ごとに検討を加え、整備増強を図る。(別表1)

別表1

救助用資機材一覧表

長崎海上保安部所管

用具	保安部、船舶 長崎海上保安部	巡視船 ほうおう	巡視船 でじま	巡視艇 いきかぜ	巡視艇 こうばい	巡視艇 のもかぜ
救命艇			1			
高速機動艇			1			
ゴムボート		1		1		
フローティング マツト	6					
救命浮環		4	8	2	2	2
救命胴衣	310 (大人用250、 小児用60)	40	289	13	13	12
水中作業衣	2	2	6	2	2	2
もやい索投射銃		1	3	1	1	1
エンジンカッター			1			
鋏打ち銃			3			
携帯発電機	1		1			
投光器			1	3	4	4
ガソリンポンプ		1	1	1	2	
泡沫発生器			4	1		1
泡沫発生剤(1)			700	200		200

油処理剤(1)	360	180	558	90	90	90
ワイヤー (18 mm以上m)			220			
ロープ (34 mm以上m)		300	800			
防火衣		2	2	2	2	2
溺者揚収	1	1	1	1	1	1
ガスマスク		2	8	2	2	2

(2) 消防関係資機材

各施設の消防関係資機材の整備概況は次表のとおりであるが、今後さらに機関ごとに検討を加え、巡視船艇の増強、ガソリンポンプ、各種科学消火剤等の消火資機材の整備増強を図る。(別表2、3)

別表2

海上保安部及び関係船舶の消防一覧表

所属	区分	船名	用途	消防ポンプ	ガソリンポンプ	定けい港
長崎海上保安部		でじま	巡視船	1	1	長崎
		ほうおう	巡視船	1	1	長崎
		こうばい	巡視艇	0	2	長崎
		のもかぜ	巡視艇	1		長崎
		いきかぜ	巡視艇	1	1	長崎
西九州マリン 光和興業		皓鶴丸	曳船兼 消防艇	1		長崎
		朋鶴丸	曳船兼 消防艇	1		長崎
		鶴翔丸	曳船兼 消防艇	1		長崎
		白鷹丸	曳船兼 消防艇	1		長崎
		瑞鳳丸	曳船兼 消防艇	1		長崎
長崎市消防局		かくりゅう	消防艇	2		長崎
合計				11	5	

別表3

機関別防災資機材一覧表

区分		オイルフェンス(m)	防火衣	ガスマスク	酸素マスク	泡沫発生器	設備式消防ポンプ	移動式消防ポンプ	泡沫発生剤(1)	油処理剤(1)	油吸着剤(kg)
木 鉢	全 漁 連	680					1		2,800	840	337
	出 光	460					2		15,200	938	230
小ヶ倉	伊 藤 忠	300					1		700	180	272
	東西オイルターミナル	600					3		10,280	792	410
土井首	大東タンクターミナル	560					1		4,720	2,682	1,194
海 上 保 安 部		300								2,250	150
巡視船	で じ ま		2	4		4	1	1	700		
巡視船	ほ う お う		2	2			1	1			
巡視艇	い き か ぜ		2	2		1	1	1	200		
巡視艇	こ う ば い		2	2				2			
巡視艇	の も か ぜ		2	2		1	1		200		

2 医薬品・防疫用品等の備蓄

災害のために医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失ったような場合、応急的に医療を実施し罹災者の保護を図る必要がある。このため、市は、主要医薬品を別表のとおりあらかじめ確保する。(別表4) また、災害時における防疫措置の徹底を図るため、防疫用薬剤及び資機材を確保しておく。(別表5、6)

別表4

応急用主要薬品在庫表

市民健康部

品名	数量	品名	数量
アクリノール液	若干	サジカルテープ	若干
消毒用イソジン	若干	体温計	4個
ウエルパス	若干	血圧計	4個
消毒用エタノール	若干	ピンセット	2個
膿盆	2枚	トレー(小)	6個
生理食塩水	3本	脱脂綿	若干
布絆創膏	若干	包帯	若干
滅菌ガーゼ	若干		
三角巾	1枚		
シーネ(中)	2本		
カットバン	若干		
綿棒	若干		

別表5

災害用防疫薬品在庫調査表

区分 品目	環境政策課	備考
バイテックス乳剤	180×1本	令和4年4月現在
オルソ(77.0%) クレゾール(10.0%)	20kg×1本	令和4年4月現在
	混合乳剤	

別表6

防疫用資機材整備表

種別	数量(台)	備考
手動式背負式噴霧機	12	噴霧

別表7

救護資機材一覧表

日赤長崎県支部所管
 平成31年3月現在

日赤長崎県支部 災害対策本部 常備救護班	輸送車	救急車	3
		災害救援車	6
		通信指令車	1
	通信機器	特定小電力トランシーバー	20
		アマチュア無線機器（固定）	3
		アマチュア無線機器（移動）	4
		業務用無線機器（基地局）	3
		業務用無線機器（移動局）	39
		衛星携帯電話（車載）	2
		衛星携帯電話（可搬）	3
		災害時優先電話	(固定) 5 (携帯) 5
	非常食炊飯	移動炊飯釜	5
		炊飯袋（ハイゼックス）	20,000
	医療資機材	医療セット	3
	救護所照明	発電機	5
		投光器	5
	救助機器	折りたたみベッド	50
		ヘルメット	30
		NBC防護服（Level C）	12
	救護所設営	天幕	12
		エアーテント	(大) 1 (小) 1
		ドラッシュテント	2
		担架	6
		浄水器	1
NBC災害除染用セット		1	

3 土木建築資材の備蓄

関係部局は、災害復旧対応の際、応急的に必要な工事用特殊車両、セメント、砂利、石材等の資材取扱店を把握しておくものとする。ただし、現地災害対策本部となる各総合事務所又はその組織下となる地域センターについてはあらかじめ下記の救助資器材等を配置するものとする。(別表8)

別表8

救助資器材等

資機材名	数量	資機材名	数量
防災用資機材収納庫	1	つるはし	2
担架(四つ折)	1	ほげ	5
救助ロープ(50m)	1	がんづめ	5
ヘルメット	5	剣先スコップ	1
ナタ	2	強力ライト(ラジオ付き)	3
のこ	3	サイレン付きハンドマイク	2
金てこ(1m)	3	土のう袋	100
木槌	3	杭(1m)	30

第12節 自主防災組織等の育成計画

＜防災危機管理室＞

＜基本方針＞

市民および市内事業所における自主防災組織の設立支援、育成指導、助成等により、防災意識、近隣互助の精神等の高揚を図り、地域コミュニティの連携や地域防災力の強化を促進することにより、災害に強い地域づくりを図る。

また地区防災計画制度については、その活用について検討し、今後の市の体制づくりを充実させることにより災害に強い地域づくりに資するような活用方策を検討する。

1 自主防災組織の規模

市は、自治会等を単位として自主防災組織を育成するものとする。

2 事業

自主防災組織の事業は、次のとおりとする。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 水害等に対する災害予防に関すること。
- (3) 災害時における情報の収集及び伝達、救出、援護、避難誘導等に関すること。
- (4) 火災発生時における初期消火活動に関すること。
- (5) 防災訓練の実施に関すること。
- (6) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (7) 防災活動の中心となる市民防災リーダーの養成に関すること。
- (8) 避難行動要支援者への支援に関すること。
- (9) その他防災活動に必要なこと。

3 育成指導等

市は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

- (1) 育成指導
 - ア 防災組織及び防災計画に関すること。
 - イ 風水害、地震等についての知識に関すること。
 - ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
 - エ 市民防災リーダー養成講座及び研修に関すること
 - オ その他防災に関すること。
- (2) 助成等

助成する防災用資機材は、次の表に記載するものの中から、必要数量を地域における防

災活動を考慮して、600点以内になるように、選択してもらうものとする。

※印の防災用資器材については、必須品目とする。

番号	防災用資器材	点数	番号	防災用資器材	点数	番号	防災用資器材	点数
1	コーンヘッド	3	12	スコップ	16	23	リュックサック	45
2	カラーコーン	4	13	誘導用ライト	16	24	搬送用1輪車	62
3	腕章	6	14	ブルーシート	17	25	脚立	69
4	ウォータータンク	8	15	ベスト	18	26	ホワイトボード	93
5	※懐中電灯	8	16	充電式ラジオ	20	27	救急箱セット	121
6	石見	9	17	バール	21	28	※拡声器	126
7	ヘッドライト	11	18	ガストーチ	21	29	※担架	132
8	折込のこ	12	19	つるはし	23	30	トランシーバー	137
9	鎌	14	20	※避難誘導用ロープ	23	31	災害工具セット	142
10	延長コード	14	21	格納ボックス	40	32	搬送用2輪車	158
11	※ヘルメット	16	22	屋外作業灯	41			

(3) 結成状況

管内別の自主防災組織結成数は次のとおりである。(別表1)

4 多様な活動主体の参加促進

女性や若者、高齢者、障害者等の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性や若者等多様な主体の参画を促進するよう努める。

別表1

自主防災組織地域センター別結成状況

令和4年10月1日現在

地域センター管内	自主防災組織数	結成自治会数 自治会数	組織率 (%)	自主防災組織 世帯数
中 央	238	224	56.8%	34,367
		394		
小 ヶ 倉	10	10	77.0%	2,575
		13		
土 井 首	13	12	85.8%	3,884
		14		
小 榑	15	15	100.0%	1,861
		15		
西 浦 上	57	55	50.9%	9,335
		108		
滑 石	26	25	50.0%	6,534
		50		
福 田	18	16	80.0%	2,263
		20		
深 堀	15	15	100.0%	1,912
		15		
日 見	21	21	70.0%	1,719
		30		
茂 木	23	23	88.4%	2,244
		26		
式 見	16	16	100.0%	1,073
		16		
東 長 崎	39	39	67.3%	9,229
		58		
三 重	23	23	56.1%	2,336
		41		
香 焼	4	4	21.1%	392
		19		
伊 王 島	4	4	100.0%	322
		4		
高 島	5	5	100.0%	214
		5		
野 母 崎	53	53	100.0%	2,061
		53		
外 海	9	10	29.4%	433
		34		
三 和	15	15	79.0%	2,086
		19		
琴 海	27	27	60.0%	1,715
		45		
計	631	612	62.5%	87,665
		979		

○自主防災組織結成一覧表 [資料編2-7]

5 事業所等の自主防災活動

(1) 事業所の自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて、概ね次のものについて行うものとする。

ア 防災訓練

イ 従業員等の防災教育

ウ 情報の収集、伝達体制の確立

エ 火災その他災害予防対策

オ 避難対策の確立

カ 応急救護等

キ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

(2) 外国人を含む来訪者・観光客等に対する支援

地理不案内な来訪者・観光客等が多く利用する事業所等では、自社の従業員の教育に加えて、多言語及びピクトグラムによる避難誘導方法の確立に努める。

また、市は、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所と連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等、外国人を含む被災観光客に対する支援を迅速かつ円滑に行える仕組みについて検討するものとする。

6 民間防災組織との連携

災害時の様々な活動において、地域及び企業の自主防災組織のみならず、既存の関係団体の組織力もまた非常に有効である。このため、市は、民生委員等の民間協力機構や農協、漁協、赤十字奉仕団、PTA、婦人会、青年団等、これらの機構及び団体と、その性格、住民感情、地理的環境等を十分考慮の上、災害時対応において具体的な役割を付与する等、積極的な協力体制の確立に努めるものとする。

7 地区防災計画

平成25年度の災害対策基本法の改正において、防災計画体系の中に、地域コミュニティにおける共助の推進のための「地区防災計画制度」が新たに創設された。本制度は、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援、その他の当該地区における防災活動に関する計画である。

(1) 地区防災計画策定支援に関する体制等の整備

市は、国が公表した「地区防災計画ガイドライン」等を活用し、地区防災計画制度について市民・自主防災組織等への広報に努める。

また地区防災計画の策定を希望する地区・団体へ支援を行えるよう努める。

【地区防災計画の項目の例】

△△地区防災計画	
1	計画の対象地区の範囲
2	基本的な考え方
(1)	基本方針（目的）
(2)	活動目標
(3)	長期的な活動計画
3	地区の特性
(1)	自然特性
(2)	社会特性
(3)	防災マップ
4	防災活動の内容
(1)	防災活動の体制（班編制）
(2)	平常時の活動
(3)	発災直前の活動
(4)	災害時の活動
(5)	復旧・復興期の活動
(6)	市町村等、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携
5	実践と検証
(1)	防災訓練の実施・検証
(2)	防災意識の普及啓発
(3)	計画の見直し

（出典：「地区防災計画ガイドライン（平成26年3月）」内閣府）

(2) 地区防災計画を地域防災計画へ規定することに関する体制等の整備

ア 長崎市防災会議における地域防災計画へ地区防災計画を規定することに関する手続き整備

市は、地域で独自に策定した防災活動計画を、地域の意向を踏まえつつ、長崎市防災会議の判断で、地区防災計画として規定する際の一連の手続きに関して、国のガイドライン等を参考に整備に努める。

イ 計画提案の体制・手続き整備

市は、地区防災計画（案）を長崎市防災会議に提案すること及び、防災会議における地域防災計画への規定の要否の判断、規定する必要があると判断した場合の地域防災計画への規定、規定する必要がないと判断した場合の提案者に対する理由の通知等の、計画提案に関する一連の手続きについての体制や手続き等の整備に努める。

(3) 地区防災計画に基づく活動への支援等に関する体制の整備

地域防災計画に基づく活動と地区防災計画に基づく活動は連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的としていることから、市は、地域防災計画に規定された地区防災計画に基づく活動への行政の支援等について体制の整備に努めるものとする。

る。

(4) 地区防災計画の見直し体制の整備

国のガイドラインでは、地区防災計画は防災訓練等の活動の結果から年1回以上の見直しが大切であるとしており、定期的な見直しを通して、内容が古くなったり、形骸化したりした計画の積極的な修正・廃止等を想定していることから、市は、地区防災計画の実行状況を把握し、必要な見直しについての支援等の必要な措置を行う。

第13節 公共建築物等の安全対策計画

＜各部共通＞

＜基本方針＞

公共施設等の改良・改修の実施によって、公共施設等における災害による被害の発生を未然に防止する。

1 公共建築物の安全化

(1) 公共建築物の耐震化

市は、「長崎市耐震改修促進計画」及び「長崎市市有建築物耐震化実施計画」に基づき、市所有の特定建築物、災害時の拠点となる建築物の計画的な耐震化の推進に積極的に取り組む。

(2) エレベーターの対策

市は、災害時のエレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築するとともに、次の対策に努める。

ア 要配慮者を収容する福祉施設、多数の人が利用する大規模集客施設について、優先的にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性の向上を図る。

イ 他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進させる等、安全性の向上を図る。

(3) 落下物、屋内転倒・移動の防止

市は、建築物に付属する大型窓ガラス、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル等非構造部材に対する落下防止について対策を行う。

庁舎を含む市保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、家具類転倒・落下・移動防止対策を推進する。

(4) 庁舎以外の重要拠点施設の安全対策

市は、市所管施設以外の病院、学校施設、社会福祉施設等の公共性の高い重要施設について、施設利用者の生命安全確保を図るとともに、耐震建築物への改築や、屋内転倒物、天井等非構造部材の落下防止等の対策について啓発に努めるものとする。

第14節 消防団の充実・強化計画

＜消防局＞

＜基本方針＞

消防団の充実・強化を推進することにより、地域の防火防災体制の強化を図る。

1 消防団の充実・強化の推進

消防団は、常備消防とともに地域における消防防災の中核として災害時の救出救助、消火活動及び住民の避難誘導等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかし、近年、消防団員数の減少、被雇用者化、平均年齢の上昇等の課題を抱えている。

このため、市は、以下の観点から消防団の充実・強化を推進し、地域防災力の向上を図る。

(1) 消防団員の確保

市は、消防団員を確保するため、消防団と地域住民が連携した防火防災訓練の実施を推進し、消防団に対する住民の理解を深めるとともに、事業所への協力要請等による入団促進と活動しやすい環境づくりを推進する。

(2) 防火防災訓練における消防団の役割

市は、(1)に規定する防火防災訓練を推進するにあたっては、消防団が地域住民の指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 資機材等の整備

市は、消防団の災害活動に必要な資機材及び安全装備品の充実を図るほか、老朽化した消防団格納庫の建替え、消防ポンプ自動車等の代替、その他消防資機材の整備を計画的に進める。

(4) 消防団員の活動能力の向上

市は、消防団員の活動能力の向上を図るため、消防学校等における教育訓練を受ける機会を与えるよう努めるとともに、応急手当、救出・救護等消防団活動に必要な知識及び技術を習得させるための教育訓練を計画的に行うものとする。

(5) 消防団員の安全確保

市は、消防団員の災害活動時における活動マニュアルを作成し、災害時の現場活動等における消防団員の安全確保に努める。

第15節 避難環境の整備計画

〈建築部・各総合事務所・消防局・教育委員会・防災危機管理室〉

〈基本方針〉

災害が発生、または発生するおそれがある場合において、市民が安全に避難できるよう、指定緊急避難場所や指定避難所の確保や避難誘導體制の整備を推進し、安全避難の環境整備を図る。

1 指定緊急避難場所・指定避難所・拠点避難所

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所・拠点避難所の定義

ア 指定緊急避難場所

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れる居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）のための避難場所として、洪水や津波等異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす場所。

イ 指定避難所

災害の危険性があり避難した居住者等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または被災により家に戻れなくなった居住者等（以下「被災住民」という。）を一時的に滞在させるための施設。

ウ 拠点避難所

指定避難所のうち、行き先がない被災住民が、仮設住宅等に入居するまでの長期にわたり、避難生活を送るための環境・設備を備えた指定避難所

(2) 指定緊急避難場所の指定

市は、小・中学校のグラウンド、公園、広場その他の公共の空地を指定する。ただし、一定の区域内に公共の空地がない場合は、民間の空地を指定することができるものとし、その際は、管理者の同意を得るものとする。

なお、指定緊急避難場所の指定基準は原則として以下のとおりであり、地域の実情を勘案したうえで指定を行う。

【指定緊急避難場所の指定基準】

- 原則として、公共の空地であること
- 発災時等に、居住者等に空地を解放できること
- 土砂災害特別警戒区域に所在しないこと

指定緊急避難場所として指定している場所については、防災機能の強化に努める。

(3) 指定避難所の指定

指定避難所の指定基準は原則として以下のとおりであり、地域の実情を勘案したうえで指定を行う。

【指定避難所の指定基準】

- 原則として公共施設であること。ただし、地域によって適した公共施設がない場合や地理的な条件を踏まえ、施設の管理者の協力を得られた場合は、民間施設を指定することができる
- 周辺の指定避難所の配置状況を勘案し、適正な場所であること
- 被災住民を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること
- 速やかに、被災住民を受け入れ、滞在に必要な環境・設備が確保されること
- 土砂災害特別警戒区域内に位置せず、災害の影響が比較的少ない場所にあること
- 車両等による輸送が比較的容易な場所にあること
- 主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所等については、さらに以下の3項目の対策が講じられていること
 - ・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること
 - ・災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること
 - ・災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること

なお、避難の状況により指定避難所だけでは被災住民を収容不可能な場合には、最寄りの指定避難所に指定されていない公共施設（学校、幼稚園、保育所等）を使用して臨時避難所を開設することができる。

(4) 指定避難所等の備蓄物資及び設備の整備

市は、指定避難所等に必要な次の設備等をあらかじめ整備し、または必要なとき、直ちに配備できるよう準備に努める。

- ア 食料、生活必需品
- イ 非常用電源の配置とその燃料
- ウ 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等
- エ 毛布、マット、冷暖房器具
- オ 災害情報入機器（被災者用テレビ、ラジオ等）
- カ 空調、洋式トイレ等ユニバーサルデザインに配慮した環境・設備
- キ プライバシーの保護、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮した環境

(5) 指定緊急避難場所等の周知

市は、多言語及びピクトグラムによる指定緊急避難場所等の表示や一覧の配布、指定緊急避難場所を記載した各種ハザードマップ等の公表・配布、指定避難所看板の設置等により、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難方法等について、市民等への周知徹底を図る。

(6) 拠点避難所の配置及び選定

公共施設マネジメントにおけるコミュニティ活動施設の考え方により、原則、中学校区あたり1か所配置するが、学校の統廃合によって学校区が変更される場合は、地域コミュニティ活動状況などの地域の実情を考慮し、拠点避難所を配置する。

なお、施設の選定にあたっては、次の考え方に基づくものとする。

- ア 指定避難所であること
- イ 各種災害の影響が少ない施設であること
- ウ 市有施設であること
- エ 地域とのコミュニティ活動施設を原則として選定することとし、コミュニティ活動等で地域に中核的に使用されており、地区の中心に位置する施設を優先する。
- オ 公共施設マネジメントにおける施設の将来の方向性と整合が図れる施設とする。

(7) 拠点避難所の設備の整備

市は、拠点避難所に必要な次の設備を整備する。

- ア 発災直後から避難所としての基本的機能を維持できる施設とするための設備
 - (ア) 新耐震基準適合
 - (イ) 窓ガラスの耐震対策
 - (ウ) 非常用発電機（収納庫含）
- イ 避難者の健康・衛生面を維持する設備
 - (ア) 空調
 - (イ) シャワー
 - (ウ) 洋式トイレ
 - (エ) 調理設備
- ウ 高齢者等にも利用しやすい環境を整えるための設備
 - (ア) 段差解消
 - (イ) バリアフリートイレ（高齢者障害者等用便房）

2 地域避難所

(1) 地域避難所の定義

施設の安全性が事前に確認され、被災住民を必要な間滞在させる指定避難所以外の施設で、地域と施設管理者の合意に基づき、地域で自主運営する施設

(2) 地域避難所への支援

- ・市は、施設の安全性等必要な助言を行うものとする。
- ・地域の判断で地域避難所を開設した場合、市へ報告が行われることで、市は認知する。
- ・公的支援としては、指定避難所への物資供給が可能となってから必要に応じ、指定避難所の運営に準じた支援を行うものとする。

3 民間宿泊施設

市は、災害時に被災した要配慮者等に、ホテル、旅館等の民間宿泊施設を提供するよう、施設管理者に協力を要請することができるものとする。

4 不特定多数の者が利用する施設での避難

(1) 管理者の措置

デパート、劇場、駅、観光施設その他不特定多数の者の集合する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、外国人を含む多数の居住者等の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするように努める。

津波浸水の恐れのある地域では、高台や建物の上層階等安全な場所へ迅速に避難するという津波避難の原則に即した計画、訓練となるよう配慮する。

(2) 管理者に対する要請

警察、消防局においては、デパート、劇場、駅、観光施設その他不特定多数の者の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等の事前対策促進を要請する。

第16節 防災活動拠点の確保計画

＜市民生活部・防災危機管理室・環境部・各総合事務所＞

＜基本方針＞

災害の発生に対して、様々な防災活動の拠点となる施設への整備を計画的に推進することにより、災害発生時活動可能な場を確保し、迅速かつ的確な対応体制の構築を図る。

1 防災活動拠点の整備

(1) 市庁舎の防災拠点としての機能確保

ア 市庁舎は、災害時の防災拠点として、災害対策本部機能、帰宅困難者等の一時的な避難場所の機能、備蓄等の機能を十分に発揮できるものとなるよう、各機能の確保に努めるものとする。

イ 災害対策本部機能を確保するため、災害対策本部室、災害対策本部会議室、防災行政無線室の維持・充実に努めるものとする。

ウ 帰宅困難者等の一時的な避難場所の機能確保のため、エントランスホール、庁舎前広場、多目的スペース等の空間を活用するものとする。

エ 備蓄機能確保のため、非常食、飲料水、排便袋、生理用品、成人用オムツ、乳幼児用オムツ、間仕切、毛布等防災用資機材等の備蓄に努めるものとする。

オ ライフラインの確保するため、国が策定する「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」において災害対策の指揮、情報伝達等のための施設に求められる構造体・建築非構造部材・建築設備に係る基準の維持に努めるとともに、自家発電設備（3日分以上の容量）及び給水復旧までに必要な水量の確保並びに汚水貯水槽の機能維持に努めるものとする。

カ 災害時の避難経路の確保や防災・災害情報の発信のため、建物内外の避難経路の確保、市民等への迅速かつ的確な情報発信、情報コーナーでの防災情報の発信に努めるものとする。

(2) 拠点施設の停電対策

市は、拠点施設等として位置付けられた公共施設においては、自家発電設備の定期的な整備やポータブル発電機の導入を検討する。加えて、停電時に発電・電力供給等の自立機能の発揮が可能な太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを利用した電源及び蓄電池（電気自動車等）、コジェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進するとともに、自治体や事業者等が連携し、各地域における真の地産地消型エネルギーシステムの展開に向けた取組を推進する。

(3) コンピューター等の安全対策

市は、災害発生時に庁舎内のコンピューター等の停止や破損によるデータの消失や復旧業務の遅れを防止するため、平常時より、データのバックアップ及び適切な保管を行うとともに、速やかな再稼働、システム復旧を図ることのできる体制の構築に努める。

第17節 情報通信の確保計画

＜防災危機管理室・秘書広報部・総務部・市民生活部＞

＜基本方針＞

災害時の情報通信連絡体制を確保するとともに、あらゆる手段で市民への情報提供を行うための情報提供体制の構築を図る。

1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

(1) 情報通信機器の整備

災害時に被害状況を迅速かつ的確に収集するとともに、住民等に情報を迅速かつ正確に広報するために、必要な情報通信機器の整備を図るものとする。すでに整備された機器については、災害時において確実に機能するように適切な維持管理に努めるものとする。

(2) 防災行政無線の整備

ア 現在、拡声受信装置 470、拡声受信装置スピーカー延長 49、戸別受信機 5,703、I P無線機 75 台がある。

イ 長崎県防災行政無線の端末局を消防局に設置している。その他市域内の設置箇所は、次のとおりである。

【設置箇所】

○長崎海上保安部 ○長崎地方気象台 ○日本赤十字社長崎県支部

(3) 防災気象情報等の収集体制の整備

ア 長崎地方気象台からは、気象庁ホームページ等により、防災気象情報及び、観測実況値等を収集している。

イ 次のインターネットシステム等により、河川水位情報、雨量情報等の情報収集を行っている。

【システム名称】

○河川情報センター「川の防災情報」 ○「長崎県河川砂防情報システム」
○「防災情報提供システム」

(4) 防災情報システムの整備

災害時に市の各部が災害情報を共有化するとともに、インターネットを通じて、避難に関する緊急情報等を市民に提供するため防災情報システムを運用する。

(5) 情報通信体制の整備

災害時に使用する情報通信機器の操作等に日頃から習熟するとともに、防災訓練等の機会をとらえて実際に情報通信機器を使用した情報通信に関する訓練を実施することにより、災害時に適切な操作をできるようにしておく。

また災害時における情報通信活動を適切に実施するために、情報通信機器の操作、情報通信の手順や内容、通信内容の様式化等、情報通信に関する活動マニュアルを整備しておくものとする。

(6) 多様な情報収集方法の構築

被害情報や災害情報の収集について、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等の様々な手段を用いた情報収集方法の構築に努める。

2 災害情報収集・調査体制の整備

(1) 災害情報の収集・報告体制の整備

情報通信機器を使用して行われる、市災害対策本部の組織内、又は国や県、防災関係機関との情報収集・報告活動について、その情報の内容、手順、様式、使用機器等を整理し、マニュアルを整備しておくことにより、的確な災害時の情報収集・報告体制を整備する。

(2) 提供する情報内容の整理

市民等に対し、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう、情報内容や様式等の事前準備に努める。

3 市民等への災害広報・広聴体制の整備

(1) 市ホームページの整備

災害発生時には、市民からの市ホームページへのアクセスが集中し、動作の遅延やシステムダウン等の不具合が予想される。このため、災害時応援協定に基づくホームページの代理掲載等を利用し、アクセスの分散を図るとともに、災害時の広報のためのホームページについて、作成手順やその内容について事前に検討しておく。

(2) あらゆる情報提供手段の活用

各種テレフォン案内（災害情報案内、防災行政無線放送内容案内、医療情報案内）、エリアメール・緊急速報メール、防災情報メール、ヤフー防災アプリや、SNS等の新たな情報提供ツールを活用し、迅速な災害時の情報提供体制を構築する。

(3) 広報掲示板の活用

災害時の市民への情報発信の一つとして、市内広報掲示板の活用方法を検討する。

(4) 広聴体制の整備

災害時に迅速に広聴体制を構築できるように、多言語による窓口の設置等の体制を事前検討しておくものとする。

4 市民相互の情報連絡等の環境整備

(1) 市民相互間の安否確認手段の普及・啓発

市民に対し、災害用伝言ダイヤルや市民安否掲示板等、市民相互間の安否確認手段の普及・啓発に努める。

【安否確認手段の例】

- 災害用伝言ダイヤル「171」を利用する。
- 公衆電話を利用する。
- 遠隔地の親戚等に連絡の中継点となってもらう。
- 携帯電話の災害用伝言板を利用する。
- 市民安否掲示板を活用する。

第18節 医療・保健に係る災害予防計画

＜市民健康部・消防局＞

＜基本方針＞

災害による市民の生命及び身体への危険に対して、医療施設の災害に対する安全性の確保、災害時医療体制の整備、災害時の救急患者の搬送体制の確保や医薬品等の安定供給等を推進することにより、災害時における市民の生命及び身体の安全性の向上を図る。

1 医療施設の災害に対する安全性の確保

- (1) 市は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者（開設者）が実施する次の事項に関し、必要に応じ、消防局及び建築指導課と連携して助言を行う。
 - ア 医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること
 - イ 医療施設の施設や設備等の常時点検を行うこと
 - ウ 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと
 - エ 災害時の医療活動の実施、入院患者の避難方法、新たな入院患者の受入れへの対応等について定め、職員への教育を行うこと
必要に応じて、入院患者の移送先医療施設や避難経路を確認するとともに、移送先医療施設と受入れ体制等の調整を行うこと
津波浸水の恐れのある地域においては、必要に応じて、自治会、自主防災組織、NPO等の協力を得て避難等安全確保の方法を定めること
 - オ 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること
- (2) 市は、医療施設の管理者（開設者）に対して、医療施設における消火設備、警報設備、避難設備等の整備保全及び電気器具の適切な管理について消防局と連携して助言する。
- (3) 市は、放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物を取扱う医療施設の管理者（開設者）に対して、災害の発生時におけるこれらの物の取扱いについて指導する。

2 災害時医療体制の整備

- (1) 市内における体制整備
市は、県と連携して、災害時における医療体制の確保を図る。
- (2) 地域の医師会との連携
市は、災害時における医療の確保のため、地域の医師会との協定の締結等により、連携の強化を図る。
- (3) 災害拠点病院との連携
市は、県が指定する5か所の災害拠点病院と連携し、災害時医療体制の強化を図る。

第2表 災害拠点病院一覧表

区分	二次医療圏名	病院名
基幹災害医療センター		独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
		長崎大学病院
地域災害医療センター	長崎	長崎みなとメディカルセンター
		済生会長崎病院
		日本赤十字社長崎原爆病院

(4) 災害時情報網の整備

市は、国の広域災害救急医療情報システム（コンピューター等を利用し、災害時に医療施設の診療機能等の迅速な把握が可能な救急医療情報ネットワーク）により、県・他の市町・保健所・医療施設間等の災害時における情報の収集及び連絡に努めるものとする。

3 災害時における救急患者の搬送体制の確保

- (1) 市は、災害時における救急患者の搬送のため、平常時から緊急輸送機関と協議の上、陸路・海路・空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。
- (2) 市は、災害時における救急患者の搬送のため、平常時から警察、市内の交通機関等と必要な調整を行う。

4 個別患者に係る防災体制の整備

(1) 人工透析

市は、クラッシュ症候群による急性腎障害患者や災害時の人工透析医療を確保するため、県及び市内の透析医療機関と協力するものとする。

(2) 難病等

市は、難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する災害時の医療を確保するため、県の実施する難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に協力する。

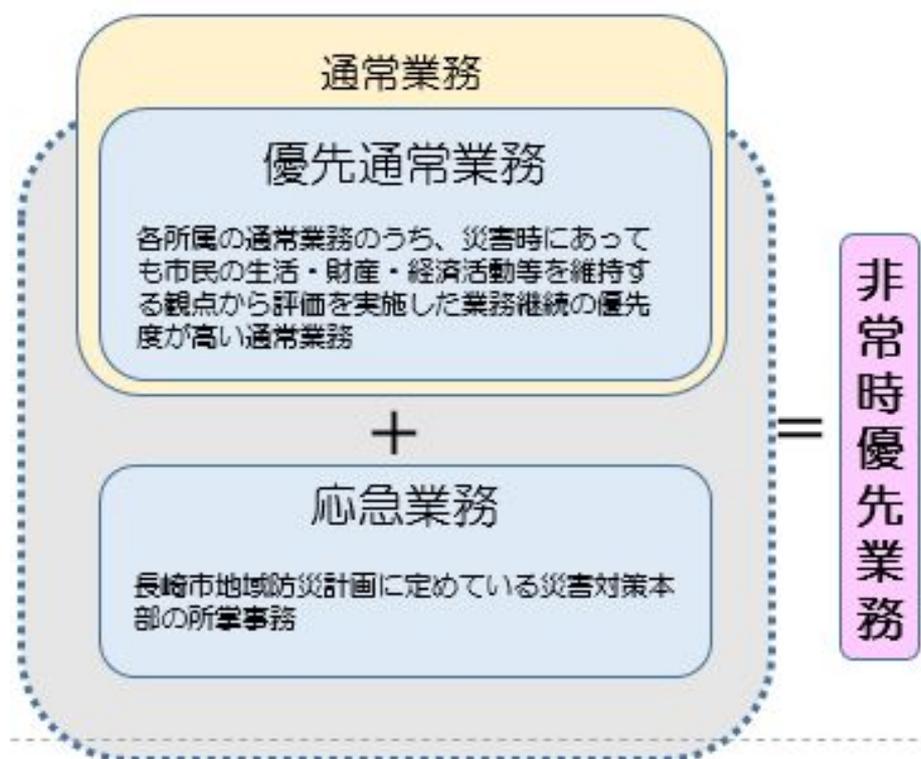
第19節 業務継続計画

＜防災危機管理室・各部共通＞

＜基本方針＞

大規模地震の発生など市民の生活に重大な影響を及ぼす事案の際は、行政自身もヒト、モノ、情報など利用できる資源に制約を受け、業務の継続が困難となるおそれがあることから、業務継続に必要な資源の確保・配分等の措置を事前に講じておくことにより、非常時においても適正な業務の執行を図ることを目的として計画する。

図1-1 非常時優先業務のイメージ



1 業務継続計画の基本事項

(1) 想定する危機事象及び被害想定

想定する危機事象については、「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」で想定されている最大震度6強の地震とする。また、被害想定についても同報告書に基づくものとする。

なお、その他災害については、本計画を準用するものとし、必要に応じて、災害別に業務継続のあり方について整理するものとする。

(2) 非常時優先業務の内容

本計画では、応急業務と通常業務について、その緊急性及び受容性を評価した上で、応急業務及び優先通常業務を「非常時優先業務」として位置付ける。

ア 応急業務

長崎市地域防災計画に定めている災害対策本部の所掌事務を「応急業務」とする。

イ 優先通常業務

各所属の通常業務のうち、災害時にあっても市民の生活・財産・経済活動等を維持する観点から評価を実施した業務継続の優先度が高い通常業務を「優先通常業務」とする。

(3) 非常時優先業務の評価基準

非常時優先業務については、次の評価基準に基づき、優先すべき業務を選定することにより、人的・物的資源の確保に努めるものとする。

なお、非常時優先業務の評価結果については、別途定めるマニュアルに記載するものとする。

優先順位	評価基準
S	発災後3時間以内に業務に着手しなければ、市民の生命・財産・経済活動等に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
A	遅くとも発災後1日以内に業務に着手しなければ、市民の生命・財産・経済活動等に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
B	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しなければ、市民の生命・財産・経済活動等に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
C	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しなければ、市民の生命・財産・経済活動等に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
D	遅くとも発災後1か月以内に業務に着手しなければ、市民の生命・財産・経済活動等に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務

(4) 業務継続の考え方

ア 長崎市の行政機能が著しく低下することによる市民の生命・財産・経済活動への支障を最小限に抑えるため、応急業務と合わせて、災害時であっても中断がゆるぎされない非常時優先業務の継続及び早期の再開に努める。

イ アの実現を図るため、人的・物的資源の確保に努める。

ウ 業務遂行に必要な資源は、選択と集中による配分を行う。

エ アの実現を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止・縮小する。

(5) 業務継続計画の職務代行

首長不在時の明確な代行順位については、次のとおりとする。

ア 第1順位 第1順位の副市長

イ 第2順位 第2順位の副市長

ウ 第3順位 総務部長

エ 第4順位 企画財政部長

(6) 非常時優先業務の指揮命令系統の確立

非常時優先業務の指揮命令系統は、応急業務については地域防災計画第3章第1節組織計画に基づき行い、優先通常業務については、通常の指揮命令系統とする。

(7) 業務継続のための確保すべき資源

ア 人的資源の確保

執務時間外に災害が発生した場合、非常時優先業務に必要な要員がどの程度参集できるか予測し、適正な再配置を行う必要があることから、(3) 非常時優先業務の評価基準及び次の項目に基づき、確保すべき人的資源を明確し、詳細については別途定めるマニュアルに記載するものとする。

(ア) 自宅から勤務地までの距離に基づく職員参集時間の想定

- a 実質的な通行距離＝直線距離×1.5とする。
- b 地震直後の道路の通行困難等を勘案し、時速3kmとする。
- c 家族の安否確認等の時間を考慮し、一律0.5hを加える。

(イ) 職務履歴・資格による人的資源の再配置想定

(ウ) 受援計画に基づく応援職員の想定職員参集体制

イ 代替庁舎の確保

災害対策本部機能を維持するための代替庁舎については、本館が使用できない場合は、消防局を想定し、現地災害対策本部が使用できない場合は、移設場所を想定して地域防災計画第3章第2節に定めている。

しかし、災害対策本部機能だけでは、市民の生活・財産等に生ずる支障を最小限に抑えることができないことから、限られた資源の中で、本庁舎機能の最低限の維持確保を最優先するため、文化施設などの公共施設のうち、耐震化、スペース、市民の利便性を考慮し、次のとおり代替庁舎を選定する。

(ア) 第1候補：長崎市民会館

(イ) 第2候補：ブリックホール

また、新たに庁舎の建て替えを行う場合などについては、非常時優先業務を円滑に行うために必要な機能を有するなど防災安全性の向上に十分配慮するものとする。

なお、全庁舎の耐震、電気、上下水道等については、非常時優先業務の迅速・的確な遂行のため、現状を把握し、詳細については別途定めるマニュアルに記載するものとする。

ウ 情報システム

業務の遂行及び災害時の被災者支援や住民対応に必要となる重要な行政データの喪失を防ぐ方法、並びに非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するために必要となる情報システムの復旧行動等を明確にし、詳細については別途定めるマニュアルに記載するものとする。

(ア) データバックアップ方法などの想定

(イ) 応急業務に係る行政データ活用の想定

(ウ) 優先通常業務に係る情報システム復旧行動の想定

2 業務継続体制の向上

大規模災害が発生した場合、地域防災計画やマニュアル等に基づき、職員は自律的に行動することが要求される。

そのため、職員一人ひとりが当事者意識を持ち、平時より業務継続体制の向上を図っていくことが重要である。

(1) マニュアル等の整備

大規模災害から市民の生命・生活・財産等の保護を図るためには、各所属における非常時優先業務の的確な遂行が不可欠である。

そのため、各所属においては、「何時」、「誰が」、「どう行動する」といった、時間経過とともに行うべき業務を「タイムライン」として具体的に定めるなど、マニュアル等の整備を行うことにより、緊急時に迅速・的確に非常時優先業務が実施できるよう努めるものとする。

また、責任者が不在の場合や他部局の応援職員が使用することを想定し、円滑に業務ができるよう記述する。

(2) 教育・訓練の実施

職員の対応能力の向上を目的に、業務継続の考えを加味した訓練を実施する。また、国内で大規模災害が発生した場合に派遣する応援要員の経験を通じ、業務継続に対する知見の蓄積を図る。

(3) 計画の点検

業務継続計画は、一定の前提を踏まえて検討するものであるから、検討結果を踏まえても完全な体制が構築できるとは限らない。また、社会的な外部環境の変化や組織の改編等により、職員や庁舎などの資源も絶えず変化する。

発災時に実際に機能する計画とするために、継続的に計画の点検・見直しを行い、業務継続体制の向上を図る。

点検・見直しは、以下のタイミングで実施する。

ア 想定する危機事象や被害想定の変更時

イ 地域防災計画の改正時

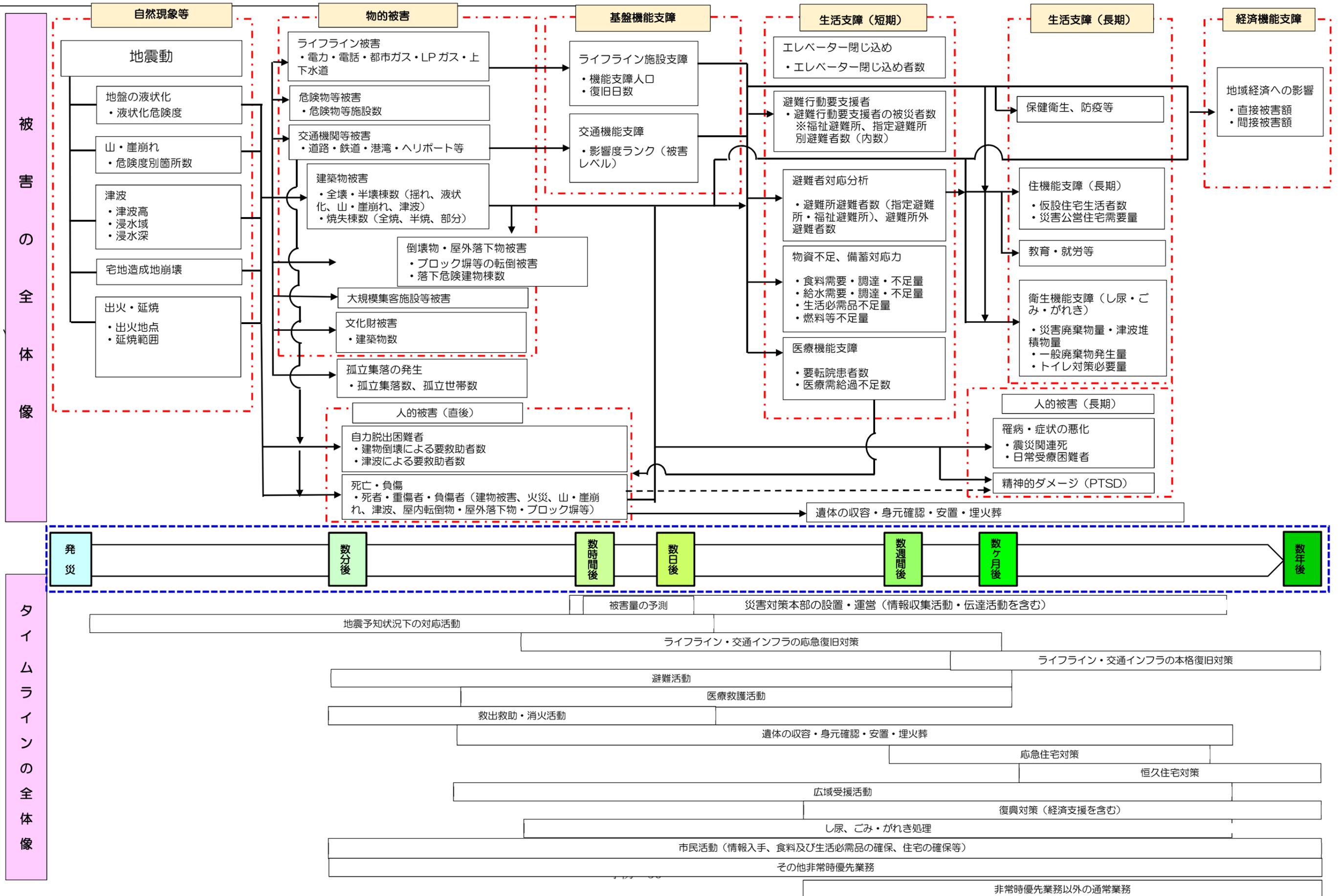
ウ 組織改編時

エ 訓練、災害対応等で業務継続体制の課題が明らかになった時

3 事業継続計画の策定支援

市は、災害時において、企業等の事業活動の被災を最小限に抑え、早期の復旧、活動の継続を図るため、県及び事業者団体等と連携し、市内事業者の事業継続計画の策定を支援する。

別表「被害想定及びタイムラインの全体像」



第3章 風水害等応急対策計画

第1節 組織計画

＜各部共通＞

＜基本方針＞

市は、市内に大雨、台風、土砂災害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の状況や気象予警報等の状況により災害対策本部等を設置し、あらかじめ定められた分掌事務に基づき適切な応急対策活動を推進しする。

1 長崎市防災会議

(1) 長崎市防災会議の任務

災害対策基本法及び長崎市防災会議条例に基づき、本市の地域に係る防災に関する基本方針を決定するとともに、本市の業務、本市地域の公共的団体及びその他関係機関の業務を包括する地域防災計画を作成し、その推進、災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡調整を図ること等を任務とする。

(2) 長崎市防災会議の開催

長崎市防災会議は定期又は必要に応じて開催するものとする。

2 長崎市災害警戒体制

長崎市災害警戒体制（以下「災害警戒体制」という。）は、大雨注意報及び洪水注意報等の発表により各種災害の発生が予測される時は、市長の指示により災害情報の収集、伝達及び連絡体制をとるため、警戒本部設置前の段階として危機管理監が設置する。

(1) 災害警戒体制の設置及び廃止

ア 設置

危機管理監は、災害警戒体制を設置する必要があると認めるときは、市長に報告し、その指示により災害警戒体制をとる。

イ 廃止

危機管理監は、予想された災害の危険が解消したと認めるときは、市長に報告し、その指示により災害警戒体制を廃止する。

3 長崎市災害警戒本部

長崎市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）は、災害が発生するおそれのある各種の気象警報の発表又は長雨期における大雨注意報等の発表により、各種災害の発生が予測される時、又は震度4の地震が観測されたときに、市長の指示により災害対策本部設置前の段階として危機管理監が設置するもので、各関係機関等の協力を得て、災害情報の収集、応急対策等防災体制の確立を図ることを任務とする。

- (1) 災害警戒本部の組織及び運営
- ア 組織及び分掌事務
- (ア) 災害警戒本部の組織及び分掌事務は、別表1、3とする。
- また、震度4の地震が観測されたときは、地震配備とし、その組織及び分掌事務は別表2、4とする。
- (イ) 災害警戒本部に本部長、班長及び班員を置く。
- (ウ) 本部長には危機管理監とし、班長を別表1に掲げる者、班員を担当課等の職員とする。
- (エ) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援等、特に体制を強化する必要があると認めるときは、必要に応じ、班及び班員を増加できるものとする。
- (2) 災害警戒本部の設置及び廃止
- ア 設置
- 危機管理監は、災害警戒本部を設置する必要があると認めるときは、市長に報告し、その指示により災害警戒本部を設置する。
- イ 廃止
- 危機管理監は、予想された災害の危険が解消したと認めるときは、市長に報告し、その指示により災害警戒本部を廃止する。

4 長崎市災害対策本部

長崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）は、災害対策基本法及び長崎市災害対策本部条例に基づき、長崎市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市長が設置するもので、市長を本部長とする本市のすべての職員をもって組織し、災害予防及び災害応急対策の実施を任務とする。

- (1) 災害対策本部の組織及び分掌事務
- 災害対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、長崎市災害対策本部規程及び本計画の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。
- ア 災害対策本部
- 災害対策本部の組織は別図1のとおりとする。
- イ 部及び班の分掌事務
- 災害対策本部の分掌事務は別表5のとおりとする。
- (2) 部及び班の編成
- ア 本部長は、災害対策本部組織に掲げる部及び班のうち、気象警報、又は災害規模等を考慮し、その全部又は一部を設置するものとする。（別図1、2）
- イ 部に部長、班に班長を置く。
- ウ 部長及び班長は、部及び班の分掌事務が本市の行政機構における業務内容に関すると考えられる部長、課長等をもって充てるものとする。
- (3) 災害対策本部会議
- ア 迅速かつ的確な応急対策等防災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定する災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を災害対策

本部に設置する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、各部長及びその他本部長が必要と認める者をもって組織する。

ウ 本部会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(4) 災害対策本部の設置及び廃止

ア 設置

災害対策本部は、災害対策基本法及び長崎市災害対策本部条例に基づき、市長が設置するものであるが、その設置基準は、次のとおりとする。

(ア) 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、総合的な応急対策を必要とするとき。

(イ) 本市域内に震度5弱以上の地震又は大規模な火災、爆発等による災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。

(ウ) その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特に、その対策又は防災の推進を図る必要があると認めるとき。

イ 廃止

災害対策本部は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害に関する応急対策がおおむね完了したと認められるときは、市長が廃止するものとする。

(5) 現地災害対策本部

長崎市現地災害対策本部（以下「現地災害対策本部」という。）は、災害対策基本法及び長崎市災害対策本部条例に基づき、災害地において災害対策本部の事務の一部を行う組織として、本部長が設置するもので、本部長が指名する現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員をもって組織し、現地における機動的かつ迅速な応急対策等の実施を任務とする。

5 長崎市水防本部

長崎市水防本部は、水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき設置するもので、本市の地域に係る水災を警戒防ぎよすることを任務とし、本部長には市長が当たる。

なお、災害対策本部が設置された場合は、その組織に統合される。

6 長崎市消防局災害対策本部

長崎市消防局災害対策本部は消防組織法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、長崎市地域防災計画の消防計画によって設置するもので、本市の地域に係る災害の発生を警戒防ぎよして、防災活動に万全を期することを任務とし、本部長には消防局長が当たる。また、消防署に警備本部を設置し、防災活動に当たるとともに、必要に応じて現場指揮本部を設置する。

なお、長崎市災害対策本部が設置された場合は、その組織に統合される。

災害警戒本部組織

別表1

※地震配備を除く

班	班 長	担 当 課 等
総 括 班	防 災 危 機 管 理 室 長	防 災 危 機 管 理 室
動 員 ・ 避 難 班	人 事 課 長	人 行 政 体 制 整 備 課 室
情 報 班	情 報 統 計 課 長	情 報 統 計 課 室 情 報 政 策 推 進 課 室
広 報 班	広 報 広 聴 課 長	広 報 広 聴 課
管 財 班	財 産 活 用 課 長	財 産 活 用 課 室 財 資 産 活 経 営 課 室
調 査 班	収 納 課 長	収 納 課 室 資 産 税 課 室 市 民 税 課 室 特 別 滞 納 整 理 課 室
厚 生 相 談 班	自 治 振 興 課 長	自 治 振 興 課 室 人 権 男 女 共 同 参 画 室
福 祉 総 務 班	福 祉 総 務 課 長	福 祉 総 務 課 室 高 齢 者 す こ や か 支 援 課 室 障 害 福 祉 課 室 介 護 保 険 課 室 地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム 推 進 室
保 健 総 務 班	地 域 保 健 課 長	地 域 保 健 課 室 地 域 医 療 室 健 康 づ く り 課 室 後 期 高 齢 者 医 療 室 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 事 業 室 伊 王 島 国 民 健 康 保 険 診 療 所 高 島 国 民 健 康 保 険 診 療 所 池 島 診 療 所 小 口 診 療 所 野 母 崎 診 療 所 動 物 愛 護 管 理 セ ン タ ー
物 資 班	国 民 健 康 保 険 課 長	国 民 健 康 保 険 課
廃 棄 物 対 策 班	廃 棄 物 対 策 課 長	廃 棄 物 対 策 課

班	班 長	担 当 課 等
水産農林総務班	水産農林政策課長	水産農林政策課
水産班	水産振興課長	水産振興課 水産センター
農林班	農林振興課長	農林振興課
土木班	土木防災課長	土木防災課 土木防災課 土木防災課 土木防災課
中央調査復旧班	地域整備1課長	地域整備1課 地域整備2課
東・南・北調査復旧班	各地域整備課長	各地域整備課
都市計画班	都市計画課長	都市計画課 まちなか事業推進室 東長崎土地区画整理事務所
住宅班	建築総務課長	建築総務課 住宅政策室
建築指導班	建築指導課長	建築指導課
中央総務班	総務課長	総務課
中央支援班	地域福祉課長	地域福祉課 生活福祉1課 生活福祉2課
東・南・北総務支援班	各地域福祉課長	各地域福祉課
各地域センター班	各地域センター所長	各地域センター
警防班	警防課長	警防課
上下水道総務班	総務課長	総務課 経理課 金サ一ビス課 料業管理課 事業管
下水道班	下水道建設課長	下水道建設課 下水道管理課 下水道施設課
教育総務班	総務課長	総務課

地震配備組織

別表2

班	班 長	担 当 課 等
総 括 班	防 災 危 機 管 理 室 長	防 災 危 機 管 理 室
総 務 班	総 務 課 長	総 務 課
広 報 班	広 報 広 聴 課 長	広 報 広 聴 課
動 員 ・ 避 難 班	人 事 課 長	人 事 課 室 行 政 体 制 整 備 課 室
情 報 班	情 報 統 計 課 長	情 報 統 計 課 室 情 報 政 策 推 進 課 室
管 財 班	財 産 活 用 課 長	財 産 活 用 課 室 財 産 経 営 課 室
調 査 班	収 納 課 長	収 納 課 室 収 納 滞 納 整 理 課 室 特 別 滞 納 整 理 課 室 資 産 税 課 室 市 民 税 課 室
福 祉 総 務 班	福 祉 総 務 課 長	福 祉 総 務 課 室 高 齢 者 す こ や か 支 援 課 室 障 害 福 祉 課 室 介 護 保 険 課 室 地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム 推 進 室
保 健 総 務 班	地 域 保 健 課 長	地 域 保 健 課 室 地 域 医 療 室 健 康 づ く り 課 室 後 期 高 齢 者 医 療 室 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 事 業 室 伊 王 島 国 民 健 康 保 険 診 療 所 高 島 国 民 健 康 保 険 診 療 所 池 島 診 療 所 小 口 診 療 所 野 母 崎 診 療 所 動 物 愛 護 管 理 セ ン タ ー
物 資 班	国 民 健 康 保 険 課 長	国 民 健 康 保 険 課
水 産 農 林 総 務 班	水 産 農 林 政 策 課 長	水 産 農 林 政 策 課
水 産 班	水 産 振 興 課 長	水 産 振 興 課 一 水 産 セ ン タ ー
農 林 班	農 林 振 興 課 長	農 林 振 興 課

班	班 長	担 当 課 等
土 木 班	土 木 防 災 課 長	土 木 防 災 課 土 木 防 災 課 土 木 防 災 課 土 木 防 災 課
中 央 調 査 復 旧 班	地 域 整 備 1 課 長	地 域 整 備 1 課 地 域 整 備 2 課
東・南・北調査復旧班	各 地 域 整 備 課 長	各 地 域 整 備 課
都 市 計 画 班	都 市 計 画 課 長	都 市 計 画 課 まちなか事業推進室 東長崎土地画整理事務所
住 宅 班	建 築 総 務 課 長	建 築 総 務 課 住 宅 政 策 室
建 築 指 導 班	建 築 指 導 課 長	建 築 指 導 課
中 央 総 務 班	総 務 課 長	総 務 課
中 央 支 援 班	地 域 福 祉 課 長	地 域 福 祉 課 生 活 福 祉 1 課 生 活 福 祉 2 課
東・南・北総務支援班	各 地 域 福 祉 課 長	各 地 域 福 祉 課
各 地 域 セ ン タ ー 班	各 地 域 セ ン タ ー 所 長	各 地 域 セ ン タ ー
警 防 班	警 防 課 長	警 防 課
上 下 水 道 総 務 班	総 務 課 長	総 務 課 経 理 一 部 金 事 業 管 理 課
下 水 道 班	下 水 道 建 設 課 長	下 水 道 建 設 課 事 業 管 理 課 下 水 道 施 設 課
教 育 総 務 班	総 務 課 長	総 務 課

災害警戒本部分掌事務

班	担当課等	分掌事務
総括班	防災危機管理室	(1) 総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること。
動員・避難班	人事課 行政体制整備室	(1) 職員の動員及び配備計画に関すること。 (2) 避難所の開設及び管理運営に関すること。 (3) 避難所等に勤務する職員の動員に関すること。 (4) 避難所等との連絡調整に関すること。 (5) 他都市等からの受援に関すること。
情報班	情報統計課 情報政策推進室	(1) 災害情報の収集及び記録整理に関すること。
広報班	広報広聴課	(1) 災害情報の市民及び報道機関への広報に関すること。
管財班	財産活用課 資産経営室	(1) 庁舎の電気及び電話設備の調整に関すること。
調査班	収納課 資産税課 市民税課 特別滞納整理室	(1) 建物の被害調査に関すること。
厚生相談班	自治振興課 人権男女共同 参画室	(1) 災害に関する市民相談の受付及び処理に関すること。
福祉総務班	福祉総務課 高齢者すこやか 支援課 障害福祉課 介護保険課 地域包括ケア システム推進室	(1) 部内関係施設の被害状況の収集及び連絡調整に関する こと。 (2) 福祉避難所の開設に係る関係団体及び、中央支援班及び 東・南・北総務・支援班との連絡調整に関すること。
物資班	国民健康保険課	(1) 被災者の生活必需品等救援物資の給与又は貸与及び配布 に関すること。
廃棄物対策班	廃棄物対策課	(1) ごみ等の緊急対策に関すること。
水産農林総務班	水産農林政策課	(1) 部内の被害状況の収集に関すること。
水産班	水産振興課 水産センター	(1) 市有水産関係施設の被害調査及びその対策に関するこ と。 (2) 水産業関係の被害調査及びその対策に関すること。

班	担当課等	分掌事務
農林班	農林振興課	(1) 農作物、畜産、林野関係の被害調査及びその対策に関すること。 (2) 農協等との連絡調整及び協力要請に関すること。
土木班	土木防災課 土木総務課 土木企画課 土木建設課	(1) 部内の被害状況の収集及びその対策に関すること。 (2) 市道、河川、都市下水路、公園等の調査復旧班の業務に係る連絡調整に関すること。 (3) 国、県との調整に関すること。 (4) 道路復旧の優先順位（道路啓開計画）に関すること。 (5) 急傾斜地崩壊対策に関すること。 (6) 部内の被害状況の収集及び対策に関すること。 (7) 水防本部の庶務に関すること。 (8) 水防資材・器具の確保及び輸送に関すること。
中央調査復旧班	地域整備1・2課	(1) 交通規制等の応急交通対策に関すること。 (2) 道路、橋りょう、溝きよ等の被害調査及びその対策に関すること。 (3) 市道の障害物の除去に関すること。
東・南・北調査復旧班	東地域整備課 南地域整備課 北地域整備課	(4) 河川、都市下水路等の被害状況調査及びその対策に関すること。 (5) 河川、都市水路等の水位の通報及び監視及び警戒に関すること。 (6) 公園、緑地、街路樹等の応急対策に関すること。 (7) 林野関係、農地、農業用施設、林道の被害状況調査及びその対策に関すること。
住宅班	建築総務課 住宅政策室	(1) 被災者の住宅相談に関すること。
建築指導班	建築指導課	(1) 宅地の災害情報等の現地確認調査に関すること。
中央総務班	総務課	(1) 総合事務所内の被害状況の収集及びその対策に関すること。 (2) 所内で所管するコミュニティ施設及び老人福祉施設の被害調査及びその対策に関すること。
中央支援班	地域福祉課 生活福祉1・2課	(1) 救護活動に関すること。 (2) 避難支援チームの編成に関すること。
東・南・北総務・支援班	東地域福祉課 南地域福祉課 北地域福祉課	(1) 各総合事務所内の被害状況の収集及び連絡調整に関すること。 (2) 救護活動に関すること。 (3) 避難支援チームの編成に関すること。

第3章 風水害等応急対策計画
第1節 組織計画

班	担当課等	分掌事務
各地域センター班	各地域センター	(1) 管内関係団体との連絡調整に関する事 (2) 管内の情報収集及び報告並びに総合事務所本部との連絡に関する事。 (3) 管内の市民等に対する気象情報等の周知に関する事。 (4) 防災行政無線の管理運営に関する事。(香焼・野母崎・伊王島・高島・外海・三和・琴海地域センターに限る。)
警防班	警防課	(1) 総合的な火災等の対策の推進及び連絡調整に関する事。
上下水道総務班	総務課 経理課 料金サービス課 事業管理課	(1) 上下水道部内における被害状況の収集及び連絡調整に関する事。 (2) 上水道施設の被害状況の収集及びその対策に関する事。
下水道班	下水道建設課 事業管理課 下水道施設課	(1) 下水道施設の被害状況の収集及びその対策に関する事。
教育総務班	総務課	(1) 教育委員会内の被害状況の収集及びその対策に関する事。 (2) 教育委員会所管の施設の供与及び管理に関する事。

別表4

地震配備分掌事務

班	担当課等	分掌事務
総括班	防災危機管理室	(1) 総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること。
総務班	総務課	(1) 関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 九州市長会との連絡調整に関すること。
動員・避難班	人事課 行政体制整備室	(1) 職員の動員及び配備計画に関すること。 (2) 避難所の開設及び管理運営に関すること。 (3) 避難所等に勤務する職員の動員に関すること。 (4) 避難所等との連絡調整に関すること。 (5) 他都市からの受援に関すること。
情報班	情報統計課 情報政策推進室	(1) 災害情報の収集及び記録整理に関すること。
広報班	広報広聴課	(1) 災害情報の市民及び報道機関への広報に関すること。
管財班	財産活用課 資産経営室	(1) 庁舎の電気及び電話設備の調整に関すること。
調査班	収納課 資産税課 市民税課 特別滞納整理室	(1) 建物の被害調査に関すること。
福祉総務班	福祉総務課 高齢者すこやか 支援課 障害福祉課 介護保険課 地域包括ケア システム推進室	(1) 部内関係施設の被害状況の収集及び連絡調整に関すること。 (2) 福祉避難所の開設に係る関係団体、中央支援班及び東・南・北総務・支援班との連絡調整に関すること。

班	担当課等	分 掌 事 務
保健総務班	地域保健課 地域医療室 健康づくり課 後期高齢者 医療室 新型コロナウイルス ワクチン 接種事業室 伊王島診療所 高島診療所 池島診療所 小口診療所 野母崎診療所 動物愛護管理センター	(1) 部内の被害状況の収集に関する事。 (2) 医療機関の被害調査及びその対策に関する事。 (3) 医療機関との連絡調整に関する事。 (4) 地方独立行政法人長崎市立病院機構との連絡調整に関する事。
物資班	国民健康保険課	(1) 被災者の生活必需品等救援物資の給与又は貸与及び配布に関する事。
水産農林総務班	水産農林政策課	(1) 部内の被害状況の収集に関する事。
水産班	水産振興課 水産センター	(1) 市有水産関係施設の被害調査及びその対策に関する事。 (2) 水産業関係の被害調査及びその対策に関する事。
農林班	農林振興課	(1) 農作物、畜産、林野関係の被害調査及びその対策に関する事。 (2) 農協等との連絡調整及び協力要請に関する事。
土木班	土木防災課 土木総務課 土木企画課 土木建設課	(1) 部内の被害状況の収集及びその対策に関する事。 (2) 市道、河川、都市下水路、公園等の調査復旧班の業務に係る連絡調整に関する事。 (3) 国、県との調整に関する事。 (4) 道路復旧の優先順位（道路啓開計画）に関する事。 (5) 急傾斜地崩壊対策に関する事。 (6) 緊急車両の標章及び証明書の申請に関する事。 (7) 水防本部の庶務に関する事。 (8) 水防資材・器具の確保及び輸送に関する事。

班	担当課等	分掌事務
中央調査復旧班	地域整備1・2課	(1) 交通規制等の応急交通対策に関すること。
東・南・北調査復旧班	東地域整備課 南地域整備課 北地域整備課	(2) 道路、橋りょう、溝きよ等の被害調査及びその対策に関すること。 (3) 市道の障害物の除去に関すること。 (4) 河川、都市下水路等の被害状況調査及びその対策に関すること。 (5) 河川、都市水路等の水位の通報及び監視及び警戒に関すること。 (6) 公園、緑地、街路樹等の応急対策に関すること。 (7) 里道、水路等の法定外公共物の被害調査及びその対策に関すること。 (8) 林野関係、農地、農業用施設、林道の被害状況調査及びその対策に関すること。
都市計画班	都市計画課	(1) 部内の被害状況の収集及びその対策に関すること。 (2) 港湾施設等の被災状況調査に関すること。
住宅班	建築総務課 住宅政策室	(1) 被災者の住宅相談に関すること (2) 市営住宅の被害調査及びその対策に関すること。
建築指導班	建築指導課	(1) 宅地の災害情報等の現地確認調査に関すること。
中央総務班	総務課	(1) 総合事務所内の被害状況の収集及びその対策に関すること。 (2) 所内で所管するコミュニティ施設及び老人福祉施設の被害調査及びその対策に関すること。
中央支援班	各地域福祉課 生活福祉1・2課	(1) 救護活動に関すること。 (2) 避難支援チームの編成に関すること。
東・南・北総務・支援班	東地域福祉課 南地域福祉課 北地域福祉課	(1) 総合事務所内の被害状況の収集及び連絡調整に関すること。 (2) 救護活動に関すること。 (3) 避難支援チームの編成に関すること。
各地域センター班	各地域センター	(1) 管内関係団体との連絡調整に関すること。 (2) 管内の情報収集及び報告並びに総合事務所本部との連絡に関すること。 (3) 管内の市民等に対する気象情報等の周知に関すること。 (4) 防災行政無線の管理運営に関すること。(香焼・野母崎伊王島・高島・外海・三和・琴海地域センターに限る。)
警防班	警防課	(1) 総合的な火災等の対策の推進及び連絡調整に関すること。

第3章 風水害等応急対策計画
第1節 組織計画

班	担当課等	分掌事務
上下水道総務班	総務課 経理課 料金サービス課 事業管理課	(1) 上下水道部内における被害状況の収集及び連絡調整に関すること。 (2) 上水道施設の被害状況の収集及びその対策に関すること。
下水道班	下水道建設課 事業管理課 下水道施設課	(1) 下水道施設の被害状況の収集及びその対策に関すること。
教育総務班	総務課	(1) 教育委員会内の被害状況の収集及びその対策に関すること。 (2) 教育委員会所管の施設の供与及び管理に関すること。

災害対策本部分掌事務

部	部長	班	班 長	分 掌 事 務	担当課等
本部 総括部	危機管理監	総括班	防災危機 管理室長	(1) 総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること。 (2) 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 (3) 本部会議に関すること。 (4) 防災行政無線の管理運営に関すること。 (5) 避難情報の発令及び解除に関すること	防災危機管理室
		無線班		(1) アマチュア無線局との連絡調整に関すること。	
本部 対策部	総務部長	総務班	総務課長	(1) 長崎県災害対策本部、長崎市防災会議及びその他関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 災害救助法の適用に関すること。 (3) 自衛隊の出動要請に関すること。 (4) 九州市長会との連絡調整に関すること。	総務課
		動員・避難班	人事課長	(1) 職員の動員及び配備計画に関すること。 (2) 応援班の活動配備に関すること。 (3) 雇入れ労働者の確保及び配置に関すること。 (4) 他の公共団体の応援要請に関すること。 (5) 避難所の開設及び管理運営に関すること。 (6) 避難所等に勤務する職員の動員に関すること。 (7) 避難所等との連絡調整に関すること。 (8) 他都市等からの受援に関すること。	人事課 行政体制整備室
		情報班	情報統計課長	(1) 気象情報等の受理及び通報に関すること。 (2) 災害情報の収集及び記録整理に関すること。 (3) 関係機関に対する災害報告に関すること。 (4) 消防部との連絡調整に関すること。 (5) 総合事務所及び地域センターに対する気象情報等の連絡に関すること。	情報統計課 情報政策推進室
		応援班	監査事務局長	(1) 他班の応援に関すること。	監査事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 用地課
秘書 広報部	秘書広報 部長	秘書班	秘書課長	(1) 災害対策本部長及び災害対策副本部長の秘書に関すること。 (2) 災害見舞者の応接に関すること。	秘書課
		広報班	広報広聴課長	(1) 報道機関に対する情報の発表及び連絡に関すること。 (2) 災害情報の市民への広報に関すること。 (3) 被害記録写真、映画等の製作に関すること。	広報広聴課
		国際班	国際課長	(1) 海外からの支援等に係る連絡調整に関すること。 (2) 通訳者の手配及び派遣に関すること。 (3) 外国人への広報活動及び情報収集に関すること。	国際課
		東京連絡班	東京事務所長	(1) 国会及び中央官庁との連絡調整に関すること。	東京事務所

第3章 風水害等応急対策計画
第1節 組織計画

部	部長	班	班 長	分 掌 事 務	担当課等
企画 財政 部	企画財政 部長	財政班	財政課長	(1) 災害対策に係る予算措置に関すること。 (2) 災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関との連絡に関すること。	財 政 課
		ボランティア 応援班	都市経営室長	(1) ボランティア班の応援に関すること。	都 市 経 営 室
理 財 部	理財部長	管財班	財産活用課長	(1) 市有財産の被害状況の調査及び取りまとめに関すること。 (2) 庁舎の応急対策に関すること。 (3) 庁舎の電気及び電話設備の調整に関すること。 (4) 災害対策の公用車配備計画及び運行に関すること。 (5) 奉仕車両の受付及び配車計画に関すること。	財 産 活 用 課 資 産 経 営 室
		契約班	契約検査課長	緊急物品の購入に関すること。	契 約 検 査 課
		調査班	収納課長	(1) 建物の被害調査に関すること（災害救助法適用に必要な災害調査を含む。） (2) り災証明（火災に係るものを除く。）の発行に関すること。 (3) 災害による市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免に関すること。	収 納 課 資 産 税 課 市 民 税 課 特 別 滞 納 整 理 室
		出納班	出納室長	(1) 災害対策に係る現金の出納に関すること。 (2) 義援金の受入れ及び保管に関すること。	出 納 室
市 民 生 活 部	市民生活 部長	厚生相談班	自治振興課長	(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること。 (2) 災害見舞金に関すること。 (3) 災害に関する市民相談の受付及び処理に関すること。 (4) 災害に関する市民相談について地域センターとの連絡・調整に関すること。 (5) 男女共同参画の視点からの災害対応に関すること。	自 治 振 興 課 人 権 男 女 共 同 参 画 室
		ボランティア班	市民協働 推進室長	(1) 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 (2) 災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの募集、受付、管理、派遣調整に関すること。	市 民 協 働 推 進 室
		食糧班	住民情報 課長	(1) 主要食料の確保及び配分に関すること。	住 民 情 報 課 中 央 卸 売 市 場
		地域センター 協力班	消費者センタ ー所長	(1) 地域センターの申請受付等の災害対策に対する協力に関すること。	消 費 者 セ ン タ ー
		文化施設班	文化振興課長	(1) 文化施設（文化財課の所管に係るものを除く。）の被害調査及びその対策に関すること。	文 化 振 興 課
		スポーツ 施設班	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	(1) スポーツ施設の被害調査及びその対策に関すること。	ス ポ ー ツ 振 興 課
		遺体火葬班	もみじ谷 葬 斎 場 長	(1) 死体の一時収容及び火葬に関すること。	も み じ 谷 葬 斎 場

第3章 風水害等応急対策計画

第1節 組織計画

部	部長	班	班 長	分 掌 事 務	担当課等
原爆被爆対策部	原爆被爆対策部長	原爆施設班	調査課長	(1) 原爆福祉施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。	調査課 援護課 平和推進課 被爆継承課
福祉部	福祉部長	福祉総務班	福祉総務課長	(1) 部内関係施設の被害状況の収集及び連絡調整に関すること。 (2) 福祉避難所の開設に係る関係団体及び中央支援班及び東・南・北総務・支援班との連絡調整に関すること。	福祉総務課 高齢者すこやか支援課 障害福祉課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室
市民健康部	市民健康部長	保健総務班	地域保健課長	(1) 部内の被害状況の収集に関すること。 (2) 医療機関の被害調査及びその対策に関すること。 (3) 医療機関との連絡調整に関すること。 (4) 感染症の予防に関すること。 (5) 疫学調査及び保健指導に関すること。 (6) 救護班の編成に関すること。 (7) 救護活動に関すること。 (8) 地方独立行政法人長崎市立病院機構に対する医療救護活動等に関する要請及び同機構との連絡調整に関すること。 (9) 犬、猫等の愛玩動物の保護や飼育に関すること。	地域保健課 地域医療室 健康づくり課 後期高齢者医療室 新型コロナウイルスワクチン接種事業室 伊王島診療所 高島診療所 池島診療所 小口診療所 野母崎診療所 動物愛護管理センター
		生活衛生班	生活衛生課長	(1) 環境衛生及び食品衛生に関すること。 (2) 感染症及び食中毒等の防疫知識の普及に関すること。	生活衛生課
		検査班	保健環境試験所長	(1) 細菌検査に関すること。 (2) 理化学検査に関すること。	保健環境試験所
		物資班	国民健康保険課長	(1) 救援物資の調達及び配分計画に関すること。 (2) 義援物資の受入れ及び配分に関すること。 (3) 被災者の生活必需品等救援物資の給与又は貸与及び配布に関すること。 (4) 義援金の配分に関すること。	国民健康保険課
こども部	こども部長	福祉施設班	こども政策課長	(1) 部内の被害状況の調査及びその対策に関すること。 (2) 福祉施設、放課後児童クラブ及び幼稚園の被害状況調査及び避難状況の確認並びに連絡調整に関すること。 (3) 福祉施設入所者の援護に関すること。 (4) ひとり親世帯及び孤児の調査及び援護に関すること。 (5) 市立の幼稚園、市立幼保連携型認定こども園及び市立保育園の児童の避難に関すること。	こども政策課 幼児課 こどもみらい課 子育てサポート課 少年センター 幼稚園
環境部	環境部長	環境総務班	環境政策課長	(1) 部内の被害状況の収集及びその対策に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 防疫に関すること。 (4) 衛生害虫及びねずみ族駆除に関すること。 (5) 有害物資の性状検知及び発生源探求に関すること。 (6) 水質汚濁等の公害に係る調査及び防止対策に関すること。	環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室
		廃棄物対策班	廃棄物対策課長	(1) ごみ等の緊急対策に関すること。 (2) 環境センターとの連絡調整に関すること。 (3) し尿処理の連絡調整に関すること。 (4) 仮設トイレの手配に関すること。	廃棄物対策課

第3章 風水害等応急対策計画
第1節 組織計画

部	部長	班	班 長	分 掌 事 務	担当課等
環 境 部	環 境 部 長	中央作業班	中 央 環 境 センター所長	(1) ごみ等の緊急収集に関すること。	中央環境センター
		東部作業班	東 部 環 境 センター所長		東部環境センター
		処 理 班	環境整備課長	(1) ごみ等の処分に関すること。 (2) し尿処理に関すること。 (3) 清掃施設の応急対策に関すること。	環 境 整 備 課 東 工 場 三京クリーンランド
商 工 部	商 工 部 長	商 工 班	産 業 雇 用 政 策 課 長	(1) 商工業施設の被害調査に関すること。 (2) 中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。	産業雇用政策課 商 工 振 興 課
文 化 観 光 部	文 化 観 光 部 長	文化観光 施設班	観光政策課長	(1) 観光施設の被害調査及びその対策に関すること。	観 光 政 策 課 観 光 交 流 推 進 室 世 界 遺 産 室 出 島 復 元 整 備 室 長 崎 学 研 究 所
		文化財班	文化財課長	(1) 文化財の被害調査及びその対策に関すること。	文 化 財 課
水 産 農 林 部	水 産 農 林 部 長	水産農林総務班	水産農林政策課長	(1) 部内の被害状況の収集に関すること。	水産農林政策課
		水 産 班	水産振興課長	(1) 市有水産関係施設の被害調査及びその対策に関すること。 (2) 被災漁業者への応急融資に関すること。 (3) 災害融資に伴う被害証明に関すること。 (4) 漁協等との連絡調整及び協力要請に関すること。 (5) 漁港施設の被害状況及び災害復旧工事と漁港事務計画との調整に関し、各調査復旧班との連絡調整に関すること。	水 産 振 興 課 水 産 セ ン タ ー
		農 林 班	農林振興課長	(1) 農作物、畜産関係の被害調査及びその対策に関すること。 (2) 被災農業者への応急融資に関すること。 (3) 災害融資に伴う被害証明に関すること。 (4) 九州農政局長崎県拠点との連絡に関すること。 (5) 農協等との連絡調整及び協力要請に関すること。 (6) 農林業用施設の被害状況の把握及び災害復旧工事と農林業用施設事業計画等との調整に関し、各調査復旧班との連絡調整に関すること。	農 林 振 興 課
		中央調査復旧班	地域整備1課長	(1) 漁港施設の被害状況調査に関すること。 (2) 林野関係の被害状況調査及びその対策に関すること。 (3) 農地、農業用施設等の被害状況調査及びその対策に関すること。 (4) ため池、農業用施設の水位の通報及び監視並びに警戒に関すること。 (5) 林道の被害状況調査及びその対策に関すること。	地 域 整 備 1 課 地 域 整 備 2 課
		東調査復旧班	地域整備課長		地 域 整 備 課
		南調査復旧班	地域整備課長		地 域 整 備 課
		北調査復旧班	地域整備課長		地 域 整 備 課
土 木 部	土 木 部 長	土 木 班	土 木 防 災 課 長	(1) 市内の被害状況の収集及びその対策に関すること。 (2) 市道、公園、都市下水路、公園等の調査復旧班の業務に係る連絡調整に関すること。 (3) 国、県との調整に関すること。 (4) 道路復旧の優先順位(道路啓開計画)に関すること。 (5) 急傾斜地崩壊対策に関すること。 (6) 緊急車両の標章及び証明書申請に関すること。 (7) 水防本部の庶務に関すること。 (8) 水防資材・器具の確保及び輸送に関すること。	土 木 防 災 課 土 木 総 務 課 土 木 企 画 課 土 木 建 設 課

第3章 風水害等応急対策計画

第1節 組織計画

部	部長	班	班 長	分 掌 事 務	担当課等
土木部	土木部長	中央調査復旧班	地域整備1課長	(1) 交通規制等の応急交通対策に関する事 (2) 道路、橋りょう、溝きよ等の被害調査及びその対策に関する事 (3) 市道の障害物の除去に関する事	地域整備1課 地域整備2課 土木企画課 土木建設課
		東調査復旧班	地域整備課長	(4) 河川、都市下水路等の被害状況調査及びその対策に関する事	地域整備課
		南調査復旧班	地域整備課長	(5) 河川、都市下水路等の水位の通報及び監視並びに警戒に関する事 (6) 漂流物の保管に関する事	地域整備課
		北調査復旧班	地域整備課長	(7) 公園、緑地、公園樹等の応急対策に関する事 (8) 里道、水路等の法定外公共物の被害調査及びその対策に関する事	地域整備課
まちづくり部	まちづくり部長	都市計画班	都市計画課長	(1) 部内の被害状況の収集及びその対策に関する事 (2) 土地利用、都市計画施設の被害状況調査に関する事 (3) 港湾の潮位の通報及び監視並びに警戒に関する事 (4) 港湾施設の維持管理に関する事 (5) 都市再開発事業及び土地区画整理事業区域の被害状況調査に関する事 (6) 公共交通事業者との連絡調整に関する事	都市計画課 まちなか事業推進室 東長崎土地区画整理事務所
		長崎駅周辺整備班	長崎駅周辺整備室長	(1) 長崎駅周辺地区の被害状況等の情報収集	長崎駅周辺整備室
		景観推進班	景観推進課長	(1) 景観形成地区および景観形成対象物の被害状況に関する事	景観推進室
建築部	建築部長	住宅班	建築総務課長	(1) 応急仮設住宅入居者の選考及び仮設住宅の管理に関する事 (2) 住宅の応急修理対象者の選考に関する事 (3) 被災者の住宅相談に関する事 (4) 市営住宅の被害調査及びその対策に関する事	建築総務課 住宅政策室
		建築班	建築課長	(1) 市有建築物(市営住宅を除く。)の被害状況の収集及びその対策に関する事 (2) 各種緊急施設及び応急収容施設の建設並びに修理に関する事 (3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事 (4) 建築用復旧資材の確保に関する事	建築課
		設備班	設備課長	(1) 市有建築物の設備被害状況の収集及びその対策に関する事 (2) 応急仮設住宅の建設計画の策定及び建設並びに住宅の応急修理に関する事 (3) 各種緊急施設及び応急収容施設の建設並びに設備の修理に関する事	設備課
		建築指導班	建築指導課長	(1) 宅地防災工事資金及び災害復興住宅資金の融資に関する事 (2) 被災者の建築物、宅地の復旧相談に関する事 (3) 建築物、宅地の災害情報等の現地確認調査に関する事 (4) 災害復興住宅の認定に関する事 (5) 災害復興融資貸付に伴う現場審査に関する事 (6) 建築物、宅地の危険度判定調査に関する事	建築指導課

第3章 風水害等応急対策計画
第1節 組織計画

部	部長	班	班 長	分 掌 事 務	担当課等
中央総合事務所部	中央総合事務所長	中央総務班	総務課長	(1) 中央総合事務所内の被害状況の収集及び連絡調整に関すること。 (2) 所内で所管するコミュニティ施設及び老人福祉施設の被害調査及びその対策に関すること。	総務課
		中央支援班	地域福祉課長	(1) 救護活動に関すること。 (2) 避難支援チームの編成に関すること。 (3) 避難行動要支援者に対する支援活動に関すること。 (4) 死体収容所の開設及び一時収容並びに埋葬に関すること。	地域福祉課 生活福祉1課 生活福祉2課
		中央各地域センター班	中央、小ヶ倉、小榊、西浦上、滑石、福田、茂木、式見各地域センター所長	(1) 管内関係団体との連絡調整に関すること。 (2) 管内の情報収集及び報告並びに中央総務班及び中央支援班との連絡に関すること。 (3) 管内の市民等に対する気象情報等の周知に関すること。 (4) 管内の被害調査及びその応急対策に関すること。	中央、小ヶ倉、小榊、西浦上、滑石、福田、茂木、式見各地域センター
東総合事務所部	東総合事務所長	東総務・支援班	地域福祉課長	(1) 東総合事務所内の被害状況の収集及び連絡調整に関すること。 (2) 救護活動に関すること。 (3) 避難支援チームの編成に関すること。 (4) 避難行動要支援者に対する支援活動に関すること。 (5) 死体収容所の開設及び一時収容並びに埋葬に関すること。	地域福祉課
		東各地域センター班	東長崎、日見各地域センター所長	(1) 管内関係団体との連絡調整に関すること。 (2) 管内の情報収集及び報告並びに東総務・支援班との連絡に関すること。 (3) 管内の市民等に対する気象情報等の周知に関すること。 (4) 管内の被害調査及びその応急対策に関すること。	東長崎、日見各地域センター
南総合事務所部	南総合事務所長	南総務・支援班	地域福祉課長	(1) 南総合事務所内の被害状況の収集及び連絡調整に関すること。 (2) 救護活動に関すること。 (3) 避難支援チームの編成に関すること。 (4) 避難行動要支援者に対する支援活動に関すること。 (5) 死体収容所の開設及び一時収容並びに埋葬に関すること。	地域福祉課
		南各地域センター班	土井首、深堀各地域センター所長	(1) 管内関係団体との連絡調整に関すること。 (2) 管内の情報収集及び報告並びに南総務・支援班との連絡に関すること。 (3) 管内の市民等に対する気象情報等の周知に関すること。 (4) 管内の被害調査及びその応急対策に関すること。	土井首、深堀各地域センター
			香焼、伊王島、高島、野母崎、三和各地域センター所長	(1) 管内関係団体との連絡調整に関すること。 (2) 管内の情報収集及び報告並びに南総務・支援班との連絡に関すること。 (3) 管内の市民等に対する気象情報等の周知に関すること。 (4) 管内の被害調査及びその応急対策に関すること。 (5) 管内の防災行政無線の運営に関すること。	香焼、伊王島、高島、野母崎、三和各地域センター

第3章 風水害等応急対策計画

第1節 組織計画

部	部長	班	班 長	分 掌 事 務	担当課等
北 総 合 事 務 所 部	北総合事務所 所長	北総務・ 支援班	地域福祉課長	(1) 北総合事務所内の被害状況の収集及び連絡調整に関すること。 (2) 救護活動に関すること。 (3) 避難支援チームの編成に関すること。 (4) 避難行動要支援者に対する支援活動に関すること。 (5) 死体収容所の開設及び一時収容並びに埋葬に関すること。	地 域 福 祉 課
		北各地域 センター班	三重地域センタ ー所長	(1) 管内関係団体との連絡調整に関すること。 (2) 管内の情報収集及び報告並びに北総務・支援班と の連絡に関すること。 (3) 管内の市民等に対する気象情報等の周知に関すること。 (4) 管内の被害調査及びその応急対策に関すること。	三 重 地 域 セ ン タ ー
			外海、琴海 各地域センタ ー所長	(1) 管内関係団体との連絡調整に関すること。 (2) 管内の情報収集及び報告並びに北総務・支援班と の連絡に関すること。 (3) 管内の市民等に対する気象情報等の周知に関すること。 (4) 管内の被害調査及びその応急対策に関すること。 (5) 管内の防災行政無線の運営に関すること。	外海、琴海 各 地 域 セ ン タ ー
消 防 部	消防局長	消防総務班	総 務 課 長	(1) 関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 火災等の現場写真、記録に関すること。 (3) 公有財産の管理に関すること。 (4) 緊急物資、資機材及び非常食の調達に関すること。 (5) 車両等の借上げ及び燃料調達に関すること。	総 務 課
		予防調査班	予 防 課 長	(1) 被害情報の収集に関すること。 (2) 被害状況の集計及び記録の作成に関すること。 (3) 危険物又はその施設等の指導に関すること。 (4) 危険物災害の状況把握及びその対策に関すること。 (5) 火災の原因及び損害調査に関すること。 (6) 火災に係る罹災証明の発行に関すること。	予 防 課
		警 防 班	警 防 課 長	(1) 総合的な火災等の対策の推進及び連絡調整に関すること。 (2) 職員及び団員の非常招集及び配置に関すること。 (3) 救急救助に関すること。 (4) 機械器具の整備配置に関すること。	警 防 課
		指 令 班	指 令 課 長	(1) 消防隊及び消防団への出動指令に関すること。 (2) 消防通信の運用及び統制に関すること。	指 令 課
		中 央 署 班	中央消防署長	(1) 災害に対する警戒及び防ぎよに関すること。 (2) 人命救助及び救急業務に関すること。 (3) 行方不明者の捜索に関すること。	中 央 消 防 署
		北 署 班	北消防署長		北 消 防 署
		南 署 班	南消防署長		南 消 防 署

第3章 風水害等応急対策計画
第1節 組織計画

部	部長	班	班 長	分 掌 事 務	担当課等
上下水道部	上下水道局長	上下水道総務班	総務課長	(1) 上下水道施設の被害状況の収集及びその対策に関すること。 (2) 非常用飲料水の給水に関すること。	総務課 経理課 料金サービス課
		上下水道復旧統括班	事業管理課長		事業管理課 南部上下水道事務所 北部上下水道事務所
		給排水施設復旧班	水道建設課長		水道建設課 給水課
		給水班	給水課長		給水課
		浄水施設復旧班	浄水課長		浄水課
		水質班	水質管理室長		水質管理室
		下水道管渠復旧班	下水道建設課長		下水道建設課 南部上下水道事務所 北部上下水道事務所
		下水道施設復旧班	下水道施設課長		下水道施設課
議会部	議会事務局長	議会班	議会事務局総務課長	(1) 災害対策本部で入手した災害情報の議員への伝達に関すること。 (2) 議員から入手した災害情報の災害対策本部への報告に関すること。	総務課 議事調査課
教育部	教育長	教育総務班	総務課長	(1) 教育委員会内の被害状況の収集及びその対策に関すること。 (2) 教育委員会所管の施設の供与及び管理に関すること。 (3) 教育緊急物品の調達に関すること。 (4) 教育委員会所管の調整及び事務に関すること。	総務課
		教育施設班	施設課長	(1) 学校(幼稚園を除く。)教育施設の被害調査及びその対策に関すること。	施設課
		社会教育班	生涯学習課長	(1) 社会教育施設(体育施設を除く。)の被害調査及びその対策に関すること。 (2) 公立公民館の避難所開設の協力に関すること。 (3) PTA等社会教育関係団体の協力要請に関すること。	生涯学習課 各公民館 香焼図書館
		学校教育班	学校教育課長	(1) 児童及び生徒の避難に関すること。 (2) 被災児童及び生徒に対する教科書並びに学用品の支給に関すること。 (3) 応急教育に関すること。 (4) 児童及び生徒の保健並びに学校給食に関すること。	学校教育課 健康教育課 小学校 中学校 高等学校 教育研究所

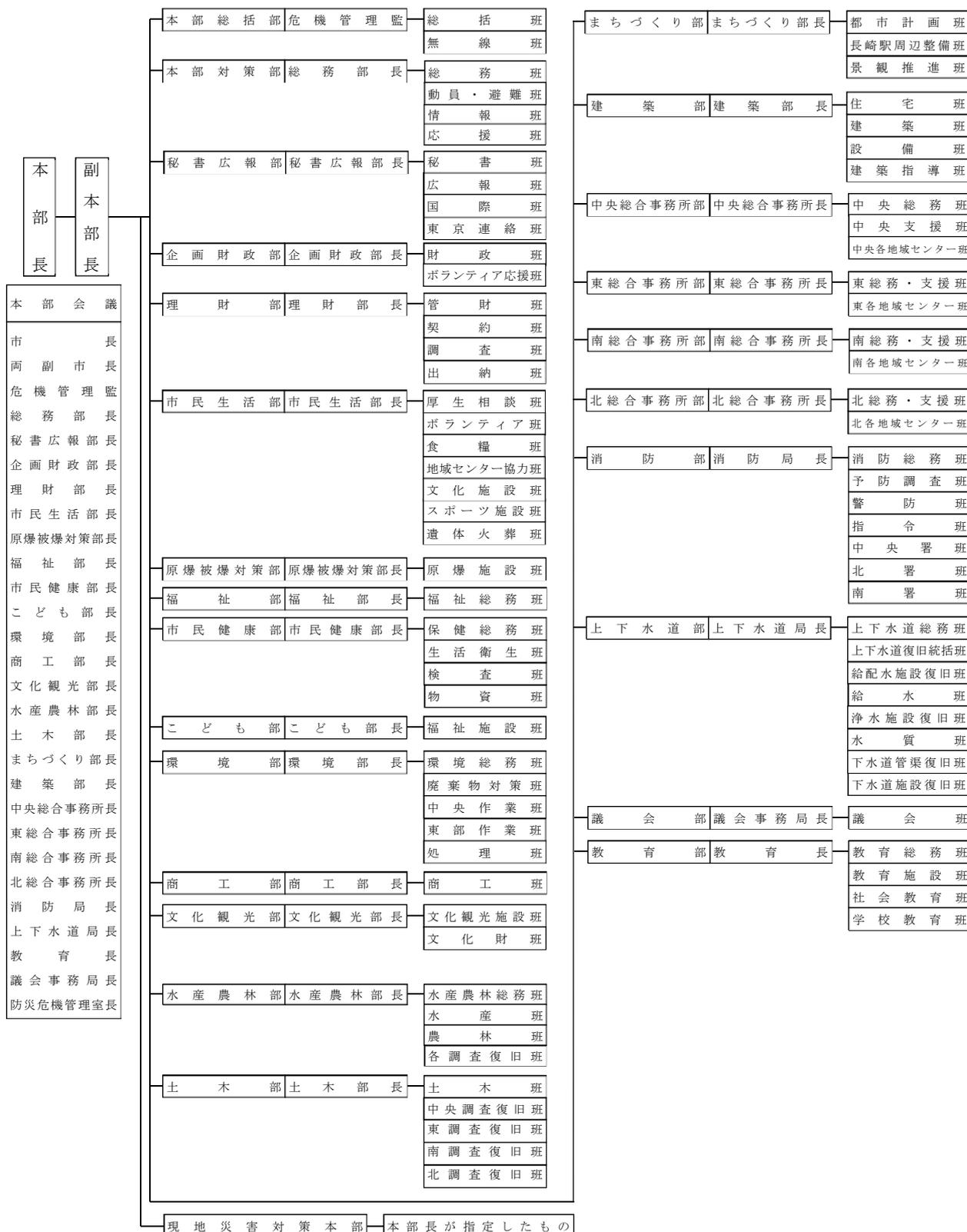
別表6

現地災害対策本部分掌事務

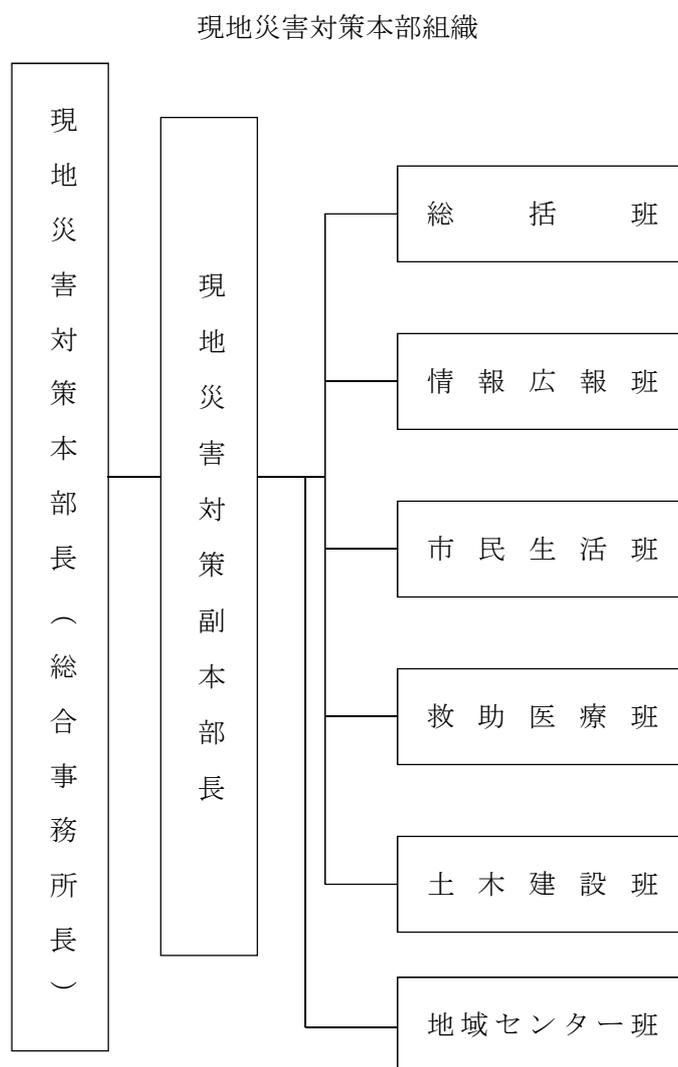
班	分 掌 事 務
総 括 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関する事。 (2) 地域対策の企画、立案、指示に関する事。 (3) 現地災害対策本部の総合調整に関する事。 (4) 災害応急資機材の確保に関する事。
情 報 広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報の収集に関する事。 (2) 災害対策本部間及び現地災害対策本部間及び現地災害対策本部各班の情報通信に関する事。 (3) 地域住民からの被災通報の対応に関する事。 (4) 被害状況の撮影及び記録に関する事。 (5) 地域住民への広報活動に関する事。
市 民 生 活 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活物資、食料の管内調整に関する事。 (2) 支援物資の受入れ、管理、配給調整、搬送及び支給に関する事。 (3) 小中学校の炊飯及び支給に関する事。 (4) ボランティアの受入調整に関する事。 (5) 被災者、市民からの生活相談、苦情、要請及び通報に関する事。 (6) 死体収容所の開設及び一時収容並びに埋葬に関する事。
救 助 医 療 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所、避難場所に係る情報収集及び提供に関する事。 (2) 避難所、避難場所への誘導及び避難所、避難場所の安全管理に関する事。 (3) 避難所勤務要員、応急救護所との連絡調整に関する事。 (4) 医療機関の状況把握に関する事。 (5) 傷病者の搬送手配に関する事。 (6) 救出、救助の応援に関する事。
土 木 建 設 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被害状況の実態調査に関する事。 (2) 災害応急対策及び復旧に関する事。 (3) 水防に関する事。 (4) 重要路線の確保に関する事。 (5) し尿の自己処理に関する事。
地 域 セ ン タ ー 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管内関係団体との連絡調整に関する事。 (2) 管内の情報収集及び報告並びに現地災害対策本部との連絡に関する事。 (3) 管内の市民等に対する気象情報等の周知に関する事。 (4) 管内の被害調査及びその応急対策に関する事。 (5) 管内の防災行政無線の管理運営に関する事。(旧行政センターに限る。) (6) その他総合事務所災害対策本部長の特命業務に関する事。

別図1

災害対策本部組織



別図2



【備考】

- 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、総合事務所長とし、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の指揮をとる。
- 現地災害対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）は、筆頭課長とする。
- 班に班長を置き、班長は、班の分掌事務が本市の行政機構における業務内容に関すると考えられる課長等とする。
- 現地災害対策本部員は、災害対策本部その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てることとし、防災関係機関との連絡調整、現地における災害情報の収集、応急対策及び防災体制の確立をはかるものとする。
- 現地本部長が不在等の場合、着任するまでは、現地副本部長、総括班長、情報広報班長、市民生活班長、救助医療班長、土木建設班長の順に指揮をとる。
- 総括班、情報広報班、市民生活班、救助医療班、土木建設班の各班長は、現地本部長又は現地副本部長がそのつど定める。

第2節 動員計画

<各部共通>

<基本方針>

市は、市域で風水害等の災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、災害対策の組織計画に基づき職員の動員配備体制について定め、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

1 配備体制等

(1) 配備区分及び配備基準

職員の配備は次の基準による。

ア 災害警戒体制

体制の区分	配 備 基 準	配 備 内 容
災害警戒体制	①大雨注意報、洪水注意報の発表により、各種災害の発生が予測されるとき。 ②津波注意報の発表により、災害の発生が予測されるとき。 ③あびきに関する情報に加えて高潮注意報の発表により、災害の発生が予測されるとき。 ④大雪注意報の発表により、災害の発生が予測されるとき。 ⑤本市が台風の進路によって、強風域に入る恐れがあるとき。	関係課の職員をもって、情報の収集、伝達及び連絡が円滑に実施できる体制とする。

イ 災害警戒本部

体制の区分	配 備 基 準	配 備 内 容
A 配備	①大雨又は洪水注意報が発表中で、現に相当の降雨があり、今後更に相当の降雨が予想されるとき。 ②大雨・洪水警報、暴風警報又は津波注意報・警報が発表されたとき。 ③その他の気象警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 ④本市に台風が接近し、本市への影響の恐れがあるとき。	関係課の職員をもって、情報の収集、伝達及び連絡が円滑に実施できる体制とする。
B 配備	①大雨等の警報が発表中で、現に相当の降雨があり、今後更に相当の降雨が予想されるとき。 ②大雨等の警報が発表中で、災害の発生の恐れがあるとき。 ③その他の気象警報が発表され、現に応急措置要請がある等災害の発生が予想されるとき。 ④本市に台風が上陸する恐れがあるとき。	事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。
地震配備	震度4の地震が観測されたとき。	

ウ 災害対策本部

体制の区分	配 備 基 準	配 備 内 容
第1配備	①局地的な災害が発生するか、又は発生が推測されるが、その災害の程度の予測が困難であり、嚴重な警戒を必要とするとき。 ②震度5弱又は5強の地震が観測されたとき。	災害に対する警戒体制をとるとともに、小災害が発生した場合に対処しうる人員を配備する。
第2配備	災害が拡大し、第1配備では対処できない場合で、災害対策本部長が必要と認めるとき。	災害発生とともに直ちに災害応急活動ができる体制とする。
第3配備	①全市域にわたる災害が発生し、又は全域でなくても、大規模な局地災害が発生したとき。 ②震度6弱以上の地震が観測され、全市域にわたる災害が発生し、又は全域でなくても、大規模な局地災害が発生したとき。	動員可能な全職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。
現地災害対策本部	①災害が拡大し、災害対策本部長が必要と認めるとき。 ②震度6弱以上の地震が休日・夜間等勤務時間外に観測されたとき。	動員可能な職員をもってできる体制とする。

(2) 配備区分

ア 災害警戒体制

災害警戒体制は、各部局で事務を行うものとする。

イ 災害警戒本部

災害警戒本部は防災危機管理室に設置し、情報班は災害情報の収集等を本部で行い、他の班は各部局で事務を行うものとする。

ウ 災害対策本部

災害対策本部を設置したときは、市庁舎7階大会議室兼災害対策本部室又は消防局5階講堂を本部室とする。

注1) 災害対策本部会議は、市庁舎8階庁議室兼災害対策本部会議室又は消防局7階会議室で行う。

注2) 本部室には、本部総括班、総務班、動員・避難班、情報班及び国際班のほか本部連絡員を配置する。

注3) 本部連絡員は、原則として各部を統括する課長をもって充て、本部長指示等の伝達、情報の収集伝達、部内の災害対策についての連絡調整等を行い、各部各班との連絡に当たるものとする。

注4) ボランティア班、物資班は、必要に応じ、連絡員を本部に配置する。

注5) 情報班のうち、本部室に配置した職員以外の者は、広報広聴課及び防災危機管理室でその業務を行う。

注6) 本部室及び市役所正面玄関には、「長崎市災害対策本部」の表示を行うものとする。

注7) 本部室には、災害用管内大地図、災害連絡用電話、映像・音響設備（大型モニター、プロジェクター等）、ファクシミリを備える。

エ 現地災害対策本部

現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の設置は、各総合事務所又は地域センター等とする。

ただし、現地本部を予定する場所が建物損壊等により、その機能を全うすることができないと現地災害対策本部長が判断した場合、所管する公共施設等に現地本部を移設するものとする。

総合事務所	設置場所	移設場所
中央総合事務所管内	中央総合事務所、中央、小ヶ倉、小榎、西浦上、滑石、福田、茂木、式見地域センター	各総合事務所管内で運用が可能な公共施設等
東総合事務所管内	東総合事務所、東長崎、日見地域センター	
南総合事務所管内	南総合事務所、土井首、深堀、香焼、伊王島、高島、野母崎、三和地域センター	
北総合事務所管内	北総合事務所、三重、外海、琴海地域センター	

(3) 配備編成基準

各配備編成基準は次のとおりとする。なお、配備人員は気象状況の推移等により、必要に応じ増減できるものとする。

ア 災害警戒体制

総括班（防災危機管理室）及び土木班（土木防災課ほか）の2班の配備とする。ただし、休日・夜間等勤務時間外は、防災危機管理室職員の到着までは業務を消防局指令課職員が代わって行うものとする。

イ 災害警戒本部

別表のとおりとする。（別表1）

ウ 災害対策本部

別表のとおりとする。（別表2）

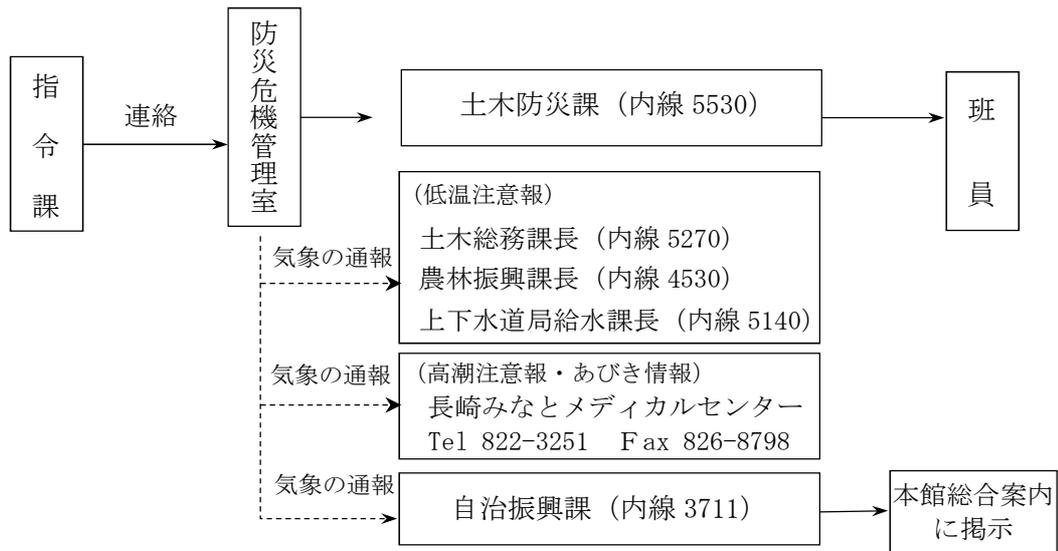
2 伝達方法

(1) 警戒体制の伝達方法

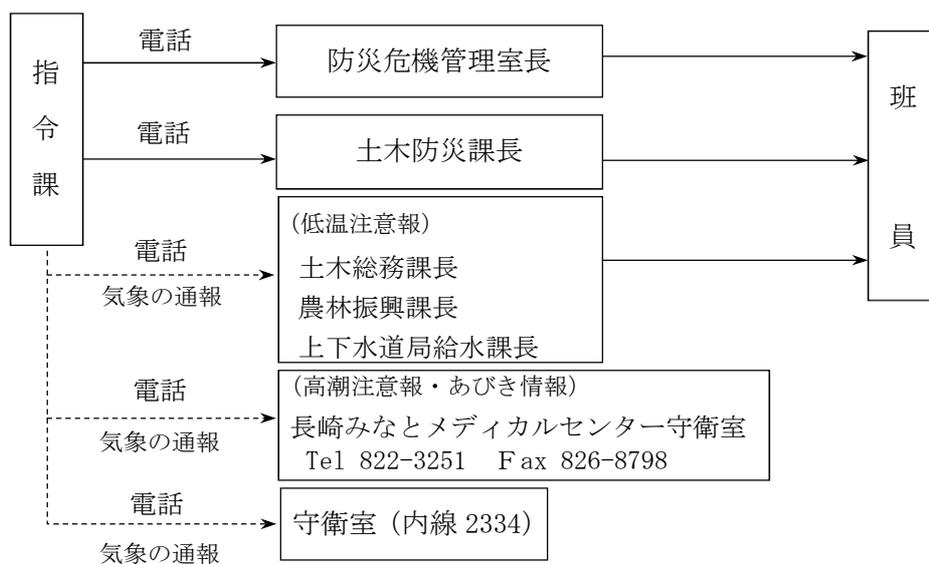
災害警戒体制等の伝達方法は、次のとおりとする。

ただし、低温注意報、高潮注意報の場合は、災害配備体制は設置しないため、所管課へ気象の通報のみ行う。

(時間内)



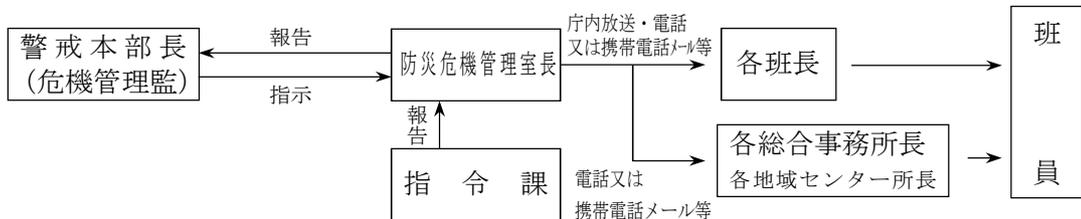
(時間外)



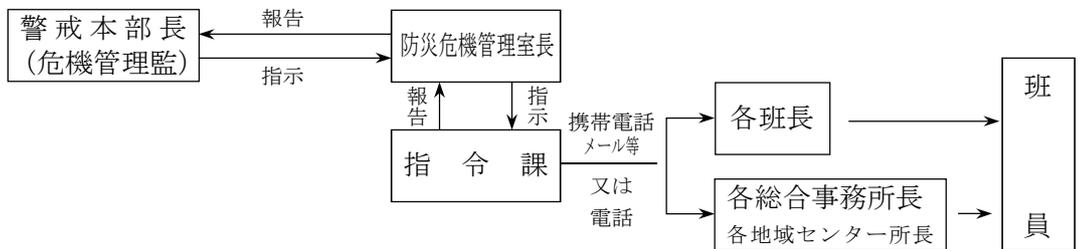
(2) 災害警戒本部の伝達方法

A 配備、B 配備及び地震配備の伝達方法は、次のとおりとする。

(時間内)



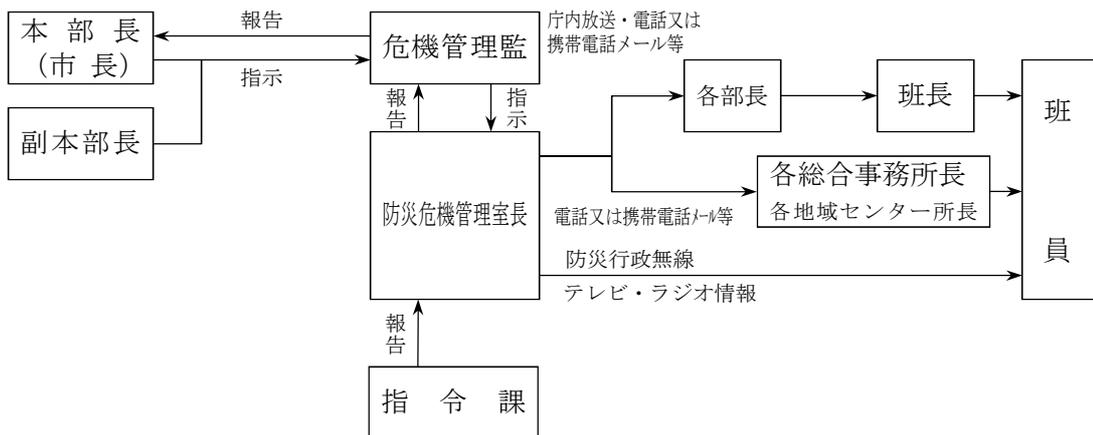
(時間外)



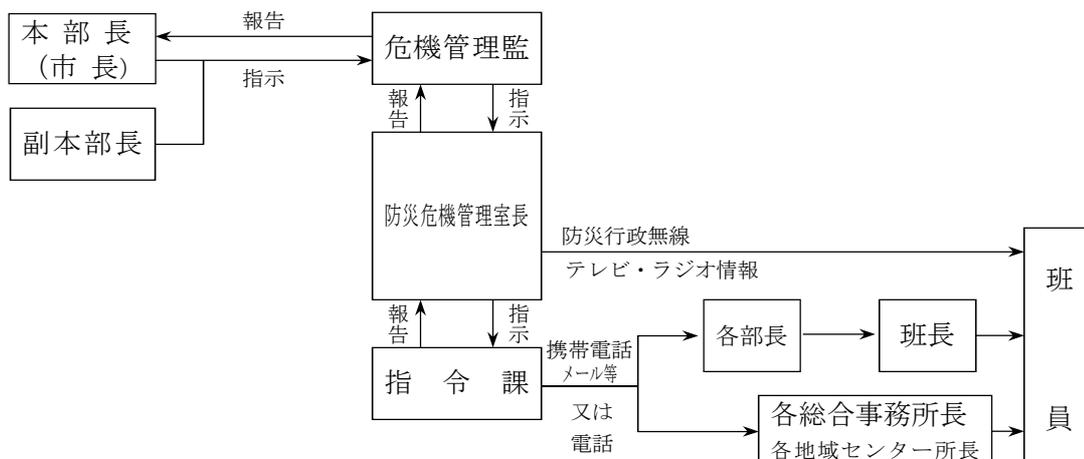
(3) 災害対策本部の伝達方法

ア 第1 配備、第2 配備及び第3 配備の伝達方法は、次のとおりとする。

(時間内)



(時間外)



(4) 職員の招集等

ア 部長の職務

(ア) 各部長は、あらかじめ所属職員の職種、住所等を考慮して、非常招集時の連絡系統を決定し、当該職員に周知徹底して要員の確保に万全を期するものとする。

(イ) 各部長は、配備区分に基づく動員命令を受けたとき、又は自ら災害情報等を入手し、応急対策の必要があると認めた場合は、所属職員を動員し防災業務を遂行するものとする。

(ウ) 各部長は、あらかじめ所属職員の配備区分及び担当事務を定め定期的に研修を実施し、災害発生時にそごのないよう努めるものとする。

イ 任務の熟知

職員は、災害発生時における自己の任務の熟知に努めなければならない。

ウ 非常参集

(ア) 職員は配備命令を受けたときは、直ちに指定された場所に参加しなければならない。

(イ) 職員は、災害が発生するおそれがあるか又は災害の発生を知ったとき、若しくは災害対策本部の設置を知ったときは、配備命令がない場合であっても、状況に応じて電話等により所属長と連絡の上、又は自らの判断で、速やかに指定された場所に参加しなければならない。

(ウ) 職員は、道路の決壊、交通機関の不通等により、指定された場所に参加することができない場合は、最寄りの総合事務所又は地域センター等に参加し、各所長等の指示により任務を遂行するものとする。

エ 参集途上の行動

(ア) 職員は参集途上において火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し、適切な措置を取らなければならない。

(イ) 職員は、参集途上に知り得た被害状況又は災害情報を参集場所の長へ報告しなければならない。

(5) 各部間の応援動員

ア 災害対策本部の各部長は、災害対策活動を実施するに当たり班員が不足し、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の様式による要請書を動員・避難班に提出しなければならない。(様式1)ただし、緊急を要する場合は、事後において提出することができるものとする。

イ 総務部長は、応援要請の内容により、応援班から動員の措置を講ずるものとする。

様式1

応援職員要請書

年 月 日
時 分

総務部長様

〇〇部長

期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
勤務（従事）場所	
勤務（従事）内容	
必 要 人 員	
携 行 品	
集 合 日 時、場 所	
そ の 他 参 考 事 項	

災害警戒本部配備編成基準表

班 名	担 当 課 等	A 配 備	B 配 備	地 震 配 備
総 括 班	防 災 危 機 管 理 室	○	○	○
総 務 班	総 務 課	—	—	○
動 員 ・ 避 難 班	人 行 政 体 制 整 備 課 室	○	○	○
情 報 班	情 報 統 計 課 室 情 報 政 策 推 進 室	○	○	○
広 報 班	広 報 広 聴 課	○	○	○
管 財 班	財 産 活 用 課 室 資 産 経 営 課 室	○	○	○
調 査 班	収 納 課 室 資 産 税 課 室 市 民 税 課 室 特 別 滞 納 整 理 室	—	○	○
厚 生 相 談 班	自 治 振 興 課 室 人 権 男 女 共 同 参 画 室	—	○	—
福 祉 総 務 班	福 祉 総 務 課 室 高 齢 者 す こ や か 支 援 課 室 障 害 福 祉 課 室 介 護 保 険 課 室 地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム 推 進 室	—	○	○
保 健 総 務 班	地 域 保 健 課 室 地 域 医 療 室 健 康 つ く り 課 室 後 期 高 齢 者 医 療 室 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 事 業 室 伊 王 島 国 民 健 康 保 険 診 療 所 高 島 国 民 健 康 保 険 診 療 所 池 島 診 療 所 小 口 診 療 所 野 母 崎 診 療 所 動 物 愛 護 管 理 セ ン タ ー	—	—	○
物 資 班	国 民 健 康 保 険 課	—	○	○
廃 棄 物 対 策 班	廃 棄 物 対 策 課	—	○	—
水 産 農 林 総 務 班	水 産 農 林 政 策 課	—	○	○
水 産 班	水 産 振 興 課 一 水 産 セ ン タ ー	○	○	○
農 林 班	農 林 振 興 課	○	○	○
土 木 班	土 木 防 災 課 室 土 木 総 務 課 室 土 木 企 画 課 室 土 木 建 設 課 室	○	○	○
中 央 調 査 復 旧 班	地 域 整 備 1 課 室 地 域 整 備 2 課 室	○	○	○

第3章 風水害等応急対策計画
第2節 組織計画

班 名	担 当 課 等	A 配 備	B 配 備	地 震 配 備
東 調 査 復 旧 班	地 域 整 備 課	○	○	○
南 調 査 復 旧 班	地 域 整 備 課	○	○	○
北 調 査 復 旧 班	地 域 整 備 課	○	○	○
都 市 計 画 班	都 市 計 画 課 ま ち な か 事 業 推 進 室 東 長 崎 土 地 区 画 整 理 事 務 所	○	○	○
住 宅 班	建 築 総 務 課 住 宅 政 策 室	—	○	—
建 築 指 導 班	建 築 指 導 課	○	○	○
中 央 総 務 班	総 務 課	○	○	○
中 央 支 援 班	地 域 福 祉 課 生 活 福 祉 1 課 生 活 福 祉 2 課	○	○	○
東 総 務 ・ 支 援 班	地 域 福 祉 課	○	○	○
南 総 務 ・ 支 援 班	地 域 福 祉 課	○	○	○
北 総 務 ・ 支 援 班	地 域 福 祉 課	○	○	○
中 央 地 域 セ ン タ ー 班	地 域 セ ン タ ー	○	○	○
東 地 域 セ ン タ ー 班	地 域 セ ン タ ー	○	○	○
南 地 域 セ ン タ ー 班	地 域 セ ン タ ー	○	○	○
北 地 域 セ ン タ ー 班	地 域 セ ン タ ー	○	○	○
警 防 班	消 防 局 警 防 課	○	○	○
上 下 水 道 総 務 班	総 務 課 経 理 一 課 料 金 サ ー ビ ス 課 事 業 管 理 課	○	○	○
下 水 道 班	下 水 道 建 設 課 下 水 道 管 理 課 下 水 道 施 設 課	○	○	○
教 育 総 務 班	総 務 課	○	○	○

災害対策本部配備編成基準表

部 名	班 名	担 当 課 等	災 害 対 策 本 部		
			第1配備	第2配備	第3配備
本部総括部	総括班	防災危機管理室	○	○	○
本部対策部	総務班	総務課	○	○	○
	動員・避難班	人事課 行政体制整備室	○	○	○
	情報班	情報統計課 情報政策推進室	○	○	○
	応援班	監査事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 用地課	—	—	○
秘書広報部	秘書班	秘書課	○	○	○
	広報班	広報広聴課	○	○	○
	国際班	国際課	○	○	○
	東京連絡班	東京事務所	—	○	○
企画財政部	財政班	財政課	○	○	○
	ボランティア応援班	都市経営室	—	—	○
理財部	管財班	財産活用課 資産経営室	○	○	○
	調査班	収納課 資産税課 市民税課 特別滞納整理室	○	○	○
	出納班	出納室	—	○	○
	契約班	契約検査課	○	○	○
市民生活部	厚生相談班	自治振興課 人権男女共同参画室	○	○	○
	ボランティア班	市民協働推進室	○	○	○
	食糧班	住民情報課 中央卸売市場	○	○	○
	地域センター協力班	消費者センター	—	○	○
	文化施設班	文化振興課	—	○	○
	スポーツ施設班	スポーツ振興課	—	○	○
原爆被爆対策部	遺体火葬班	もみじ谷葬祭場	○	○	○
	原爆施設班	調査課 援護課 平和推進課 被爆継承課	○	○	○
福祉部	福祉総務班	福祉総務課 高齢者すこやか支援課 障害福祉課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室	○	○	○

第3章 風水害等応急対策計画
第2節 組織計画

部 名	班 名	担 当 課 等	災 害 対 策 本 部		
			第1配備	第2配備	第3配備
市 民 健 康 部	保 健 総 務 班	地域保健課 地域医療室 健康づくり課 後期高齢者医療室 新型コロナウイルスワクチン接種事業室 伊王島国民健康保険診療所 高島国民健康保険診療所 池島診療所 小口診療所 野母崎診療所 動物愛護管理センター	○	○	○
	生 活 衛 生 班	生活衛生課	—	○	○
	検 査 班	保健環境試験所	—	○	○
	物 資 班	国民健康保険課	○	○	○
こ ど も 部	福 祉 施 設 班	こども政策課 幼児課 こどもみらい課 子育てサポート課 少年センター 幼稚園	○	○	○
環 境 部	環 境 総 務 班	環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室	○	○	○
	廃 棄 物 対 策 班	廃棄物対策課	○	○	○
	中 央 作 業 班	中央環境センター	—	○	○
	東 部 作 業 班	東部環境センター	—	○	○
	処 理 班	環境整備課 東工場 三京クリーンランド埋立処分場	○	○	○
商 工 部	商 工 班	産業雇用政策課 商業振興課	○	○	○
文 化 観 光 部	文 化 観 光 施 設 班	観光政策課 観光交流推進課 世界遺産室 出島復元整備室 長崎学研究所	○	○	○
	文 化 財 班	文化財課	—	○	○
水 産 農 林 部	水 産 農 林 総 務 班	水産農林政策課	○	○	○
	水 産 班	水産振興課 水産センター	○	○	○
	農 林 班	農林振興課	○	○	○
	中 央 調 査 復 旧 班	地域整備1課 地域整備2課	○	○	○
	東 調 査 復 旧 班	地域整備課	○	○	○
	南 調 査 復 旧 班	地域整備課	○	○	○
	北 調 査 復 旧 班	地域整備課	○	○	○

第3章 風水害等応急対策計画
第2節 組織計画

部 名	班 名	担 当 課 等	災 害 対 策 本 部		
			第1配備	第2配備	第3配備
土 木 部	土 木 班	土木防災課 土木総務課 土木企画課 土木建設課	○	○	○
	中央調査復旧班	地域整備1課 地域整備2課	○	○	○
	東調査復旧班	地域整備課	○	○	○
	南調査復旧班	地域整備課	○	○	○
	北調査復旧班	地域整備課	○	○	○
まちづくり部	都市計画班	都市計画課 まちなか事業推進室 東長崎土地区画整理事務所	○	○	○
	景観推進班	景観推進室	○	○	○
	長崎駅周辺整備班	長崎駅周辺整備室	—	○	○
建 築 部	住 宅 班	建築総務課 住宅政策室	○	○	○
	建 築 班	建築課	○	○	○
	設 備 班	設備課	○	○	○
	建 築 指 導 班	建築指導課	○	○	○
中央総合事務所部	中 央 総 務 班	総務課	○	○	○
	中 央 支 援 班	地域福祉課 生活福祉1課 生活福祉2課	○	○	○
	中央各地域センター班	各地域センター	○	○	○
東総合事務所部	東総務・支援班	地域福祉課	○	○	○
	東各地域センター班	各地域センター	○	○	○
南総合事務所部	南総務・支援班	地域福祉課	○	○	○
	南各地域センター班	各地域センター	○	○	○
北総合事務所部	北総務・支援班	地域福祉課	○	○	○
	北各地域センター班	各地域センター	○	○	○
消 防 部	消 防 総 務 班	総務課	○	○	○
	予 防 調 査 班	予防課			
	警 防 班	警防課			
	指 令 班	指令課			
	中 央 署 班	中央消防署			
	北 署 班	北消防署			
	南 署 班	南消防署			

第3章 風水害等応急対策計画
第2節 組織計画

部 名	班 名	担 当 課 等	災 害 対 策 本 部		
			第1配備	第2配備	第3配備
上 下 水 道 部	上 下 水 道 総 務 班	総務課 経理課 料金サービス課	○	○	○
	上 下 水 道 復 旧 統 括 班	事業管理課 南部上下水道事務所 北部上下水道事務所			
	給 配 水 施 設 復 旧 班	水道建設課 給水課			
	給 水 班	給水課			
	浄 水 施 設 復 旧 班	浄水課			
	水 質 班	水質管理室			
	下 水 道 管 渠 復 旧 班	下水道建設課 南部上下水道事務所 北部上下水道事務所			
	下 水 道 施 設 復 旧 班	下水道施設課			
議 会 部	議 会 班	議会事務局総務課 議会事務局議事調査課	○	○	○
教 育 部	教 育 総 務 班	総務課	○	○	○
	教 育 施 設 班	施設課	○	○	○
	社 会 教 育 班	生涯学習課 各公民館 香焼図書館	○	○	○
	学 校 教 育 班	学校教育課 健康教育課 小学校 中学校 高等学校 教育研究所	○	○	○
災害対策本部の部長、副部長、政策監			○	○	○
避 難 所 要 員			必要に応じて配備		

第3節 通信情報計画

＜長崎地方気象台・総務部・防災危機管理室・各総合事務所＞

＜基本方針＞

市は、災害時における各種情報の収集・分析・伝達を迅速かつ確実に実施するための体制を確立し、効果的な応急対策活動を推進する。

1 情報の収集・分析

(1) 情報収集

ア 市の情報収集

(ア) 災害対策本部

情報班は、市域及び広域的被災状況を把握するため、消防局、消防団、電気、ガス、水道、通信、交通、医療等の防災関係機関のほか、職員、市民、自治会及び現地災害対策本部等から、全ての災害情報を収集する。

(イ) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、地域における災害情報を収集し、災害対策本部への連絡を行うとともに、災害対策本部からの指示に従い必要な行動をとる。

なお、相談業務は人命救助に係わるものを最優先とし、情報収集に努める。また、混乱を避けるため、情報提供や相談等については各地域センター班を窓口とし、それら情報等の取りまとめは市民生活班が一本化して行う。

イ 市民の通報業務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに最寄りの市行政機関、警察署等に通報するものとする。

(2) 情報収集の方法

ア 徒歩による情報収集

災害発生時には交通輻輳が予想されるので、徒歩により情報収集を実施する。

イ ヘリコプター等による情報収集（航空写真撮影等）

地震により甚大な被害が発生した場合や、人が立ち入れない場所における被災状況を確認する場合等、直ちに市域の航空写真をヘリコプターや無人航空機（ドローン）を活用して撮影し、家屋損害、火災焼失、道路破損等の被害状況を把握する。

ウ 災害現場画像伝送装置による情報収集

災害場所の被害状況をリアルタイムな映像情報として収集し、受信装置を介して災害対策本部等において災害現場を映像で把握する。

エ アマチュア無線等

アマチュア無線、タクシー無線等から、地域被災情報を入手する。

オ 自治会等からの情報収集

自治会、連合自治会、保健環境自治連合会、自主防災組織を利用した情報収集を実施する。

カ 通信手段が途絶した場合の情報収集

災害対策本部、現地災害対策本部及び現地（避難所等）間における通信手段が途絶した場合は、現地災害対策本部の情報収集班が災害対策本部及び現地との連絡にあたる。

(3) 情報の整理・分析

情報班は、被災状況を把握し、災害対策本部から防災関係機関及び現地災害対策本部等への確かつ迅速な指示・連絡を行うため、収集した情報を整理・分析する。

(4) ライフライン関係機関との連携

ライフライン関係機関との連携強化により、次のとおり情報の共有化を図る。

ア 関係機関による定期的な情報交換の場の設定

イ 台風接近時における関係機関の情報連絡体制の事前確認

ウ 関係機関との災害時連絡用専用線（ホットライン）又は災害時連絡電話の機能確保及び関係機関連絡一覧表の共有

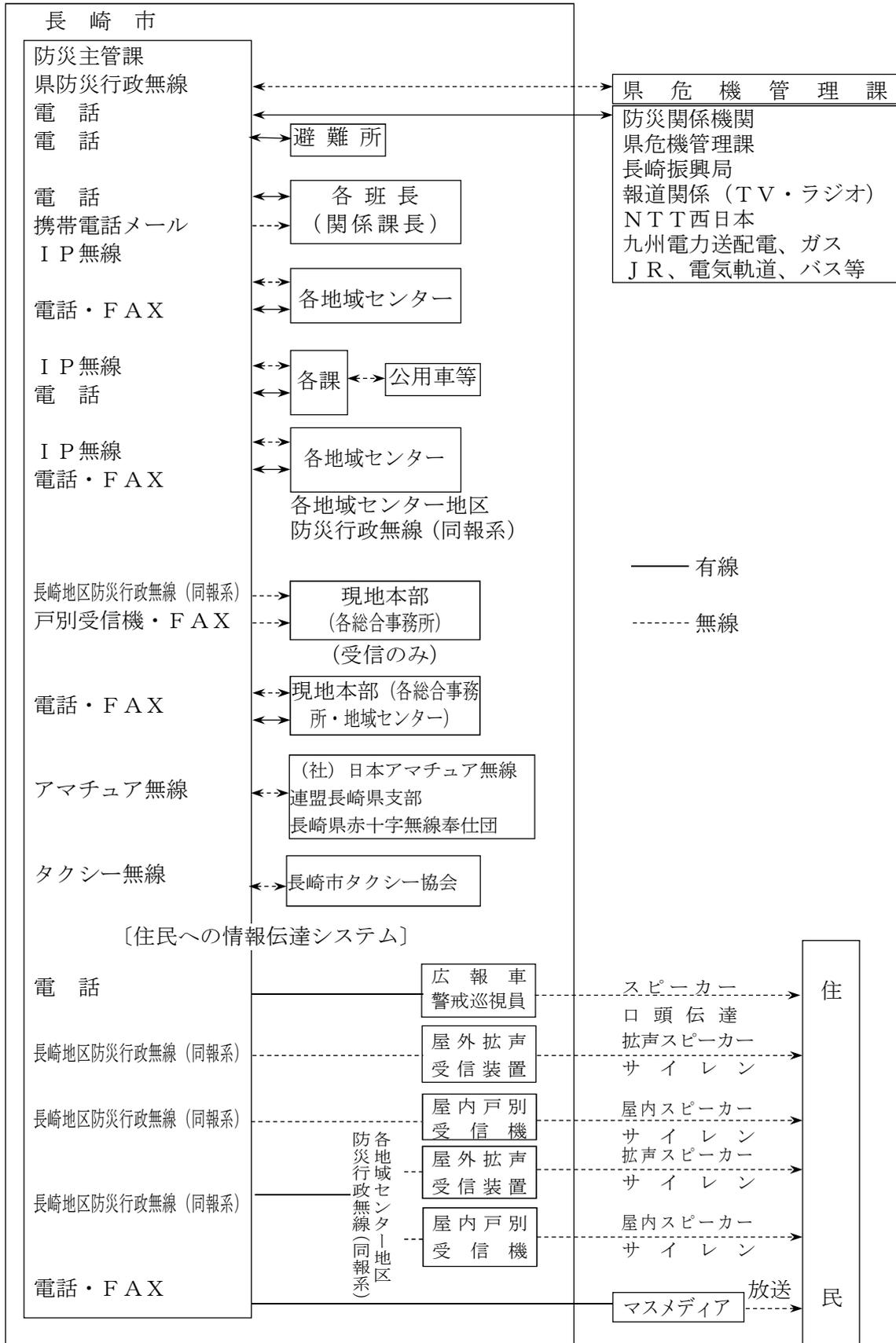
エ 各機関の連絡責任者の指名

オ 定期的な情報連絡時間の設定

2 通信網

(1) 通信網の概要

防災関係機関及び住民との通信は、それぞれ組織間通信システム及び住民への情報伝達システムにより構成される。



第1図 組織間通信システム

(2) 通信手段

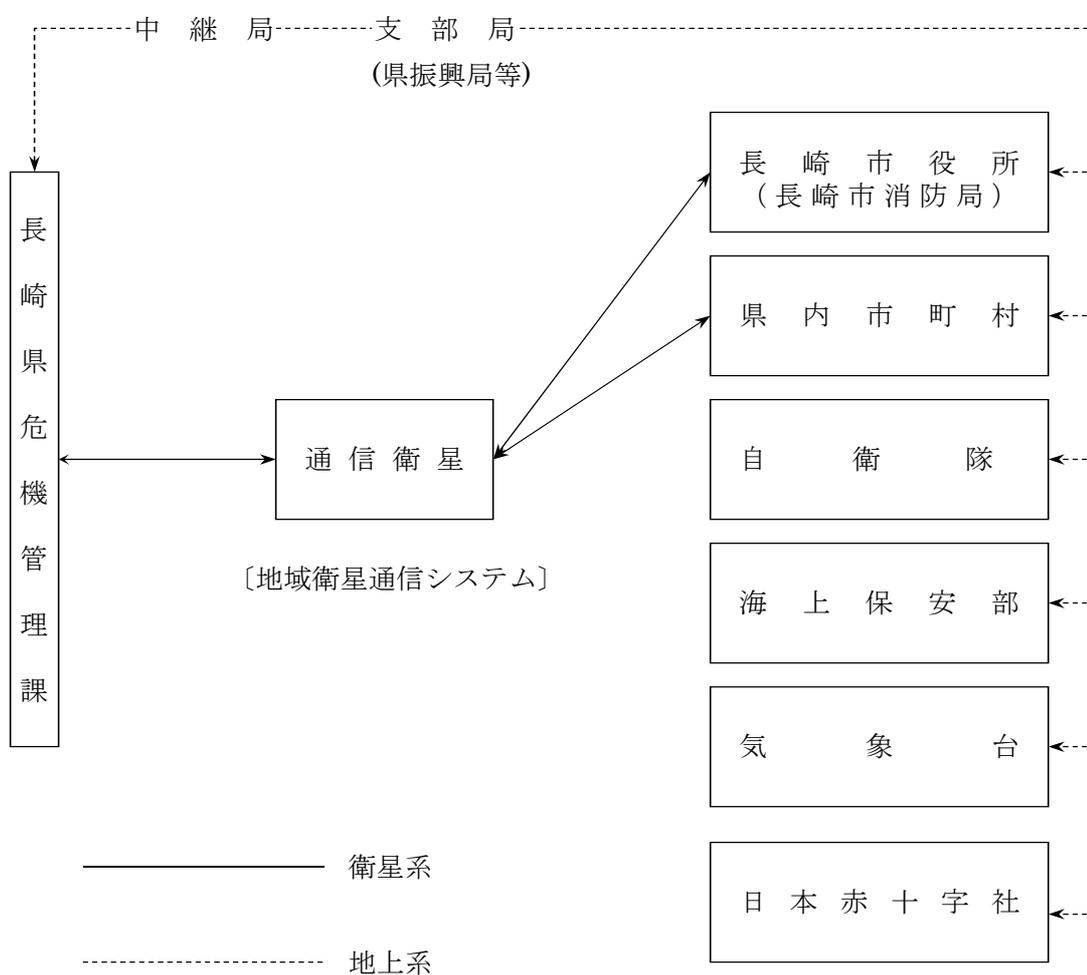
通信網の確保は情報収集、指令系統、諸事項の連絡等において重要な役割を果たすため、次に掲げる通信手段の積極的活用を図る。

ア 無線系

(ア) 長崎県防災行政無線

県内すべての自治体と防災関係機関を連絡する通信網であり、地上系及び衛星系からなり、互いにバックアップ回線として運用される。

長崎市と長崎県との間における情報の収集、予警報等の伝達は、県が設置している防災行政無線をもって行う。



第2図 地上無線システム

(イ) 長崎市防災行政無線及びI P無線

市民への通報は、屋外拡声装置のスピーカーで地域住民に通報する。

屋外拡声装置にあつては、設置された町の自治会長等が、地域住民の安全のために自局放送を行うことができる。

また、市内部での相互連絡は、携帯電話パケット通信網を利用したI P無線機を、災害拠点となる総合事務所等に配置し通信網を確立する。

(ウ) アマチュア無線

市では、次の事項により災害時における通信の確保を図る。

- a 災害時の補助的通信ルートとして、「災害非常無線通信の協力に関する協定」等に基づき、(社)日本アマチュア無線連盟長崎県支部、長崎県赤十字無線奉仕団に協力を要請する。
- b 日常から無線の有資格者の育成及び情報通信手段の多重化に努める。
- c アマチュア無線による情報伝達手段が必要な場合には、市内の有資格者の力を結集し柔軟な体制運用を図る。

(エ) タクシー無線

「災害情報の提供等に関する協定」に基づき、長崎市タクシー協会に協力を要請し、災害情報の収集を図る。

(オ) 携帯電話

加入電話が使用不可能になったとき、携帯電話による通信の確保を図る。また、携帯電話のメールにより希望する市民に防災情報等を配信する。

(カ) テレビ、ラジオ等

市民のすべてに同時に、しかもより早く情報を伝える通信手段としては最も有効であるが、放送内容には限定があるため、補完的手段として位置づける。

イ 有線系

(ア) 一般加入電話

防災関係機関等との連絡は別表による。(別表1)

(イ) 災害時優先電話

災害時には電話が著しく輻輳し、かかりにくい場合が予想されるが、災害等で一般の電話に規制がかかったときでも災害時優先電話を活用し、通信の確保を図る。

(ウ) パソコンのメール等

インターネットを介して、希望する市民のパソコンに防災情報等を配信する。

(エ) テレホンサービス

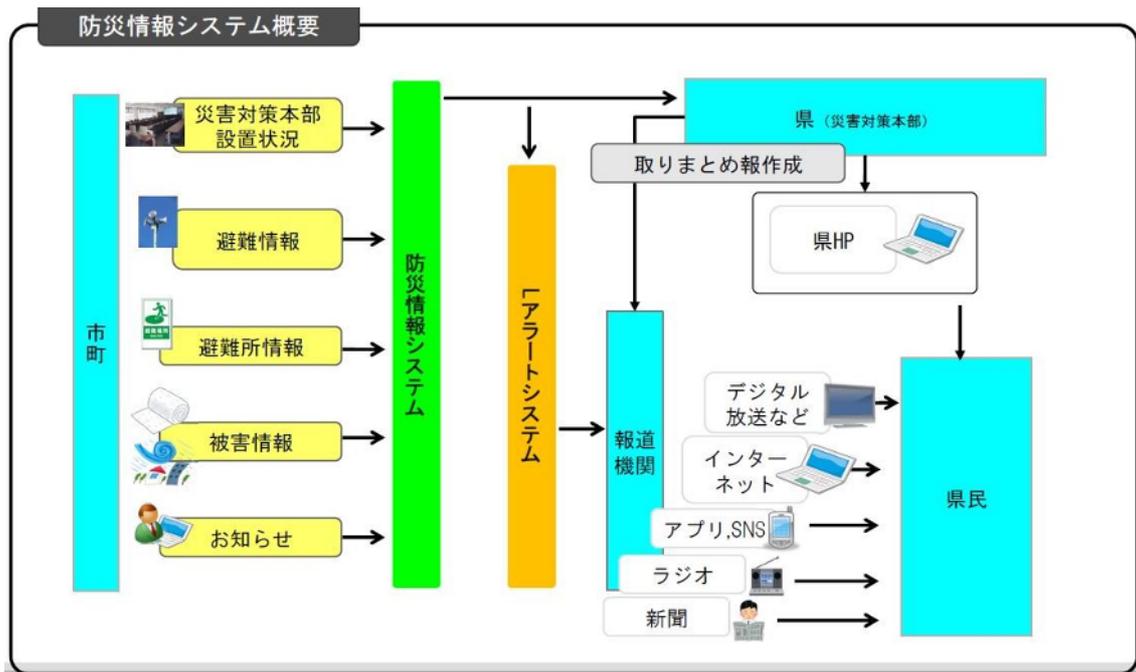
屋内や気象状況により防災行政無線による放送内容が聞こえにくい場合、放送内容をテレホンサービスにより確認できる。(電話番号：0180-999-002)

ウ その他

(ア) 災害情報共有システム（Lアラート）

安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えることを目的とした情報基盤。

全国の情報発信者が発信した情報を、地域を越えて全国の情報伝達者に一斉に配信するため、住民はテレビやラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手可能



3 指令・連絡系統

(1) 災害対策本部と現地災害対策本部の指令系統

ア 災害対策本部から現地災害対策本部への指令等は、本部対策部総務班が行うものとする。

イ 指令等の伝達は、電話・ファクシミリによることとし、電話が使用できない場合は、防災行政無線、又は原則として公用車若しくは徒歩の緊急連絡員による文書、口頭によるものとする。

(2) 現地災害対策本部間の連絡

ア 現地災害対策本部間の連絡は、各現地災害対策本部総括班が行うものとする。

イ 連絡方法は、電話・ファクシミリによることとし、電話が使用できない場合は、防災行政無線、又は原則として公用車若しくは徒歩の連絡員による文書、口頭によるものとする。

(3) 各本部内での指令等

ア 災害対策本部内での指令等は、本部総括班が各部へ行き、現地災害対策本部内における指令等は、現地災害対策本部総括班が各担当へ行うものとする。

(4) 本部から各団体への要請等

ア 各団体への要請等は、災害対策本部長名において団体を所管する各部が行うものとする。

イ 伝達方法は、電話・ファクシミリによることとし、電話が使用できない場合は、防災行政無線、又は原則として公用車若しくは徒歩による文書、口頭によるものとする。

(5) その他運用

ア 人命救助最優先の対応（活動）を行うものとする。

イ 受信、通信に関する処理状況は記録するものとする。

ウ 通信手段としては、防災行政無線（移動局）を活用するものとする。

エ 情報は一元化し、不安を高めるデマ等が起こらぬよう統一した情報を提供するものとする。

別表1

関係機関の連絡網

機 関 名	所 在 地	担 当 課 等	緊急連絡先 () は代表	F A X
九州農政局 (長崎県拠点)	岩川町16-16	地方参事官室	845-7121	845-7179
九州運輸局 長崎運輸支局	松が枝町7-29	総務企画担当	822-0010	827-4869
長崎海上保安部	松が枝町7-29	警備救難課	822-4999 (緊急) 827-5134	822-0673
長崎地方气象台	南山手町11-51	観測予報 管理官	811-4861	822-4285
長 崎 県	尾上町3-1	危機管理課	824-3597 825-7855 (時間外)	821-9202 823-1629 (時間外)
長崎振興局	大橋町11-1	総 務 課	844-2181	849-2780
九州旅客鉄道株式会社 長 崎 支 社	尾上町8-6	総務企画・工務 (時間外)長崎駅事務室	823-0108 (時間外)080-7412- 7576	827-3128
西日本電信電話株 長 崎 支 店	(緊急・第一報) 金屋町4-15	サービス運営 災害対策担当	893-8059 090-7399-5397(時間外)	832-2356
日本赤十字社 長 崎 県 支 部	茂里町3-15	事業推進課	(846-0680) 090-7152-1222(時間外)	846-0681
日本放送協会 長 崎 放 送 局	西坂町1-1	企 画 編 成	821-3121 (821-1115)	826-9156
日本通運株式会社 長 崎 支 店	岩川町6-5	総 務	846-2111 (846-2111)	847-7111
九州電力送配電株式会社 長 崎 配 電 事 業 所	城山町3-19	(非常災害時) 情報チーム (非常災害時以外) 配電グループ	(非常災害時) 864-1842 (非常災害時以外) 0800-777-9424 (864-1956)	864-1878
西部ガス株式会社 供給本部長崎供給部	尾上町6-20	保全グループ	827-8808 (824-0919)	827-8769
長崎自動車株式会社	新地町3-17	自 動 車 部	825-8551 (826-1111)	822-7004
長崎電気軌道株式会社	大橋町4-5	経 営 企 画 室	845-4111	843-2609

第3章 風水害等応急対策計画
第3節 通信情報計画

機 関 名	所 在 地	担当課等	緊急連絡先 ()は代表	F A X
長崎放送株式会社	上町1-35	総務部	820-1015 (824-3111)	824-4733
株式会社テレビ長崎	金屋町1-7	報道部	827-2000 (827-2111)	824-1099
長崎文化放送株式会社	茂里町3-2	総務局	843-7001 (843-7000)	843-7166
株式会社 長崎国際テレビ	出島町11-1	総務局	820-3220 (820-3000)	827-2225
株式会社 長崎ケーブルメディア	筑後町5-8	放送部	828-3904 (828-0120)	828-0159 (828-0623)
株式会社エフエム長崎	栄町5-5	放送部	828-2771 828-1407	828-2777
長崎県警察本部	尾上町3-3	警備課	820-0110	829-0066
一般社団法人 長崎市医師会	栄町2-22	医事課	818-5511 (818-5511)	818-5633
一般社団法人 長崎県バス協会	興善町4-6	—	822-9018	826-6411
公益社団法人 長崎県トラック協会	松原町2651-3	—	838-2281	839-8508
一般社団法人 長崎県タクシー協会	中里町1576-6	—	838-2664	839-8400
一般社団法人 長崎市タクシー協会	出島町12-20	—	821-8273	821-5204

(順不同)

4 気象情報等の情報伝達

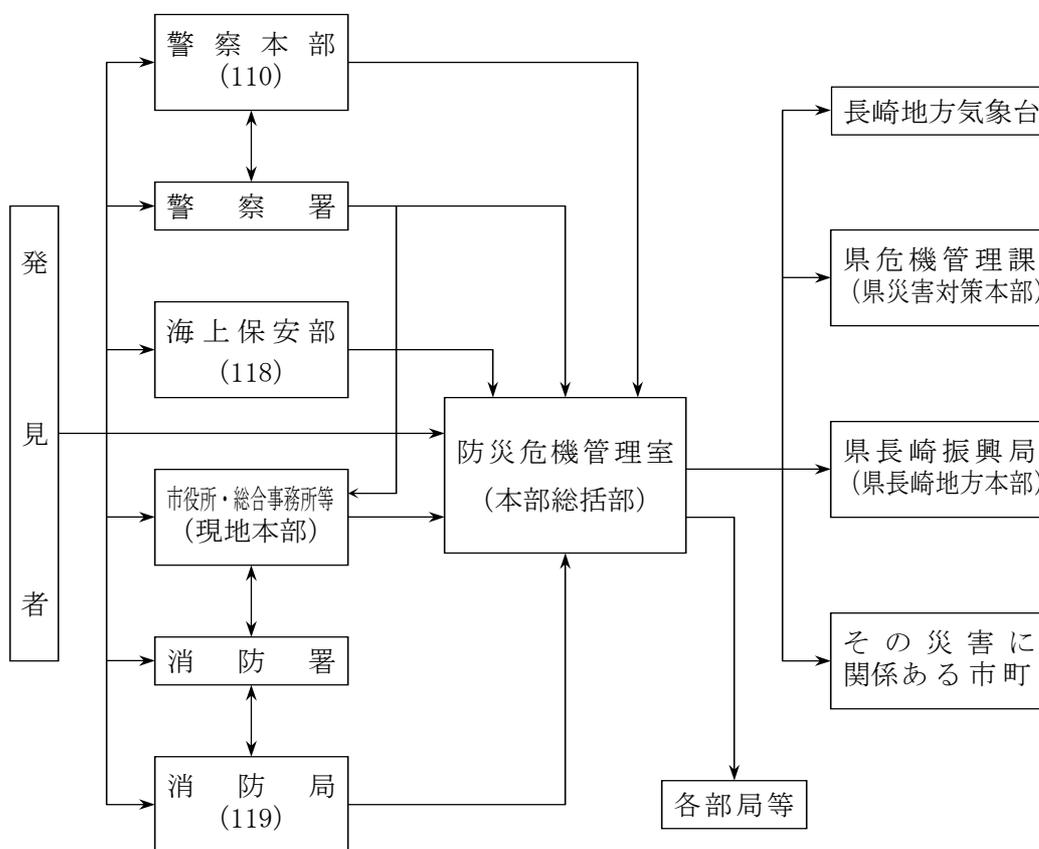
(1) 異常発見者の通報（災害対策基本法第54条）

災害が発生するおそれがある異常な現象（土地の隆起・沈降・地割れ・崖からの湧水、溪流の濁り、異常潮位、異常波浪、海鳴り、竜巻等）を発見した者は、消防局、消防署、市役所・総合事務所・地域センター、警察署、海上保安部へ通報しなければならない。

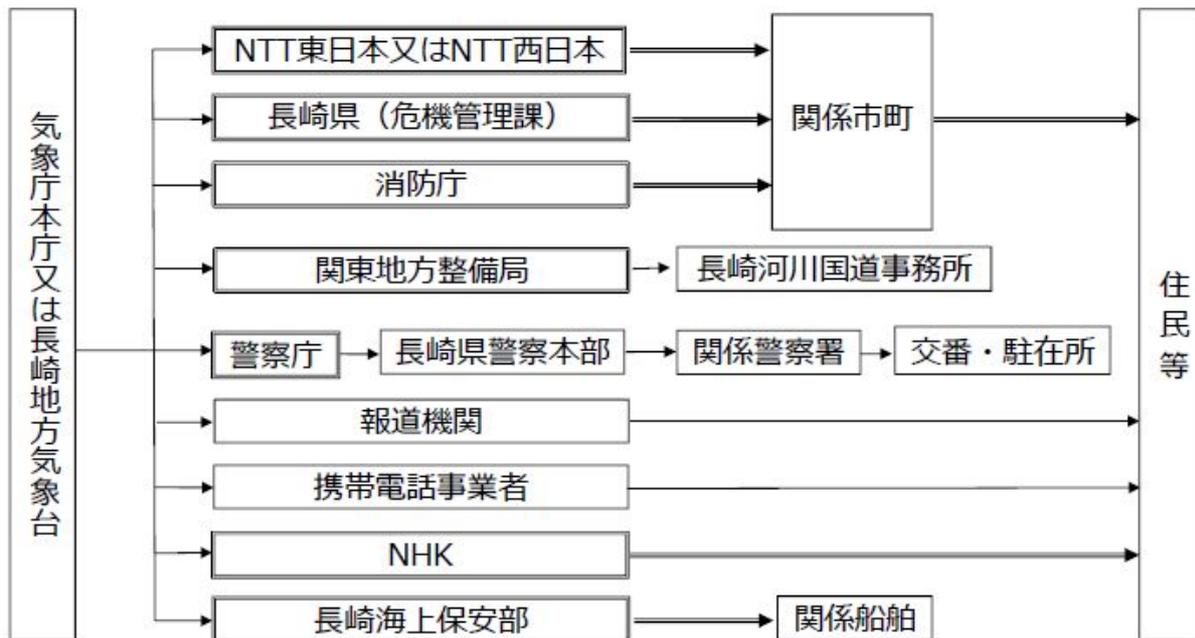
(2) 異常通報の伝達

本部総括部は、異常現象の通報を受けたときは早急にそれに対する応急対策が行えるよう直ちに関係機関に伝達するものとする。

(3) 異常現象の通報系統図



(4) 気象警報等の伝達系統図



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

注2) 二重線の経路は、気象業法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

注3) 気象警報等をはじめとする各種の防災気象情報は上記伝達系統のほかに、気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供

注4) 携帯電話事業者による緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関するエリアに配信

5 風水害関係

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、長崎県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

第1表 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるために、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

第2表 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

第3章 風水害等応急対策計画
第3節 通信情報計画

	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。	

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

※

ア 警報・注意報の発表基準（長崎市）

令和3年1月19日現在
発表官署 長崎地方気象台

長崎市	府県予報区		長崎県		
	一次細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		長崎地区		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	29	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	137	
	洪水	流域雨量指数基準		戸根川流域=9.8, 神浦川流域=14.4, 出津川流域=8.0, 浦上川流域=18.5, 中島川流域=13.7, 鹿尾川流域=12.8, 大川流域=9.8, 八郎川流域=17.1, 大井手川流域=7.5	
		複合基準 ^{※1}		-	
		指定河川洪水予報による基準		-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			外海	20m/s	
			大村湾	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			外海	20m/s 雪を伴う	
			大村湾	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm	
			山地	12時間降雪の深さ 20cm	
	波浪	有義波高	外海	6.0m	
			大村湾	2.5m	
高潮	潮位	橘湾側	2.4m		
		五島灘側	2.4m		
		大村湾側	1.1m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	19		
		土壌雨量指数基準	89		
	洪水	流域雨量指数基準		戸根川流域=7.8, 神浦川流域=11.5, 出津川流域=6.4, 浦上川流域=14.8, 中島川流域=10.9, 鹿尾川流域=10.2, 大川流域=7.8, 八郎川流域=13.6, 大井手川流域=6.0	
		複合基準 ^{※1}		浦上川流域=(9, 14.8), 鹿尾川流域=(15, 8.2)	
		指定河川洪水予報による基準		-	
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			外海	10m/s	
			大村湾	10m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			外海	10m/s 雪を伴う	
大村湾			10m/s 雪を伴う		
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 3cm		
		山地	12時間降雪の深さ 5cm		

第3章 風水害等応急対策計画
第3節 通信情報計画

	波浪	有義波高	外海	2.5m
			大村湾	1.5m
	高潮	潮位	橋湾側	1.9m
			五島灘側	1.9m
			大村湾側	0.9m
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	—		
	濃霧	視程	陸上	100m
			外海	500m
			大村湾	500m
乾燥	①最小湿度 45%で、実効湿度 65%②実効湿度 60%			
なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか ①気温 3℃以上の好天 ②低気圧等による降雨 ③降雪の深さ 30cm 以上			
低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が-3℃以下			
霜	11 月 30 日までの早霜、3 月 15 日以降の晩霜 最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度 90%以上			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 110mm			

※ 1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

【市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説】

- 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。
- 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地

点の基準値を示している。欄が空欄の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

(11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

(12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面 (TP) を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL (平均潮位) 等を用いる。

(14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【参考】

○土壌雨量指数	土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/dojoshisu.html) を参照
○流域雨量指数	流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れだし、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/ryuikishisu.html) を参照
○表面雨量指数	表面雨量指数は短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/hyomenshisu.html) を参照。

イ 特別警報・警報・注意報の発表区域 (南部)

府県予報区名	1次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	警報等の発表単位となる市町・地域等名
			(2次細分区域名)
長崎県	南部	長崎地区	長崎市、長与町、時津町
		島原半島	島原市、雲仙市、南島原市
		諫早・大村地区	諫早市、大村市
		西彼杵半島	西海市 (江島・平島を除く)

注1) 大雨や洪水等の警報等を発表した場合、テレビやラジオ等で放送されるが、この時、本表の「市町村等をまとめた地域名」を使って放送される場合がある。

注2) 発表の基準の欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査した上で決定する。

注3) 特別警報・警報・注意報はその種類に係わらず、これらの新たな特別警報・警報・注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

注4) 特別警報・警報・注意報には、防災上特に必要となる事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次の通りとし、簡明な記載を行う。

(い つ) 注意警戒すべき期間：具体的に示す

(どこで) 注意警戒すべき地域：現象の中心になると予想される地域

(何が) 注意警戒すべき気象現象等：量的な予測

(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

	<ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警戒等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて、常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎県など)で発表される。

大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市を特定して警戒を呼びかける情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

(6) 長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説される場合等に発表される。

(7) 長崎県潮位情報

副振動^{※1}や異常潮位^{※2}等の潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や、潮位の状況を解説する場合に発表する。

※1 副振動：湾等で観測される周期数分から数十分程度の海面の昇降現象

※2 異常潮位：潮位が比較的長期間(1週間から3か月程度)継続して平常より高く(もしくは低く)なる現象

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁

から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、南部（長崎市を含む一次細分区域単位）で発表される。この情報の有効期限は、発表から概ね1時間である。

(10) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、長崎県を通じて長崎市や長崎市消防局に伝達される。

(11) 災害時気象支援資料

長崎地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

第4節 災害情報収集・調査計画

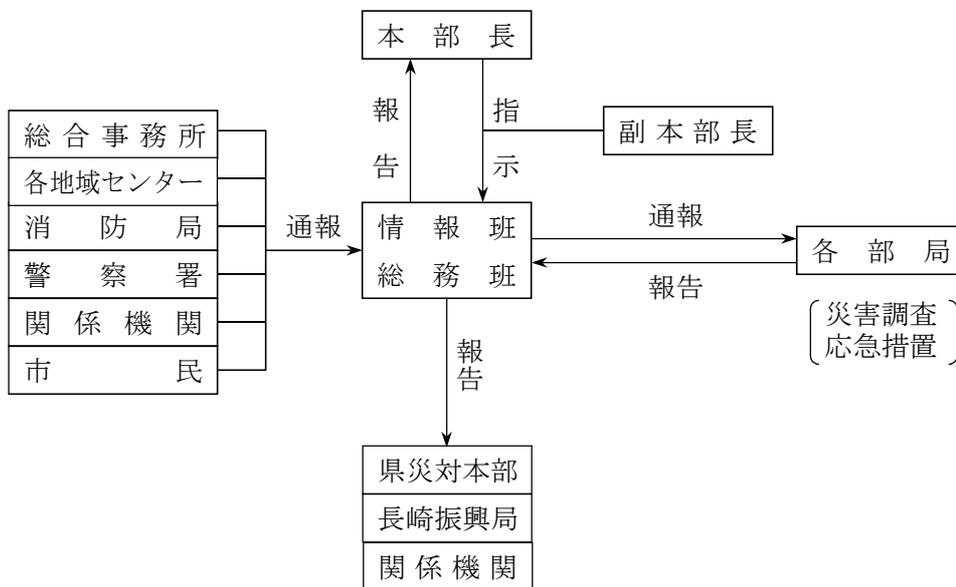
＜総務部・防災危機管理室・各総合事務所＞

＜基本方針＞

市は、発災後の被害情報及び各種災害情報を迅速かつ的確に把握するとともに、国、県等防災関係機関との情報共有を速やかに実施することで、災害応急対策の迅速化を図る。

1 災害情報の収集・報告

- (1) 災害対策本部における情報収集は、本部対策部情報班が当り、被害報告を集計し、情報班から総務班を通じて県その他関係機関に報告するものとする。
- (2) 災害対策本部の各部は、各部の被害状況を的確に把握し、防災情報システムにより情報班に報告するものとする。
- (3) 地域センター班による管内の災害情報の収集等を応援するため、地域センター協力班の班員を地域センター班へ配置するものとする。
- (4) 現地災害対策本部管内の災害情報の収集等を応援するため、応援班の班員を現地対策本部へ配置する。
- (5) 消防局との情報連絡に当たるため、情報班から班員を消防局へ派遣し情報収集に当たらせるものとする。



第3図 災害情報系統図

2 国に対する報告

被害状況等の報告については、本部対策部総務班から県地方本部を通じ、県災害対策本部から消防庁へ行うことが原則であるが、長崎市が県に対して報告できないような場合は、消防庁へ直接報告するものとする。

なお、長崎市が県と連絡ができるようになった後の報告については、原則に戻り県に報告するものとする。

3 県災害対策本部に対する報告、要請

本部対策部総務班は、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等必要な事項について、県地方本部を通じ速やかに長崎県災害対策本部に報告、又は要請しなければならない。主な事項は次のとおりである。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 被害状況
- (3) 市町の災害応急対策実施状況

4 災害罹災状況調査

災害対策本部が実施する災害罹災状況調査は「長崎市災害罹災状況調査実施要綱」に基づき行うものとする。

○長崎市災害罹災状況調査実施要綱[資料編 3-2]

5 被害状況等の報告

被害状況等の報告は「被害報告の要領」に基づき行うものとする。

○被害報告の要領[資料編 3-3]

6 緊急災害対策派遣隊による被害状況の把握等

市は、大規模かつ二次災害の危険性の高い災害が発生した際には、国から派遣された現地情報連絡員(リエゾン)を通じて又はホットライン等により国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣を要請し、派遣を受入れ、被災状況の迅速な把握、災害の拡大防止及び被災地の早期復旧を図るものとする。

第5節 災害広報・広聴計画

＜秘書広報部・市民生活部・防災危機管理室＞

＜基本方針＞

市は、災害時の市民の混乱防止や二次災害を防止するため、災害状況や応急対策の状況、復旧の見込み等の正確な情報を提供するとともに、相談・要望・苦情等の広聴活動を実施する。

1 広報担当・情報収集担当

- (1) 災害情報、被害状況等災害に関する広報は、すべて本部対策部広報班において行う。
- (2) 各部において広報を必要とする事項は、すべて情報班が情報収集を行い本部対策部広報班に連絡するものとする。

2 情報等広報事項の収集

- (1) 本部対策部情報班は、災害対策本部の各部が把握する災害情報、その他、広報資料を積極的に収集するものとする。
- (2) 本部対策部広報班は、必要に応じて災害現地に出向き、写真、映像、その他の取材活動を実施するものとする。

3 市民等に対する広報の方法

収集した災害情報及び応急対策等、市民等に通知すべき広報事項は広報内容に応じて、次の方法により行い、また必要に応じて多言語で行うものとする。

- (1) 防災行政無線（屋外拡声装置・戸別受信機）による市内一斉又は地域広報
- (2) 自治会等に設置してある有線放送による広報
- (3) 自治会等へのチラシの配布・回覧
- (4) 広報車・ハンドマイク等による巡回広報
- (5) 写真、映像、ポスター等の展示等による広報
- (6) 報道機関による広報
- (7) 長崎市ホームページによる広報
- (8) 電子メールによる広報
- (9) SNSによる広報

4 報道機関に対する情報発表の方法

- (1) 報道機関に対する情報等の発表は、すべて本部対策部広報班において行うものとする。
- (2) 情報等の発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。

5 広報の内容

- (1) 広報の内容は、おおむね次のとおりとする。
- ア 気象情報等の発表又は解除
 - イ 災害対策本部及び災害警戒本部の設置又は解散
 - ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、災害発生情報
 - エ 避難所等の情報
 - オ 災害防止の事前対策
 - カ 災害応急対策状況
 - キ 災害状況
 - ク その他必要と認める事項

(2) 広報の例

広報は風水害時の広報内容事例を参考に行う。

○風水害時の広報内容事例 [資料編 3-7]

6 プレスセンター

報道機関に対し、統一した情報提供を行うため、本館3階「記者室」等にプレスセンターを設置する。

7 市民からの広聴

市は、被災者相談窓口を設ける等、被災者からの相談・要望・苦情等を受け付け、適切な措置を実施する。また、災害応急対策や復旧・復興対策に対する意見等を集約し、市の災害対策の参考とする。

第6節 家屋の被害認定調査計画

＜理財部・秘書広報部＞

＜基本方針＞

市は、風水害等により多数の家屋が被災したときは、県及び他市等の応援を得て迅速に調査体制を確立し、罹災証明書発行のための家屋被害認定調査を実施する。

1 調査体制の確立

市は、調査に当たり次の事前準備を行い、調査体制を確立する。

- (1) 調査実施計画の策定
- (2) 調査員の確保
 - ア 市職員
 - イ 他市町村への応援職員派遣要請
 - ウ 長崎市土地家屋調査士会への応援人員派遣要請
- (3) 調査備品等の準備
 - ア 調査携帯品の調達・準備
 - イ 調査対象地区の地図
 - ウ 調査員運搬用の車両手配
 - エ 応援要員の宿泊場所の準備

2 調査活動

- (1) 調査方法

家屋の被害認定調査は、第1次調査及び第2次調査の2段階で行う。この場合、調査対象が第1次調査の判定結果に対して再調査の依頼があるときは、申出に基づき第2次調査（再調査）を実施する。
- (2) 判定基準

家屋被害の判定は「災害に係る住家の被害認定調査基準運用指針」（内閣府）及び「長崎市災害罹災状況調査実施要綱」に基づく。
- (3) 調査・判定結果の整理

家屋の被害認定調査及び家屋被害の判定結果を整理し、災害等調査表からなる罹災台帳を作成する。

3 広報活動

調査班は、広報班を通じて家屋被害認定等に関する必要事項を広報する。

- (1) 広報内容
 - ア 調査の目的・開始・終了時期
 - イ 罹災証明書の発行手続きや発行時期、発行窓口、窓口受付時間

第7節 避難計画

<長崎海上保安部・まちづくり部・各総合事務所・教育委員会・総務部・防災危機管理室>

<基本方針>

市は、災害が発生し又は発生するおそれがある地域の居住者、滞在者、施設管理者その他の者に対して避難情報の発令、指示及び伝達、誘導等を実施することにより居住者等の生命、身体等を災害から保護するものとする。

1 避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）

(1) 避難情報の実施責任者等

各実施責任者は、以下に基づき避難情報の発令及び指示を行うものとする。

実施者	区分	要件、指示等の内容	根拠法令
市長	高齢者等避難	災害が発生するおそれがある区域の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、市長は、必要な地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令	災害対策基本法第56条
	避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示	災害対策基本法第60条
	緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し緊急安全確保措置を指示	災害対策基本法第60条
知事	避難指示 緊急安全確保	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき上記の措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施	災害対策基本法第60条
海上保安官	避難指示 緊急安全確保	市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示	災害対策基本法第61条
警察官	避難等の措置	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
自衛官	避難指示 緊急安全確保	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、警察官職務執行法を準用	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員	避難指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、立ち退くべきことを指示	地すべり等防止法第25条
水防管理者	避難指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、立ち退くべきことを指示	水防法第29条

(2) 避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等 ^{※1} は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保 ^{※2} ）する。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
※1 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者	
※2 土砂災害と津波は自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立退き避難が原則	

(3) 避難情報の発令基準

避難情報を発令するのは、居住者等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときであることから、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。

各種災害における避難情報の発令基準については、次のとおりとするが、一方で、過度に高頻度な避難情報の発令は、避難情報の軽視につながることも懸念されることから、その発令については、防災気象情報等の様々な予測や現地の情報等を有効に活用するとともに、気象台や長崎振興局などの関係機関からの助言や情報提供を踏まえて判断する。

ア 土砂災害の場合

(ア) 発令基準

土砂災害に関する避難情報の発令基準は次のとおりとする。

種 別	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	1～3のいずれかに該当する場合 1 大雨警報(土砂災害) (警戒レベル3相当情報 [土砂災害]) が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報 [土砂災害]) となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが予想される場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害) (警戒レベル3相当情報 [土砂災害]) に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など) (夕刻時点で発令)

警戒レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 1～5のいずれかに該当する場合 1 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報 [土砂災害])が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)(警戒レベル4相当情報 [土砂災害])となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(暴風警報の発表後速やかに発令) 5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 1～2のいずれかに該当するときに、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合 1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報 [土砂災害])が発表された場合 2 土砂災害の発生が確認された場合
※大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流が対象		

(イ) 発令対象区域

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等が基本であるが、避難情報の受け手である居住者等の理解のしやすさ及び避難情報発令から伝達までの迅速化の確保の面から、対象区域がある各地域センターの管内区域を単位として発令対象区域を設定する。

イ 洪水等の場合

(ア) 発令基準

洪水等に関する避難情報の発令基準は水位周知河川及びその他の河川等について次のとおりとする。

【水位周知河川】

種別	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 1～4のいずれかに該当する場合 1 水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)に到達した場合 2 水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 水位観測所地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合 ③ 水位観測所地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 護岸に軽微な浸食等が発見された場合 4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 1～6のいずれかに該当する場合 1 水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合 2 水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 水位観測所地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合 ③ 水位観測所地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 護岸に異常な浸食等が発見された場合 4 ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(暴風警報の発表後速やかに発令)

警戒レベル5	緊急安全確保	1～3のいずれかに該当するとき、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合 1 氾濫危険水位を超えた状態で、水位観測所の水位が急激に上昇している場合 2 護岸の異常な浸食進行や亀裂等の発生により決壊のおそれが高まった場合 3 護岸の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団員等の報告により把握できた場合）
--------	--------	---

(単位：m)

水位周知河川	河川名	水位観測所名	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
	浦上川	大橋	3.30	3.80	4.60
	中島川	古町橋	2.50	3.70	4.30
	八朗川	八郎橋	2.10	2.20	3.10

【その他河川等】

種別	発令基準	
警戒レベル3 高齢者等避難	高齢者等避難	1～3のいずれかに該当する場合 1 水位観測所の水位が一定の水位（第1基準水位又は観測開始水位）を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合 ② 水位観測所地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 護岸に軽微な浸食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	避難指示	1～5のいずれかに該当する場合 1 水位観測所の水位が一定の水位（第2基準水位又は危険水位）を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 川の洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合 ② 水位観測所地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 護岸等に異常な浸食等が発見された場合 3 ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	緊急安全確保	1～3のいずれかに該当するとき、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合 1 水位観測所の水位が第三基準水位又は氾濫開始水位に到達した場合 2 護岸や川岸に異常な浸食の進行や亀裂等により決壊のおそれが高まった場合 3 護岸の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団員等の報告により把握できた場合）

(単位：m)

	通常水位計設置河川				
	河川名	水位観測所名	第一基準水位	第二基準水位	第三基準水位
その他河川等	神浦川	丸尾	2.28	3.04	3.80
		妙正	2.45	3.26	4.08
		似田尾平	2.29	3.06	3.82
		芋洗川	1.55	2.06	2.58
	西海川	西海	1.95	2.60	3.25
	大井手川	岩崎橋	1.22	1.62	2.03
	三川川	三川	2.14	2.85	3.56
	日見川	日見	2.17	2.90	3.62
	鹿尾川	三和橋	2.02	2.70	3.37
	大川	元宮公園	1.67	2.22	2.78

危機管理型水位計設置河川 ※観測開始及び危険水位は、天端からの距離				
河川名	堤防天端高	観測開始水位	危険水位	氾濫開始水位
大江川	2.93	-1.86	-0.74	±0.00
手崎川	2.28	-1.54	-0.61	±0.00
戸根川	1.89	-1.54	-0.61	±0.00
村松川	3.06	-1.80	-0.72	±0.00
出津川	2.57	-1.54	-0.62	±0.00
川下川	0.90	-0.72	-0.29	±0.00
三重川	2.81	-1.76	-0.70	±0.00
多以良川	3.90	-2.25	-0.90	±0.00
式見川	1.81	-1.43	-0.57	±0.00
手熊川	1.99	-1.24	-0.50	±0.00
小江川	2.89	-1.92	-0.77	±0.00
大浦川	1.87	-1.17	-0.47	±0.00
城山川	2.62	-1.53	-0.61	±0.00
西山川	4.28	-2.46	-0.98	±0.00
正念川	2.53	-1.78	-0.71	±0.00
現川川	3.08	-1.78	-0.71	±0.00
中尾川	3.87	-2.12	-0.85	±0.00
戸石川	2.56	-1.53	-0.61	±0.00
若菜川	2.35	-0.99	-0.63	±0.00
落矢川	1.10	-1.01	-0.40	±0.00
江川川	2.82	-2.05	-0.82	±0.00
千々川	3.39	-1.92	-0.77	±0.00
蚊焼大川	1.84	-1.17	-0.47	±0.00
黒浜川	1.26	-0.86	-0.34	±0.00
宮崎川	2.39	-1.48	-0.59	±0.00
江川	1.88	-1.17	-0.47	±0.00

※水位を観測していない河川においては、洪水危険度分布、雨量情報による降雨の見込み、巡視情報及び地域住民からの情報等により、人命に危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、段階に応じた避難情報を発令する。

(イ) 発令対象区域

避難情報の発令対象区域は、氾濫の切迫度が高まっている各河川等の状況と浸水想定区域、ハザードマップ及び重要水防区域が重なる区域を基本とするが、避難情報の受け手である居住者等の理解のしやすさ及び避難情報発令から伝達までの迅速化の確保の面から、対象区域がある各地域センターの管内区域を単位として発令対象区域を設定する。情報伝達においては、河川沿いの居住者等に対して、特に速やかな避難が必要である旨を付加する。

ウ 高潮の場合

(ア) 発令基準

高潮に関する避難情報の発令基準は次のとおりとする。

種別	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	1～4のいずれかに該当する場合
	1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合
	2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合
	3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
	4 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合

警戒レベル4	避難指示	1～2のいずれかに該当する場合 1 高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合 2 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル5	緊急安全確保	1～3のいずれかに該当するとき、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合 1 潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合 2 海岸堤防等が倒壊した場合 3 異常な越波・越流が発生した場合

(イ) 発令対象区域

避難情報の発令対象区域は、浸水のおそれのある区域のうち高潮により命を脅かす危険性が高く、立退き避難を必要とする区域を基本とするが、そのような高潮は台風等に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、基本的には、台風の基準に基づき、市内全域を発令対象区域に設定する。

情報伝達においては、沿岸部の居住者等に対して、特に速やかな避難が必要である旨を付加する。

エ 台風の場合

(ア) 発令基準

台風に関する避難情報の発令基準は次のとおりである。

種別		発令基準
警戒レベル3	高齢者等避難	1～3のいずれかに該当する場合 1 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合 2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 3 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
警戒レベル4	避難指示	1～2のいずれかに該当する場合 1 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 2 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5	緊急安全確保	1～3のいずれかに該当するとき、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合 1 潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合 2 海岸堤防等が倒壊した場合 3 異常な越波・越流が発生した場合

(イ) 発令対象区域

台風によって発生する災害は、土砂災害、洪水等及び高潮の災害のほか、暴風を伴うため、早めの避難が必要であり、台風接近前に避難情報を発令するが、発令対象区域の絞り込みが困難であることから、市内全域を発令対象区域として設定する。

(4) 避難情報の解除基準

各種災害における避難情報の解除基準については、次のとおりとし、必要に応じて国・県等に助言を求めることとする。また、いずれの避難情報を発令していたとしても、段階的にその避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除することを基本とする。

なお、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域においては、警戒レベル5緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令すること等が考えられる。

ア 土砂災害の場合

土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除する。

一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認等を踏まえ、慎重に判断する。

イ 洪水等の場合

（ア）水位周知河川

水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。また、浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれが無くなった段階を基本として解除する。

（イ）その他河川等

その他河川等については当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除する。

ウ 高潮の場合

当該地域の高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が解除された段階を基本として解除する。浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

エ 台風の場合

本市が暴風域から外れ、土砂災害、洪水等及び高潮災害の解除基準の条件を満たす場合に解除する。

（5）避難情報の伝達

ア 伝達方法

（ア）避難指示又は緊急安全確保の伝達は、別図による。（別図1）

（イ）避難指示又は緊急安全確保の伝達手段は、サイレン又は警鐘による信号、防災行政無線、テレビ、ラジオによる放送、ホームページへの掲載、又は消防車、広報車による広報等によって、関係者に周知徹底する。

（ウ）高齢者等避難は、別図1に準じて行うが、サイレン又は警鐘による伝達は行わない。

（エ）その他状況に応じ消防吏（団）員が、携帯マイク等によって、戸別に伝達し、周知徹底する。

イ 伝達事項

（ア）避難情報は、関係住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。

（イ）主な伝達内容は、次のとおりとする。

- a 発令者
- b 発令日時
- c 避難情報の種類
- d 対象地域・対象者
- e 予想される災害の概要と見通し(避難しなければならない理由)
- f 避難所及び避難経路等

g 避難に当たっての留意事項

ウ 避難信号

避難信号は、次のとおりとする。

種 別	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号			
避難指示、緊急安全確保及び危険の予告	1 点 打	約 5 秒 ○	約 6 秒 休 止	約 5 秒 ○	約 6 秒 休 止
緊急安全確保	乱 打	約 1 分 ○	約 5 秒 休 止	約 1 分 ○	約 5 秒 休 止
備 考	①収容避難は、口頭指示とする。 ②信号継続時間は、適宜とする。				

2 警戒区域の設定

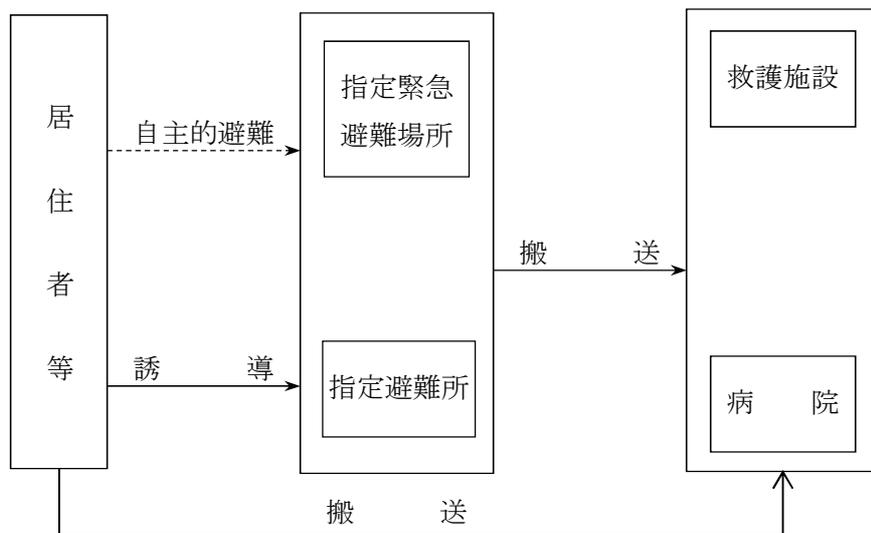
各設定権者は、以下に基づき警戒区域の設定を行う。

設定権者	設定条件 (根拠法)	内容	罰則規定
①市長 ②市長の委任を受けた市職員 ③警察官、海上保安官 ^{※1} ④自衛官 ^{※2} ⑤知事 ^{※3}	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき (災害対策基本法第 63 条)	災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への、立入制限、禁止、退去命令	10 万円以下の罰金又は拘留
①水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 ②警察官 ^{※4}	水防上緊急の必要がある場所 (水防法第 21 条)	水防関係者以外の者に対して、警戒区域への立入禁止、制限、退去命令	6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
①消防長 ②消防署長 ③警察署長 ^{※5}	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき (消防法第 23 条の 2)	火災警戒区域内の火気使用の禁止、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去命令、その区域への出入を禁止し、若しくは制限	30 万円以下の罰金又は拘留

①消防吏員 ②消防団員 ③警察官 ^{※6}	火災の現場 (消防法第28条) 水災を除く他の災害 (消防法第36条)	総務省令で定める者以外の者に対して消防警戒区域からの退去命令、その区域への出入を禁止し若しくは制限	30万円以下の罰金又は拘留
<p>※1 市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき</p> <p>※2 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官で、市長等、警察官及び海上保安官が現場にいないとき</p> <p>※3 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったとき (災害対策基本法第73条)</p> <p>※4 水防団長等が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき</p> <p>※5 消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があつたとき</p> <p>※6 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたとき</p>			

3 避難誘導・収容対策

災害が発生した場合、現地災害対策本部は、居住者等を速やかに安全な場所に避難誘導し、焼失等により家屋を失った者で引き続き避難が必要な者は、指定避難所に収容する。



(1) 避難

この計画は、大規模地震等の災害が発生し、家屋の倒壊や火災により、多くの被災者を出す等、災害の危険性がさし迫った場合、居住者等が迅速かつ安全に避難し、生命の安全が確保できるよう避難対策を講ずるものである。

ア 指定緊急避難場所

(ア) 指定緊急避難場所の指定

居住者等がその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波等異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす場所を市が指定する指定緊急避難場所に定める。

○指定緊急避難場所(公園等)一覧表 [資料編 3-5]

(イ) 避難場所要員の配備

現地災害対策本部長は、災害の状況に応じて、指定緊急避難場所に避難場所要員を配備する。

(ウ) 避難場所要員の任務

- a 指定緊急避難場所の安全を確認する。
- b 被災地域及び居住者等から情報を収集する。
- c 居住者等の把握（人数、氏名及び負傷状況等）
- d 周辺の災害の状況を現地災害対策本部に連絡する。
- e 災害対策本部からの情報を居住者等へ提供する。

イ 指定避難所

(ア) 指定避難所の指定

- a 被災住民を一時的に滞在させるための施設を指定避難所に定める。

○指定避難所一覧表 [資料編 3-6]

- b 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第8条第1項第2号に規定する避難施設は、災害種別、地域の特性、被害の程度、想定される被災住民の人数等を勘案して定める。

○土砂災害警戒区域等における指定避難所一覧表 [資料編 3-8]

- c あらかじめ指定した指定避難所が収容不可能な場合等に、臨時避難所を開設した場合は速やかに市民に周知を行う。

(イ) 避難所要員の配備

避難所にはあらかじめ指名された避難所要員を配備する。ただし、上記（ア）cに記載する指定避難所については、開設のときに避難所要員を指名する。

(2) 誘導

災害対策本部長は、市内の被害状況を把握するとともに、現地災害対策本部と災害情報の交換を行い、家屋倒壊や火災の延焼等により地域の災害危険性を了知した場合、直ちに地域住民に対し避難の指示等を広報する。

現地災害対策本部長は、初動時期においては、住民はパニック状態になることが予想されるため、避難誘導員を配置し、被災者を安全な指定避難所及び指定緊急避難場所に迅速に誘導する。特に、夜間にあつては避難が難しいため、地域住民と連携を図り行うものとする。

ア 避難誘導員の配備

現地災害対策本部長は、災害の状況に応じて、避難誘導経路の要所に避難誘導員を配備する。

イ 避難誘導員の任務

指定避難所等においては、勤務要員のほか必要に応じ、現地災害対策本部から応援要員を派遣し、避難者が不安を持たぬよう的確な対応を図る。

(ア) 被災地域及び避難住民から情報を収集する。

(イ) 周辺の災害状況を現地災害対策本部に連絡する。

(ウ) 病人、負傷者の容体を把握し（各避難場所及び避難所を巡回）、応急措置が必要な場

合は、病院への搬送を手配する。

(エ) 避難路の状況を確認するとともに、避難を必要とする地域住民に対し、避難を呼びかける。

ウ 避難誘導方法

(ア) 指定緊急避難場所及び指定避難所への誘導

a 避難経路の要点に職員等の誘導員を置き避難に万全を期す。

なお、特に夜間においては、誘導のための灯火を携帯し、きめ細かな人員配置に留意する。

b 避難路の状況を確認（道路損壊・障害物・熱・煙・ガス・水道）する。

c 自治会の組単位等の集団で避難誘導を行う。

d 負傷者・障害者・高齢者・子供等の弱者を優先する。

e 自力により立退不可能の場合は、車両・舟艇等により輸送を行う。

f 収容を必要とする避難住民を把握し、指定避難所に安全に誘導する。

(イ) 救護所への誘導

指定緊急避難場所等でケガ人等負傷者がある場合、近くの住民に応援を求め、応急救護所等最寄りの医療施設へ搬送誘導する。

エ 市民等への周知

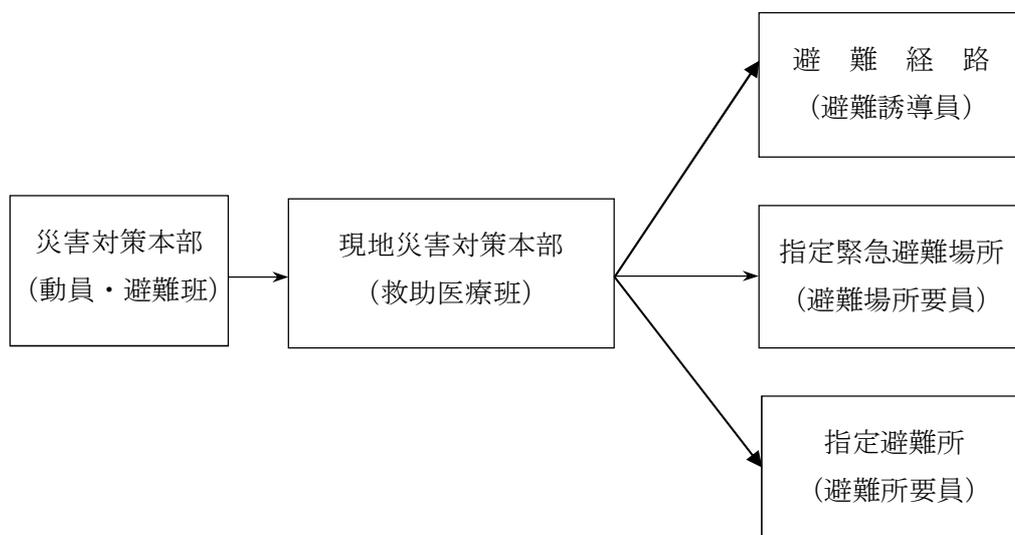
(ア) 現地災害対策本部は災害対策本部に対し、防災行政無線による地域広報を依頼する。

(イ) 現地災害対策本部は、避難が必要な地域について、サイレン、広報車、ハンドマイク等により巡回し地域広報する。

(ウ) 避難の周知にあたっては、市民等に対し車での避難は控えるよう呼びかける。

オ 伝達・指令系統

災害発生時の避難・誘導・収容対策における活動員（避難誘導員、避難場所要員、避難所要員）への伝達・指令は次により行う。



第4図 活動員への伝達・指令系統図

【現地災害対策本部に備えておく活動用資機材等】

○担架	○救助ロープ	○ヘルメット	○ナタ	○のこ	○金てこ
○木槌	○つるはし	○ほげ	○がんづめ	○剣先スコップ	
○強力ライト(ラジオ付き)	○サイレン付きハンドマイク	○土のう袋	○杭		

(3) 収容

ア 指定避難所

(ア) 指定避難所の開設

- a 災害対策本部長は、災害発生時には、直ちに動員・避難班に対し管内にあらかじめ指定する指定避難所の開設を指示するとともに、施設管理者への連絡を行う。

(収容指示は、火災等の鎮静化を確認した後とする。)

また、開設にあたり、特に高齢者や障害者等については、何らかの介護を必要とすることが少なくないと思われるので、避難生活において心身に負担のかからないよう、施設内でのケアスペースの確保に配慮する。

なお、高齢者や障害者等の中には、避難所生活が心身に大きな負担となる場合も予想されるため、必要に応じて社会福祉施設の一部に開設する福祉避難所へ移動できるよう体制整備に努めるものとする。

- b 避難所要員は、周囲の被害状況を把握しながら指定された避難所等へ赴き、到着次第、施設の保全管理に努めるほか、途上の被災状況を現地災害対策本部又は災害対策本部に報告する。

(イ) 避難所要員の任務

- a 被災住民の名簿作成（氏名、連絡先等）

・被災住民の住所等の確認をする。

- b 傷病者の搬送

・ケガ人等については、担架等を使い医療機関又は、応急救護所へ搬送する。

- c 生活物資（水・飲料・物資）の受入・管理・配給

・被災住民に不満のない様に配慮する。

・品目、数量について、災害対策本部と調整し連絡を密にする。

・搬送について、集積場所との連絡を密にする。

・配付物資を記録する。

- d 仮設トイレの設置

- e 仮設電話の設置（期間は限定）

- f 高齢者、傷病者等弱者への配慮

・救護班との連携を密にし、高齢者、傷病者への適正な対応をする。

・水、食料については、弱者を優先して配給する。

- g 情報の提供

・常に災害に対する正確な情報を収集し、掲示板等により住民へ正しい情報を提供する。（家族、知人の安否や被害状況等）

- ・ 掲示コーナーの設置

注) 各種情報は情報班が内容をチェックし統一した内容を提供する。

- ・ 巡回医療に関する情報の提供

h 避難生活の手助け

- ・ 苦情処理、要望聞き取り
- ・ 来訪者及び電話の対応
- ・ 指定避難所の衛生管理（廊下、便所、湯沸場のチェック）
- ・ 住民の健康状態の把握

i ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催

- ・ (指定避難所においては、被災者の自立を促すことが重要になってくるため、) 被災住民で構成する自主グループにおいて施設の運用を取り決めていく。
- ・ ボランティアは、行政の下部組織ではないので、対等な立場で協力し合う。

(ウ) 収容基準

おおむね、2.0㎡/人とする。

(エ) 施設の運営管理

指定避難所へ多数の被災住民が避難し、職員のみでは対応することが困難な状況となったときは、地域住民及びボランティアの協力を得て組織化を図り、運営管理にあたる。その際、国籍、宗教、性別、年齢、障害の有無に関わらず、被災住民の多様性に配慮する。

イ 地域避難所

(ア) 状況の把握

災害が発生したとき、地域避難所や民間の好意により開放された施設（以下「地域避難所等」という。）への避難が数多く予想される。

地域で地域避難所等を開設した場合、直ちに現地災害対策本部又は災害対策本部へ連絡するものとする。

(イ) 対策

現地災害対策本部長は地域避難所等の開設を認知した場合、ただちに職員を派遣し状況を把握するとともに、被災住民の名簿を作成する等施設の安全管理体制を指導する。

当該地域避難所等の状況により、適切な管理運営が困難な場合は、指定避難所へ移動を促す。

ウ 民間宿泊施設

市は、災害時に被災した要配慮者等に、ホテル、旅館等の民間宿泊施設を提供するように、施設管理者に協力の要請ができるものとする。

4 避難施設の管理

(1) 施設管理者に対する連絡

市長は、指定避難所として使用しようとする建物について、その施設管理者にあらかじめ承諾を得ておくものとする。また指定避難所を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡するものとする。

(2) 避難所勤務要員の派遣

ア 指定避難所を開設するときは、避難所勤務要員を派遣し、指定避難所の管理及び避難者の安全管理に当たらせるものとする。

イ 指定避難所の管理者等は、避難所勤務要員が到着するまでの間、指定避難所の開設及び避難者の安全管理に努めるものとする。

ウ 避難所勤務要員の任務

(ア) 自治会、消防部、警察官、施設の管理者等と緊密な連携のもとに避難者の収容に当たるものとする。

(イ) 避難者の不安の解消に努めるとともに、指定避難所の安全管理に万全を期するものとする。

(ウ) 災害対策本部に次の事項を報告するものとする。

a 開設の日時、場所及び施設名

b 収容人員

c 給食の要否、必要と認められる物資の必要量等

(エ) その他、別に定める避難所勤務要員の心得による。

5 指定避難所に収容する者の範囲

(1) 住家が被害を受け、住居の場所を失った者

(2) 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者

(3) 災害によって被害を受けるおそれのある者

6 指定避難所に係る情報の提供

(1) 指定避難所開設情報

指定避難所の開設及び閉鎖状況をインターネットのホームページで公開する。

(2) 避難者安否情報

指定避難所に避難した市民の安否を本人の意思を確認した上でインターネットのホームページで公開する。

(3) 「VACAN Maps」による指定避難所開設情報・混雑情報

指定避難所の開設及び混雑情報を(株)バカンの運営する情報伝達ツール（「VACAN Maps」）で公開する。

7 指定避難所開設の報告

市は、指定避難所を開設したときは、県へ報告する。報告事項は、次のとおりとする。

- ア 指定避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人数
- ウ 開設予定期間

8 避難に当たっての注意事項

- (1) 避難の際には、必ず電気のブレーカーを落とすとともに、火気その他危険物を安全に始末し、戸締りを行うこと。
- (2) 家屋の補強及び家財の整理をすること。
- (3) 会社又は工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を構ずること。
- (4) 避難者は、2食分程度の食料、水筒、日用品及び必要最少限度の着替え、照明具、救急薬品、携帯ラジオ等を携帯すること。
- (5) 服装は軽装とし、素足はさけ、必ず帽子、頭巾等を着用し、必要に応じ雨合羽等の防雨、防寒衣を携行すること。
- (6) 単独行動は避け隣近所一緒に避難すること。
- (7) できれば氏名票を携行すること。(住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので、水にぬれてもよいもの)

9 学校、病院等の避難対策

児童、生徒等多数の者の避難は、集団行動をとるものとするが、秩序の乱れによる危険のおそれが予想されるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、消防その他関係機関との連携のもとに避難訓練を適宜実施するものとする。また学校、病院、福祉施設等多数の者を収容する施設においては、次のことを定め、関係職員に徹底するよう指導するものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領

10 船舶の避難対策

- (1) 船舶の避難対策については、海上保安部で行うものとする。
- (2) 船舶及び港湾施設において避難を必要とする場合は、関係機関及び港の管理者と連絡し、早急に関係者に対して避難の勧告を行い、あらかじめ選定した避泊地へ誘導・整理を行うとともに、荒天準備の指導と避難状況を把握するものとする。
- (3) 港湾管理者は、特に必要があると認めるときは停泊船に移動を命ずるものとする。
- (4) 本市に所在する港湾・漁港については、資料編を参照する。

○長崎市内所在 港湾・漁港一覧[資料編 3-11]

11 指定避難所での愛玩動物対策

市は、獣医師会等と協力し、飼い主と同行避難した愛玩動物の適正管理及び衛生管理について必要な指導・助言を行うとともに、飼い主に対し、指定避難所における適正飼養について周知する。

また、飼い主は、避難生活が長期化する場合等に備えて、必要に応じて、あらかじめ愛玩動物の疎開先を検討しておく等の対応に努めるものとする。

【愛玩動物の指定避難所における適正飼養のルール】

- 指定避難所の愛玩動物の管理責任は、飼い主の責任で行う。
- 愛玩動物用の飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- 居住スペース内への愛玩動物の持ち込みを禁止する。ただし、盲導犬・聴導犬、介助犬については、持ち込みを許可する。
- 動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項に規定する特定動物は、避難施設（避難所）への同伴はできないものとする。
- 愛玩動物の飼育場所は居住スペースと別とし、飼い主及び避難所へ通知・徹底する。
- 愛玩動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、飼育ルールを遵守して行う。
- 愛玩動物の避難場所を使用する飼い主は、代表を互選し連帯して適正管理に責任を持つ。
- 愛玩動物の避難場所の運営上、適正管理・公衆衛生上問題がある場合は、速やかに市に指導・援助を求めるものとする。

12 感染症を考慮した避難対策

指定避難所においては新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

感染症の発生及び拡大を防ぐため、「避難所における新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン（作成：令和2年6月、改定：令和3年8月、長崎市）」に基づき対応する。

13 その他の避難対策

(1) 私的避難所

市民があらかじめ避難する指定避難所や近隣の知人宅等を決めておくことは、迅速な避難行動につながるため、市はその周知に努めるものとする。

(2) 自宅での避難行動

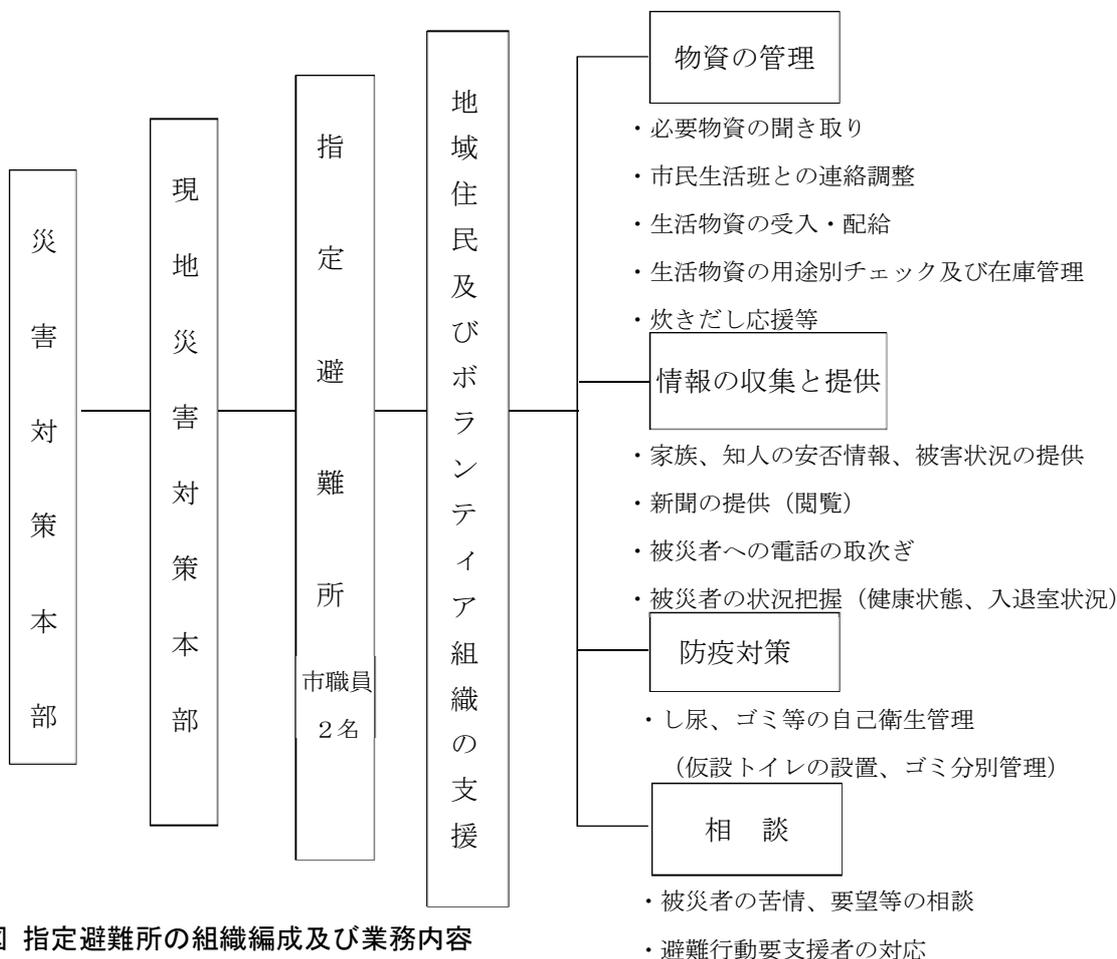
災害の状況によっては、避難するよりも、自宅内において、浸水や土砂災害などから身を守るため、2階以上の居室や災害危険箇所から離れた居室に移動することは、災害から身を守るため有効な行動であるため、市は周知に努めるものとする。

(3) 車中泊等の避難所外避難

自宅近くにいたいという思いやプライバシー問題などの様々な事情により、指定避難所以外の車やテントに避難する避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、エコノミークラス症候群の予防等の健康管理、指定避難所等への移動など、必要な支援に努める。

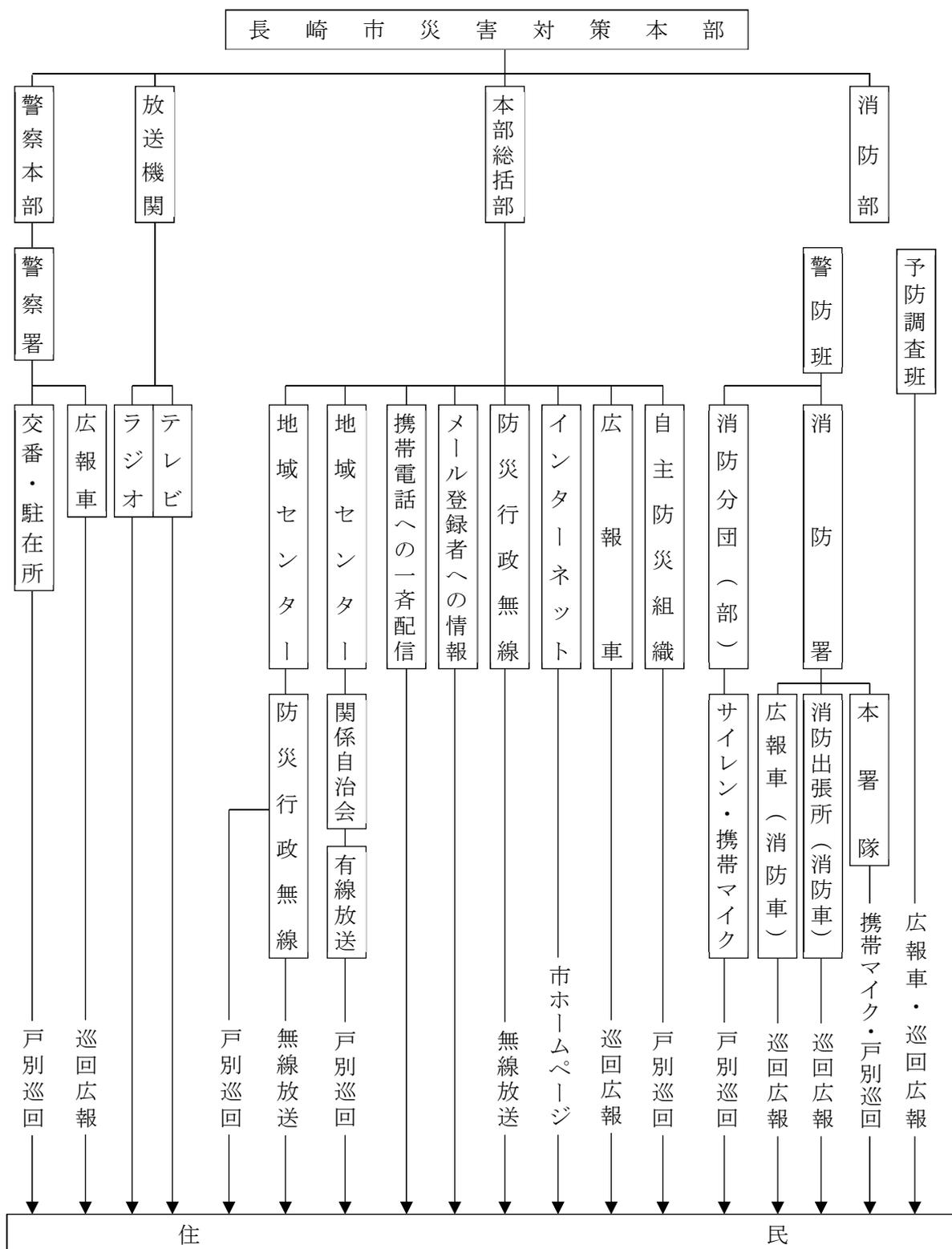
14 二次災害の防止

降雨等に伴う水害や土砂災害等の二次災害のおそれがある危険箇所での点検を、専門技術者等を活用して行い、危険が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、警戒避難体制の整備等応急対策を実施する。



第5図 指定避難所の組織編成及び業務内容

避難情報の伝達系統図



第8節 救助活動計画

＜消防局＞

＜基本方針＞

市は、災害等により生命、身体が危険な状態にある者、又は生死行方不明の状態にある者を捜索並びに救助するため救助隊を編成し、消防団、警察等関係機関と協力して活動を推進する。

1 救助活動の対象者

- (1) 災害等により生命身体が危険な状態にある者とは、おおむね次の各号に定めるものとする。
 - ア 火災時に家屋等に取り残された者
 - イ 災害の際に水と共に流されたり、又は孤立した場所に取り残された者
 - ウ 地震等により倒壊家屋の下敷きになった者
 - エ 土石流、山津波、地すべり等により生埋めになった者
 - オ 鉄道、自動車等の交通事故のため、救出・救助を要する者
 - カ ガス爆発その他により救出・救助を要する者
 - キ その他救出・救助を要する者
- (2) 災害等により生死行方不明の状態にある者は、おおむね次の各号に定めるものとする。
 - ア 行方不明の者で諸般の情勢から判断して、生存している可能性がある者
 - イ 行方は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

2 救助隊の編成

- (1) 災害のため救出・救助を要する者が生じた場合は、消防局長は、その災害の規模に応じた救助隊を編成するものとする。
- (2) 消防局長は、大規模な救助活動及び捜索活動を行う場合の出動態勢等必要な事項については、別に定める「長崎市消防局救助活動規程」によるものとする。

3 救出・救助の方法

- (1) 救出・救助に際しては、救助隊を中心とし、消防団、警察等関係機関の協力を得て実施するものとする。
- (2) 救出・救助に際しては、早期に機械力を投入して迅速に救助活動に当たるものとする。
- (3) 本市の救出・救助体制のみでは、救出・救助活動が困難で応援を必要とする場合は、市長は、知事又は隣接市町村長に具体的内容を明示し、応援を求めるものとする。
- (4) 救出した負傷者は、応急手当を施し、直ちに救急車をもってその症状に応じた医療機関へ搬送するものとする。また、必要があると認めた場合は、長崎県ドクターヘリ等を要請し搬送するものとする。

4 活動体制

災害時における効果的な活動を図るため、現場に「災害現場指揮本部」を設置し、現場活動にあたるものとする。

第9節 災害救助法適用計画

＜総務部・理財部＞

＜基本方針＞

長崎市の地域に一定の規模以上の災害が発生した場合、災害救助法を適用し食料、医療等応急的、一時的な救助を行うことによって、被災者の生活と社会秩序の保全を図る。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市町村の人口に応じた一定の基準に達したときに適用されるもので、本市における適用基準は、次のとおりである。

- (1) 本市域内において150世帯以上の住家が滅失したとき。
- (2) 長崎県下で1,500世帯以上の住家が滅失した場合で、かつ、本市域内においても75世帯以上の住家が滅失したとき。
- (3) 長崎県下で7,000世帯以上の住家が滅失した場合で、かつ、本市域内においても多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、その地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とする場合。
- (6) 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、その所管区域の都道府県において、現に救助を必要とする場合。

2 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の算出にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一つの世帯とみなす。

3 被害の判定基準

- (1) 住家が全焼、全壊したもの
住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- (2) 住家が半焼、半壊する等著しく損壊したもの
住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できるもの。具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

(3) 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

(4) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

4 災害救助法の適用手続き

市長は、県知事に対し災害救助法の適用要請を行うときは、次の事項を記載した要請書により行うものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害状況
- (3) 法の適用(見込み)の日時
- (4) 既に行った救助措置及び今後とろうとする救助措置
- (5) その他必要な事項
- (6) 1 災害救助法の適用基準(6)に該当して適用される場合は、国と県の調整により決定されるため、適用要請は不要。

5 救助の内容

災害救助法第4条による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 避難所の設置、応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出し等による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬

- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 住居またはその周辺の土石等障害物の除去

6 罹災者調査表

- (1) 災害が発生し、救助が必要であると認める被災者があるときは、その被害状況を調査の上、罹災者調査表に記録するものとする。
- (2) 罹災者調査表は別表とする。(別表1)

7 応急救助の実施状況の報告

災害救助法の規定による応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告するものとする。

- (1) 災害対策本部の各部及び班並びに現地災害対策本部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日救助の実施状況を本部対策部総務班に報告するものとする。
- (2) 総務班は、各部及び班からの報告を取りまとめ、全市域の救助の実施状況を掌握するとともに、その結果を県に報告するものとする。

8 災害救助法に基づく報告

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表による。(別表2)

別表1

罹災者調査表

(年 月 日現在)

調査所属氏名

罹災年月日	年 月 日	災害の種別	台風 号、大雨、地震、()					
世帯主氏名		住所・電話		避難先				
災害の程度	全壊、全焼、流出、大規模半壊、半壊、半焼、部分焼、ぼや、床上浸水(土砂)、床下浸水(土砂)、一部損壊							
住家の状況	自家、借家(間)、床面積 m ² 、延面積 m ²			住家 棟、非住家 棟				
家族氏名	性別	年齢	職業(学校名、学年)	死亡	行方不明	重傷	軽傷	備考
家族人員計	人			人	人	人	人	
特記事項 (必要な救助等)								

別表2

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意により 期間延長あり)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館などの宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり6,285,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度以内であればよい。 (1食は1/3日)

第3章 風水害等応急対策計画

第9節 災害救助法適用計画

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																							
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること （単位：円）																																							
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1 人 世 帯</th> <th>2 人 世 帯</th> <th>3 人 世 帯</th> <th>4 人 世 帯</th> <th>5 人 世 帯</th> <th>6人以上 1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 壊 全 焼 全 流 失</td> <td>夏</td> <td>18,700</td> <td>24,000</td> <td>35,600</td> <td>42,500</td> <td>53,900</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,000</td> <td>40,100</td> <td>55,800</td> <td>65,300</td> <td>82,200</td> <td>11,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半 壊 半 焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,200</td> <td>12,300</td> <td>15,000</td> <td>18,900</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,900</td> <td>12,900</td> <td>18,300</td> <td>21,800</td> <td>27,400</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上 1人増すごとに加算	全 壊 全 焼 全 流 失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300	半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
					区 分	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上 1人増すごとに加算																																
					全 壊 全 焼 全 流 失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800																															
冬	31,000	40,100	55,800	65,300		82,200	11,300																																				
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600																																				
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600																																				
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																							
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																							
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上																																							
被災した住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円	災害発生の日から3カ月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内																																								

第3章 風水害等応急対策計画
第9節 災害救助法適用計画

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の 給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から(教科書)1月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資の評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 〔但し厚生労働大臣の同意により期間延長あり〕	1 輸送費、人件賃は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500円以内 一時保存 〔既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内〕 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件賃は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれていたため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内 〔但し厚生労働大臣の同意により期間延長あり〕	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
輸 送 費 及 び 賃 金 職 員 等 雇 上 費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額以内

第3章 風水害等応急対策計画
第10節 社会秩序を維持する活動

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	<p>救助事務費は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。</p> <p>1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四</p>	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第10節 社会秩序を維持する活動

＜総務部＞

＜基本方針＞

市は、被災後の市内の物価動向、買い占め、売り惜しみ等の状況の把握に努め、県及び関係機関と協力し、社会的混乱防止のための措置を的確に図る。

1 物価動向等の把握

市は、県及び警察機関と協力して、生活物資の価格動向、買い占め、売り惜しみ等の状況把握に努める。

2 住民に対する呼びかけ

市長は、市内に流言飛語を始め、各種の混乱が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに市民の取るべき措置等について、呼びかけを実施する。

3 県に対する要請

市長は、市内の社会秩序を維持するために、必要と認めたときは、県に対して応急措置又は広報の実施を要請する。

第11節 食料供給計画

＜市民生活部＞

＜基本方針＞

市は、災害により日常の食事に支障を生じた者及び災害応急対策に従事する者に対し、備蓄食料、協定締結団体等からの調達、市民の家庭内備蓄等により、必要な食糧の確保とその供給の安定を図る。

1 基本方針

(1) 支給期間

災害発生の日から、災害対策本部長が必要と認める期間とする。

(2) 支給対象

ア 収容避難者（家屋損壊等により住む家を失った市民等）

イ 被災市民等（住む家はあるが、電気、ガス、水道等の寸断により生活が困窮している市民等）

(3) 支給方法及び支給場所

ア 現地災害対策本部を食料の供給拠点地とし、支給するものとする。

イ 指定避難所には、現地災害対策本部を通じて支給する。

（指定避難所では、食料搬送の担当を個々に決める。）

(4) 調達

ア 食料の調達は原則として災害対策本部で行い、集積場所に保管する。

イ 災害の状況に応じて現地災害対策本部で食料の調達をすることができるものとするが、その場合は速やかに災害対策本部に報告する。

(5) 支援食料の受け入れ

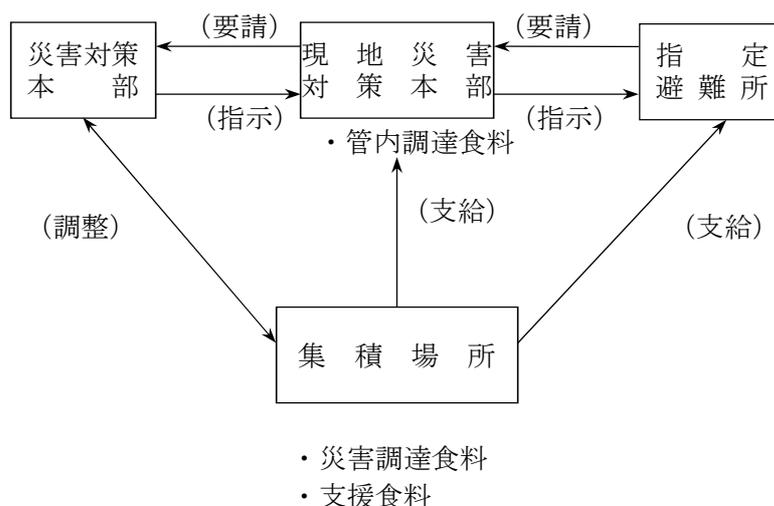
支援食料の受け入れは、次の集積場所で行い、水・食料と他の物資の数量等を災害対策本部に報告する。

【集積場所】

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|---------------|
| ○県立総合体育館（メインアリーナ・サブアリーナ） | ○市民会館（市民体育館） | |
| ○長崎東公園コミュニティ体育館 | ○南部下水処理場 | ○滑石地区ふれあいセンター |
| ○長崎市営陸上競技場 | ○三和公民館 | ○長崎明誠高等学校 |
| ○長崎鶴洋高等学校 | ○日本通運（株）長崎支店三菱事業所海運倉庫営業所 | |
| ○日本通運（株）長崎支店総合物流センター | ○佐川急便（株）長崎営業所 | |
| ○ヤマト運輸（株）長崎戸町センター | ○ヤマト運輸（株）東長崎センター | |
| ○ヤマト運輸（株）西彼長与センター | ○生活協同組合ララコープ本部 | |
| ○市営平和公園駐車場 | ○市営松が枝町第2駐車場 | |

(6) 供給体制

食料の供給体制は次により行う。



第6図 供給体制

2 関係機関との調整

(1) 米穀

市長は、災害により応急に米穀の調達を行う必要があると認められる場合は、米穀の供給体制をとるものとし、本市の供給体制のみでは供給できない場合は、長崎県知事に要請する。長崎県知事は、農林水産省農産局長に要請し、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者から災害救助用米穀の引渡しを受けるものとする。

(2) 野菜・食肉

市長は、野菜・食肉について、長崎県農産園芸課・畜産課及び長崎市中央卸売市場、食肉地方卸売市場と緊密な連絡をとり、必要な数量の確保に努めるものとする。

3 米穀の供給の範囲

災害時における応急用米穀の供給は、次に掲げる場合で長崎県知事が必要と認めたとときに実施する。

- (1) 罹災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合
- (2) 全市域的な災害により米穀卸売業者等が通常の販売を行うことができない場合
- (3) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

4 給食の方法

- (1) 食品の給与は、罹災者が、直ちに食することができる現物によるものとする。
- (2) 供給品目は、米穀、乾パン又は麦製品（乾うどん等）及び副食品とする。
- (3) 供給場所ごとにそれぞれ実施責任者を定め、炊出し及び食品の給与を実施する。
- (4) 炊出し等を実施する場合は、地区の自治会、婦人会等の協力が得られるよう協力体制の整備を図るものとする。なお、炊出しは自衛隊の炊飯車及び給食施設の備わった避難所を活用して行う。

5 緊急支給基準

(1) 支給時期

第1次供給	災害発生後、6時間を目途に支給
第2次供給	災害発生後、12時間を目途に支給

(2) 調達方法

原則として業者との供給協定等に基づき調達する。

(3) 搬送

食料搬送については、災害対策本部において、車両を確保するとともに、調達業者の車両による搬送協力を要請し、避難所へ搬送する。

6 備蓄

長崎市が備蓄する物資は、次の表のとおりとし、市内各所に分散備蓄する。

第3表 長崎市が備蓄する物資

品名	数量	摘要
缶詰パン・クラッカー類	7,200食	—
アルファ化米・レトルト食品	14,400食	—
飲料水	21,600ℓ	2.0ℓペットボトル×9,550本 500mlペットボトル×5,000本
粉ミルク（哺乳瓶1本分/食）	680食	乳幼児用 （うち54食はアレルギー対応）

（資料編2-5より再掲）

7 家庭内備蓄

市民による家庭内備蓄は、食料を1人につき3食×3日分、水を1人につき3ℓ×3日分を目安とする。

8 災害時における食料等物資の供給協定締結業者一覧

（令和3年4月現在）

協定業者の名称	所在地	担当	電話番号
株式会社 浜屋百貨店	長崎市浜町7-11	総務統括部	828-8450
株式会社 東美	長崎市浜町1-22	総務チーム	829-2652
イオン九州株式会社	福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号	総務部	092-441-0611
生活協同組合ララコープ	西彼杵郡長与町岡郷1474	経営企画部	887-0338
グリーンコープ生活協同組合	長崎市中里町1704	総合企画室	839-9233
株式会社 ジョイフルサンアルファ	長崎市滑石3丁目8-10	総務部	857-1717
合同会社 西友	東京都北区赤羽2丁目1-1	経営企画本部 広報部	03-3598-7760
株式会社 たらみ	長崎市中里町2178番地	人事総務部	839-1111

（資料編2-6より再掲）

第12節 生活必需品等供給計画

＜市民健康部・防災危機管理室・日本赤十字社長崎県支部＞

＜基本方針＞

災害によって住家に被害を受け、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、備蓄物資、協定締結団体等からの調達等により、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を実施する。

1 基本方針

(1) 支給期間

災害発生の日から、災害対策本部長が必要と認める期間とする。

(2) 支給対象

ア 収容避難者（家屋損壊等により住む家を失った市民等）

イ 被災市民等（住む家はあるが、電気ガス、水道等の寸断により生活が困窮している市民等）

(3) 支給方法及び支給場所

ア 現地本部を生活物資の供給拠点地とし、支給するものとする。

イ 指定避難所には、現地災害対策本部を通じて支給する。

（指定避難所では、物資搬送の担当を個々に決める。）

(4) 調達

ア 生活物資の調達は原則として災害対策本部で行い、集積場所に保管する。

イ 災害の状況に応じて現地災害対策本部で調達することもあるが、その場合は速やかに災害対策本部に報告する。

(5) 支援物資の受け入れ

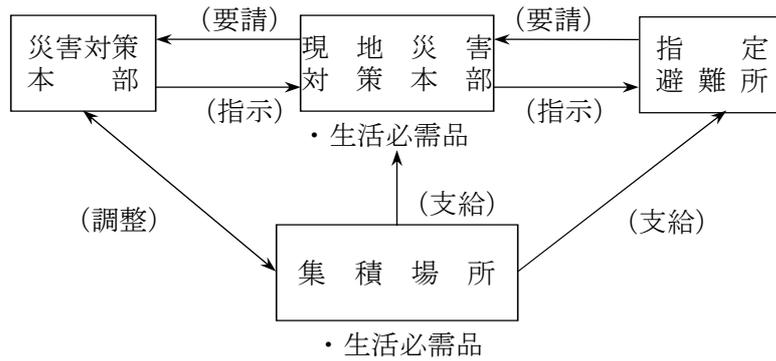
支援物資の受け入れは、次の集積場所で行い、物資の数量等を災害対策本部に報告する。

【集積場所】

○県立総合体育館（メインアリーナ・サブアリーナ）	○市民会館（市民体育館）	
○長崎東公園コミュニティ体育館	○南部下水処理場	○滑石地区ふれあいセンター
○長崎市営陸上競技場	○三和公民館	○長崎明誠高等学校
○長崎鶴洋高等学校	○日本通運（株）長崎支店三菱事業所海運倉庫営業所	
○日本通運（株）長崎支店総合物流センター	○佐川急便（株）長崎営業所	
○ヤマト運輸（株）長崎戸町センター	○ヤマト運輸（株）東長崎センター	
○ヤマト運輸（株）西彼長与センター	○生活協同組合ララコープ本部	
○市営平和公園駐車場	○市営松が枝町第2駐車場	

(6) 供給体制

生活必需品の供給体制は次により行う。



第7図 供給体制

2 生活必需品等の備蓄並びに調達及び供給

(1) 物資の調達

ア 日本赤十字社長崎県支部に備蓄する物資の調達については、日本赤十字社長崎県支部長に申請するものとする。(別表1)

イ その他の必要な物資は、原則として業者との供給協定等に基づき調達し、必要に応じて供給するものとする。

(2) 長崎市が備蓄する物資については、災害発生時に必要に応じて、現地災害対策本部等に配布する。(別表2)

(3) 市は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。炊き出しに必要なLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示し県に調達のあっせんを要請する。

ア 必要なLPガスの量

イ 必要な器具の種類及び個数

(4) 給与又は貸与の基準

ア 罹災者に生活必需品、その他の物資を給与又は貸与するときは、被害の状況、罹災人員、罹災者の世帯構成員等を十分調査し、物資の品目及び数量を決定するものとする。

イ 災害発生時の混乱した際に正確な災害の状況、罹災人員、世帯構成員等を把握することが困難な場合は、応急的に市の平均世帯構成員等により算出するものとする。

ウ 緊急支援品目

施設用	個人用
○防水シート	○毛布
○トランジスタメガホン	○トイレットペーパー
○強力ライト	○紙オムツ
○ラジオ	○哺乳瓶
	○生理用品

(5) 搬送

物資搬送については、災害対策本部において車両を確保するとともに、調達業者の車両による搬送協力を要請し指定避難所へ搬送する。

別表1

日本赤十字社長崎県支部に備蓄する物資

品名	数量	摘要
毛布	300 枚	—
緊急セット	200 個	—
タオル	500 本	—
バスタオル	300 本	—
歯ブラシ	100 本	—
ブルーシート	300 枚	—
タオルケット	300 枚	—
安眠セット	200 個	—

別表2

長崎市が備蓄する物資

品名	数量	摘要
毛布	12,000 枚	—
おむつ(乳幼児用)	1,000 枚	—
おむつ(大人用)	500 枚	—
生理用品	1,000 枚	—
排便袋	18,000 枚	—

(資料編2-5より再掲)

第13節 給水計画

<上下水道部>

<基本方針>

市は、災害により飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給するため、陸路あるいは船舶を借り上げ拠点給水を行う。また、必要に応じて他市町、県、自衛隊等に応援を要請する。

1 初動参集

- (1) 災害が発生した場合は、各自職場に出勤すること。
- (2) 交通遮断等により職場に出勤出来ない場合は、最寄りの浄水場に出勤すること。

2 組織

災害対策本部の上下水道部の組織は別図のとおりとする。(別図1)

3 災害調査

- (1) 被災地の状況を迅速かつ的確に把握し、当該地区の給水人口等をもとに、運搬給水計画を立てるものとする。
- (2) 1人1日当たりの最小限給水量は、おおむね3リットルとする。

4 広報

給水に際しては、上下水道局広報車によるほか、広報班並びに報道関係機関等の協力を得て、給水時間、給水場所の周知を的確に行うものとする。

5 給水方法

- (1) 被災地への給水は、上下水道局所有の給水車(2トン)3台、小型四輪車及び市内業者からの借上車にアルミタンク(1~1.5トン)等を搭載し、給水に当たるものとする。
- (2) 広範囲な区域に給水が必要となった場合は、地区別に設定された指定避難場所及び医療機関等へ拠点給水を行い、この拠点給水箇所を徐々に増加し給水の円滑を図るものとする。
- (3) 陸路による給水が困難な場合は、借上船舶等により拠点給水を行うものとする。
- (4) 給水に際しての作業は、上下水道部が行うものとするが、上下水道部のみによる給水作業が困難な場合は、必要に応じて他市町から応援を要請する。

6 補給水源

- (1) 必要に応じ、各地区に点在する井戸水についても、その活用を図り拠点給水するものとする。この場合は、保健所調査済の井戸水使用調査内容を参照して実施するものとする。
- (2) 他市町に給水の要請を行うほか、長崎県及び自衛隊等から簡易ろ過器等を借入れ、河川の流水及び海水等を利用し、浄化して拠点給水するものとする。

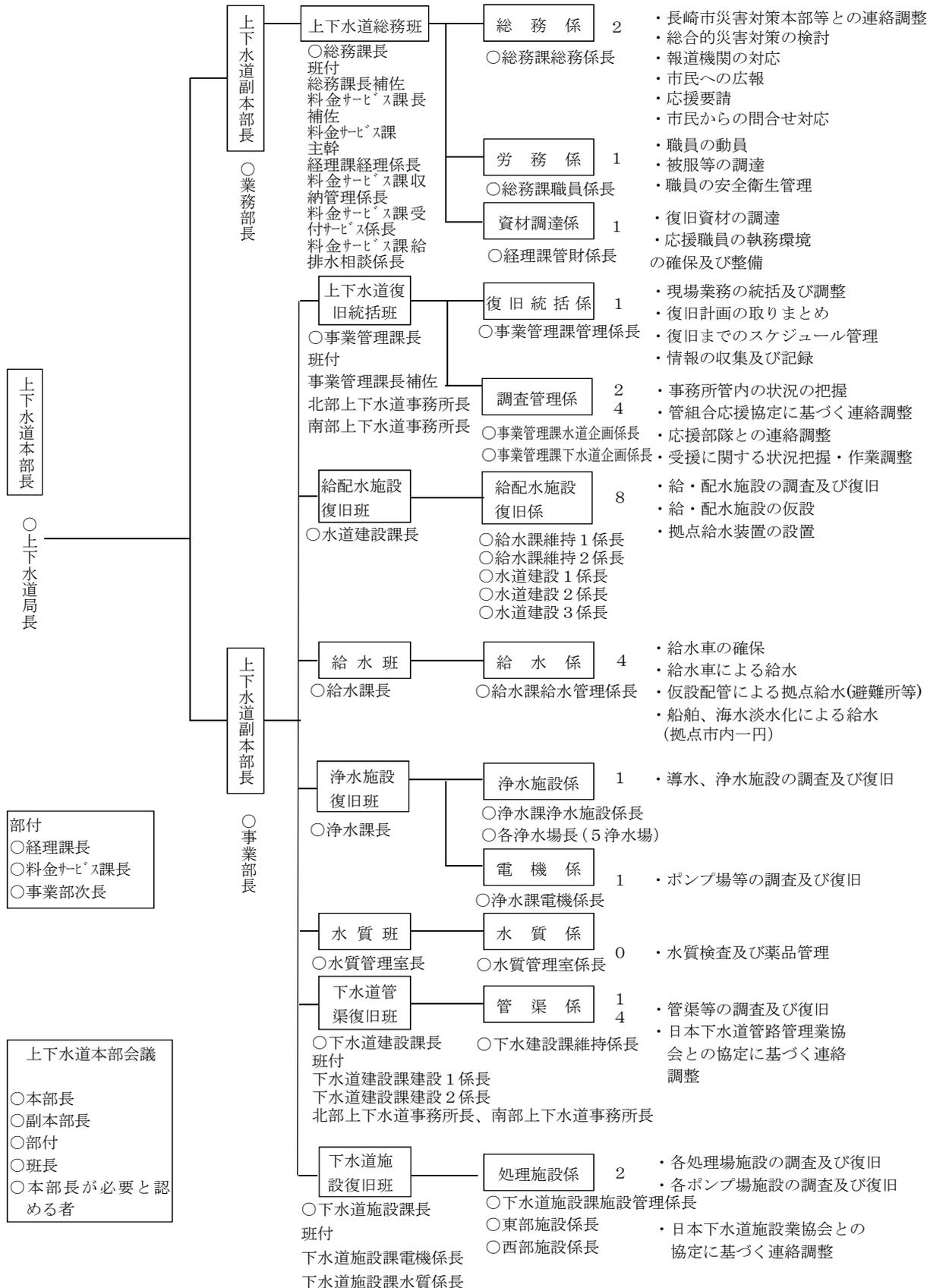
7 水道施設の応急復旧

水道施設の応急復旧は、上下水道局が行うが、必要に応じ、長崎市指定給水装置工事事業者の出動を要請し、復旧を行うものとする。

別図1

災害対策本部上下水道部組織図

(令和4年4月1日現在)



第14節 医療・助産・保健計画

＜市民健康部・日本赤十字社長崎県支部＞

＜基本方針＞

災害のため医療機関の機能が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合又は大規模かつ突発的な事故等により、集団的に多数の負傷者が発生した場合、関係機関等の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施するとともに被災者のメンタルヘルスケアや健康管理を実施する。また、獣医師やボランティア等の協力を得て愛玩動物の保護対策、家畜の保護・管理対策を実施する。

1 実施担当

この計画は、市民健康部が担当となり、消防局等との連携を図りながら実施する。また、市長が必要と認めるときは、医師会災害救護班の派遣を要請するとともに、災害医療コーディネーターを中心に、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び日本赤十字社等関係医療機関の協力を得て医療救護活動等を実施するものとする。

2 医療救護活動要請基準

(1) 要請

要請は市長（本部長）が行う。

(2) 要請基準

要請の基準は、次に該当する場合で、市長（本部長）が、多数の傷病者や避難者への対応に救護班の出動が有用と判断した場合、医師会・歯科医師会・薬剤師会等に対して、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他医療関係者の出動等を要請する。

- ア 大雨、洪水による被害の発生
- イ 台風、竜巻による被害の発生
- ウ 地震による被害の発生
- エ 大規模な火災、爆発等の発生
- オ 自動車及び電車の衝突、横転事故の発生
- カ がけ崩れ等による被害の発生

(3) 要請の委任

上記の災害発生により、事態が緊迫し、早急に医師の出動を要請する必要がある場合は、危機管理監（本部総括部長）が医師会救護班の出動を要請することができるものとする。

なお、この場合は、緊急措置後、速やかに市長（本部長）に報告するとともに、総務部長（本部対策部長）及び市民健康部長に連絡し、その後の迅速な措置を講ずるものとする。

3 医師会災害救護班の出動

- (1) 災害が発生し、市長（本部長）又は危機管理監（本部総括部長）から出動要請があった場合は、医師会長は速やかに災害救護班の出動を指令し、医療救護活動を行うものとする。
- (2) 市民健康部は、あらかじめ定められた配備体制により、被災現地又は救護所に出動し、医師会との連携のもと医療救護活動に必要な諸準備を行うものとする。

4 医療救護及び助産活動

災害が発生し、市長（本部長）より指示があった場合は、次の体制により迅速な医療救護及び助産活動を行うものとする。

- (1) 救護所
 - ア 救護所は、市長（本部長）が、市立診療所のほか、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日本赤十字社等の協力を得て、病院、学校、公民館等の安全な場所に開設するものとする。
 - イ 保健所長は医師会と協力して救護所の総合調整も行うものとする。
 - ウ 救護所における傷病者の措置は、原則として救護所で完結させることを念頭に置くが、必要に応じて災害拠点病院、その他の長崎医療圏救急医療体制の各医療機関に搬送することも考慮する。（別表1）
- (2) 長崎医療圏救急医療体制の各医療機関
自施設の被災状況に応じて、災害拠点病院から安定した患者の転院を可及的に受け入れるものとする。
- (3) 他地区への応援要請
災害規模が甚大であり、医療圏内の医療資源だけでは対応出来ないと判断される場合は、市長（本部長）は長崎県災害対策本部、もしくは他医療圏へ応援を求めるものとし、自衛隊派遣について必要と認められる場合は、派遣要請を県知事へ依頼する。
また、通信の途絶等により、知事と連絡不能の場合には市長は直接自衛隊へ救援を依頼する。

5 災害拠点病院

救命救急センターや二次救急医療機関の機能を有し、災害発生時の医療救護活動の中核施設として患者の受入を行うほか、医療チームを編成し、被災地等への派遣を行う。

(1) 長崎医療圏

基幹	長崎大学病院	長崎市坂本1丁目7-1 TEL095-819-7200
地域	長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町6-39 TEL095-822-3251
	済生会長崎病院	長崎市片淵2丁目5-1 TEL095-826-9236
	日本赤十字社長崎原爆病院	長崎市茂里町3-15 TEL095-847-1511

(2) 役割

- ア 多発外傷、圧挫症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤患者の救命救急
- イ 重症傷病者の受入及び搬出（広域搬送含む。）
- ウ 自己完結型医療救護チーム（災害派遣医療チーム（DMAT））の派遣
- エ 地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出し
- オ 災害医療に関する研修・訓練

6 救護所の設置及び救護班の編成

(1) 救護所の設置

ア 市立診療所

伊王島国民健康保険診療所	伊王島町2丁目864-6 TEL 095-898-2300
高島国民健康保険診療所	高島町1727-1 TEL 095-896-2048
池島診療所	池島町1132-8 TEL 0959-37-2090
野母崎診療所	野母町2283-7 TEL 095-893-1100

イ 地域毎に指定された病院等

- ウ 災害の規模及び傷病者の発生状況により、医師会等医療関係団体の協力を得て学校、公民館等の安全な場所に開設する

(2) 救護班の編成

ア 長崎市医師会災害救護班要員

会員医療機関の協力を得て地域毎に災害救護班を編成する。

イ 日本赤十字社長崎県支部常備医療救護班要員

	1 個班編成	7 個班編成
医師 (班 長)	1 名	7 名
看 護 師 長	1 名	7 名
看 護 師	2 名	14 名
薬 剤 師	1 名	7 名
主 事	2 名	14 名
計	7 名	49 名

【設置場所】

- 日本赤十字社長崎原爆病院
- 日本赤十字社長崎原爆諫早病院

7 医療及び助産の範囲

(1) 医療の範囲

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療

エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

カ 移送

(2) 助産の範囲

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

8 医療救護活動の連絡調整等

(1) 災害時における医療救護、助産活動の要請又は連絡調整は、別図1のとおりとする。

(2) 災害時に、被災地に派遣される様々な医療チームの調整体制を強化するため、県の災害対策本部下に設置される医療保健班や、長崎市災害対策本部(市民健康部)において、被災地の医療ニーズを適切に把握し、県知事が委嘱する県災害医療コーディネーターや地域災害医療コーディネーターと連携して医療チームの派遣調整業務等のコーディネートを行うものとする。

(3) 医療ボランティア等の医療従事者については、市民健康部の調整により救護所等へ配置し、医療体制の充実を図るものとする。

9 医療器具及び医療薬品等の調達

医療、助産救護のための医療器具及び医薬品等の調達は、市民健康部があたるものとする。調達が困難な場合、または不足が著しい場合は、県災害対策本部に協力を要請し調達する。

10 透析患者への対応

(1) 人工透析

市は、クラッシュ症候群による急性腎障害患者や災害時の人工透析医療を確保するため、県及び市内の透析医療機関との協力を努める。

(2) 難病等

市は、難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する災害時の医療を確保するため、県の実施する難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に協力する。

11 県への要請

市長は、市が実施する医療救護活動だけでは不十分と判断したときは、県に応援を要請する。県が締結している医療救護活動に関する協定は以下のとおりである。

- (1) 長崎DMA Tの派遣に関する協定（県医療政策課、指定病院）
- (2) JMA T長崎の派遣に関する協定（県医療政策課、県医師会）

- (3) 歯科医師救護班の派遣に関する協定（県医療政策課、県歯科医師会）
- (4) 災害時における薬剤師の派遣に関する協定（県薬務行政室、県薬剤師会）
- (5) 災害発生時等における医療救護活動に関する協定（県福祉保健課、県看護協会）
- (6) 災害時における医薬品の供給に関する協定（県薬務行政室、県医薬品卸業組合）
- (7) 災害時における医療材料等の供給に関する協定（県薬務行政室、県医療機器協会）
- (8) 災害時における医療ガス等の供給に関する協定
（県薬務行政室、日本産業・医療ガス協会九州地域本部）
- (9) 九州・山口9県災害時応援協定（県医療政策課ほか、九州山口9県）

12 関係機関への要請

(1) 日本赤十字社長崎県支部への出動要請

市長（本部長）は、災害の状況に応じ、日本赤十字社長崎県支部の出動が必要と認めた場合は、知事に対して必要な措置を要請する。（別図2）

(2) 関係自治体への応援要請

市長（本部長）は、災害の規模及び患者の発生状況により、必要と認めた場合は、関係自治体へ応援出動を要請するものとする。

13 医療、助産救護活動における費用弁償等

医療救護班が実施した医療、助産救護活動に対する医療器具及び医薬品等の実費弁償並びに医療救護活動中の負傷等に要した扶助費の措置については別に定める。

14 保健衛生活動

市は、保健師・管理栄養士等を避難所等（被災者が避難する避難場所以外の施設、住居、及び車等を含む。）に派遣し、次のとおり被災者の健康管理を行う。

- （1） 保健師・管理栄養士等による健康相談及び栄養相談や歯科衛生士等による歯科保健活動を実施し、被災者の健康管理を行う。
- （2） 被災者及び救護活動従事者等の精神不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。
- （3） 避難の長期化等に伴い避難者の健康状態の悪化、インフルエンザ等の流行、ストレス障害等が生じないよう健康管理及びメンタルヘルスケア等を実施する。

15 犬・猫等の愛玩動物の保護対策

市は、長崎県と連携のもと動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティアと協力し、災害により飼い主と離れ、あるいは負傷した犬、猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して、次の対策を講じる。

- （1） 放置された犬・猫等への給餌
- （2） 放置された犬・猫等の保護収容

- （3） 保護収容施設の設置
- （4） 保護管理動物の疾病予防及び治療
- （5） 保護施設への犬・猫等の受入れ・譲渡等の調整

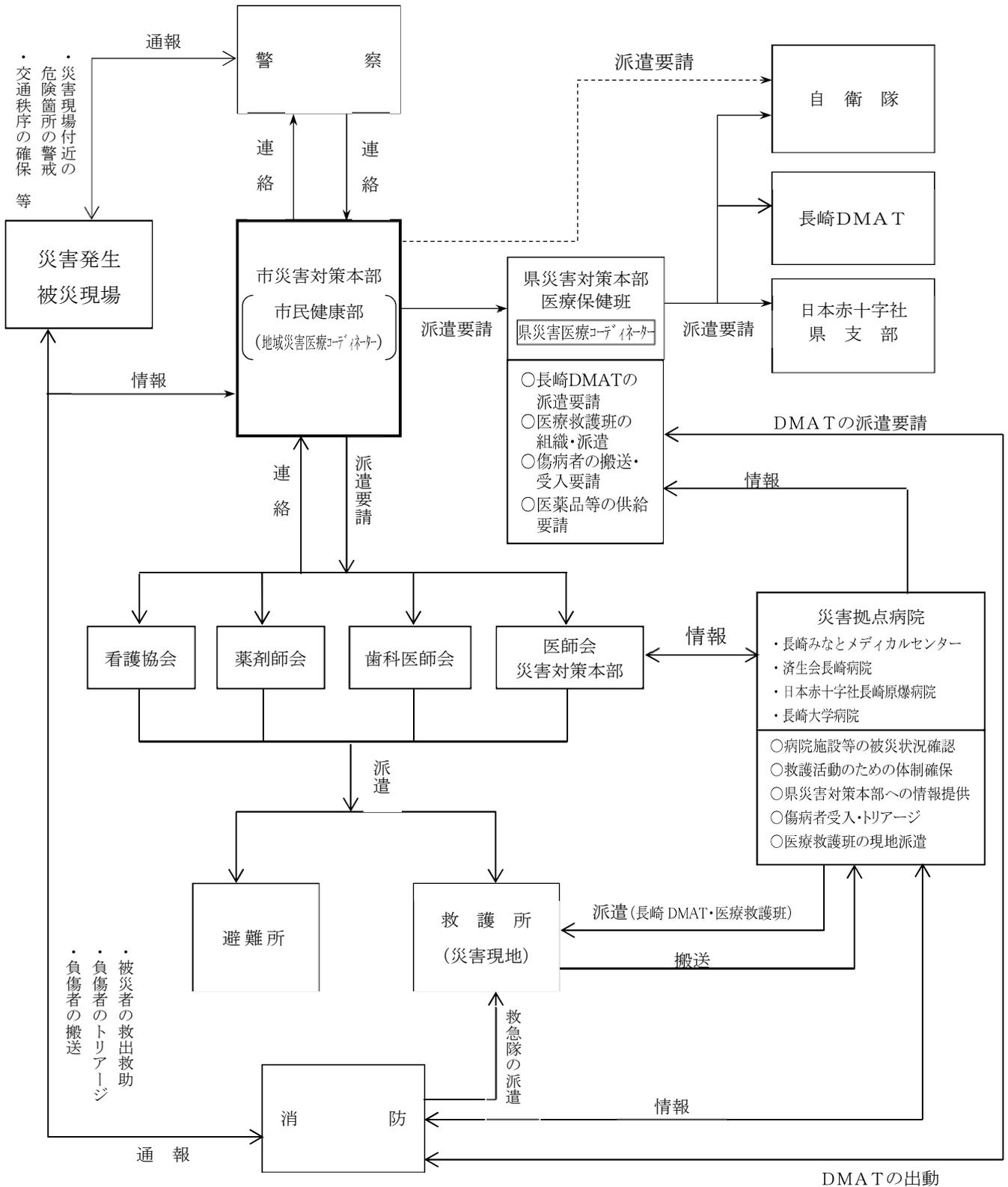
別表1

医療機関一覧表

三次医療	二次医療 (輪番)	救急告示	救急医療協力	災害拠点病院	病 院 名	所 在 地 連 絡 先
○		○		基幹	長崎大学病院	長崎市坂本1丁目7-1 TEL095-819-7200
○	○	○		地域	長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町6-39 TEL095-822-3251
	○	○		地域	済生会長崎病院	長崎市片淵2丁目5-1 TEL095-826-9236
	○	○			長崎記念病院	長崎市深堀町1丁目11-54 TEL095-871-1515
	○	○			十善会病院	長崎市淵町20-5 TEL095-864-0085
	○	○			長崎掖済会病院	長崎市樺島町5-16 TEL095-824-0610
	○	○		地域	日本赤十字社長崎原爆病院	長崎市茂里町3-15 TEL095-847-1511
	○	○			井上病院	長崎市宝町6-12 TEL095-844-1281
	○	○			聖フランシスコ病院	長崎市小峰町9-20 TEL095-846-1888
	○	○			長崎百合野病院	西彼杵郡時津町元村郷1155-2 TEL095-857-3366
		○	○		田上病院	長崎市田上2丁目14-15 TEL095-826-8186
		○	○		重工記念長崎病院	長崎市丸尾町6-17 TEL095-801-5800
		○	○		日浦病院	長崎市下黒崎町1402 TEL0959-25-0039
		○			上戸町病院	長崎市上戸町4丁目2-20 TEL095-879-0705
		○			長崎北徳洲会病院	西彼杵郡長与町北陽台1丁目5-1 TEL095-813-5800
		○			虹が丘病院	長崎市虹が丘町1-1 TEL095-856-1112
		○			光晴会病院	長崎市葉山1丁目3-12 TEL095-857-3533
		○			ながさきハートクリニック	長崎市恵美須町4-1 TEL095-818-4199
			○		大久保病院	長崎市戸石町1470-1 TEL095-830-2131
			○		千綿病院	長崎市矢上町9-12 TEL095-839-2121
			○		長崎友愛病院	長崎市蚊焼町2314-1 TEL095-892-0630
2	9	18	6	4		

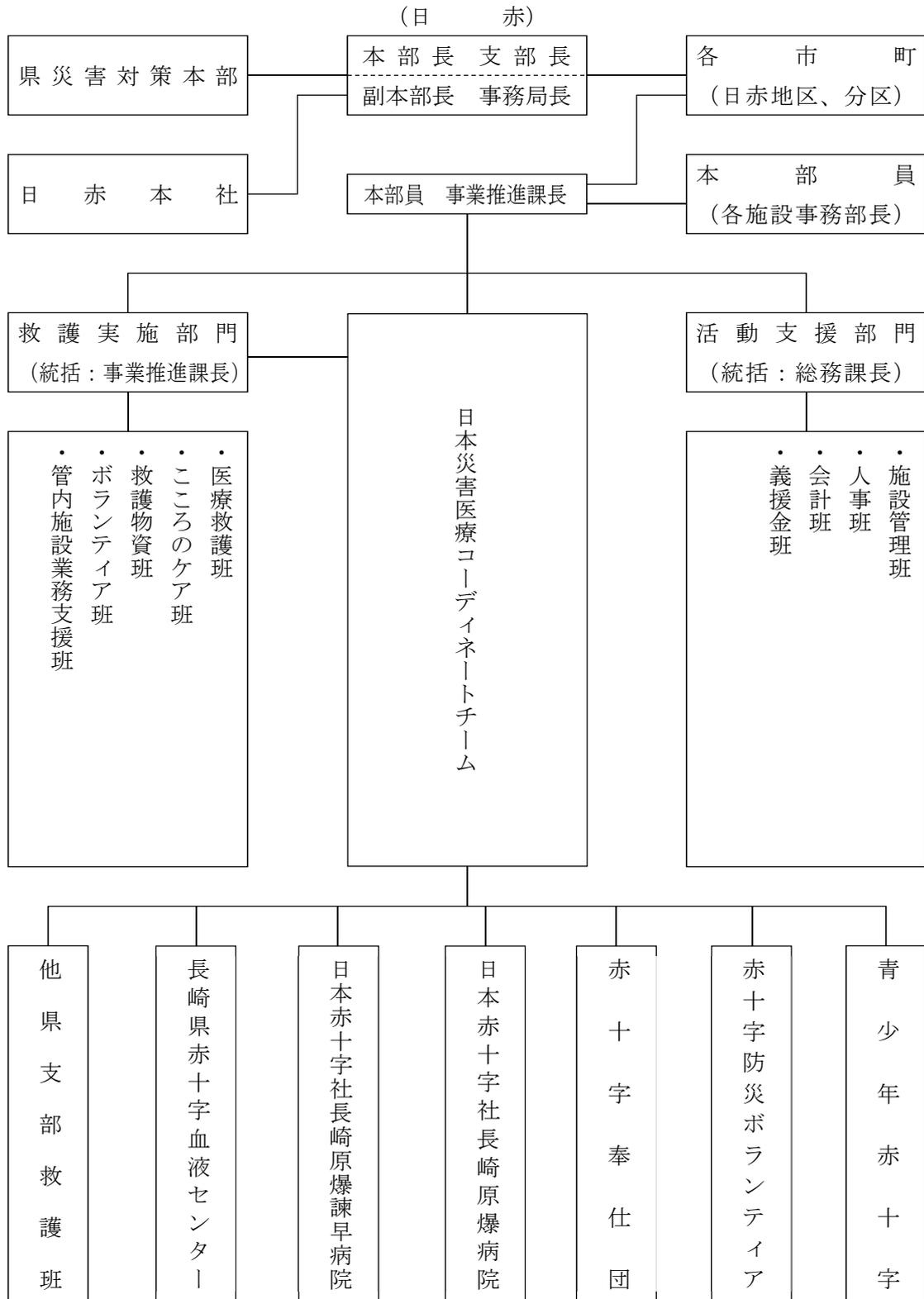
別図1

医療救護活動系統図



別図2

日本赤十字社長崎県支部災害対策本部組織図



第15節 防疫計画

＜環境部・市民健康部＞

＜基本方針＞

災害発生時における生活環境の悪化、罹災者の病原菌に対する抵抗力の低下、その他の予期できない悪条件下において、災害の種類、規模、地域、その他の状況に応じ、環境部、市民健康部において、感染症の発生、流行の未然防止に必要な防疫活動を実施する。

1 庶務的事項

- (1) 災害発生時において、その都度防疫活動の即応体制を樹立する。
- (2) 国、県、その他の関係機関との連絡調整を図る。
- (3) 感染症の発生を防止するため、テレビ、新聞、ラジオ、パンフレット等により市民に対する防疫知識の普及徹底を図る。
- (4) 防疫用の薬剤及び器材の調達、保管並びに出納を行う。
- (5) 災害が大規模となり市が対応する防疫活動の能力を超える場合は、外部機関に防疫活動の要請を行う。
- (6) 防疫活動が終了したときは、その活動状況について、全ぼうを記録する。

2 保健活動事項

- (1) 情報等の収集
感染症が発生又はそのおそれがある災害現場について、必要な調査及び情報の収集を行う。
- (2) 災害現場等の保健指導
災害発生現場及びその周辺並びに避難所を含めた罹災者に対して、保健師、栄養士等を派遣し、給食施設の衛生管理と保健知識の普及徹底を図る。
- (3) 検病調査及び健康診査
災害発生現場及びその周辺地区住民に対して、緊急度の高いところから検病調査を実施し、衛生状況を考慮して、必要に応じ健康診査を実施する。
- (4) 臨時予防接種の実施
災害の状況、感染症発生状況等により予防接種が必要となった場合は、その対象地域及び期間を定めて、迅速かつ的確に臨時の予防接種を実施する。
- (5) 患者発生時の措置
感染症が発生した場合において、必要と認められるときは、速やかに患者を入院せせるとともに、患者が発生した家屋その他の汚染物件の消毒等の措置を行う。なお感染症発生状況により、必要に応じ、緊急収容施設の設置、汚染区域の設定、自宅治療等の

措置を行い、厳重に指導する。

(6) 水質検査の実施

災害により上水道の供給施設が機能を停止した場合、あるいはその他の飲料水が汚染された場合は、井戸水の飲料水化が予想されるので、水質検査を積極的に実施することにより飲料水からの感染症の発生を防止する。

3 食品・環境衛生事項

(1) 食品衛生の指導

災害発生現場及びその周辺の罹災した飲食店、食品の製造、加工所、食品販売店、集団給食施設等に立入り、施設、設備の清掃、消毒の指導と冠水した食品等からの危害の発生を防止するための指導を行う。

(2) 環境衛生の指導

災害発生現場及びその周辺の旅館、公衆浴場、理容院、美容院、クリーニング店等に立入り、施設、設備の清掃、消毒等についての指導を行う。

4 消毒活動の事項

(1) 保健所長は災害により浸水家屋が発生した場合に被害状況の情報を収集して消毒の必要性を判断し、必要がある場合は環境部に消毒の実施を指示する。

(2) 環境部は、保健所長より消毒実施の指示があった場合は、次のとおり消毒活動を行う。

ア 班の編成基準

班の編成		装具	
○消毒要員	4人	○手動噴霧機	4台
○運転士	1人	○運搬車両	1台

イ 実施方法

(ア) 浸水家屋及び周辺の外部環境を対象として町別実施計画を作成する。

(イ) 使用薬剤の必要量及び使用機器類を確保する。

第4表 薬剤必要量

区分	薬剤の種類	希釈薬剤量算出方法	散布基準
浸水家屋及び外部環境	10%クレゾール	浸水戸数×100ℓ (原液1ℓ)	2ℓ/m ² (一戸平均床面積50)
	77%オルソ剤		
衛生害虫駆除	バイテックス乳剤		50ml程度/m ²

(ウ) 感染症の発生状況及び衛生条件を考慮の上、緊急度に応じ順次消毒する。

(エ) 災害の規模によっては、消毒専門業者へ委託し実施する。

5 公害の防止

広域的な環境衛生を保持するため、大気汚染の測定、河川の汚染状況の調査、水質検査等を実施することにより環境汚染の発生を防止する。

6 防疫活動の装備

種 別	数 量 (台)	摘 要
車 両	1	軽貨物自動車 (バン) 1
手 動 式 背 負 噴 霧 機	12	噴霧

第16節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

＜建築部＞

市は、災害により住家が滅失し、又は被害を受けた市民に対し、応急仮設住宅の建設や市営・民間住宅等の貸与、又は被災住宅の応急修理等、必要な支援を実施する。

1 応急仮設住宅の設置

(1) 応急仮設住宅の入居対象者

住家が全焼、全壊、又は流失し、居住する住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者とする。

(2) 建築基準

長崎県の災害救助法施行細則第2条に規定する基準による。ただし市長が認める場合はこの限りでない。

(3) 建築方法

ア 建築基準法の規定に基づいて対応することとする。

イ 工事は、原則として一般競争入札とする。ただし、これにより難しいときは随意契約を行うことができる。

(4) 建築予定場所

原則として市有地とする。ただし、不足する場合は、国有地等を借受けるものとする。

(5) 供与

ア 入居者の選考に当たっては、罹災者の資力、その他の生活条件等を十分調査の上、決定する。

イ 供与期間は、建築工事が完成した日から2年以内とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

2 市営住宅等の確保

市は、市営住宅の空き家を確保し、入居者の募集、選考を行い、さらに住宅が不足する場合は、県や関係団体に協力を要請する。

3 民間賃貸住宅の提供

市は、2によってもなお、住宅が不足する場合には、県や関係団体に協力を要請し、民間賃貸住宅の借上げ等により、住宅に困窮する被災者へ提供するよう努める。

4 災害を受けた住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理の対象者

災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力では、応急修理をすることができない者。

(2) 修理基準

修理の範囲、費用及び修理期間は、長崎県の災害救助法施行細則第2条に規定する基準による。

(3) 修理方法

ア 修理基準に基づいて設計書を作成し、修理する。

イ 工事は、応急仮設住宅の設置に準じて行う。

第17節 障害物除去計画

＜環境部・建築部・各総合事務所＞

＜基本方針＞

災害により発生した岩石、土砂、竹木等の障害物や被災した建築物・工作物により、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合に、市は、障害物等を解体・除去し、住民の生活の安定と交通路の確保を図る。

1 豪雨又は河川等の溢水、がけ崩れ等による道路の閉塞等の事前の対策

- (1) 障害物除去に必要な車両、重機械器具等を常に点検整備し、随時使えるようにしておく。
- (2) 災害の程度により他より車輛、器材等を求める必要がある場合を考慮して、工事業者等との連携を十分図る。
- (3) 応急復旧に要する所要人員は、車輛器材及び災害の程度を考慮してあらかじめ計画する。
- (4) 以上の他必要な事項については、臨機の処置をとり随時出動できるよう体制を整える。

2 解体・除去の対象

- (1) 被災建築物
災害応急活動、消火活動、救助活動等に際し、支障となる建築物・工作物
- (2) 住居に運びこまれた障害物
岩石、土砂、竹木等
- (3) 交通を遮断している障害物
 - ア 道路
 - (ア) がけ崩れ等による岩石、土砂等
 - (イ) 街路樹、竹木、工作物等
 - イ 橋梁、河川
流木、流塵等

3 解体・除去の方法

- (1) 被災建築物
市は建物所有者に解体撤去の同意等必要な措置を講じ、協定に基づき、協力団体により解体・除去を行う。
- (2) 住居に運びこまれた障害物
 - ア 日常生活に支障を及ぼす障害物については除去を行うものとする。
 - イ 特殊機械器具等を必要とする場合は、関係機関に応援を求めるものとする。

(3) 交通を遮断している障害物

ア 道路上の障害物は、国道のうち指定区間については国土交通省が、その他の国道及び県道については県が、市道については市がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行うものとする。

イ 河川、橋梁における流木等の障害物は、各管理者が速やかに除去するものとする。

(4) 土砂等の一時集積場所

土砂等の一時集積場所は、原則として交通及び市民生活に支障のない公有地を充てる。ただし、災害の規模が大きい場合は、民有地についても、その所有者と協議の上、一時集積場所とすることができる。

(5) 土砂等の終末処理

一時集積場所に集積された土砂等は、埋立地等に処理するものとする。

第18節 遺体の搜索及び収容、埋火葬計画

＜市民生活部・各総合事務所・消防局＞

＜基本方針＞

市は、災害により死亡したと推定される者の搜索及び災害により死亡した者の遺体処理を速やかに行い、遺族に引き渡す。また、遺族に引き渡された遺体に対して、速やかに火葬の許可を行うが、火葬を行う者がいない場合、又は身元不明の遺体については、市がこれを行う。

1 遺体の搜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者に対して行う。

行方不明者の搜索は、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、消防局が関係機関（警察、海上保安部等）と連絡をとり、状況により自衛隊、地元住民、業者等の協力を得て行うものとする。

2 遺体の収容

発見された遺体は、警察官の死体の死因又は身元の調査及び医師の検案を受けた後あらかじめ設置された特定の場所（寺院又は公共施設等状況により適宜設置する。）に収容する。

ただし、警察官が調査等を行ったのちにおいて身元が明らかで、かつ、遺族等の引取人がある場合には、当該遺体は警察官から遺族等に引き渡される。

なお、令和2年2月5日に一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と「災害時における葬祭用資器材の提供及び遺体の安置・搬送に関する協定」を締結している。

（長崎市地域防災計画・長崎市水防計画（資料編）参考資料41参照）

3 収容後の処理

（1）遺体の洗浄、縫合、消毒

収容された遺体は、遺体識別の措置として必要に応じて洗浄、縫合、消毒を行い、遺体の撮影等により身元確認の措置をとるものとする。

（2）遺体の一時保存

身元識別のため相当の時間を必要とし、また多数の遺体を短時日の間に埋火葬できない場合等においては、遺体をそのまま埋火葬が行われるまでの間一時保存する。

（3）遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族、縁者に引き渡すものとする。ただし、遺族等の意向に配慮し、柔軟な対応を図るものとする。

（4）収容された遺体のうち、身元が不明で一定期間経過後、なお、引取人がない場合には、行旅病人及び行旅死亡人取扱法により行旅死亡人として取り扱う。

4 遺体の埋火葬

(1) 対象

埋火葬は、災害の際に死亡した者に対して、その遺族が資力の有無にかかわらず混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、遺体の応急的な措置として行う。

なお、遺体の処理については、できるだけ遺族の意向を汲んで行うものとする。

(2) 埋火葬の内容

ア 棺（付属品を含む）、棺材等の支給

イ 火葬、又は埋葬

ウ 骨つぼ及び骨箱の支給

(3) 長崎市もみじ谷葬斎場の現況

名 称	所 在 地	1日処理能力	使用燃料	備 考
長崎市もみじ谷葬斎場	長崎市淵町26番6号 TEL861-0298	11基 55体	3,600L (白灯油)	実働10時間平均 して火葬した場合

注1) 本市の火葬場のみで処理できない場合、又は本市の火葬場が被害を受け使用不能の場合は、他市の火葬場の使用を要請する。

注2) 本市及び他市とも被害を受けた場合は、臨時火葬施設を設けて火葬にあたる。

第19節 清掃計画

＜環境部＞

＜基本方針＞

災害時におけるごみ、し尿等の処理業務が適切に行われ、環境衛生の万全を期する必要がある。このため市は、被災地域の災害ごみ及び冠水便槽等のし尿緊急収集に加え、定期収集を早期に回復して市民生活の安定を図り、環境衛生の確保に努めるものとする。

また、市域内での処理・処分が困難な場合は、県等に依頼し、市外・県外も含めた広域的な処理・処分を行う。

1 ごみ処理施設等の被害状況調査及び修復

市は、災害発生直後においては、ごみ及びし尿の処理に必要な施設、設備並びに収集機材等の被害状況を調査するとともに、被害施設等については、早期の修復に努めるものとする。

2 ごみの収集・運搬

市内全域の被害状況の把握及びその後のごみ発生量の予想に基づき、収集計画を策定する。

(1) 一般ごみ（家庭系ごみ・事業系ごみ・避難所ごみ）の処理

収集区域の被害状況、避難所の設置状況及びその他の避難箇所等の状況に応じて収集・運搬を行うものとする。

(2) 災害ごみの処理

ア 収集・運搬体制

災害ごみの大部分は、水分の多い粗大ごみが土砂まじりの状態で排出されることから、このようなときは、ダンプトラックとショベル系積込重機との組み合わせ等、車両等の借上げ又は委託等の方法による収集・運搬を行うものとし、地域によっては直営車で補完する体制を組むものとする。

イ 収集・運搬車両等

災害ごみの収集・運搬に適した車両及び重機を確保するため、土木部、都市計画部等との連携を密にし、民間業者所有の車両及び重機の数量を把握し、借上げ等を行うものとする。なお、環境部所有の収集・運搬車は次のとおりである。

令和4年4月現在

種 類	積 載 量	台 数	備 考
パ ッ カ ー 車	2.50 t 2.60～2.90 t	4台 24台	ごみ収集車
小 型 ダ ン プ	2 t	2台	不法投棄回収用等
小 型 貨 物	1.25 t	1台	パトロール車
軽 ダ ン プ	0.35 t	27台	引出し用等

(3) ごみの集積

燃やせるごみ	○東工場 ○旧西工場 ○旧高島工場 ○旧野母崎工場
燃やせないごみ	○三京クリーンランド埋立処分場 ○東工場埋立処分地跡地 ○旧高島工場 ○旧野母崎工場

環境部所管施設のほか、必要に応じて公園等の市有地に一時集積することも検討する。

(4) ごみの処理場所

燃やせるごみ	○東工場 ○西工場
燃やせないごみ	○三京クリーンランド埋立処分場

(5) 仮置場の確保等

ごみの処理施設への搬入経路の被害により災害ごみの収集等に混乱をきたすおそれがある場合は、本市域の必要箇所十分な広さを有する仮置場を確保するものとする。また、災害ごみの多量発生により、本市のごみ処理施設の処理能力を超える場合には、県等に調整を依頼し、市外・県外も含めた広域的な処理・処分を行う。

3 し尿処理

市は、市内全域の被害状況の把握及び仮設簡易トイレ設置必要箇所並びに緊急くみ取り必要箇所等の把握に努め、収集計画を策定する。

(1) 仮設簡易トイレの確保と設置

収集区域の被害状況、避難所の設置状況及びその他の避難箇所等の状況に応じて仮設簡易トイレの設置必要数を確保し、一般財団法人クリーンながさきと協議の上、設置する。

(2) 冠水便槽等のし尿収集

冠水便槽等のし尿のくみ取り量は、便槽に溜まっている量の2分の1程度のくみ取りを原則とする。

(3) 収集・運搬体制

一般財団法人クリーンながさきによる収集・運搬を原則とするが、なお不足する場合は、他業者からの車両等の借上げ又は委託等の方法による補完体制を組むものとする。

(4) 収集・運搬車両等

一般財団法人クリーンながさき所有の収集運搬車は次のとおりである。

平成30年4月現在

種類	積 載 量				備 考
	8 t 車	4 t 車	2 t 車	計	
バキューム車	6台	4台	22台	32台	—

(5) し尿の処理場等

処理場は、琴海クリーンセンター、長崎半島クリーンセンターとする。

4 がれきの処理

被災後は、市内全域の建物被害とがれきの発生見込み量を把握し、収集処理計画を作成する。

- (1) がれきの処理にあたって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (2) がれきの仮置場については、火災発生の防止、作業時の安全確保等適正に管理する。
- (3) 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの粉砕・分別を徹底し木材やコンクリートのリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を進める。
- (4) 市は、がれきの処理・処分を行うことが困難な場合は、県に処理・処分を要請する。

5 市民への周知

災害時におけるごみ及びし尿の処理業務を適切、かつ円滑に行うため、市民に対して十分周知を行うものとする。

6 協力体制

- (1) ごみ処理及びし尿処理については、被害の状況に応じて近隣市町等との協力体制を図るものとする。
- (2) 地域ボランティア等による応援者がある場合には、効果的に活用するものとする。

第20節 輸送計画

＜長崎海上保安部・長崎運輸支局・理財部・九州旅客鉄道（株）＞

＜基本方針＞

災害時は、被災者の避難、応急災害対策員の移送並びに災害救助、被害応急対策に要する救援及び緊急物資の輸送等を確実に期するための車両、舟艇等を確保し、これを有効適切に利用し、各作業の万全を図る。

1 緊急輸送

(1) 道路

地震等の災害発生時においては、重要路線の交通機能を確保し、消火、救助、物資輸送等緊急車両の輸送路の保全を図る。

また、道路が分断された場合、陸の孤島となる地域が見受けられるが、海に面した地域については、船舶の利用を図る。

(2) 輸送力の確保

被災時における避難、移送及び救援物資等の輸送を行うため、輸送力を確保する必要がある。地震等の災害が発生し災害対策本部等が設置されたときは、通常業務において使用している車両は、直ちに、災害対策本部の管理下に置き、災害対策本部及び現地災害対策本部の輸送要請により配車する。

ア 市保有車両……664台

(ア) 乗用車、軽自動車、貨物車等（本庁機関）……………118台

(イ) 乗用車、軽自動車、貨物車等（出先機関）……………225台

(ウ) 乗用車、貨物車、特種車等（消防局・上下水道局）……321台

イ 民間運送可能車両

指定公共機関である日本通運(株)、ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)に搬送等の協力を要請するほか、バス会社、トラック協会、タクシー協会や市内の企業に対し、運送可能な車両の提供を募ることとする。

(ア) 長崎市内バス事業所車両保有台数……………乗合（667台）、貸切（86台）

(イ) 運送業者トラック保有台数……………1,652台

ウ 初期配車

地震等の災害発生時においては、被害状況等の情報収集、物資輸送、医療活動、補修等を行う各班に対し、優先して車両を配車する。

2 バス・軌道

地震等の災害発生時における各路線バス及び軌道の運転手の対応については、速やかに停止し、乗客の身の安全を確認し、運行不能と判断した場合は、最寄りの市指定避難所を含む

安全、適切な場所へ誘導する。避難誘導を行うときは、バス及び軌道の本部へ連絡する。

また、連絡がとれない場合は、貼り紙掲示板等により避難先、乗客の状況等を明示し、誘導を行う。

3 鉄道

JR九州では異常気象時における列車運行の安全を確保するため、線路設備等の警備を行うとともに必要な運転規制を行っている。また一旦災害が発生した場合の早期復旧を図るため次のように対処している。

(1) 災害警備

気象異常の情報を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときで災害の発生が予測される場合は、長崎鉄道事業部長は関係社員に対し、風、雨、雪、地震その他の災害に対する線路、建造物、電力設備、信号保安設備等の警備に従事させる。

災害の発生が予測される箇所は、重点警備箇所に指定し箇所ごとに監視上の注意事項を定め、警備員に周知させている。

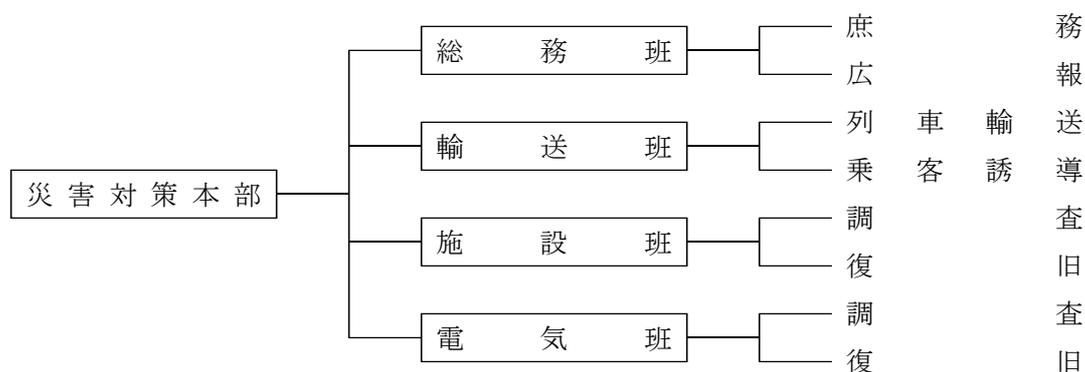
なお、次の箇所には気象状況を確実に把握し的確な防災処置ができるよう気象観測機器が配備してある。

第5表 気象観測機器配備表

職 場 名 \ 機 器 名	雨量警報器	風 速 計	地 震 計
長 崎 鉄 道 事 業 部	現 川	現 川	諫 早

(2) 災害応急体制

災害が発生したときは、直ちに応急処置を講じるとともに列車の早期開通を図るため、災害対策本部を設置する。なお、分担は次のとおりである。



第8図 災害対策本部の分担

(3) 災害応急復旧工事

JR九州の災害応急工事は、災害の規模に応じて請負工事とする場合がある。

4 港湾・ヘリポート基地

発災時における被災者の移送、並びに物資の輸送については、道路網の分断時において、海上輸送やヘリコプターによる緊急輸送を確保する。

(1) 港湾施設

利用にあたっては、被災者の移送及び避難施設としての利用、緊急的物資の搬送としての利用を図る上で、利用可能な港湾施設を把握し、災害対策本部との連絡を密とし、協力体制をとることとする。

なお、舟艇の保有状況等については、次を参照する。

- 旅客船の事業所別保有数 [資料編 3-13]
- 取締船・巡視船等の船舶保有数 [資料編 3-14]
- 漁業協同組合別漁船保有数 [資料編 3-15]
- 以西底曳漁船保有数 [資料編 3-16]
- 特定非営利活動法人長崎県水難救済会長崎地区救助艇保有隻数 [資料編 3-17]

(2) ヘリポート基地

輸送手段としてのヘリコプターの利用に加え、情報収集手段としても利用できる。
なお、ヘリコプター離着陸適地については、第3章第30節（別表1）を参照する。

第21節 交通応急対策計画

＜九州地方整備局長崎河川国道事務所・長崎海上保安部・
長崎県・長崎県警察本部・まちづくり部・各総合事務所＞

＜基本方針＞

道路管理者、警察機関、港湾管理者及び海上保安部は、災害時において、交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者が災害応急活動を的確かつ円滑に実施できるよう、交通規制及び交通支障箇所の通報連絡等を実施する。

1 実施機関

交通規制は、次の区分により実施する。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 県 知 事 市 長	(道路法第46条) ①道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合。 ②道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。
警察機関	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条第1項、第76条の3第1項) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするための緊急の必要があると認めるとき。 (道路交通法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項) ①道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。(公安委員会又は警察署長) ②道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合。(警察官の行う一時的なもの)
港湾管理者	港湾管理者	(港湾法第12条第1項) 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し、必要な規制。
海上保安部	海上保安部	(港則法第37条) ①船舶交通の安全のため必要があると認めるとき。 ②異常な気象又は海象、海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合、混雑を緩和するため必要があると認めるとき。 (海上保安庁法第18条) 人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ急を要するとき。

2 支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所について必要に応じ、関係機関に通報又は連絡する。

3 交通規制の実施要領

(1) 道路管理者

道路管理者は、災害時において道路、橋りょう等交通施設の危険な状況を予想し又は発見したとき、若しくは通報等により知ったときは、速やかに必要な交通の規制を行う。

(2) 公安委員会

ア 緊急通行のための交通規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し、若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように必要があると認めるときは、道路の区間を指定して当該緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し又は制限を行う。

この場合、県公安委員会は、その禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示を必要な場所に設置する。(様式6)

(3) 港湾管理者

海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため、船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部長と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険地域の周知及び港内岸壁付近の交通整理を行う。

(4) 海上保安部

ア 漂流物、沈没物その他の航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急措置をとるとともに、その場所が港内又は港の境界線付近のときは、その物件の所有者又は占有者に対し除去を命じる。

イ 水路が損壊し又は水深に異常を生じたと思われる場合は、応急的な水路の測量及び警戒を行う。

ウ 水路の損壊、沈没物等のため船舶の航行に危険があると思われる場合は、港内における船舶交通の制限、又は禁止を行う。

エ 航路標識が破損又は流失した場合は、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識を設置する。

4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付

(1) 緊急通行車両

ア 道路交通法第39条第1項の規定の緊急自動車

イ その他の災害応急対策に使用される車両

(ア) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計

画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次のa～iに掲げる事項について行うものとされている。

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救護、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他執行機関、指定公共機関（以下「指定行政機関」という。）が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(2) 緊急通行車両の事前届出

- ア 上記(1)イに規定される車両については、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。
- イ 届出については、申請者の車両使用の本拠の位置を管轄する警察本部及び警察署に、輸送協定書等の証明書類を添付の上、緊急通行車両の事前届出書に必要事項を記載して申請する。(様式1)
- ウ 県公安委員会は、緊急通行車両に該当するか審査を行い、該当すると認められるものについては、届出済証を発行する。

緊急通行車両等事前届出書

別紙様式1	
災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 公安委員会殿 申請者住所 (電話) 氏名 年 月 日 印	災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済書 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 平成 年 月 日 公安委員会 印
番号標に表示 されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済書を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	
住所 () 局 番	
氏名	
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。	
備考 1 届出書は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とする。	

(3) 緊急通行車両の確認事務

ア 上記(2)の手続きで届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両である旨の確認を受けることができる。

イ この場合は、緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載し、緊急通行車両の確認標章の交付を受けるものとする。(様式2、3)

ウ 公布を受けた確認標章は、当該車両の前面の見えやすい場所に掲示する。なお、確認証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを指示する。

様式2



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認申請書

<p>様式4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"> 第 号 緊急通行車両確認申請書 長崎県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 </td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">印</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">番号標に表示されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>使用</td> <td>住所 () 局 番</td> <td></td> </tr> <tr> <td>者</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通行日時</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通行経路</td> <td>出発地</td> <td>目的地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	第 号 緊急通行車両確認申請書 長崎県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名		印	番号標に表示されている番号			車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			使用	住所 () 局 番		者	氏名		通行日時			通行経路	出発地	目的地			備考			<p>様式4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"> 第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 長崎県公安委員会 印 </td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">番号標に表示されている番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用</td> <td>住所 () 局 番</td> </tr> <tr> <td>者</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>通行日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通行経路</td> <td>出発地</td> <td>目的地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 長崎県公安委員会 印		番号標に表示されている番号		車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		使用	住所 () 局 番	者	氏名	通行日時		通行経路	出発地	目的地			備考	
第 号 緊急通行車両確認申請書 長崎県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名		印																																												
番号標に表示されている番号																																														
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)																																														
使用	住所 () 局 番																																													
者	氏名																																													
通行日時																																														
通行経路	出発地	目的地																																												
備考																																														
第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 長崎県公安委員会 印																																														
番号標に表示されている番号																																														
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)																																														
使用	住所 () 局 番																																													
者	氏名																																													
通行日時																																														
通行経路	出発地	目的地																																												
備考																																														

5 緊急通行車両の通行を確保するための道路管理者の措置

道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため、区間を指定して次の事項を実施することができる。(災害対策基本法第76条の6)

- (1) 緊急通行車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して道路外への移動を命ずる。
- (2) 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動する。その際、やむを得ない限度で破損を容認する。
- (3) 沿道で車両保管場所を確保するため、やむを得ない場合他人の土地の一時使用、竹林その他の障害物の処分を行う。
- (4) 上記イ、ウに備えて損失補償規定を整備する。

6 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

- (1) 交通規制の対象から除外する車両の事前届出
 公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施する。
- (2) 事前届出の対象とする車両
 公安委員会は次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。
 ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

- イ 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
 - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
 - エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送車両
- (3) 規制除外車両の事前届出
- ア 上記(2)に規定される規制除外車両の事前届出は、緊急通行車両の事前届出手続きについて準用する。
 - イ 届出については、証明書類を添付の上、申請するが、手続きは緊急通行車両の事前届出手続きについて準用する。
 - ウ 県公安委員会は、規制除外車両に該当するか審査を行い、該当すると認められるものについては、規制除外車両確認届出済証を発行する。(様式4)
- (4) 事前届出車両の確認事務
- ア 上記(3)の手続きで規制除外車両確認届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両である旨の確認を受けることができる。
 - イ この場合は、確認審査を省略して、規制除外車両証明書に必要事項を記載し、確認標章の交付を受ける。(様式2、5)
 - ウ 交付を受けた確認標章は、当該車両の前面の見えやすい場所に掲示する。なお、確認証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

様式4

規制除外車両等事前届出書

災 害 原子力災害 国民保護措置用 応急対策 規制除外車両等事前届出書 年 月 日 公安委員会殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		災 害 第 号 原子力災害 国民保護措置用 応急対策 規制除外車両等事前届出済書 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 平成 年 月 日 公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済書を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所			() 局 番
	氏 名			
出 発 地				
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。				

備考 1 届出書は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式5

規制除外車両確認証明書

第 号 年 月 日 規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書 長崎県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

7 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとるとともに交通を規制しようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に通知する。ただし、緊急を要する場合で通知するいとまがないときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

8 発見者等の通報（災害対策基本法第54条）

災害時に道路、橋りょう等の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けたときは警察官にあっては市長へ、市長にあってはその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関へそれぞれ通知する。

なお、交通規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに規制場所以外にも、必要な地点に標識等を掲げ又は報道機関を通じて一般に周知徹底する。

9 迂回路等

実施機関が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定するとともに、その旨必要な地点に標示し、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

様式6



- 備考
- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第22節 文教応急対策計画

＜教育委員会・市民生活部・文化観光部＞

＜基本方針＞

市は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童、生徒等の生命身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図る。

1 文教施設の応急対策

- (1) 災害が発生した場合、その被災額の多少にかかわらず、校長は教育長に遅滞なく災害の状況及びこれに対する応急措置の概要を報告しなければならない。
この報告は、書類報告の事前に電話等により最も速やかに伝達できる方法によること。
- (2) 教育長は、被害状況報告を速やかに収集し、関係機関へ報告するとともに被災校との事後の連絡を密接にとり、必要に応じて職員の派遣を要請するものとする。
- (3) 教育長は、被災校に職員を派遣し、被災状況の資料作成を促進するとともに、直ちに授業が再開できるように措置するものとする。
- (4) 教育長は、他校等に応援、協力を求める必要があるときは、適宜連絡し、その調整指導を行うものとする。
- (5) 休日、休業中等に災害が発生した場合は、当該校長は、直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努めること。
なお、交通機関等不通の場合は、学校近くの教職員に連絡をとり極力状況の把握に努めること。
- (6) 当該校長は、災害の状況に応じ、直ちに教職員に勤務を命じ、災害の状況把握及び応急対策に当たらせること。

2 災害時における学校教育活動の措置

教育部又は校長は、あらかじめ災害の程度に応じ、別表により学校教育活動が中断することのないよう措置するものとする。また、災害によって子どもたちが受ける精神的不安感を取り除くため、専門的相談員や臨床心理学士等による指導の強化を行う。(別表1)

なお、学校施設が大きく損壊して、多くの負傷者が発生し、保護者との連絡も途絶するという規模の災害を想定し、次の対応を行う。

- (1) 在校時における対応
 - ア 児童・生徒の所在及び安否の確認
 - イ 負傷者に対する応急手当
 - ウ 安全な避難場所への誘導
 - エ 保護者への連絡

- オ 来校する保護者への対応及び児童・生徒の引渡し
- カ 施設の安全点検
- キ 避難所開設の準備（現地災害対策本部救助医療班への引継ぎ及び応援）
- (2) 通学時における対応
 - ア 通学している児童・生徒の把握及び安否の確認
 - イ 負傷者に対する対応
 - ウ 保護者への連絡
 - エ 通学路のパトロール
 - オ 校区内のパトロール
 - カ 地区内住民組織への保護協力要請
 - キ 来校する保護者への対応及び児童・生徒の引渡し
 - ク 施設の安全点検
 - ケ 避難所開設の準備（現地災害対策本部救助医療班への引継ぎ及び応援）
- (3) 在校時外の対応
 - ア 非常参集（教職員）
 - イ 児童・生徒の安否の確認
 - ウ 施設の安全点検
 - エ 避難所開設の準備（現地災害対策本部救助医療班への引継ぎ及び応援）

3 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、次の基準により学用品を給与するものとする。

- (1) 対象者
 - 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により住家に被害を受けた小・中学校の児童・生徒で学用品を喪失又は棄損したもので、罹災者名簿に登載されているもの。
- (2) 学用品の給与品目等
 - 学用品の給与品目は、教科書、文房具及び通学用品とし、その費用等は、災害救助法に基づく長崎県の災害救助法施行細則第2条の規定による。

4 社会教育施設の応急対策

- (1) 教育委員会は、公民館、日吉自然の家、市民会館、市立図書館、香焼図書館、文化センターについて、市民生活部は、市民総合プール、市民神の島プール、市民アーチェリー場、諏訪体育館について、中央総合事務所は、市民小ヶ倉プールについて、東総合事務所は、市民網場プールについて、南総合事務所は、深堀体育館、恐竜パーク体育館、三和体育館について北総合事務所は、三重体育館及び琴海南部体育館の被害状況報告を速やかに収集し、関係機関、団体と連絡の上、応急処理を行う。
- (2) 科学館及び恐竜博物館の被災に当たっては、速やかにその被害状況を収集し、その程度に応じ応急修理を行い、資料の散逸を防ぐとともにその警戒に当たるものとする。

(3) 社会教育施設が大きく損壊して、多くの負傷者が発生するという規模の災害を想定し、次の対応を行う。

ア 開館時間内の対応

(ア) 施設利用者の所在の確認、安全な場所への避難誘導

(イ) 負傷者への応急手当

(ウ) 身元の確認

(エ) 市内被災状況の情報収集及び提供

(オ) 避難所開設の準備（現地災害対策本部救援医療班への引継ぎ及び応援）

イ 開館時間外の対応

(ア) 避難所開設の準備（現地災害対策本部救助医療班への引継ぎ及び応援）

5 文化財等対策

文化財や世界遺産構成資産の被害状況を速やかに把握するとともに、個々の実情に応じた復旧対策を作成するものとする。

災害時における学校教育活動の措置

被害の程度	応急教育実施の予定場所	応急教育実施の方法	教員確保の措置	教材学用品の調達及び給与	給食等の措置
被害を受けた程度の校舎が学校の一部の校舎が	特別教室、保健室、屋内運動場等を利用する。	学校施設に余裕がないときは、学級編制の標準以上の児童・生徒数による学級編制によって授業を確保する。		①教材、教具等の購入調達については、速やかに業者に発注し、処置をとる。 ②校具類についても、同様の方法で行う。	①一部の災害のため応急修理ができるなら給食実施
全部被害を受けた校舎が	①もよりの公民館等の公共施設を利用する。 ②近接学校の余裕教室を利用する。 ③一時的に指定学校を変更し、近接学校に通学させる。	前記の場合と同様の他に、二部授業の実施を考慮する。		①災害救助法に定める基準外の教材教具等は、応急措置として他の学校から借用し、その後において業者に発注し、処置する。 ②国庫補助関係の物品等を滅失したときは、速やかに県教育委員会に報告の上処理する。	①パン、牛乳の給食 ②パン、牛乳が購入できない場合は、弁当持参
相当大きな被害を受けた場合 特定の地域全体について	①避難先の通学区域の学校への通学を認める。 ②地区内の公民館等の公共施設又は神社、寺院等に依頼して応急教室を開設する。 ③応急仮設校舎を建設する。	①二部授業及び学級編制の標準以上の児童・生徒数による学級編制を行って授業を確保する。 ②教育課程の一部を変更して復旧期間内の短縮授業を認める。	①教職員が罹災し、欠員があった場合、その数が少数のときは、当該校の補充教員、校長が授業に当たる。 ②多数であった場合は、早急に臨時的任用職員をもって一時的に措置し順次補充する。	①児童・生徒の学用品等については、一応学校から支給できる範囲内で行い、不足分については、応急措置として業者に一括発注する。 ②国庫補助関係の物品等については前記の②と同様とする。 ③高等学校の授業料は、校長の報告に基づいて減免措置をする。	①パン、牛乳の給食 ②パン、牛乳が購入できない場合は、弁当持参
市内大部分（広域な範囲）について被害を受けた場合	①通学区域を一時的に再編成し、その校区内の非被災公共施設等を利用する。 ②応急仮設校舎を建設する。 ③避難先の通学区域の学校への通学を認める。	①二部授業及び学級編制の標準以上の児童・生徒数による学級編制を行って状況に応じて授業を行う。 ②必要期間、臨時休業又は短縮授業を行わせる。	①教職員の欠員については、臨時的任用職員をもって一時的な措置を行う。 ②その後、早急に補充を行う。		

第23節 幼稚園・保育所等応急対策計画

<こども部>

<基本方針>

災害発生時には、市立の幼稚園・保育所・認定こども園の児童や教職員の安全を確保するとともに施設の被害状況を把握する。また、市民が一刻も早く災害による打撃から立ち直り、生活再建のための活動に専念できるよう応急対策を実施する。

1 幼稚園・保育所・認定こども園（7か所）

(1) 安全確保

施設管理者は、幼稚園・保育所・認定こども園の管理下において災害が発生したときは、児童の安全確保を最優先する。また、施設にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防局等と連携の上、児童を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 児童の保護

施設管理者は、保護者の迎えがないときは、施設等の安全を確保し、児童を施設内等において保護する。

(3) 安否の確認

市は、施設管理者を通して児童の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

(4) 応急保育

こども部は、幼稚園・保育所・認定こども園の被災状況に応じて臨時休業、短縮保育、分散保育等を実施する。

2 児童館・児童センター等

(1) 安全確保

被災後、職員は児童の安全を確保するとともに必要に応じて避難所等に誘導する。

被災の状況により、児童を帰宅させることが危険であると認めるときは、速やかに保護者への連絡に努め引渡しの準備を行う。

(2) 児童館・児童センター等の再開

学校の応急教育の再開、施設の応急復旧、活動実施場所の確保等を踏まえて、児童館活動の再開に努める。

第24節 民間団体協力計画

＜市民生活部・教育委員会＞

＜基本方針＞

市は、災害時の応急対策の実施について万全を期するため、民間団体との協力体制を確立する。

1 災害緊急連絡

災害時の応急活動を迅速かつ的確に処理するため、必要に応じ、自治会等協力団体は災害緊急連絡のため、次の「長崎市災害緊急連絡要領」により連絡するものとする。

長崎市災害緊急連絡要領

災害が発生したときは、次の内容を市役所又は119番へ電話で通報してください。（わかった範囲内で結構です。）

- | | |
|------------|--|
| (1) 通報者名 | 〇〇町 氏名〇〇〇〇 電話〇〇-〇〇〇〇 |
| (2) 発生日時 | 月 日 時 分頃 |
| (3) 発生場所 | (できるだけわかりやすい目標を示してください。) |
| (4) 災害の種別 | がけ崩れ、河川の決壊、床上浸水等 |
| (5) 災害の概要 | ア 救出・救護の有無
(負傷者、行方不明者の人員)
イ 応急処置に必要な資器材の数
(土のう袋、なわ、くい、シート等の数)
ウ 避難の必要の有無
(避難した場合は、避難先、世帯数、人員等)
エ 被害状況
(全壊(焼)、半壊(焼)、床上浸水、床下浸水等の数)
オ その他
(市役所又は119番に通報したかどうか) |
| (6) 今後の連絡先 | (いつでも連絡がとれるように、責任者の氏名、住所、電話番号を知らせてください。) |

※ 次回からの通報は、状況により、その都度お願いします。

2 協力対象団体

- (1) 連合自治会
- (2) 婦人団体
- (3) 青年団体
- (4) 自主防災組織
- (5) その他の団体等

3 協力活動内容

- (1) 罹災者救出等の応急措置
- (2) 危険箇所の発見及び連絡
- (3) 救護所の設置等に必要な準備
- (4) 被災世帯の調査
- (5) 救助物資の配布
- (6) 災害状況の通報、連絡
- (7) 罹災者に対する炊出し、給水
- (8) 搬出家財等の監視及び管理

第25節 相互応援協力計画

＜総務部・防災危機管理室＞

＜基本方針＞

市は、災害が発生した場合、迅速に応急復旧を推進するため市町村を始め、必要があるときは指定行政機関、指定地方行政機関等と協力して災害対策活動を推進する。

1 市町村等相互間の応援

市長は、本市の地域にかかる災害が発生した場合において、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合には、他の市町村、長崎県並びに指定地方行政機関及び指定行政機関の長に対して職員の派遣を求めるものとする。

なお、市長は、他の市町村長等から応援を求められた場合には、その所掌事務に著しい支障のない限り適任と認める職員を派遣しなければならない。

2 職員の派遣要請方法

市長は、職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を記載した文書をもって他の市町村長等へ応援を求めるものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

3 職員の派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、長崎県知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員並びに地方自治法第252条の17の規定による普通地方公共団体の職員のあっせんを求めることができる。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

4 相互応援協定等

独自では十分な応急措置ができない場合、友愛的精神に基づき相互に救援協力し、応援対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に行うものとする。(本市が締結している協定等は資料編の参考資料を参照)

第26節 避難行動要支援者対策計画

＜福祉部・市民健康部・こども部・文化観光部・各総合事務所＞

＜基本方針＞

市は、災害時における避難行動要支援者の避難支援等を迅速に実施するために、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。また、日頃から要配慮者区分ごとの対策を推進するとともに災害時には福祉避難所を開設し、在宅寝たきり高齢者や重度の障害者等の安全を確保する。

1 避難行動要支援者

- (1) 災害時において、すばやい情報入手や避難行動が困難な立場にある人を一般に「要配慮者」という。

【要配慮者とは】

○高齢者、障害者、難病者、妊産婦及び乳幼児、日本語が不慣れな外国人等をいう。

- (2) 特に、地震等の自然災害や火災の発生時の混乱や危険を避けるため、他の人の援護又は介護を必要とする人、あるいはそれらがあると大いに助かるというような人を「避難行動要支援者」という。

市は、次にあげる者を避難行動要支援者とする。

区 分	範 囲
高齢者	在宅で、要介護1以上の方 その他、災害時の支援が必要と認められる高齢者
障害者	在宅で、次の手帳等を有する方 ・身体障害者手帳1級または2級 ・療育手帳A1またはA2 ・精神障害者保健福祉手帳1級 その他、災害時の支援が必要と認められる障害者
難病者	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に規定される指定難病に該当する方で（高齢者・障害者に登録されている方を除く）、自力で避難する事が困難な方 その他、難病のある方で災害時の支援が必要と認められる者
妊産婦・乳幼児	避難所まで保護者等とともに自力で避難が困難な乳幼児や長期療養児（障害福祉課の避難行動要支援者に登録された方を除く） 避難所まで自力で避難が困難な妊産婦

(3) 避難行動要支援者の避難のための情報伝達

市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、市民の生命、身体等を災害から保護するため、「避難指示」を発令する。「避難指示」に先立ち「高齢者等避難」を発令する。「高齢者等避難」が発令された際には、避難に時間がかかる避難行動要支援者は避難を行う。

これらの情報は、防災行政無線や広報車等による巡回広報、インターネット等による広報等複数の手段を活用し、避難行動要支援者及びその支援者等に伝達する。

2 避難行動要支援者名簿

(1) 避難行動要支援者名簿

市は、災害対策基本法第49条の10及び11に基づき、災害時における避難行動要支援者の避難支援等を迅速に実施するため、避難行動要支援者名簿を作成し、情報提供に同意が得られた方の名簿情報を避難支援等関係者に提供する。なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、命を守ることを最優先とし、不同意の方の名簿情報も提供することができる。

(2) 名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿の記載内容は、災害対策基本法第49条の10第2項に基づき、次に掲げる事項とする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他緊急連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由（区分の種別・介護度等）
- キ その他、市長が必要と認める事項

3 個別避難計画

(1) 個別避難計画

災害対策基本法第49条の14及び15に基づき、避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、避難行動要支援者のうち特に優先度の高い方から、避難支援等実施者や避難場所等をあらかじめ定める個別避難計画を作成し、災害の発生に備え、事前に計画の情報を避難支援等関係者に提供するように努める。

(2) 計画の記載事項

個別避難計画の記載内容は、災害対策基本法第49条の14第3項に基づき、次に掲げる事項とする。

- ア 氏名
- イ 生年月日

- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他緊急連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由（区分の種別・介護度等）
- キ 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ク 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の経路に関する事項
- ケ その他、市長が必要と認める事項

4 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報入手方法及び管理等

(1) 情報入手方法

区 分	担 当 課	情報入手方法
高齢者	高齢者すこやか 支援課 各総合事務所 地域福祉課	介護保険認定結果のほか、民生委員・児童委員、 居宅介護支援専門員、地域包括支援センター職員 等からの情報
障害者	障害福祉課	障害者手帳交付情報、新規交付時 等
難病者	健康づくり課	特定医療費（指定難病）受給者証所持者に係る 県からの情報
妊産婦・乳幼児	子育てサポート課 各総合事務所 地域福祉課	妊娠届時、こんにちは赤ちゃん訪問時、4か月 児健診時

(2) 管理について

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、長崎市要援護者情報管理システムを活用し、情報を一元的に管理する。災害による停電等を考慮し、紙媒体でも情報を保管しておくこととする。名簿管理は、防災危機管理室と共有することとし、各所管課が作成した名簿については、各所管課にて保管することとする。

(3) 更新について

適宜、追加修正を行い更新する。

(4) 個人情報情報の漏えい防止に関する措置

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報の提供を受ける避難支援等関係者に対し、個人情報保護に関する事項の確認を書面にて行い、個人情報の漏えい防止に努める。

避難支援等関係者は、個人情報の保管について、市の個人情報保護条例の趣旨にのっとり、適正な管理を行うとともに、保持の必要がなくなったときは、すみやかに市へ情報を返却する。また、更新時は差し替えとする。

5 避難支援等関係者

(1) 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

避難支援等関係者に平時から、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供し、共有していることで、いざというときの円滑な避難支援等の実施に結びつける。

事前の情報提供先は次のとおりである。(同意が得られない者は除く)

【事前の情報提供先】

○消防機関 ○警察機関 ○自治会 ○民生委員・児童委員 ○地域コミュニティ連絡協議会
○地域包括支援センター ○居宅介護支援事業所 等

なお、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者等に対し、情報を提供する。

(2) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、自らの命や安全の確保を第一とし、避難行動要支援者の避難支援において、法的な責任や義務を負うものではない。

なお、個別支援計画については関係機関等と情報共有を行う。

6 福祉避難所

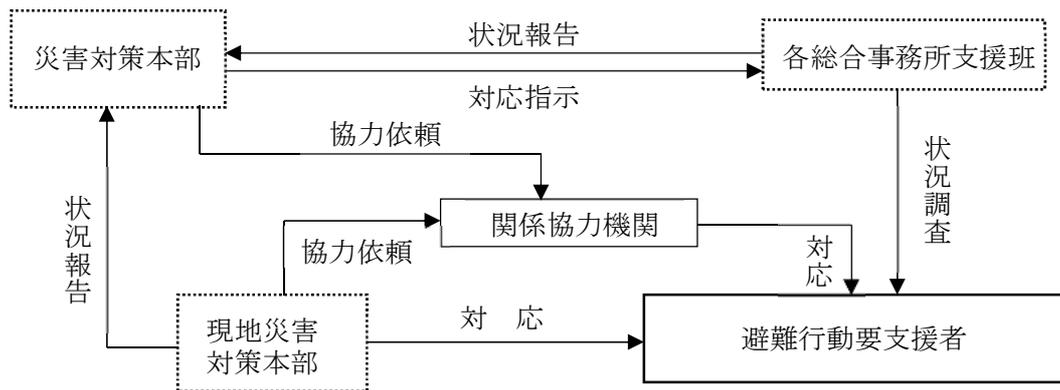
(1) 趣旨

災害救助法が適用された場合、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として、都道府県又はその委託を受けた市町村が福祉避難所を設置する。

(2) 対象施設

施設名	施設数	合計
特別養護老人ホーム	28	89
養護老人ホーム	9	
軽費老人ホーム	12	
介護老人保健施設	15	
障害者入所施設	9	
地域密着型特別養護老人ホーム	13	
有料老人ホーム	1	
デイサービスセンター	2	

○福祉避難所一覧表 [資料編 3-18]



第9図 避難行動要支援者対策フロー

7 その他

避難行動要支援者のための避難支援及び福祉避難所の設置・運営については、次のマニュアルにおいて定めるものとする。

- (1) 避難行動要支援者のための避難支援マニュアル
- (2) 福祉避難所の設置・運営マニュアル

第27節 ボランティア活動計画

＜市民生活部・市社会福祉協議会＞

＜基本方針＞

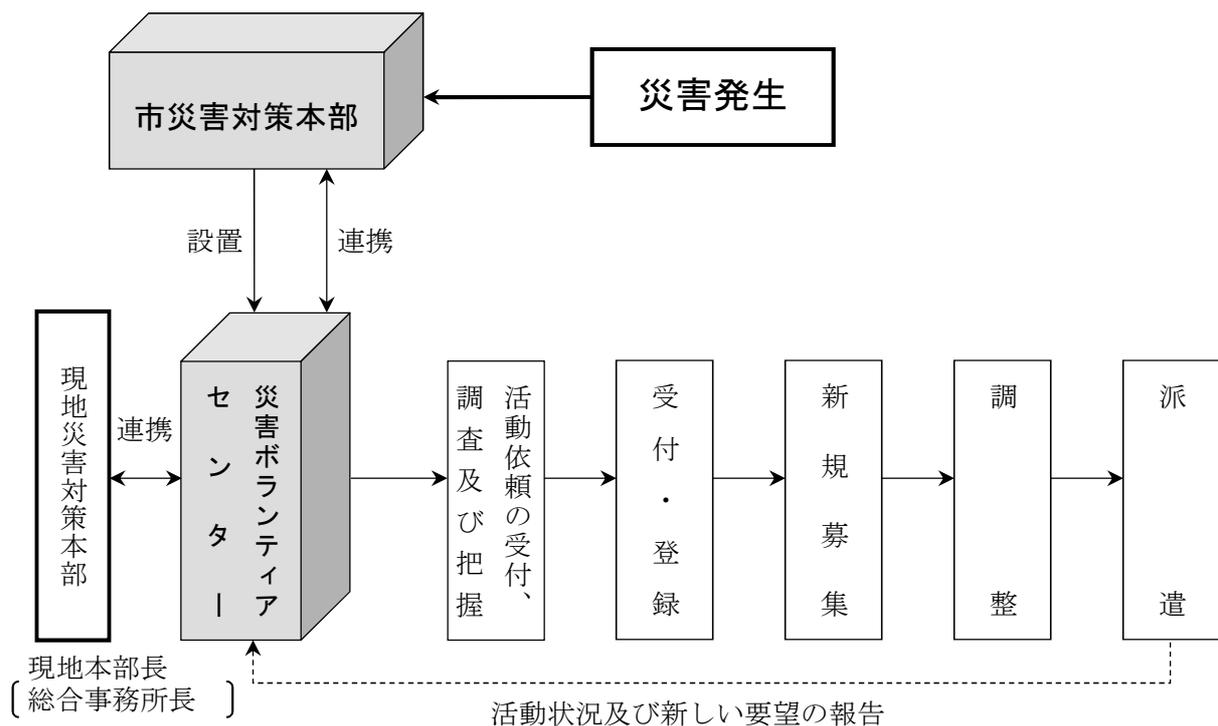
市は、ボランティアの力を有効に活用するため、災害ボランティアセンターを設置し、関係機関との連携を図る。

1 業務の流れ

市は、関係機関と連携を図りながらボランティアに対応する災害ボランティアセンターを設置する。

ボランティア活動を必要とする依頼者を調査・把握の後、ボランティアの受付・登録、新規募集を行い、ボランティア活動依頼者とボランティア登録者との調整を図り、派遣する。

なお、ボランティアの情報は、災害ボランティアセンターにおいて管理する。



第10図 ボランティア活動の流れ

2 業務内容

区 分	業 務 内 容
災害ボランティア活動 依頼の受付、調査及び把握	ボランティアの支援を必要とする被災者からの依頼の受付、調査及び把握を行う。
受 付 ・ 登 録	① ボランティア活動応募者の受付・登録を行う。 ② 平時登録ボランティア※の受付・登録を行う。
新 規 募 集	テレビ、ラジオ、インターネット等により、民間人及び団体のボランティアを募集する。
調 整	① ボランティア登録者の管理及び派遣状況の把握を行う。 ② 希望活動内容等をボランティア登録者へ周知する。 ③ 派遣の調整を行う。
派 遣	① ボランティア活動依頼者との連絡及び活動内容を説明し、派遣する。 ② 活動終了後、活動状況の把握と引継ぎ事項の整理を行う。

※長崎市社会福祉協議会（以下「市社協」）ボランティア室に登録しているボランティアのうち災害時活動が可能であると登録しているボランティア

第28節 労働供給計画

＜総務部＞

＜基本方針＞

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、適宜、労働者の雇上げを実施し、応急対策活動の万全を期する。

1 労働者雇上げの範囲

労働者雇上げの範囲は、災害応急対策の実施に必要な労働者とする。災害救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は次のとおりである。

- (1) 罹災者の避難誘導労働
- (2) 医療及び助産における患者の移送労働
- (3) 罹災者の救出のための労働
- (4) 飲料水の供給のための労働
- (5) 救助用物資の整理、輸送及び配分等の労働
- (6) 死体の捜索に必要な労働
- (7) 死体の処理に必要な労働

2 労働者の雇上げの方法

労働者の雇上げについては、各部からの要請に応じて、本部対策部動員・避難班が長崎公共職業安定所へ依頼するものとする。〔依頼先、長崎公共職業安定所（ハローワーク長崎）宝栄町4-25 電話 862-8609〕

3 労働者の賃金

雇上げ労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労働者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

4 労働供給手続

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって従事命令又は協力命令を発するものとする。

(1) 強制命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は次表に掲げるところにより執行される。

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災 害 応 急 対 策 事 業 (災 害 応 急 対 策 全 般)	従 事 命 令	災 害 対 策 基 本 法 第 65 条 第 1 項	市 町 村 長
		同 第 65 条 第 2 項	警 察 官 海 上 保 安 官
		警 察 官 職 務 執 行 法 第 4 条	警 察 官
災 害 救 助 作 業 (災 害 救 助 法 に 基 づ く 救 助)	従 事 命 令	災 害 救 助 法 第 2 4 条	知 事
	協 力 命 令	同 第 2 5 条	
災 害 応 急 対 策 事 業 (災 害 救 助 を 除 く 応 急 措 置)	従 事 命 令	災 害 対 策 基 本 法 第 71 条 第 1 項	知 事
	協 力 命 令	同 第 71 条 第 2 項	市 町 村 長 (委 任 を 受 け た 場 合)
	保 管 命 令		
消 防 作 業	従 事 命 令	消 防 法 第 2 9 条 第 5 項	消 防 吏 員 消 防 団 員
救 急 業 務	協 力 命 令	消 防 法 第 3 5 条 の 1 0	救 急 隊 員
水 防 作 業	従 事 命 令	水 防 法 第 1 7 条	水 防 管 理 者 水 防 団 長 消 防 機 関 の 長

(2) 命令対象者

命令等の種別による対象者は次表に掲げるとおりである。

命令区分 (作業対象)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	①医師・歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師又は看護師 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官、とび職 ⑤土木業者、建築業者及びこれらの従業者 ⑥地方鉄道業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
消防法による救急隊員の協力命令（救急業務）	救急事故の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第29節 消防計画

＜消防局＞

＜基本方針＞

災害が発生又は発生するおそれがある場合は、消防局に災害対策本部等を設置し、長崎市消防局警防組織規程（以下「警防組織規程」という。）及び長崎市消防局警防業務規程（以下「警防業務規程」という。）に基づき人命の安全を第1に、火災の鎮圧と延焼防止、救急・救助活動等に総力をあげて対応する。

1 長崎市消防局災害対策本部等の設置

(1) 長崎市消防局災害対策本部、消防署警備本部及び消防団隊

ア 設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的防災対策の推進及び警戒防除活動の適切な運用を図るため、消防局に長崎市消防局災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を、消防署に消防署警備本部（以下「警備本部」という。）を、消防団に消防団隊を設置する。

イ 組織

災害現場における警防活動を円滑に遂行するための組織は、別に定める「警防組織規程」による。

ウ 編成及び所掌事務

災害対策本部、警備本部及び消防団隊の編成及び所掌事務は、下記の別表を参照する。

○消防局災害対策本部の編成及び所掌事務[資料編 3-16]

○消防署警備本部の編成及び所掌事務[資料編 3-17]

○消防団体の編成及び所掌事務[資料編 3-18]

エ 職務

(ア) 災害対策本部

- a 対策本部長は、対策本部、警備本部及び消防団隊を統括指揮し、災害活動の最高方針を決定する。
- b 対策副本部長は、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- c 対策本部長、副本部長に事故あるときは、警防班長がその任務を代行する。
- d 対策本部の各班長は、所属班員を指揮し班の所掌事務を掌理する。

(イ) 警備本部

- a 警備本部長は、消防署隊を総括指揮する。
- b 警備本部長に事故あるときは、警防1課長又は警防2課長がその任務を代行する。

(ウ) 消防団隊

- a 消防団長は、消防団隊を統括指揮する。
- b 消防団長に事故があるときは、あらかじめ消防団長が指名する副団長がその任務を代行する。

(2) 長崎市消防局災害警戒本部、消防署警戒本部

ア 設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速、的確な初動対応を図るため、災害対策本部設置前の段階として、長崎市消防局災害警戒本部（以下「局災害警戒本部」という。）及び消防署警戒本部（以下「署警戒本部」という。）を設置する。

イ 組織、編成及び所掌事務

組織、編成及び所掌事務は、災害対策本部等の組織、編成及び所掌事務を準用する。

(3) 長崎市消防局災害警戒体制、消防署警戒体制

ア 設置

各種の気象に関する注意報及び警報が発表され災害が発生するおそれがある場合において、情報収集及び伝達等の初動対応を的確に実施するため、災害警戒本部設置前の段階として、長崎市消防局災害警戒体制（以下「局災害警戒体制」という。）及び消防署警戒体制（以下「署警戒体制」という。）を設置する。

イ 編成及び所掌事務

情報収集及び伝達に必要な人員を配置する。

2 災害活動体制

地震及び暴風等を始めとする気象状況下における大規模災害発生時は、広範囲な延焼拡大や同時多発する人命危険が予測される。そのため災害情報を迅速に収集して、人命の安全確保を第一に消火活動、救急活動、及び救助活動等消防の総力をあげて対応する。

(1) 消防活動の原則

- ア 消火活動
- イ 救急・救助活動
- ウ 安全の確保

(2) 消防活動の基本

- ア 管轄区域内に発生した火災等及び救急救助事故は、原則として所轄署単位で対応する。
- イ 大規模延焼火災、又は大規模な救急救助事故で管轄署の消防力のみで対応が困難な場合は、他署消防（救急）隊の応援により消火、救助及び救急活動を行う。
- ウ 参集した職員により予備小隊（消火、救急、救助、後方支援）を編成し消防活動を行う。

(3) 出動計画

火災、その他の災害に係る出動は、円滑な出動と効果的な消防活動を行うため別に定める出動計画による。

(4) 非常参集等

ア 職員は、大規模災害の発生を覚知したときは、直ちに勤務場所に自主参集する。ただし、災害状況により勤務場所に参集できないときは最寄りの署所に参集する。

イ 対策本部及び警備本部の本部員は、原則として指定された場所に参集する。

ウ 消防団員の参集は、対策本部長が消防団長に招集を指示して行う。

(5) 情報収集

ア 職員は参集途上において災害状況に関する情報収集を行い、速やかに対策本部長に災害状況を報告する。

イ 指令班は、災害状況を収集し、対策本部に報告する。

ウ 災害対策本部長は、長崎県防災航空隊等に上空からの災害状況の情報収集を依頼する。

エ 警備本部長は、管内の災害状況を把握するため、職員を派遣し情報収集を行うとともに、住民等の駆けつけ等による情報を収集する。

オ 出動署隊は、出動途上の災害状況を対策本部に報告する。

(6) 指揮体制

ア 指揮区分の明確化

災害現場における指揮体制は、消防活動の指揮統制を図るため警防業務規程、第7章・指揮体制によるものとし、災害状況に応じて前進指揮所を設置し臨機応変に、かつ弾力的な指揮活動を実施する。

イ 災害現場において現場最高指揮者は、関係機関指揮者と相互協力し消防活動及び災害活動の統一化を図る。

ウ 応援消防隊等の応援を受けた署所又は災害現場の現場最高指揮者は応援消防隊等に活動区域及び方針等を指示するため、指揮命令系統を明確にしておくものとする。

(7) 安全対策

ア 各級指揮者は消防活動方針を明確に指示すると共に、各活動現場では状況に応じて安全要員等を配置し、二次災害の防止を図る。

イ 消防活動時には、自己の安全を確保すると共に、連携する他の職員の安全に留意する。

(8) 資機材等の増強

ア 各所属車両は必要に応じて救助資機材又は救急資機材を積載して救助又は救急業務に使用する。

イ 予備ポンプ車等を配置するとともに各消防車両はホース、破壊器具、救助資機材を追加積載する。

(9) 関係機関との連絡調整

- ア 自衛隊及び警察の指揮本部に連絡員を派遣する等して、災害活動状況及び救助活動内容等について情報の統一化を図る。
- イ 救助・救出活動等に重機等の特殊自動車を使用する場合は、その管理者又は使用者に連絡し、活動内容等の細部について協議を行い連携活動する。

(10) 消火活動

- ア 大規模延焼火災発生時の活動は、次のことを原則として活動する。
 - (ア) 消防力が火勢に対し優勢の場合は、積極的に消火活動を実施する。
 - (イ) 消防力が火勢に対し劣勢の場合は、火災の推移、気象状況等を十分考慮して道路等で延焼阻止線を設定して消火活動を実施する。
 - (ウ) 災害対策本部長若しくは警備本部長は、延焼阻止又は人命救助のために緊急の必要があるときは破壊消防を実施し、延焼防止に努める。
- イ 地震による同時多発火災発生時の活動は、次のことを原則として活動する。
 - (ア) 避難所優先
学校、公民館等の避難所又はその付近での火災を優先的に、消火活動を実施する。
 - (イ) 斜面地優先
斜面地で延焼拡大の恐れがあり、かつ、人命危険の高い地域を優先的に、消火活動を実施する。
 - (ウ) 住宅密集地優先
住宅密集地で延焼拡大の恐れがあり、かつ、人命危険の高い地域を優先的に、消火活動を実施する。
 - (エ) 市街地の優先
市街地及び市街地に面する部分の延焼火災を優先的に、消火活動を実施する。
- ウ 強風時における延焼火災発生時の活動は、次のことを原則として活動する。
 - (ア) 風向きによる延焼方向の変化に備えるため、火勢状況及び気象状況の把握に努める。
 - (イ) 飛火による同時多発火災の防止のため、火点風下及び風横の飛火警戒を実施する。
 - (ウ) 火勢が消防力を上まわり、大火災に発展する危険があると判断される場合には、機を失することなく応援要請を行い、出動部隊を増強する。
- エ 中継送水
 - (ア) 長距離中継送水が必要な場合は、原則として消防ポンプ車を使用する。
 - (イ) 消防水利は原則としてプール、河川、海等水量豊富な水利を使用する。

(11) 救急活動

- ア 救急隊は救命処置と傷病者の迅速安全な搬送を優先して実施する。
- イ 多数の負傷者がいる災害現場では状況に応じて現場指揮本部及び現場救護所を設置し、別に定める長崎市消防局救急業務規程事務処理要綱(以下「事務処理要綱」という。)第13集団救急事故対策の緊急度区分表により、傷病者の緊急度選別を行うとともに長崎DMA T(災害派遣医療チーム)を要請する。

ウ 傷病者の搬送

(ア) 傷病者の受け入れ可能な病院等を把握し、傷病程度及び内容に応じて救急病院又は設置された応急救護所を選別し搬送する。

(イ) 救命活動に必要な場合は災害現場に医師及び看護師を搬送する。

エ 遠隔地医療機関への搬送

遠隔地の医療機関に緊急に搬送する必要がある傷病者は、長崎県ドクターヘリ、長崎県防災航空隊又は自衛隊のヘリコプター等に搬送を要請する。

オ 臨時応急救護所の開設

(ア) 各署は地域防災計画第3章第14節に定める救護所が設置されるまでの間、臨時応急救護所を開設する。

(イ) 臨時応急救護所のスタッフは、参集職員で救急隊員の資格を持つ者を充てる。

(12) 救助活動

ア 救助隊は、救出・救護活動を優先して実施する。

イ 各現場本部に参集した職員（救助医療班）は、自主防災組織及び近隣の住民等の協力を得て救助活動を実施する。

ウ 応援消防隊等及び自衛隊、警察機関等の救助部隊と協同して救助活動を行う。

エ 救助活動に特殊車両の投入が必要な場合は、早急に対策本部等に連絡して関係機関に依頼する。

(13) 被害状況の報告

災害が発生したときは、被害の状況等を消防組織法第40条及び災害対策基本法第53条に基づき報告を行う。

3 消防通信対策

(1) 消防業務に対して能率的かつ円滑な運営を図るため、別に定める「長崎市消防通信規程」により消防通信業務を実施する。

(2) 大規模災害発生時における広域消防応援体制の確立を図るため、消防通信施設の整備を促進する。

4 警防対策

(1) 火災等に対する警防対策

ア 火災及び人命救助を要する災害、又はそれらの発生するおそれのある事象を警戒し、及び鎮圧し又は防除し、生命、身体、財産を火災等による被害を軽減するため、別に定める警防業務規程により警防活動を実施する。

イ 市街地の進展や地域の火災危険を考慮し、火災等の消防活動に有効な消防水利を整備、促進する。

(2) 風水害対策

台風、豪雨等により地滑り、山崩れ、がけ崩れ、浸水等の災害発生が予想される場合、又は発生した場合は、これらの災害による被害を最小限度に防止するため、別に定める長

崎市消防局防災業務実施要綱（以下「防災業務実施要綱」という。）により消防活動を実施する。

○長崎市消防局防災業務実施要綱・同細則[資料編 3-20]

(3) 津波対策

津波の災害は、特定地域にその被害が限定されるため、津波の危険が予測される地域の把握に努め、気象庁から津波警報（注意報）が発表された場合、次のことを実施し災害防止に万全を期するとともに、別に定める防災業務実施要綱により消防活動を実施する。

ア 津波警報が発表された場合

(ア) 警備本部長は津波の達する恐れのある沿岸地区に職員を派遣し巡回広報を行うとともに、海面状態を監視させ、潮位等に異常を認め、かつ人命その他に危険であると判断した場合は、直ちに地区住民に対し避難の勧告、又は指示及び高台地区への避難誘導を実施する。

(イ) 長崎市防災行政無線及び有線放送等を有効に活用し危険地域の住民に避難の勧告、指示及び広報を実施する。（勤務時間帯は防災危機管理室、休日及び退庁時は指令班で担当する。）

イ 津波注意報が発表された場合

警備本部長は津波が予測される沿岸地区に職員を派遣し、巡回広報を実施する。

ウ 報告等

(ア) 警備本部は巡回広報の実施、及び潮位の状況等を随時指令班に連絡する。

(イ) 指令班は、適時関係機関並びに報道機関に対し情報提供及び広報を実施する。

5 救急救助対策

(1) 救急対策

あらゆる救急事故に迅速かつ的確に対応するため、別に定める長崎市消防局救急業務規程により救急業務を実施するほか、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材等の整備を促進し、また救急救命士及び救急隊員の資質の向上を図るとともに、救急医療体制を充実し搬送の迅速化による傷病者の救命率の向上を図る。

また、地震等の自然災害や交通事故等で多数の傷病者が発生した場合においては、救急救助活動を効果的に行うため、別に定める事務処理要綱、第13集団救急事故対策により実施する。

(2) 救助対策

交通事故及び火災等を始めとする各種災害における救助活動は、別に定める長崎市消防局救助活動規程によるほか、救助隊及び高度救助資機材等の充実を図り、また救助隊員が、いかなる災害にも適切に対応できる臨機の判断力を養うため高度な訓練を常時実施し万全を期する。

6 応援要請

地震又は大火災並びに広域的な災害等の発生により、本市の全消防力をもっても対応が困難な場合は、災害の状況により本市と消防相互応援協定を締結した県内の市町又は消防本部及び別に定める緊急消防援助隊等（以下「応援消防隊」という。）の応援を要請する。なお要請に際しては、応援部隊が有効適切な消防活動ができるよう次の点に留意して誘導する。

- (1) 災害発生日時、場所
- (2) 災害状況
- (3) 人的、物的被害の状況
- (4) 必要応援部隊種別、隊数、必要資機材
- (5) 応援部隊活動拠点（進出拠点、宿営場所）
- (6) ヘリコプター離発着場所の位置名称
- (7) その他必要な事項

7 消防団の活動要領

- (1) 各分団(部)は管轄消防署と緊密な連絡のもと、分団(部)の格納庫を拠点として管轄区域の消防活動を行う。
- (2) 消防団が消防署隊と災害活動を行う場合は署長の所轄の下で行動する。
- (3) 出動指令前に災害を覚知したときは、分団長(部長)の判断で消防活動を行い、災害対策本部又は警備本部へ速やかに報告する。
- (4) 分団長(部長)は管轄分団区域が災害により孤立したと認められるときは、所属団員を招集し消防活動方針を徹底し、団員が一体となって自主防災組織及び近隣住民等と協力し活動する。
- (5) 分団(部)の格納庫等が災害により使用できないときは、管轄区域内に分団拠点を設定し災害資機材等を移動するものとする。
- (6) 団員は大規模災害の発生を覚知したときは、直ちに所属団格納庫に参集する。
- (7) 団員は、参集途上において災害状況を情報収集し、参集場所に到着次第、対策本部に報告する。
- (8) 前記に定める事項以外の団員の活動内容は、消防職員の活動内容等を準用する。

8 機械器具等の整備

火災等の災害時における消防活動に万全を期するため、消防車両及び各種消防資機材等を常に整備し、消防体制の充実強化を図る。

○消防資機材等(消防車両等、特殊機器、化学消化薬剤等、消防水利の現況)[資料編 3-22]

第30節 自衛隊派遣要請計画

＜陸上自衛隊・総務部＞

＜基本方針＞

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は財産の保護を図り、迅速かつ円滑な災害応急・復旧対策等を広域的に行うために、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請する。

1 派遣要請基準

災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が市の組織等を動員しても不可能、又は困難であり、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に自衛隊の派遣を要請するものとする。

2 派遣要請要領

- (1) 市長は自衛隊の派遣を要請する必要があるときは、県知事に対して派遣要請書をもって要求するものとする。
- (2) 市長は(1)の要求ができない場合には、その旨及び本市に係る災害の状況について直接自衛隊（第16普通科連隊）に通知することができる。
- (3) 市長は(2)の通知をした場合、県知事に対して速やかに派遣要請書を提出するものとする。
- (4) 自衛隊は、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

3 派遣要請書の記載事項

- (1) 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- (2) 派遣を要望する期間
- (3) 派遣区域及び活動内容
- (4) その他参考事項

4 連絡調整

平常時において、各種会議及び防災訓練等機会をとらえて相互に連絡調整を行うものとする。

5 自衛隊の活動内容等

人命救助を最優先して、災害時の状況に応じた次の救援活動を実施する。

- (1) 情報収集

車両、航空機等状況に適した手段によって被害状況を把握する。

(2) 負傷者の救出救援支援

死者、行方不明者、負傷者等が生じた場合は、他の救援活動に最優先して捜索、救助を行う。

(3) 避難誘導支援

避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(4) 人員、緊急物資輸送支援

救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援活動に必要な救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要するときに行う。

(5) 施設（土木工事）等支援

道路が損壊し、又は障害物がある場合は、土砂等の除去、道路啓開、応急復旧工事等の支援を行う。

(6) 水防活動支援

堤防、護岸等の決壊に対する緊急措置支援を行う。

(7) 防疫支援

防疫、病虫害防除等の支援として、広範囲な感染症等の発生に伴う応急防除等を行う。

(8) 給食、給水支援

緊急を要し、他に適切な手段がない場合、炊飯及び給水の支援を行う。

(9) 通信手段

電話、無線等通話手段が途絶した場合、通信業務に支障のない範囲において通信支援を行う。

(10) 危険物等の措置支援

能力上可能な範囲において火薬類、爆発物等危険物の保安の措置及び除去の支援を行う。

6 自衛隊受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分達成できるよう努めるものとする。

(1) 自衛隊の指揮施設及び宿泊施設又は野営施設の準備をしておくこと。

(2) 派遣を要請した現地には、必ず責任者を立合わせ救援活動に支障をきたさないよう自衛隊現地指揮官と協議決定すること。

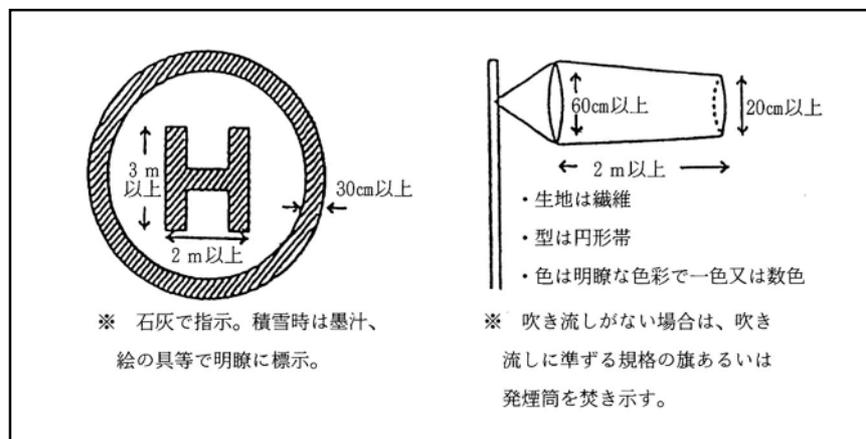
(3) 応急復旧に必要な器材等については、本市で準備し自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。

(4) ヘリポート等自衛隊の救援活動において使用される施設については、使用に先だち管理者の了解を得ておくこと。（別表1）

ア ヘリコプターの着陸場は、小型ヘリコプターにあつては、1機あたり直径30m以上、

中型及び大型ヘリコプターにあつては、1機あたり直径50m以上の空き地があること、並びに着陸場周辺に仰角6度以上の工作物がないこと。

イ 着陸地点には、下記基準のⓂ記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判断ができる吹き流しを掲揚する。



第11図 Ⓜ記号の基準及び吹き流しの基準

ウ ヘリポート内で風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。

エ 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

オ ヘリポート付近の住民に対してヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

カ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整する。

キ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

(5) 自衛隊の活動に対しては、付近住民の積極的な協力を促すようにするものとする。

(6) 災害派遣のため、緊急に派遣された連絡員、偵察員の宿泊及び給食の準備をすること。

7 撤収要請

市長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の救援活動の必要がなくなった場合、又は作業が復旧の段階に入った場合は、速やかに県知事に対して自衛隊の撤収要請の連絡を撤収要請書によって行うものとする。

(1) 撤収要請書の記載事項

ア 撤収要請依頼日時

イ 派遣要請日時

ウ 撤収作業場所

エ 撤収作業内容

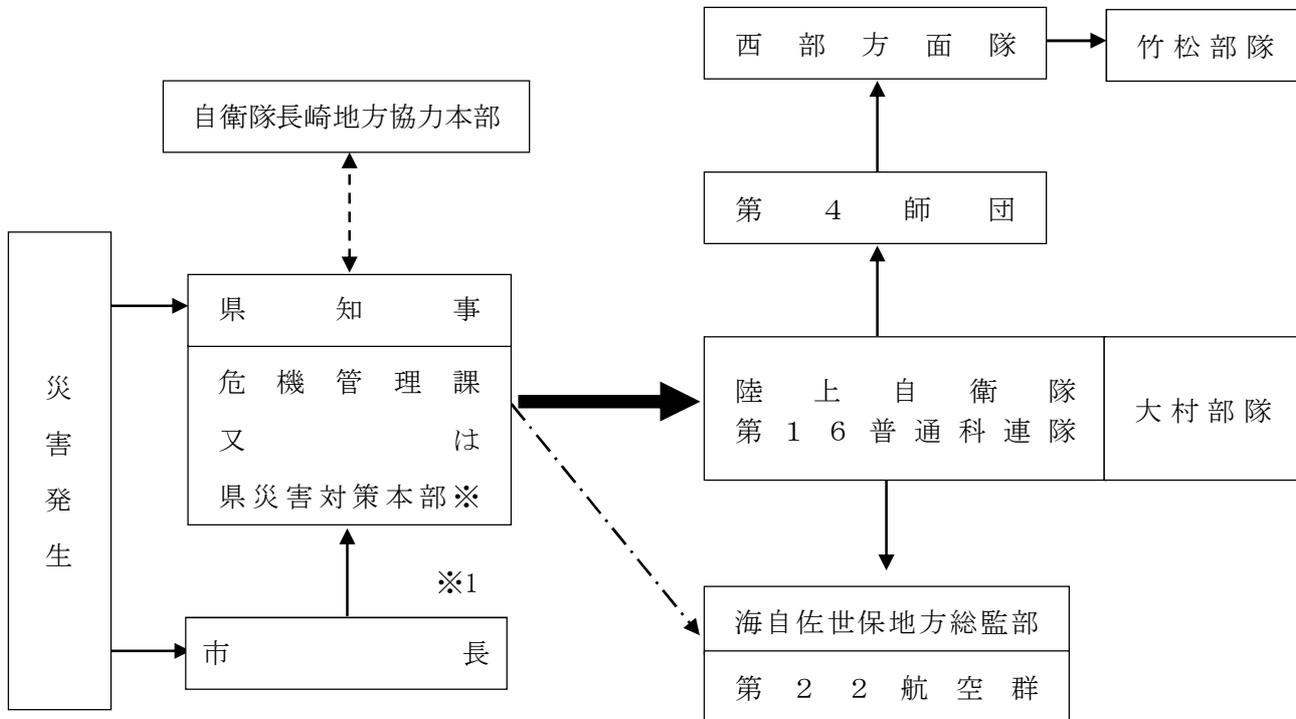
オ その他参考事項

8 自衛隊派遣要請の際の連絡先

区 分	所 在 地 (電 話)	担 当	備 考
第16普通科連隊	大村市西乾馬場町416番地 (0957-52-2131) (内) 昼235夜302	第3科 第2科	派遣要請 情報連絡
佐世保地方総監部	佐世保市平瀬町無番地 (0956-23-7111)	第3幕僚室	—
自衛隊長崎地方協力本部	長崎市出島町2-25 (826-8844) (826-8845) 重要加入電話 (826-8846)	募 集 課	—

9 派遣要請・撤収系統図及び様式

自衛隊の派遣、撤収の要請系統及び要請様式は次のとおりとする。(様式1、2)



※1 県との通信途絶等の場合、各市町長等は、直接要請することができる。

第13 自衛隊派遣要請・撤収系統図

【凡例】



※県災害対策本部設置の場合

注1) 海上救援等（海上自衛隊のみに関する災害派遣要請）に関しては直接佐世保地方総監部と連絡

注2) 陸・海各自衛隊相互の指揮関係は協力関係である。

注3) 県内各自衛隊の総括的な調整の窓口は大村部隊（第16普通科連隊長）が担任する。

様式1

第 号
年 月 日

長 崎 県 知 事 様

長 崎 市 長



自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方をお願いいたします。

記

1 災害の状況及び派遣を必要とする理由

2 派遣を希望する期間

自 平成 年 月 日 時 分
至 平成 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

区域

活動内容

4 その他参考事項

第 号
年 月 日

長 崎 県 知 事 様

長 崎 市 長



自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付 第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請依頼日時
年 月 日 時
- 2 派遣要請日時
年 月 日 時
- 3 撤収作業場所
- 4 撤収作業内容
- 5 その他参考事項

別表1

ヘリコプター離着陸適地

No.	名 称	所 在 地	土地の管理
1	松 山 陸 上 競 技 場	長崎市松山町1-3	長 崎 市
2	神 の 島 ヘ リ ポ ー ト	長崎市神ノ島3丁目525-1	長 崎 県
3	唐 八 景 公 園	長崎市田上3丁目287-1	長 崎 市
4	南部地区公園（ソフトボール場）	長崎市ダイヤランド4丁目4	長 崎 市
5	稲佐山公園「駐車場」	長崎市稲佐町364-1	長 崎 市
6	総合運動公園「補助競技場」	長崎市柿泊町2210	長 崎 市
7	南 陽 小 学 校	長崎市竿浦町1062	長 崎 市
8	外 海 総 合 公 園	長崎市下黒崎町252番地1	長 崎 市
9	高島ふれあい多目的運動公園	長崎市高島町2707番地32	長 崎 市
10	元宮公園内「衣笠球場」	長崎市布巻町215番地	長 崎 市
11	香 焼 小 学 校 運 動 場	長崎市香焼町493番地	長 崎 市
12	香 焼 中 学 校 運 動 場	長崎市香焼町563	長 崎 市
13	香焼総合公園グラウンド	長崎市香焼町2582	長 崎 市
14	伊王島小中学校運動場	長崎市伊王島町1丁目甲3273	長 崎 市
15	旧野母崎高等学校	長崎市高浜町1995	長 崎 県
16	海星三和グラウンド駐車場	長崎市宮崎町1213-1	学 校 法 人 海 星 学 園
17	池島小中学校運動場	長崎市池島町1522番地	長 崎 市
18	琴海北部運動公園運動場	長崎市琴海大平町638番地11	長 崎 市

第31節 公安警備計画

<長崎県警察本部>

<基本方針>

各警察署長は、災害時において市民の生命、身体、財産の保護や各種犯罪の予防、取締り並びに被災地の治安維持活動を行う。

1 災害警備実施方針

各警察署長は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めるものとする。

2 災害発生時における措置

(1) 警備体制

ア 職員の招集・参集

各警察署長は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

イ 応援体制

各警察署長は、被害の規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊等の応援要請を行うものとする。

ウ 災害警備本部等の設置

各警察署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察署に所要の規模の現地災害警備本部、現地災害警備連絡室等を設置するものとする。

(2) 救出救助活動

ア 各警察署長は、自署員や支援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成するものとする。

また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調査を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮するものとする。

イ 避難誘導等

各警察署長は、地域住民等の避難誘導等にあたり以下の事項に留意するものとする。

(ア) 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行うこと。

(イ) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど要配慮者に配慮すること。

また、市から避難行動要支援者名簿の提供を受けた場合は、避難誘導に効果的に活用すること。

(ウ) 警察署等に一時的に受け入れた避難住民については、市の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導すること。

(3) 緊急交通路の確保

ア 交通状況の把握

各警察署長は、現場の警察官、関係機関等からの情報等により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

イ 交通規制の実施

各警察署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策的確かかつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する等、緊急交通路の確保に当たるものとする。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策的確かかつ円滑な実施等に配慮して行うものとする。

また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地周辺の関係警察署とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(4) 運転者のとるべき措置の周知徹底

各警察署長は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る運転者は次の措置をとること。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

その際、警察官の指示に従わないときや、運転者が現場にいないときは、警察官が

自らその措置をとることがあり、この場合、やむをえない限度において、車両等を破損することがあること。

第1表 連絡体制

長崎警察署（長崎市尾上町5番26号 TEL822-0110）

交番・駐在所名	電話番号	所在地
丸山町交番	823-2570	丸山町1-37
長崎駅前交番	824-4710	尾上町2-7
立山交番	825-5238	立山1丁目1-14
中川交番	824-7498	中川1丁目11-25
田上交番	825-4450	桜木町6-45
元船町交番	825-5044	元船町17-1
西山交番	825-4554	西山2丁目7-2
矢上交番	838-3039	田中町835
橋交番	839-4151	かき道3丁目6-1
古賀町交番	839-6090	古賀町894-5
鮑の浦交番	862-2355	入船町1-10
淵交番	862-2352	淵町3-23
福田交番	865-5593	大浜町1605-3

大浦警察署（長崎市松が枝町7-25 TEL829-0110）

交番・駐在所名	電話番号	所在地
石橋交番	826-3486	松が枝町2-35
戸町交番	878-8181	戸町4丁目10-1
小ヶ倉町交番	878-3827	小ヶ倉町3丁目468-4
深堀町交番	871-3410	深堀町5丁目718-3
江川町交番	878-1342	江川町78-6
三和交番	892-0110	布巻町111-1
高浜警察官駐在所	894-2045	高浜町3265-75
野母崎警察官駐在所	893-0110	野母町2151-26
脇岬警察官駐在所	893-0201	脇岬町3560-46
高島警察官駐在所	896-2110	高島町2706-8
伊王島警察官駐在所	898-2001	伊王島町1丁目3277-8

浦上警察署（長崎市大橋町 26-4 TEL842-0110）

交番・駐在所名	電話番号	所在地
平和公園交番	846-2037	平野町3-6
本原交番	846-4360	小峰町3-1
若葉交番	849-0677	若葉町15-1
若草交番	846-4356	城栄町32-7
滑石交番	856-8572	滑石3丁目6-2
三原交番	846-4361	三原1丁目29-16
女の都警察官駐在所	845-3938	女の都3丁目16-1
小江原交番	845-3899	小江原2丁目28-11
手熊町警察官駐在所	841-2131	手熊町331-11
式見町警察官駐在所	841-0110	式見町200-5

時津警察署（西彼杵郡時津町浦郷 275-1 TEL881-0110）

交番・駐在所名	電話番号	所在地
長崎漁港交番	850-0790	京泊2丁目4-28
神浦警察官駐在所	0959-24-0110	神浦向町125-6
黒崎警察官駐在所	0959-25-0005	下黒崎町1379-1
村松警察官駐在所	884-2029	琴海村松町703-4
長浦警察官駐在所	886-3456	長浦町2570-20
形上警察官駐在所	885-2110	琴海形上町4464-7

第32節 電力施設災害応急対策計画

＜九州電力送配電（株）・九州電力（株）＞

＜基本方針＞

災害時における電力施設の応急対策は、九州電力送配電（株）長崎配電事業所・九州電力（株）長崎営業所が主体となり対応する。

1 非常災害対策部の設置

- (1) 非常災害対策部の組織図（別表1）
- (2) 電力施設の種別、名称、所在地
- (3) 通信手段の確保
非常災害用社内専用電話の設置
- (4) 早期復旧体制の確立
 - ア 第1次的には、当社社員及び管内の委託工事による復旧体制の確立
 - イ 第2次的には、隣接事業所、又は、他支社への応援要請
 - ウ 最終的には、他電力会社への応援要請
 - エ 資機材の確保
- (5) 被害状況の把握
総括班情報チームは市及びライフライン関係機関相互との連絡により、被災状況の収集・情報交換
- (6) 復旧状況等の把握
総括班は復旧班との緊密な連携により復旧状況の把握

2 応急復旧

- (1) 健全送電可能区間への別系統からの切替送電
- (2) 停電対策として高低圧発電機車と移動用発電機による送電
- (3) 故障区間の巡視・点検並びに故障箇所復旧
- (4) 復旧困難箇所は別ルートからの仮送電

3 市域復旧対策

- (1) 被災状況調査（配電線の巡視・点検）
 - ア 電柱の倒壊、折損、傾斜、流失等
 - イ 電線の断線垂下
- (2) 仮復旧工事による応急送電
- (3) 発電機による応急送電

ア 高低圧発電機車

(ア) 500KVA (高圧) … 1台

(イ) 100KVA (低圧) … 1台

イ 発電機

(ア) 5KVA (低圧) … 2台

(イ) 4KVA (低圧) … 1台

4 感電事故、漏電、火災の防止広報活動

(1) 広報内容 (一般平常時にも広報活動)

災害時の電気による二次災害を防止するため、次の事項を周知する。

ア リミッター又はブレーカーを切り、ドライヤー、アイロン等はコンセントから抜く

イ 切れた電線には絶対触らない

ウ 水につかったコード類は危険なため使用しない

(2) 広報手段

航空機、広報車、TV、ラジオ、ホームページ、携帯サイト等を活用。

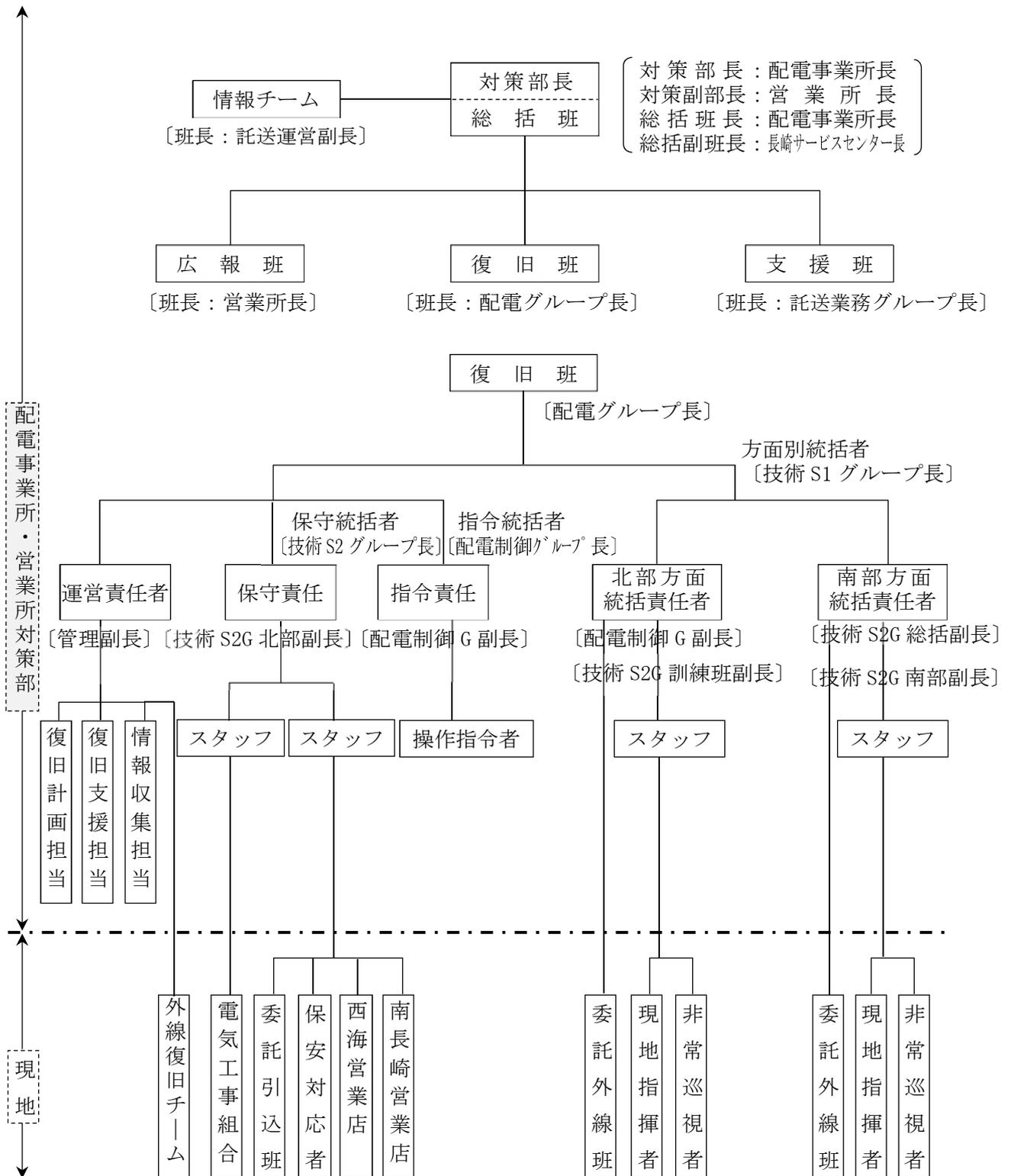
5 その他

(1) 送電時は、ガス漏れ地区の把握を行い、ガスへの引火による火災発生のないよう、西部ガス(株)との情報交換、連絡を行う。

(2) 送電については、市災害対策本部に連絡し、市の広報手段 (防災行政無線) 又は広報車 (市及び自社) により広報する。

別表1

対策部の体制表（大規模等）



(九州電力株式会社)
(九州電力送配電株式会社)
長崎配電事業所・営業所非常災害対策部運営基準(抜粋)

1 目的及び規定区分

この基準は、非常災害対策措置要則(系技則第1号)及び長崎エリア非常災害対策本部運営基準(送配長支則第1号)に基づき、長崎配電事業所・営業所非常災害対策部(以下対策部という)の運営に関する細部取扱いについて定め、非常災害時における対策活動の円滑な推進を図ることを目的とする。本規定区分は2社共通規定(九州電力株式会社(以下、九州電力)及び九州電力送配電株式会社(以下、九電送配)に適用)とする。

2 適用の範囲

この基準は、非常災害の発生が予想される場合の事前準備及び対策部設置後の対策部の運営に関して適用する。

- 〔 非常災害とは、次に掲げる事項に伴う大規模な供給支障及び主要設備等の被害 〕
- 1 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、火山噴火等異常な自然現象
 - 2 火災、爆発、油流出等重大な事故

3 非常災害に関する心得

- (1) 対策要員は、非常災害に当たり、いかなる場合においても人身安全の確保を第一義として行動する。
- (2) 対策要員は、社会生活における電気の果たす役割の重要性を認識し、それぞれの任務に応じ、非常災害対策活動に全力を尽くすものとする。
- (3) 対策要員は、非常災害対策活動において相互協力を旨とし、各対策組織及び組織間の応援業務に円滑に当たるものとする。

4 防災体制

4.1 防災体制の区分

非常事態の情勢	防災体制の区分
災害が予想される場合	準備体制
災害が数時間以内に発生することが予想される場合、又は発生した場合	非常体制

4.2 対策組織

1 対策組織の名称

機関	対策組織の名称
本店	非常災害対策総本部(総本部)
九電長崎支店 九電送配電長崎支社	非常災害対策本部(対策本部)
長崎営業所 長崎配電事業所 長崎SC	非常災害対策部(対策部)

2 対策部の構成と役割

- (1) 対策部の構成は、別表1「非常災害対策組織」のとおり対策部長(配電事業所長)及び総括班(情報チームを含む)、復旧班、広報班、支援班の4班で構成する。長崎配電事業所・営業所の非常災害対策機構は、別表4のとおりとする。

5 防災体制発令措置

5.1 防災体制発令前の措置

長崎配電事業所・営業所及び長崎SC各G長は、G内及び関係箇所との連絡体制を確立するとともに、以下の事前措置を行う。

- 1 気象状況ほか各種情報の把握
配電G長は、大規模な災害の発生が予想されるときは、気象状況及び停電・設備被害の発生予想等の各種情報を把握し、配電事業所長に報告するとともに、長崎配電事業所・営業所・長崎SC各G長及び営業店に伝達する。
- 2 対策部要員の確認
 - (1)対策部要員
配電G長は、対策部の設置が必要と予想されるとき、対策部の各班長を確認する。
 - (2)復旧班、広報班、支援班、情報チーム要員
各G長は、対策部設置時に必要な各班要員を確認する。
5. 2 準備体制発令時の措置
 - 1 準備体制の発令
配電G長は、非常災害の発生が予想される場合は、その旨を配電事業所長に報告し、その指示に基づき、準備体制を発令する。
 - 2 対策部の設置
準備体制が発令されたときは、速やかに各班長を確認するとともに、その旨を対策本部並びに営業店に伝達する。
5. 3 非常体制発令時の措置
 - 1 非常体制の発令
配電G長は、非常災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合は、その旨を配電事業所長に報告し、その指示に基づき、非常体制を発令する。但し、準備体制を発令せずに非常体制を発令する場合も、配電G長がこれを行う。また、当営業所供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合には、発令を待つことなく自動的に非常体制に入ることとする。
 - 2 対策部各班の設置
非常体制が発令されたときは、配電G長は、速やかに対策部の構成を総括班（情報チームを含む）、広報班、復旧班、支援班の4班とし、その旨を各G長及び営業店に伝達する。
5. 4 防災体制解除時の措置
 - 1 防災体制の解除
復旧班長（配電G長）は、原則として供給支障が解消し、新たな災害の発生する恐れがなくなったとき並びに低圧以下復旧の目途がたった時点において、その旨を配電事業所長に報告し、その指示に基づき、防災体制を解除する。なお、対策部の解散にあたっては、その後の低圧以下復旧対応における支援体制などを関係箇所と十分調整、確立した上で解散する。
 - 2 対策部の解散
防災体制が解除されたときは、復旧班長（配電G長）は対策部を解散し、その旨を対策本部並びに各G長及び営業店に伝達する。
- 6 対策部の運営
 6. 9 対策部の運営
 - 1 総括班は、各班の対策要員の確保が困難な場合、各班要員を相互協力させるなどの措置を講じて対策部運営の円滑化に努める。
- 16 防災体制の教育及び訓練の実施
非常災害発生時の万全を期するため、次の教育訓練を行う。
 - 1 関係箇所に対して災害に関する専門知識の普及、意識の高揚に努める。
 - 2 災害対策を円滑に行うため年1回以上の非常災害対策訓練を実施する。

3 社外防災機関及び国、地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加する。

別表4

非常災害対策部の構成及び任務

構		成		任 務			
対策部長 配電事業所長	総括班	(班長) 配電事業所長	各グループ長		<ul style="list-style-type: none"> ・対策部の設置、運営 ・対策部各班の統括、調整、指揮 ・対策本部指令の伝達 ・対策会議の実施 		
			情報チーム	託送業務副長	情報連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・各班からの情報収集、記録、整理 ・社内・外への情報提供、テレドームの情報更新 		
		復旧班	(班長) 配電G長	運営担当	管理副長	社内外対応	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体等公共機関との対応
	復旧計画					<ul style="list-style-type: none"> ・基本事項の策定(復旧方針・復旧計画・店所間応援・資機材調達等) ・社員(対策部)の動員手配(応援手配)、発電機車等の直営車両手配 ・緊急要請に伴う社外対応(広報・マスコミ・官庁等) 	
	復旧支援					<ul style="list-style-type: none"> ・委託作業班の動員手配 ・動員管理 ・資機材、工具類、車両等の手配 ほか 	
	(方面別統括者) 技術S1G長		指令責任者	制御副長	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・停電動員、復旧情報の収集、処理、分析加工及び情報提供 ・停電、被害、動員、復旧情報の報告書作成 ・方面別統括者からの報告の集約処理 	
	(保守統括者) 技術S2G長				指令	<ul style="list-style-type: none"> ・停電状況の把握 ・開閉器操作の指令 ほか 	
	(指令統括者) 配電制御G長		方面別統括責任者	【北部】 配電G設計副長 技術S2G訓練班副長 【南部】 技術S1G総括副長 技術S1G南部副長	復旧計画支援	<ul style="list-style-type: none"> ・方面別基本事項の策定・停電、被害、動員、復旧状況の一元管理 ・停電、被害、動員、復旧状況の報告 	
	情報収集				<ul style="list-style-type: none"> ・停電、被害、動員、復旧状況の情報収集 ・オンライン入力 		
	現地指揮				<ul style="list-style-type: none"> ・復旧工事現場指揮、開閉器操作 		
	非常巡視				<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握、連絡、開閉器操作 		
	広報班		(班長) 営業所長	(副班長) 営業G長 法人営業G長 料金G長		電話窓口対応	<ul style="list-style-type: none"> ・電話窓口対応(委託営業店応援を含む)
						広報	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関対応、公衆感電事故防止PR ・停電PR
	支援班		(班長) 託送業務G長	(副班長) 託送業務副長		情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報把握周知 ・その他情報把握周知 ・駐車場の確保
						総務	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時電話手配 ・社外折衝 ・貸布団、車両リース、休憩室、宿泊所の手配 ・配電資材の手配 ・下着類の手配 ・救護対策 ・社有土地建物被害調査、従業員家屋、家族の被害調査
		給食				<ul style="list-style-type: none"> ・必要数把握、業者への手配、湯茶などの手配 ・各課、委託営業店、復旧中継基地への運搬 	

※小規模災害時は要員を統合して運用する。

※対策部の構成員は、総括班長、復旧班長、広報班長、支援班長及び各方面別統括者とする。

第33節 ガス施設災害応急対策計画

＜西部ガス＞

＜基本方針＞

災害時における二次災害の防止並びに都市ガスの早期復旧を図るため、次により速やかにガス供給設備の応急・復旧対策を講じる。

1 災害対策本部の設置

(1) 非常体制組織表（別表）

地震等の非常災害が発生した場合、速やかに本社内に総合災害対策本部を長崎供給管理センター内に地区災害対策本部を設置し、応急対策措置をとる。

(2) 通信手段の確保

災害時には、長崎供給部、長崎工場が被害情報収集の拠点となり、災害時優先電話、衛星携帯電話、社内電話、移動無線、固定無線等の通信設備により通信連絡体制の確立を図る。

(3) 早期復旧体制の確立として、人的・物的確保

ア 必要により、「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づく救援要請を日本ガス協会に行い、早期復旧のための要員を確保する。

イ 常に、災害時に必要な資機材を備蓄し、更に事業者間の融通、メーカーの稼働に伴い必要な量の応急復旧資機材の調達を行う。

(4) 市及びライフライン関係機関相互の連携により、被災状況の情報収集、交換を行う。

(5) 災害対策本部は総務隊、営業隊、供給隊、工場防災隊との緊密な連携を図る。

2 応急復旧

(1) 基本対策

ア 導管網のブロック化

(ア) 単位ブロック（長崎市は4分割）により被害影響範囲の極小化を図っている。

(イ) 復旧ブロックにより復旧作業の効率化を図っている。

イ ガス供給停止判断のための地震計情報及び供給圧力情報の収集を常時行っている。

(2) 非常災害時の供給停止措置

ア マイコンメーターによりガスを遮断する。（感震遮断、過流遮断機能によるガスの遮断）

イ 遠隔遮断システムにより供給遮断を行う。

ウ ガバナーにより圧力調整（減圧等）を行う。

エ 被害地域の中圧バルブを遮断する。

オ 一般家庭等の閉栓を行う。

- (3) 供給再開措置
- ア 被災状況の把握
ガス製造設備、ガス導管（中圧本管、低圧本支管、ガバナー室）及び供給所（球形ガスホルダー、自家発電機）の損壊傷、ガス漏れ等の点検を行う。
- イ 復旧計画策定
復旧方法、復旧要員、復旧用資材の調達、その他必要な対策を踏まえ復旧計画を速やかに策定する。
- ウ 復旧作業
導管等の保守点検を行い、供給施設の補修、管の入替え等を早急に実施し、復旧ブロック毎に供給を再開する。
- エ 開栓巡回
供給再開に際しては、二次災害防止の観点から閉栓したお客さまのガス設備点検完了後に開栓を行う。
- オ 広報活動
報道機関、警察、消防等関係機関へ協力を要請するほか、広報車等により広報活動を実施する。

3 施設（西部ガス(株)施設含む）

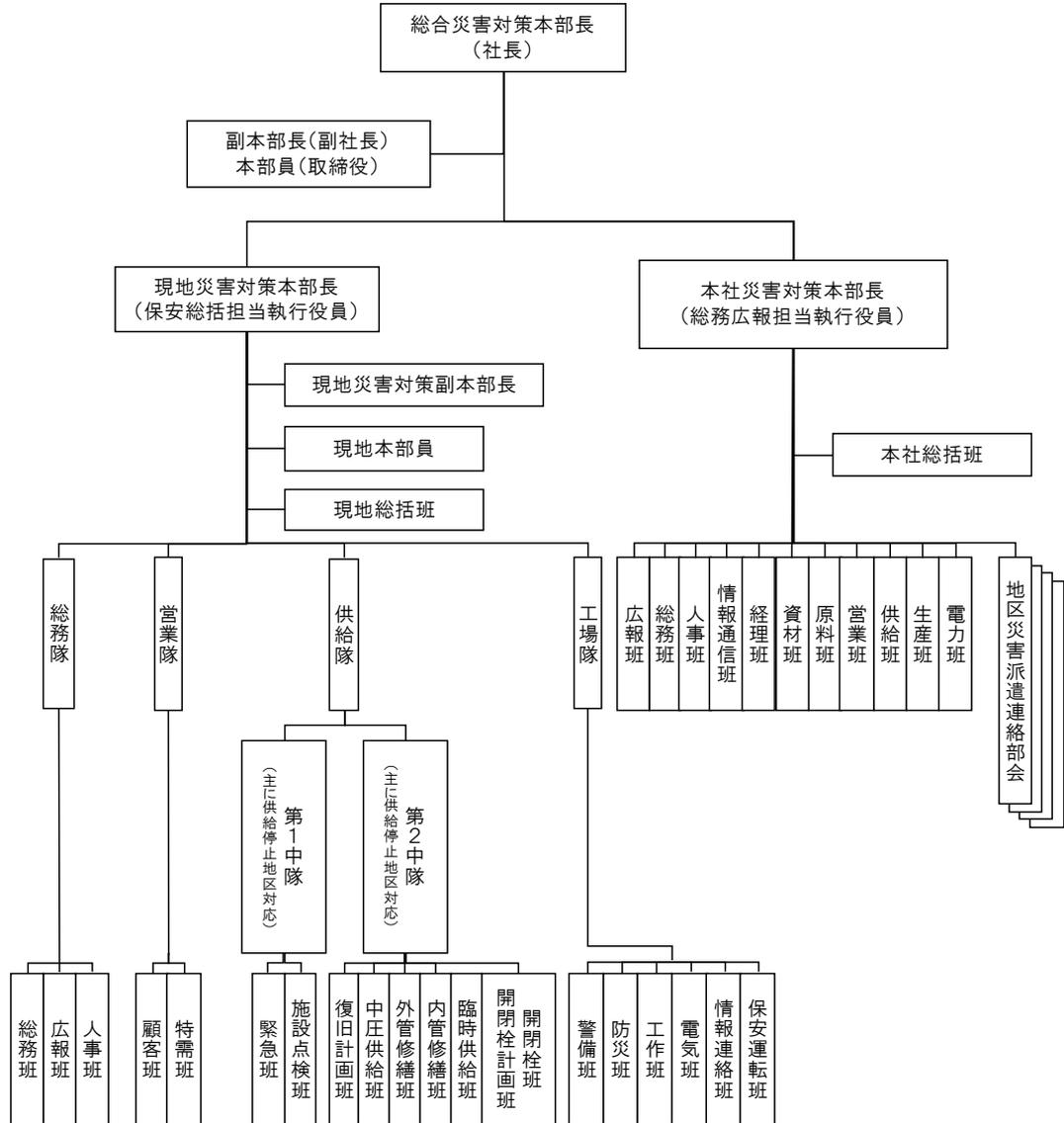
区 分		(イ) 長崎工場	(ロ) 中の島供給所
製造設備	13Aガス (46MJ)	150,000m ³ /D 3基	
ガスホルダー	球 形	2,000m ³ ×0.99MPa	20,000m ³ ×0.51MPa 2基
L P G 貯 槽		50t 2基	
L N G 貯槽	縦置円筒型	2,400KL 1基	

4 ガス供給区域

長崎市、時津町、長与町（一部地域を除く）

総合非常体制

総合災害対策本部、地区災害対策本部を設置し、社内外の応援の下に総合的な災害対策を効果的に実施できる体制



現地災害対策本部の主な役割	本社災害対策本部の主な役割
<ul style="list-style-type: none"> 被害、復旧状況の情報収集 緊急対策の計画策定及びその実施 復旧対策の実施 総合災害対策本部及び本社災害対策本部への報告 地方行政機関への対応 その他災害対策に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> 被害、復旧状況の情報収集 緊急対策の方針の策定、復旧計画の策定 要員派遣計画策定、要員派遣の要請 現地災害対策本部への指令 経済産業省、九州産業保安監督部（常駐者対応含む）、中央官庁及びJGA対応 マスコミ対応 マイコンメーター、ガス漏れ受付 その他災害対策に関する重要事項

第34節 水道施設災害応急対策計画

<上下水道部>

<基本方針>

上下水道部は、発災後すみやかに応急対策要員や応急対策用資器材を確保し、水道施設の応急・復旧を行う。

1 応急対策要員の確保

上下水道部は、災害応急対策活動に必要な人員をすみやかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画を作成し動員体制について確立する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、「災害時における水道の支援対策に関する協定書」に基づき、長崎市管工業協同組合に支援を要請する。

2 応急対策用資器材の確保

被災後の応急復旧を迅速に実施するために、平素から必要な最小限の資器材を確保する。なお、災害の状況により保有する資器材が不足する場合は、前掲協定書に基づき緊急に調達する。

3 応急措置

上水道施設

- ア 施設が破壊したときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように市民に周知する。
- イ 災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。
- ウ 取水、導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに施設のすみやかな復旧を図る。
- エ 各配水池がすべて使用不能となったときは、他の市町から給水を受けるための給水車を派遣する等、飲料水の最低量の確保に努めるとともに、施設の応急的な復旧に全力をあげるほか、水道に代え大口の井戸水を滅菌して使用する。
- オ 配水管の幹線が破壊したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので、給水車を出勤させる等の方法により給水を確保に努める。
- カ 配水管の幹線が各所で破壊し、出水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破壊箇所の応急修理を行う。

第35節 下水道施設災害応急対策計画

＜上下水道部＞

＜基本方針＞

上下水道部は、発災後すみやかに必要な資機材及び車両を確保し応急復旧対策にあたる。また、終末処理場等の機能回復のため必要な措置をとる。

1 災害時の対応

- (1) 災害時は、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- (2) 管渠の閉塞防止の応急措置を行う。
- (3) 終末処理場、汚水処理場等の機能回復のため、必要な措置を講ずる。
- (4) 災害により人員が不足する場合は、協定に基づき、日本下水道管路管理業協会及び日本下水道施設業協会に支援を要請する。

第36節 通信施設災害応急対策計画

<NTT西日本(株)>

<基本方針>

電話は災害時における、情報の収集、伝達手段として、市民はもとより、行政等災害対策関係者にとって、防災活動全てにわたり、必要不可欠のものであり、次により通信施設の速やかな復旧対策を講じるものである。

1 災害対策長崎本部の設置

- (1) 災害対策本部組織表(別表1)
- (2) 早期復旧体制の確立として、人的・物的確保
 - ア 県内支店を始め、全国的な支援員の要請(被災状況調査班及び復旧班)
 - イ 資器材等の確保
- (3) 市及びライフライン関係機関相互の通信網により、被災状況の収集、情報交換
- (4) 復旧担当者との緊密な連絡の徹底

2 応急復旧

- (1) 基本復旧
 - ア 移動電源車の確保(停電対策)
 - イ 故障交換機等復旧
 - ウ 故障回線等復旧
 - エ 中継伝送路の確保(迂回ルートへの切替え)
 - オ 可搬形衛星地球局の確保
 - カ 通話輻輳規制
- (2) 重要通信の確保(災害時優先電話)

第1次	第2次
<ul style="list-style-type: none"> ○市防災機関 ○(災害対策本部及び現地災害対策本部) ○(市立病院及び応急救護所) ○国・県防災関係機関 ○消防関係機関 ○警察、自衛隊 ○防災協力医療機関 ○その他(輸送、通信、電力復旧に直接関係する機関) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ガス、水道を供給する機関 ○金融機関 ○新聞、通信、放送事業者

3 通信サービスの確立

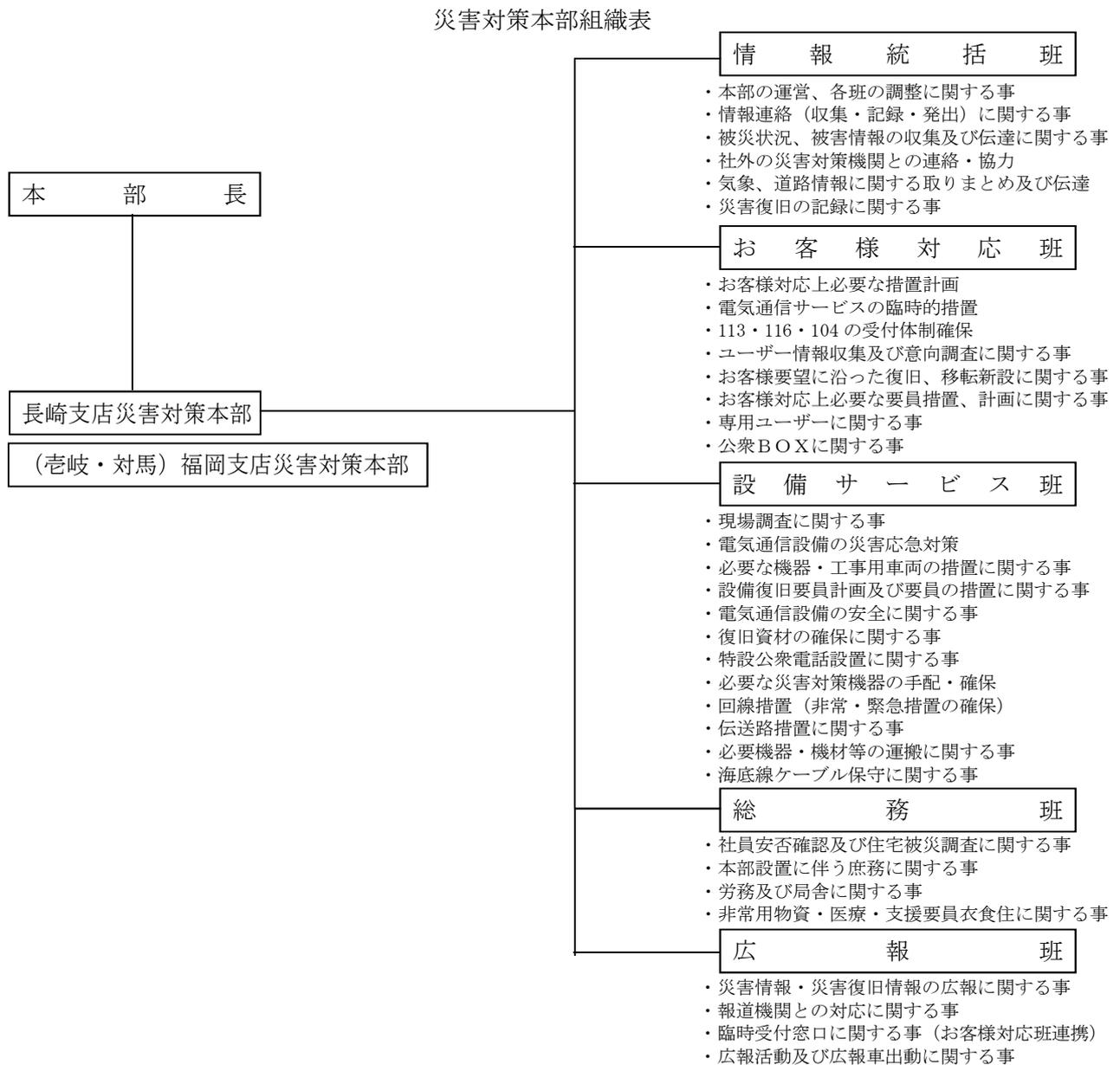
(1) 特設公衆電話・公衆ファクシミリの設置

第1次	第2次
○避難所	○第1次に該当しないが、市民が避難生活を余儀なくされている場所 ・市指定避難所 ・私設避難所

(2) 災害用伝言ダイヤルの提供

4 避難所での電話の受付

別表1



第37節 交通施設災害応急対策計画

＜九州旅客鉄道（株）・長崎電気軌道（株）・まちづくり部・土木部＞

＜基本方針＞

被災地における道路・交通機能を確保するため、交通関係事業者や道路管理者は、速やかに施設の被害状況を把握し、利用者の安全を確保するとともに施設機能の早期回復に向けた応急復旧対策を講じる。

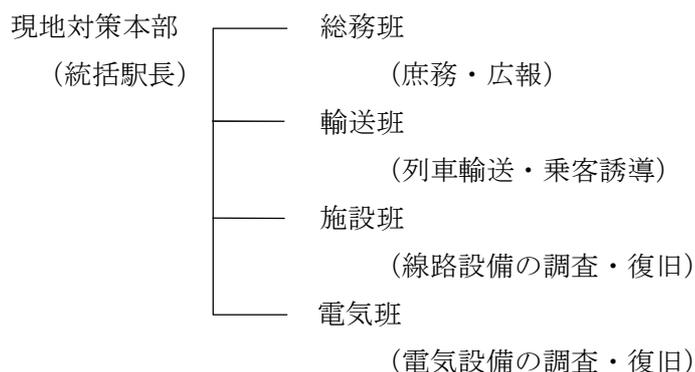
1 道路対策

- （1） 異常豪雨、又は長期にわたる降雨等では地すべり、崩土、落石あるいは路線の陥没や流失等の災害が発生することが予想されるので、あらかじめ想定される危険箇所等については道路パトロールによる監視を強化し、災害の発生を見た場合、各関係機関は直ちに市災害対策本部に災害状況を報告する。
- （2） 災害報告を受けた場合は、全力を挙げてこれらの応急復旧に努めるとともに、迂回路等の有無を調査し、有る場合は直ちにこれらを利用して交通を確保し、迂回路の使用に支障のないよう必要資材を補給し、また、全くない場合は全力を挙げて短時期に復旧できるよう処置をする。

2 鉄道対策

（1） 災害応急対策

JR九州は、災害が発生したときは現地対策本部を設け、下記組織により直ちに応急措置を講じ、列車の早期開通に努める。



（2） 災害応急工事

災害応急工事は、直轄を主体とするが、災害の規模に応じて請負会社の活用を図る。

（3） 災害用機動力

- | | |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 普通自動車 | <input type="checkbox"/> 貨物自動車 4トン |
| <input type="checkbox"/> ライトバン (5人乗) | <input type="checkbox"/> 軌道モーターカー |
| <input type="checkbox"/> 貨物乗用車 (Wキャブ) | |

3 軌道対策

軌道施設災害応急対策については、長崎電気軌道株式会社が主体となり災害応急対策に当たるものとする。

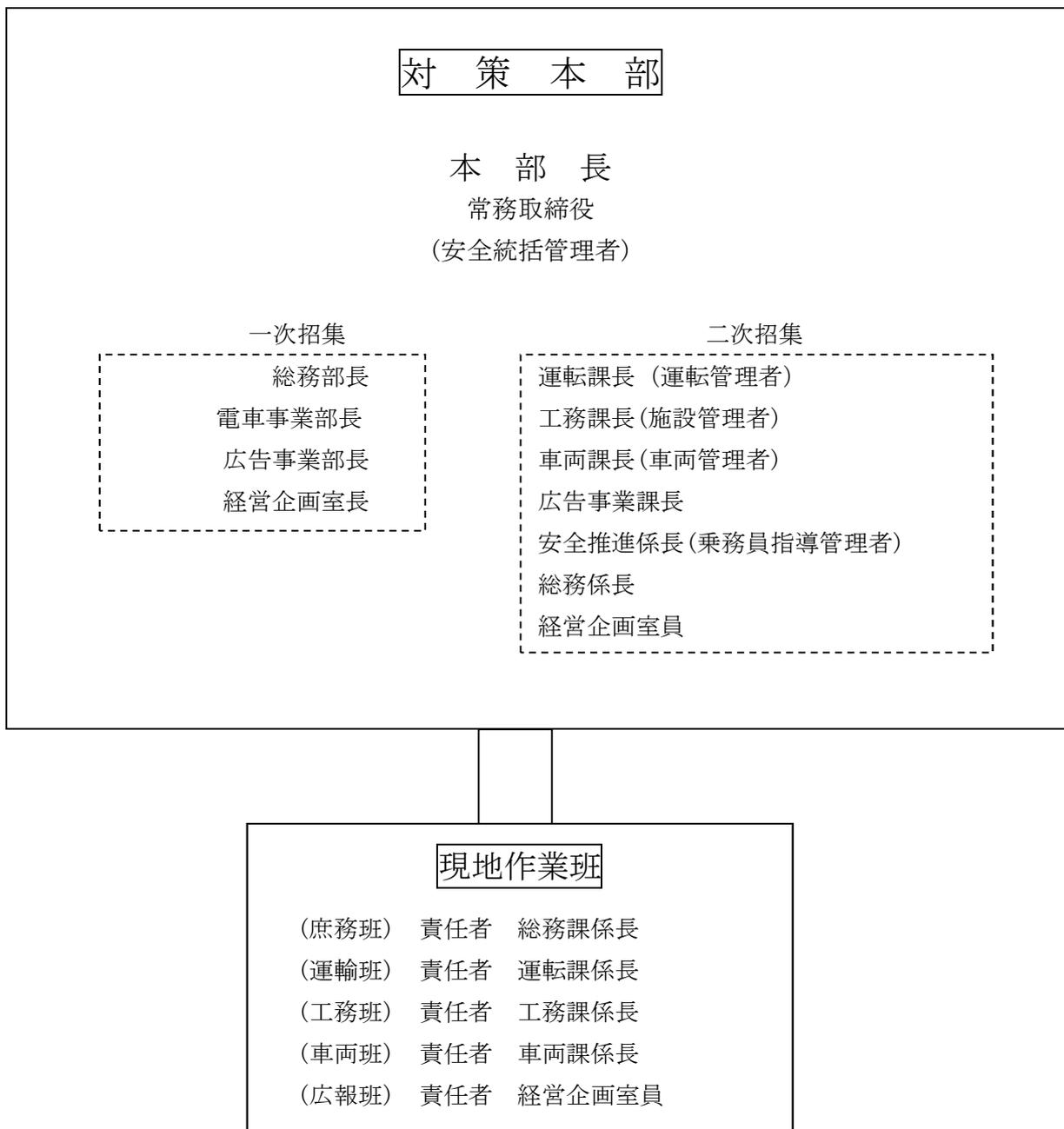
その具体的事項については、長崎電気軌道株式会社災害応急対策計画によるものとする。

(1) 交通施設、所在地、名称、交通施設の状況

種別	軌道（路面電車）		
名称	長崎電気軌道株式会社		
所在地	大橋町4-5		
線路延長			
単線換算延長	23,934.0 m		
営業線延長	11,405.0 m		
保有車両台数			
客車（ボギー車）	74両		
従業員			
総務部門	8名		
兼営事業部門	9名		
技術部門	47名		
電車部門	141名		
その他（臨時・嘱託等）	20名		
計	225名		
電車営業所			
蛸茶屋営業所	中川2丁目14-26	(826-6296)	
西町営業所	大橋町4-5	(845-1178)	
技術部門			
工務課（電気軌道）詰所	大橋町4-11	(845-4112)	
車両課（検査工場）事務所	同上	(844-3261)	
電車車庫			
蛸茶屋車庫	中川2丁目129	(827-5979)	
西町車庫	大橋町4-11	(844-3261)	
変電所			
御船蔵町変電所	御船蔵町3-3	無人	
賑町変電所	賑町7-6	無人	
西町変電所	大橋町4-11	(844-2818)	
松山町変電所	松山町1	無人	
資材置場（主要地）			
浦上車庫置場	大橋町4-11	(845-4112)	

(2) 応急対策方法

- ア 災害時軌道災害対策本部（本部長常務取締役）を本社に置き、技術・電車各部門の責任者を招集し、それぞれの担当者を指令下に置き要員を確保する。
- イ 同時に工事用車、運搬車を指令下に置く。
- ウ 即刻、市災害対策本部、警察署、消防署、病院等の連絡をとる。
- エ 組織
常務取締役を対策本部長とし、総務部、電車事業部、広告事業部、経営企画室各部門の責任者を置いて対処する。



第12図 異常時対策組織図（長崎電気軌道株式会社）

- (3) 応急対策上の注意点
 - ア 指令系統の明確化
 - イ 連絡の緊密
 - ウ 要員の確保
 - エ 対策の的確なる判断
 - オ 非常用資材の確保

第6表 資材保有量

(平成30年4月1日現在)

課 別	専 従 車	台	各 資 材 保 有 量 (主 要 品)	
			品 名	数 量
工 務 課 (軌 道)	いすゞエルフ(Wキャブ) 普通車(2.00t)	1	軌 条(37K)	335m
			軌 条(40K)	930m
	いすゞエルフ(ユニック付) 普通車(2.00t)	1	軌 条(50K)	1160m
			枕 木	705 本
トヨタタウンエース 普貨物	1	継 目 板(37K)	4 枚	
		継 目 板(40K)	310 枚	
トヨタハイエース 普貨物	1	継 目 板(50K)	200 枚	
		犬 釘	940 本	
工 務 課 (電 気)	いすゞエルフ 高所作業車	1	電 柱(コンクリート製)	3 本
饋 電 線(200m/㎡)			85m	
スパンワイヤー(3.2mm 7本ヨリ)			35m	
スパンワイヤー(2.6mm 7本ヨリ)			100m	
トロリー線(85m/㎡)			445m	
車 両 課 (車両修理)	—	—	各部品は現存する品目・数量 等多数につき省略	—

第38節 長崎県防災ヘリコプター派遣要請計画

＜消防局・総務部＞

＜基本方針＞

災害に際して必要な応急対策を実施するために必要と判断した場合は、一定の手続等を踏まえて長崎県防災ヘリコプターの派遣を要請する。

1 派遣要請基準

災害に際して人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合には、長崎県防災ヘリコプターを要請するものとする。

2 派遣要請要領

長崎県防災ヘリコプターの派遣を要請する場合は、長崎県が定める長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱及び長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領に定めるところにより行うものとする。

3 ヘリコプター離着陸適地

ヘリコプター離着陸適地については、第3章第30節（別表1）を参照する。

第39節 家畜の保護・管理計画

＜水産農林部＞

＜基本方針＞

市は、家畜管理者に対して災害時対応の指導等を行うことにより、家畜の保護・管理対策を推進する。

1 家畜の保護・管理

市は、被災した家畜の保護収容及び適正な飼育管理等について、関係機関と連携し対策を推進する。

- (1) 災害により畜舎が倒壊する等、適正な飼育が困難であると判断するときは、家畜の管理者に対し安全な場所に家畜を避難させるよう指導するとともに、必要に応じて家畜の避難先を確保するよう努める。
- (2) 死亡獣畜は、原則として化製場又は死亡獣畜取扱所で処理するが、やむを得ない場合は、化製場法に基づき、死亡獣畜取扱場の除外申請書を知事に提出する。死亡家禽については、保健所の指導のもと所有者の農地等で消毒した後に埋却し、処理の場所について届け出る。

第4章 震災応急対策計画

第1節 組織計画 <各部共通>

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第1節」を準用する。

第2節 動員計画 <各部共通>

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第2節」を準用する。

第3節 通信情報計画

＜長崎地方気象台・総務部・防災危機管理室＞

＜基本方針＞

市は、地震発生時における各種情報の収集・分析・伝達体制を確立し、効果的な応急対策活動を推進する。

1 情報の収集・分析

(1) 情報収集

ア 市の情報収集

(ア) 災害対策本部

情報班は、人的被害を生ずるおそれのある津波に関する情報、予報等を長崎地方気象台等から収集するとともに、市域及び広域的被災状況を把握するため、消防局、消防団、電気、ガス、水道、通信、交通、医療等の防災関係機関のほか、職員、市民、自治会及び現地災害対策本部等から、全ての災害情報を収集する。

(イ) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、地域における災害情報を収集し、災害対策本部への連絡を行うとともに、災害対策本部からの指示に従い必要な行動をとる。

なお、相談業務は人命救助に係わるものを最優先とし、情報収集に努める。また、混乱を避けるため、情報提供や相談等については各地域センター班を窓口とし、それら情報等の取りまとめは市民生活班が一本化して行う。

イ 市民の通報業務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに最寄りの市行政機関、警察署等に通報するものとする。

(2) 情報収集の方法

ア 徒歩による情報収集

災害発生時には交通輻輳が予想されるので、徒歩により情報収集を実施する。

イ ヘリコプターによる情報収集（航空写真撮影等）

地震により甚大な被害が発生した場合、直ちに市域の航空写真を撮影し、家屋損害、火災焼失、道路破損等の被害状況を把握する。

ウ 災害現場画像伝送装置による情報収集

災害場所の被害状況をリアルタイムな映像情報として収集し、受信装置を介して災害対策本部等において災害現場を映像で把握する。

エ アマチュア無線等

アマチュア無線、タクシー無線等から、地域被災情報を入手する。

オ 自治会等からの情報収集

自治会、自主防災組織を利用した情報収集を実施する。

カ 通信手段が途絶した場合の情報収集

災害対策本部、現地災害対策本部及び現地（避難所等）間における通信手段が途絶した場合は、現地災害対策本部の情報収集班が災害対策本部及び現地との連絡にあたる。

キ 緊急地震速報

気象庁が発表する緊急地震速報は、Jアラート及びエリアメールを通じて、直ちに庁内へ伝えるとともに市民等へ伝達される。

ク 衛星携帯電話

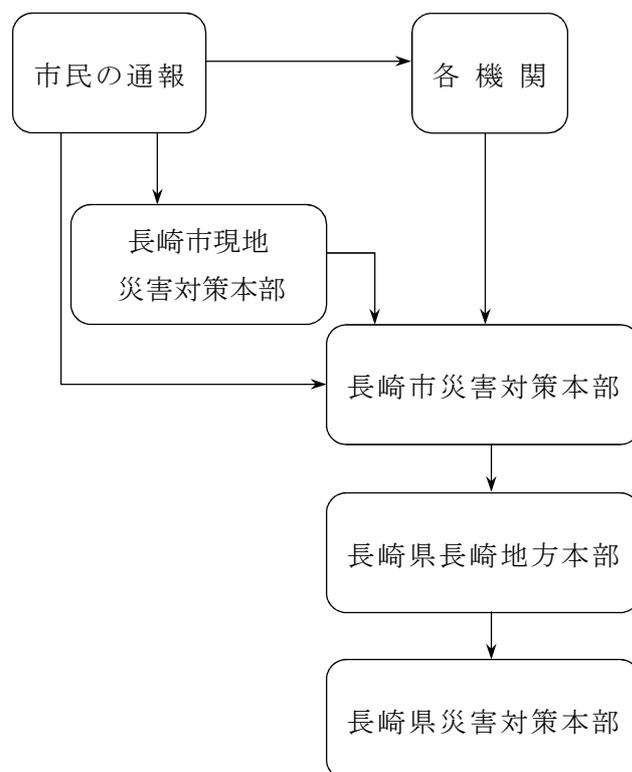
衛星通信を活用して災害情報、行政情報、地域情報を効率よく収集伝達する。

ケ その他防災システムによる情報収集

地震計等による地震情報を収集する。

(3) 情報報告

地震災害発生後に収集した情報は、以下の系統により伝達するものとする。



(4) 情報収集事項

ア 地震発生直後の場合

災害の拡大防止、二次災害防止の措置をとるためには、どこでどのような被害が発生しているのかを的確に把握することが最も大切であり、このために以下のような情報を収集するものとする。

(ア) 津波警報、津波注意報の発表状況

(イ) 火災の発生状況、延焼状況

(ウ) 急傾斜地の被災状況、崩壊危険性

- (エ) 救助を要する人的被害状況
- (オ) 建築物、宅地の被災状況
- (カ) 道路、鉄道の被災状況
- (キ) 避難の必要性、避難状況
- (ク) ライフラインの被災状況
- イ 地震発生後の混乱が終了した後

災害情報の収集がほぼ完了し、市内の被災状況が把握できた後は、住民の救護、早期の復旧を目的として、以下のような情報の収集を行う。

- (ア) 被災者の状況
 - (イ) 救護の必要性
 - (ウ) 災害に対する措置
- (5) 情報の整理・分析

情報班は、被災状況を把握し、災害対策本部から防災関係機関及び現地災害対策本部等への確かつ迅速な指示・連絡を行うため、収集した情報を整理・分析する。

- (6) ライフライン関係機関との連携

ライフライン関係機関との連携強化により、情報の共有化を図る。

- ア 関係機関による定期的な情報交換の場の設定
- イ 台風接近時における関係機関の情報連絡体制の事前確認
- ウ 関係機関との災害時連絡用専用線（ホットライン）又は災害時連絡電話の機能確保及び関係機関連絡一覧表の共有
- エ 各機関の連絡責任者の指名
- オ 定期的な情報連絡時間の設定

2 地震・津波情報等の情報伝達

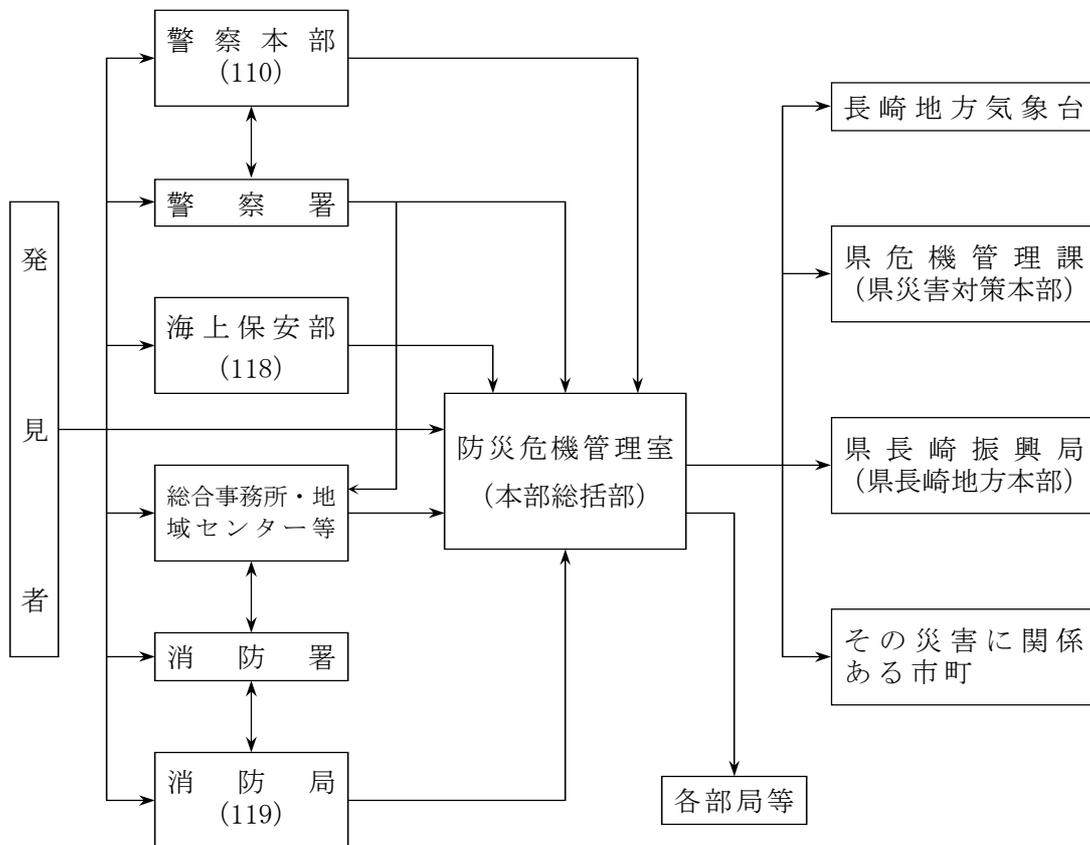
- (1) 異常発見者の通報（災害対策基本法第54条）

災害が発生するおそれがある異常な現象（土地の隆起・沈降・地割れ・崖からの湧水、溪流の濁り、異常潮位、異常波浪、海鳴り、竜巻等）を発見した者は、消防局、消防署、市役所・地域センター、警察署、海上保安部へ通報しなければならない。

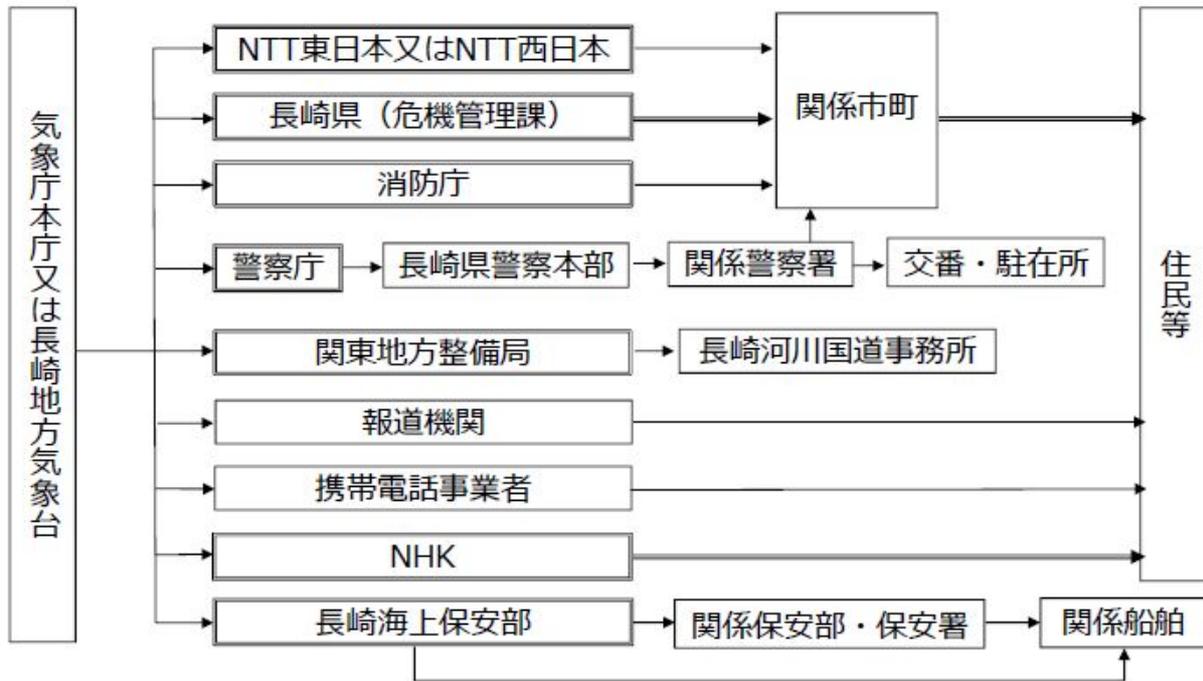
- (2) 異常通報の伝達

本部総括部は、異常現象の通報を受けたときは早急にそれに対する応急対策が行えるよう直ちに関係機関に伝達するものとする。

(3) 異常現象の通報系統図



(4) 津波警報等の伝達系統図



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

注2) 二重線の経路は、気象業法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

注3) 長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の子報区に対して発表された場合

注4) 携帯電話事業者による緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信

(5) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位（第1図）で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を越えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、

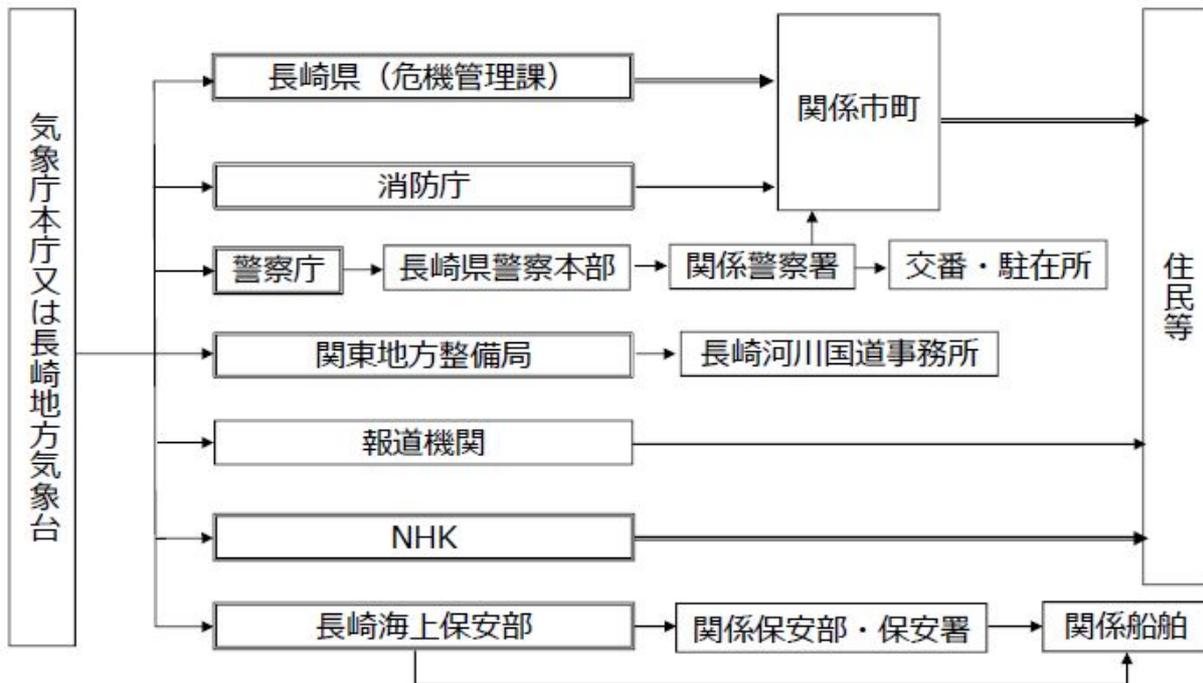
高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。



第1図 津波予報区

(6) 地震・津波情報の伝達系統図



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

注2) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

注3) 長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の子報区に対して発表された場合

注4) 携帯電話事業者による緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信

(7) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注4)

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について
・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点におけるまでに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を發表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を發表しない。大津波警報又は津波警報が發表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注)）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある
・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

[津波予報]

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

第4節 災害情報収集・危険度判定調査計画

＜総務部・建築部・防災危機管理室＞

＜基本方針＞

市は、地震に伴う災害情報を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策の迅速化を図る。また、地震により多くの建築物及び宅地が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、被災建築物及び宅地の危険度判定調査を実施し住民の安全を確保する。

本節に記載のない事項については、「第3章第4節」を準用する。

1 地震等災害発生直後の情報等の収集連絡

本部対策部情報班は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた範囲から直ちに総務班を通じて県へ連絡するものとする。

2 被災建築物及び宅地の危険度判定

(1) 実施本部の業務

実施本部の業務は、次のとおりとする。

- ア 地震発生時の情報収集
- イ 判定実施要否の決定
- ウ 実施本部、判定拠点の設置
- エ 都道府県への支援要請
- オ 判定士の参集要請、派遣要請
- カ 判定士の受入れ
- キ 判定の実施
- ク 判定結果の集計、報告
- ケ 実施本部、判定拠点の解散等

(2) 判定実施要否の判断

建築指導班長は、震度6弱以上の地震が観測されたときは、判定を実施する。また、震度5弱及び5強の地震が観測されたときは、被害の状況に応じた建築指導班長の判断に基づき、判定実施の要否を判断する。

建築指導班長は、判定の要否を判断した場合は、実施の有無に関わらず、速やかに災害対策本部及び支援本部（長崎県応急危険度判定所管課：建築課）に判定要否を連絡する。

(3) 判定実施本部、判定拠点の設置

建築指導班長は、判定実施を決定したときは、建築指導班長を実施本部長とする実施本部を設置する。

実施本部長は、被災地内又はその周辺に、判定拠点を設置する。

(4) 都道府県への支援要請

実施本部長は、被災規模が甚大であることなどにより、実施本部の業務を十分に執行できない場合や、市内判定士及び市内判定コーディネーターが必要数に達しない場合は、支援本部長（長崎県応急危険度判定所管課長：建築課長）に支援を要請する。

(5) 判定実施に関する情報

実施本部長は、判定実施及びこれに関する情報をマスコミ等の協力を得て、被災者等への周知を図る。

【判定実施に関する情報】

<input type="checkbox"/> 判定の開始日時	<input type="checkbox"/> 判定の実施予定期間	<input type="checkbox"/> 判定の実施予定区域
<input type="checkbox"/> 判定に関する問合せ窓口	<input type="checkbox"/> その他	

(6) 判定実施計画の作成

実施本部長は、被害状況、被災地の状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画を策定する。

- ア オペレーションタイプ
- イ 判定実施区域、優先順位
- ウ 対象となる建築物及び宅地の用途規模
- エ 判定実施期間
- オ 必要判定士数
- カ 応援判定士数
- キ 判定コーディネーター数
- ク 判定資機材
- ケ その他

(7) 市内判定士等の参集、受付及び名簿作成

実施本部長は、判定士等に参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等判定士の参集に必要な事項の連絡を行う。

(8) 必要判定士等の連絡・調整

実施本部長は、支援本部長に支援を要請した場合は、必要判定士数（市内判定士数を含む。）及び判定コーディネーター等、現地参集場所、現地参集時間、判定業務従事予定期間等判定士の参集に必要な事項を支援本部長に連絡し、必要判定士数等について過不足を調整する。

(9) 判定資機材の準備

実施本部長は、実施本部及び判定拠点における判定資機材の調達状況を調査し、支援本部に連絡の上、判定資機材の輸送方法を確保する。

(10) 判定コーディネーターの配置

実施本部長は、実施本部及び判定拠点に判定コーディネーターを配置し、判定士のコーディネート等にあたらせる。

(11) 判定士等の輸送、宿泊所の手配

実施本部長は、判定実施計画に基づき、各判定士等を1次参集場所から実施本部あるいは

は判定拠点への輸送について、支援本部長に支援を要請する。

実施本部長は、判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行い、準備状況を支援本部長に連絡する。

実施本部長は、実施本部長だけでは準備が困難となる事項について、支援本部長に連絡し、支援を要請する。

(12) 判定士等の受付、名簿作成

実施本部長は、参集した判定士等の受入れを行い、名簿を作成する。

なお、応援判定士等の場合、代表者が持参する名簿、判定資機材のリストに基づきこれらの確認を行う。

(13) 判定業務の開始

実施本部長は、判定活動開始に先立ち、判定士に対し判定調査方法等についてのガイダンスを行い、判定コーディネーターに対して判定業務を開始するよう指示する。

(14) 判定結果の報告及びその活用

実施本部長は、判定コーディネーターから報告を受けた当日分の判定結果を取りまとめ、災害対策本部及び支援本部長に報告する。特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について考慮し、現地を再調査する等の必要な措置をとる。

(15) 判定を受けた建築物等の所有者への対応

実施本部長は、判定開始とともに、建築物等の所有者からの判定結果に対する相談窓口を設置する。

(16) 実施本部業務の終了

実施本部は、原則、判定実施計画に基づく実施期間が満了した時点をもって終了とする。

実施本部は、判定結果の最終集計や資料の整理を行う。

実施本部は、最終集計された判定結果を、災害対策本部及び支援本部へ報告する。

第5節 災害広報・広聴計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第5節」を準用する。ただし、広報は地震時の広報内容事例を参考に行う。

○地震時の広報内容事例 [資料編 4-1]

第6節 家屋の被害認定調査計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第6節」を準用する。

第7節 避難計画

＜長崎海上保安部・長崎地方気象台・長崎県・まちづくり部
・各総合事務所・教育委員会・総務部・防災危機管理室＞

＜基本方針＞

地震災害時に、津波や火災延焼危険から市民を守るため、市長は必要に応じて避難指示を発令し、安全な場所に誘導する。また、住家等が被害を受けて住めなくなった市民等に対して避難所を速やかに開設し、女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営を実施する。

本節に記載のない事項については、「第3章第7節」を準用する。

1 避難指示

地震・津波等災害時、次のような状況が認められる場合、当該居住者等に対して、避難指示を行う。

- (1) 津波の発生により、居住者等に生命及び身体に対する危険が予測される場合
- (2) 同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合
- (3) ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予想される場合
- (4) 地すべり、がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫している場合
- (5) 河川の上流が地震被害を受け、下流域に浸水等による危険がある場合
- (6) 大規模地震災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険な場合
- (7) その他市民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められる場合

2 津波避難の判断基準

(1) 避難指示を判断する情報

気象庁は、地震発生から3分程度を目処に津波警報等を発表する。津波警報等と津波の高さの関係は次のとおりであるが、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、津波の高さはまず「巨大」、「高い」等の定性的な表現で発表され、その後数値で示される。

第1表 津波警報等と津波高さの区分

	予想される津波高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m < 予想高さ	10m超	巨大
	5m < 予想高さ ≤ 10m	10m	
	3m < 予想高さ ≤ 5m	5 m	
津波警報	1m < 予想高さ ≤ 3m	3 m	高い
津波注意報	0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m	1 m	(表記しない)

(2) 避難指示の発令基準

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

(ア) 発令基準

津波に関する避難情報の発令基準は次のとおりとする。

種別	発令基準
避難指示	1～2のいずれかに該当する場合 1 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表 2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
留意事項	【遠地地震の場合の避難情報】 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。
※危険な地域からの一刻も早い避難が必要であるため、避難指示のみを発令する。	

(イ) 発令対象区域

津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とするが、津波は局所的に高くなる場合もあること、また想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性も留意する必要があるため、避難情報の受け手である居住者等の理解のしやすさ及び避難情報発令から伝達までの迅速化の確保の面から、対象区域がある各地域センターの管内区域を単位として発令対象区域を設定する。

情報伝達においては、沿岸部の居住者等に対して、特に速やかな避難が必要である旨を付加する。

(3) 避難情報の解除基準

当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除する。浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

3 津波浸水想定図及び津波災害警戒区域図の活用

市は、県が平成28年10月31日に公表した津波浸水想定図（第2版）及び平成29年3月31日に公表した津波災害警戒区域図を活用して、津波発生時に迅速な避難誘導等を行う。

4 緊急安全確保措置の判断に関する関係機関の助言

市長は、緊急安全確保措置の判断に際して、長崎地方気象台及び県に助言を求めることができる。（災害対策基本法第61条2）

5 避難所開設の報告

市は、避難所を開設したときは、県へ報告する。報告事項は、次のとおりとする。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人数
- ウ 開設予定期間

6 帰宅困難者等の対策

(1) 観光客対策

市は、観光施設やホテル等の管理者が、観光客等の避難誘導を適切に行えるよう、啓発、指導を行う。また、観光施設等の管理者と連携して観光客等に地震・被害情報の提供、交通機関及び道路等の復旧情報、地域の避難所情報、宿泊場所のあっせん等に努める。

(2) 帰宅困難者対策

交通機関の途絶等により発生することが予想される帰宅困難者及び徒歩帰宅者の安全確保及び帰宅支援に関して次のような対策を講じる。

- ア 交通機関の運行状況や道路の被害状況等に関する情報の提供
- イ 事業所に対して従業員の無理な帰宅の抑制、事業所建物への在留者に対する食料や飲料水の備蓄、就寝場所の提供等の支援を指導
- ウ 協定の締結によりホテル、旅館及び店舗等の施設に対して、徒歩帰宅者への食料、飲料水、トイレ、休憩場所、情報等の提供等の支援を要請

第8節 救助活動計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第8節」を準用する。

第9節 災害救助法適用計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第9節」を準用する。

第10節 社会秩序を維持する活動

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第10節」を準用する。

第11節 食糧供給計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第11節」を準用する。

第12節 生活必需品等供給計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第12節」を準用する。

第13節 給水計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第13節」を準用する。

第14節 医療・助産・保健計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第14節」を準用する。

第15節 防疫計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第15節」を準用する。

第16節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第16節」を準用する。

第17節 障害物除去計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第17節」を準用する。

第18節 遺体の捜索及び収容埋火葬計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第18節」を準用する。

第19節 清掃計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第19節」を準用する。

第20節 輸送計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第20節」を準用する。

第21節 交通応急対策計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第21節」を準用する。

第22節 文教応急対策計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第22節」を準用する。

第23節 幼稚園・保育所等応急対策計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第23節」を準用する。

第24節 民間団体協力計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第24節」を準用する。

第25節 相互応援協力計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第25節」を準用する。

第26節 避難行動要支援者対策計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第26節」を準用する。

第27節 ボランティア活動計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第27節」を準用する。

第28節 労働供給計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第28節」を準用する。

第29節 消防計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第29節」を準用する。

第30節 自衛隊派遣要請計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第30節」を準用する。

第31節 公安警備計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第31節」を準用する。

第32節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第32節」を準用する。

第33節 ガス施設災害応急対策計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第33節」を準用する。

第34節 水道施設災害応急対策計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第34節」を準用する。

第35節 下水道施設災害応急対策計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第35節」を準用する。

第36節 通信施設災害応急対策計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第36節」を準用する。

第37節 交通施設災害応急対策計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第37節」を準用する。

第38節 長崎県防災ヘリコプター派遣要請計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第38節」を準用する。

第39節 家畜の保護・管理計画

この計画は、長崎市地域防災計画「第3章第39節」を準用する。

第5章 大規模事故対策計画

第1節 計画の目的・対象及び活動体制等

＜防災危機管理室＞

市は、大規模事故災害が発生した場合の対策に関し、目的と対象を明らかにし、そのための活動体制及び初動時の情報連絡について定めることにより大規模事故による被害から市民等の生命、身体、財産等の保護に努める。

1 計画の目的

都市化の進展、産業の高度化、交通輸送の高速・大量化等により、産業施設や交通機関における事故が大規模な被害を発生させるおそれが高まっている。このような大規模事故が発生した場合への対策に関しては、地震や風水害対策とは異なり、それぞれの事故特有の対応が必要となることも少なくない。そのため大規模事故が発生又は発生のおそれがある場合に対応するため、大規模事故対策計画として別に計画を定めることにより、大規模事故による被害から市民等の生命、身体、財産等を守ることを目的とする。

2 計画の対象

本計画において、計画対象として記載する大規模事故は以下のとおりである。

各種事故対策	事件事象の例
第2節 大規模火災対策	市街地大火
第3節 危険物等災害対策	工場における化学物質による爆発
第4節 長崎地区油災害対策	船舶の衝突事故又は座礁による油流失
第5節 海上災害応急対策	船舶の衝突事故
第6節 鉄軌道災害対策	①脱線事故 ②列車同士の衝突事故
第7節 道路災害対策	①トンネル内の多重衝突事故 ②危険物漏えいを伴う事故 ③トンネル内の落盤事故（天井板等の落下も含む）
第8節 原子力災害対策	①原子力発電所における重大事故による放射性物質の漏えい・拡散 ②放射線取扱施設における事故等による放射性物質の漏えい・拡散
第9節 不発弾等の処理対策	①工事現場等における不発弾の偶発的な発見 ②海域における不発機雷の発見

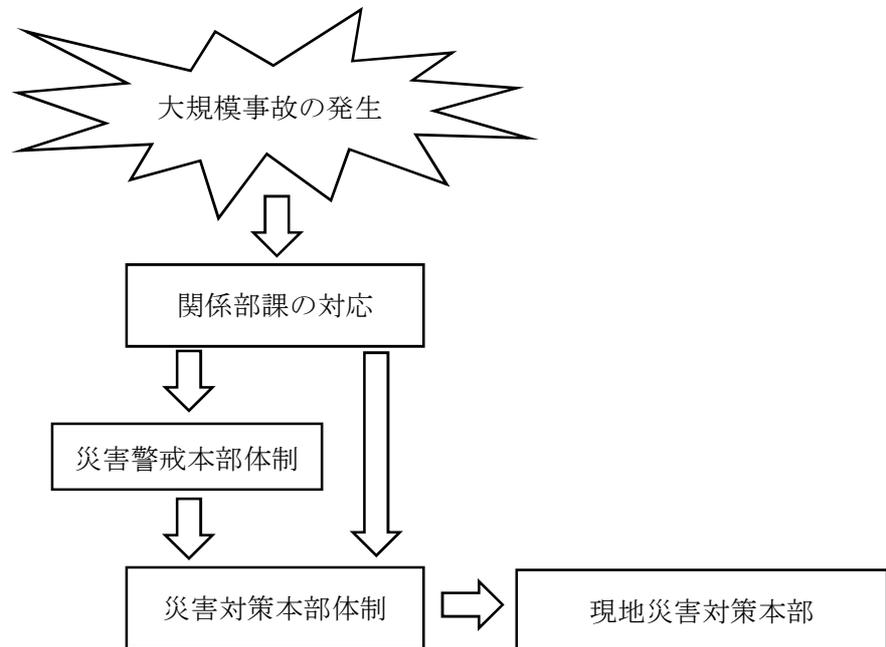
しかし、上記以外にも形態や要因の異なる大規模事故や、複数の事故が複合して発生し大規

模な事故となる場合等も十分予想されることから、上記の対策及び風水害等応急対策計画、震災応急対策計画等を適宜準用して対応する。

3 活動体制の考え方

大規模事故対策における活動体制については、大規模事故の発生を覚知した段階で市の関係部課の対応とともに、事故の規模や様態等により、市長は災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、大規模事故に対応する。特に災害警戒本部を設置した場合は、大規模事故の発生状況等に応じて、災害対策本部に移行する等事故の状況に対して適切な対応に努める。また大規模事故の状況によっては、現地災害対策本部を設置し、事故当事者や各防災関係機関等と密接に連携して対応に当たる。

活動体制の移行の流れはおおむね次のとおりである。



第1図 活動体制移行の流れ

4 大規模事故における動員計画

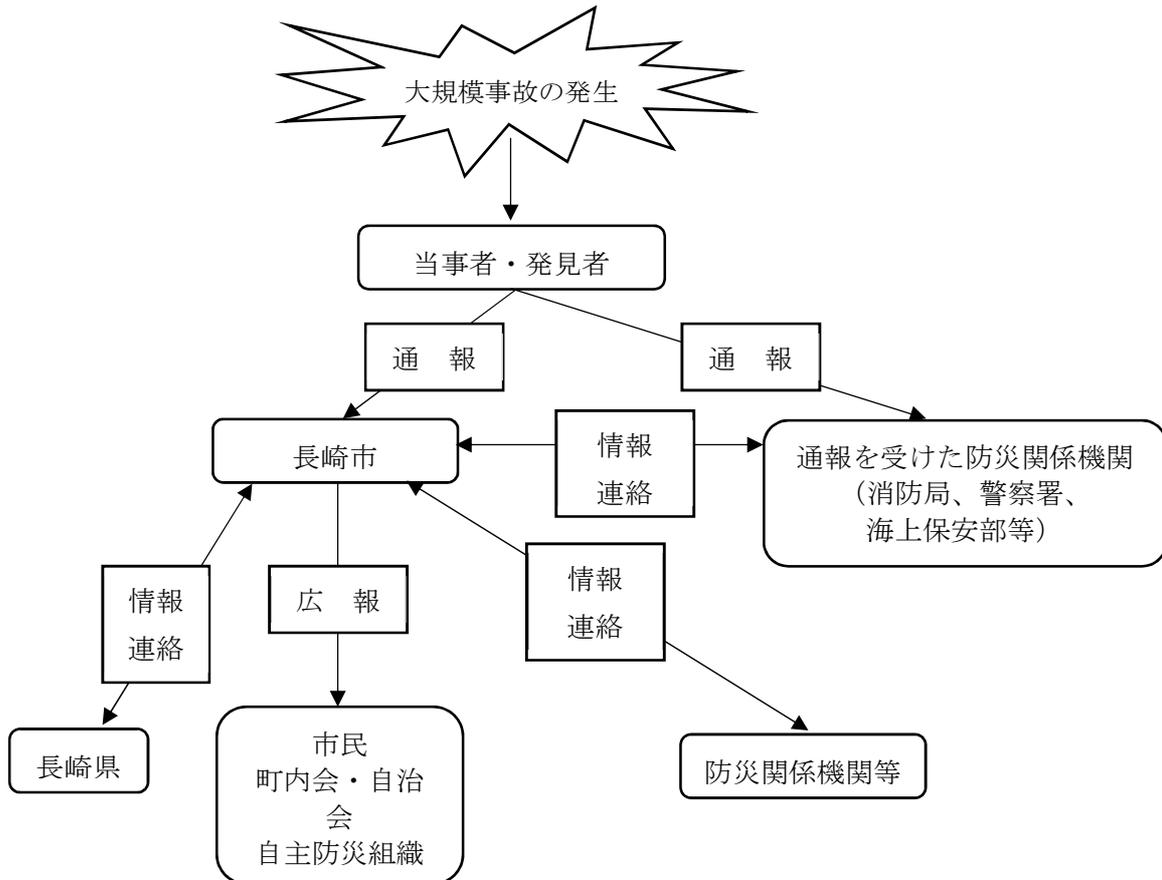
本市において大規模事故の発生が予想される場合、又は発生した場合において、事故対応を迅速かつ的確に実施するための職員の配備体制については、その状況に応じて柔軟な体制を構築するよう、市長が判断する。

具体的な動員計画については、事故発生当初は情報収集のための災害警戒本部の立ち上げに必要な職員を動員し、事故による被害の拡大に応じて、災害対策本部に移行し、事故対応を行うために必要な職員を順次動員していくものとする。動員の規模に関しては、災害警戒本部や災害対策本部の配備体制を準用するものとする。災害対策本部、災害警戒本部、現地災害対策本部の動員に関する詳細については、第3章 風水害等応急対策計画を参照のこととする。

5 初動時の情報連絡の流れ

大規模事故の発生により、その事故の当事者又は発見者が、市、警察署、消防局、海上保安部等の防災関係機関のいずれかに通報し、その情報を市、防災関係機関の間で情報連絡を行うことで、市は事故の発生を覚知することとなる。その後は医療機関等も含めた防災関係機関や長崎県等に事故に関する情報連絡を行う。市民や町内会・自治会、自主防災組織等に対しても、事故に関する情報や、場合によっては緊急を要する避難に関する情報の広報を行う。

大規模事故における初動時の情報連絡の流れについては、おおむね次のとおりである。



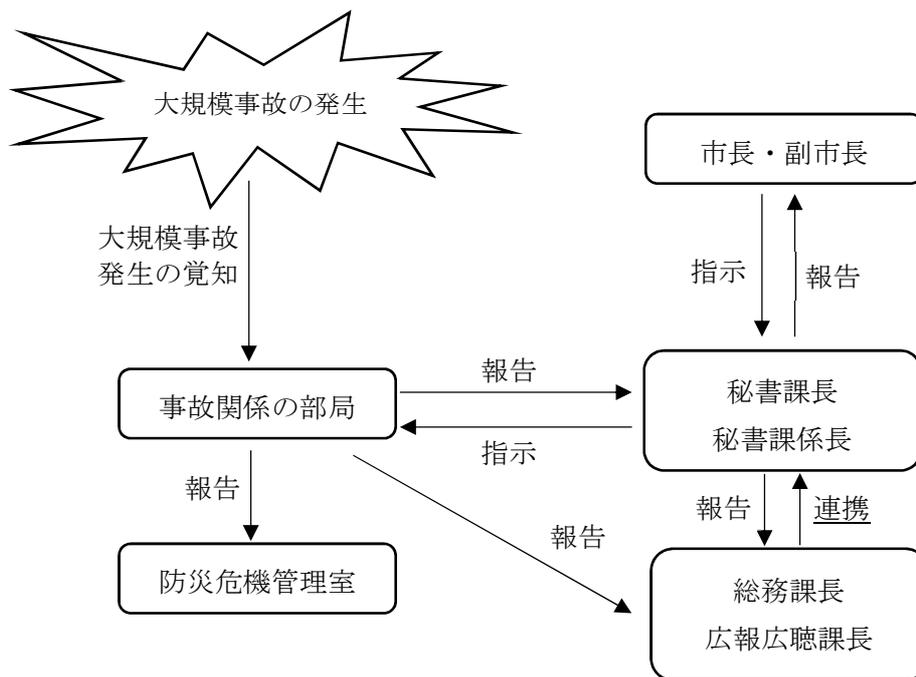
第2図 初動時の情報連絡の流れ

6 庁内における情報連絡

(1) 事故発生に関する報告の流れ

大規模事故発生を防災危機管理室が覚知し次第、第3図の流れにて市長に報告を行い、事故の規模・様態に応じた市の対応の体制についての指示を受ける。また庁内の各部局長、各部課の庶務担当にも連絡を回し、必要に応じて各部課における事故対応の体制を整える。

庁内の初動時の事故発生に関する情報の報告の流れは次のとおりである。



第3図 事故発生に関する報告の流れ

(2) 初動時における事故に関する情報収集・連絡等

事故発生初動時においては、事故の種類によって事故の発生現場又はその原因を所管する部局が中心となり情報を集約する。防災危機管理室は事故情報を関係部局及び防災関係機関等より幅広く入手し、必要に応じて県や防災関係機関に報告・情報提供を行う。

事故の状況を把握するために以下のような情報を中心に収集する。

- ア 事故の発生現場
- イ 事故の当事者の連絡先
- ウ 事故の内容
- エ 事故対応上、特に注意を要する点
- オ 市民等への被害（人的被害、建物被害等）
- カ 事故による影響からの避難の必要性及びその範囲
- キ 交通等への被害・影響
- ク その他

情報通信の手段等に関しては、第3章 風水害等応急対策計画又は第4章 震災応急対策計画を参照のこと。

第2節 大規模火災対策計画

＜防災危機管理室・総務部・消防局＞

＜基本方針＞

密集市街地における延焼火災や高層建築物における高所火災等市街地における大規模火災の発生に対して、市、防災関係機関が密接に連携して、情報連絡、消防活動、救助・救急活動、避難対策等を実施することにより、市民の安全・安心を確保する。

1 応急対策計画

市は、火災の発生状況に応じて、職員の参集、情報収集連絡体制の確立を図り、必要に応じて火災発生現場に現地災害対策本部を設置し、迅速な対応が図れるように努める。また、市は警察署・医療機関を中心に防災関係機関と緊密な連携を図る。

(1) 情報の収集・伝達

市は、火災の発生状況、人的被害、物的被害の発生状況等、防災関係機関等の活動状況について「第1節 計画の目的・対象及び活動体制等」の6の(2)により国の即報基準にのっとり情報収集・伝達を行うこととする。収集した情報は随時取りまとめるとともに、必要に応じて「第1節 計画の目的・対象及び活動体制等」の5により県や防災関係機関等に連絡する。

また、市はあらかじめ、市内の延焼のおそれがある密集市街地や、高層建築物の実態や消防設備の設置状況等を把握し、大規模火災発生時の対応について検討しておくように努める。

(2) 消防活動

密集市街地の延焼火災や高層建築物の高所火災では、通常の火災より人命の危険性や消火・救助活動の困難性が非常に高いことから、消防局は、火災の発生状況を速やかに把握するとともに、火災の状況に応じた消火活動を行う。

また、市はあらかじめ延焼のおそれがある密集市街地を中心に防火水槽等の消防水利の整備に努める。高層建築物の火災に対しては、高所の火災に対応するための資機材や装備の充実に努める。

(3) 救助・救急活動

市は、人的被害の発生状況についての迅速な情報収集に基づき、救助・救急体制を確立する。また必要に応じて、国、県、他の市町、関係機関等の協力を得て、救助・救急活動体制の強化を図る。

消防局は、救助・救急活動のための資器材を確保し、迅速かつ効率的な救助・救急活動を行い、必要に応じて関係機関と連携してトリアージを実施するとともに、傷病の程度によって医療機関への搬送を実施する。

医療機関は、負傷者の受け入れ態勢を確立し、重傷者への高度医療の提供等に対応する。

また患者が特定の病院に集中することのないよう、他の医療機関等と緊密な情報連絡を図る。

(4) 避難対策

市及び警察署等は、火災発生時において、人命の安全を第一に、適切な避難誘導を行い、人的被害の拡大の防止に努める。特に高層建築物の高所火災では、建物内からの避難が困難であることから、安全確保及びパニックの防止等に十分配慮する。

避難誘導に当たっては、火災の発生、延焼状況、その他被害の発生状況を勘案し、安全な避難経路及び避難場所を選定し、避難の対象者に対しての情報提供を行う。

市は、密集市街地の延焼火災により多数の市民が住家を焼失した場合等必要に応じて、避難所の開設を行う。

(5) 応援要請

市は、他の市町に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し報告する。

ア 火災の種別

イ 火災の状況

ウ 気象関係

エ 今後の判断

オ 応援消防力及び必要資機材

カ その他の必要事項

なお、報告要領については電話、電送等適宜の方法により実施することが出来る。必要に応じて近隣の他市町に対して、相互応援協定に基づく消火活動の応援要請を行う。

また、必要に応じて県に対して、広域航空消防応援要請を行う。

第3節 危険物等災害対策計画

＜長崎海上保安部・長崎県警察本部・消防局・防災危機管理室
・西部ガス(株)・危険物等取扱事業者＞

＜基本方針＞

石油類、火薬類、高圧ガス、危険物等輸送車両等が関連する災害に対して、危険物を取り扱う事業者や輸送業者が安全に最大限配慮するとともに、市、防災関係機関が密接に連携して、消火活動や市民の避難対策等を推進し市民の安全・安心を確保する。

1 石油類対策

(1) 施設の責任者が行う措置

石油類を扱う施設の責任者は、次の措置を講ずる。

- ア 施設毎に防災計画を策定し、災害発生に備える。
- イ 施設毎に従業員による自衛消防隊を編成し訓練する。
- ウ 常日頃から消防機関と連絡を密にし、報告・連絡系統を整備する。
- エ 火災、爆発等に備え、住民の避難路、避難地等を定め周知する。
- オ その他必要な措置をとる。

(2) 市等が行う措置

災害の規模、様態に応じて、市は県と協力して、地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもと次の応急措置を講じる。

ア 災害情報の収集及び報告

消防局は、被災現場に職員を派遣する等により被災状況を適切に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の通報を行う。

イ 救急医療

当該事業者、消防局、県、医療機関は連携して負傷者等の救出、救護業務を実施する。長崎海上保安部、警察署等は、これに協力する。

ウ 消防活動

消防局は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

市は、警察署等と協力して、避難のための立ち退きの指示、避難誘導及び避難所への収容を行う。

オ 交通対策

道路管理者、警察署、海上保安部は、災害時の交通の安全を図り、避難や緊急輸送を確保するために、被災地域並びに海上における交通対策を実施する。

2 火薬類対策

(1) 施設の責任者が行う措置

火薬類を扱う施設の責任者は、次の措置を講ずる。

- ア 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になった場合において時間的余裕がある場合には、火薬類を早急に安全な地域へ移動させる。なお、このような場合には、見張人を付け盗難等事故防止に努める。
- イ 搬送が困難な場合には、火薬類を水中等に沈める等臨機応変な安全措置を講ずる。
- ウ 火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部に対しては注水、泥土の塗付等防火措置を講じ、必要に応じて付近住民に避難の警告を行う。
- エ 吸湿、変質、不発、半爆等により著しく原性能若しくは原形を失い又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は早期に廃棄する。

(2) 市等が行う措置

災害の規模、態様に応じて、市は県と協力して地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもと次の応急措置を講じる。

ア 緊急通報

通報を受けた市等の防災関係機関は、状況に応じて関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

消防局等の防災関係機関は、当該事業所と連携して、火薬類の性質に基づいた応急措置を講ずる。

ウ 避難

市は、警察署等と協力して、避難のための立ち退きの指示、避難誘導及び避難所への収容を行う。

3 高圧ガス対策

関係機関は、高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、次の応急措置を講ずる。

(1) 施設の責任者が行う措置

高圧ガスを扱う施設の責任者は、次の措置を講ずる。

- ア 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、製造又は消費設備内のガスを安全な場所へ移動し、又は大気中に放出する等の応急措置を行うとともに、作業に必要な最小限の要員を残し他の作業員は退避させる等安全措置を講ずる。
- イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、容器を安全な場所へ移動させる等応急措置を早急に講ずる。
- ウ 万一応急措置を講ずるいとまがないときは、機を失することなく従業員又は付近の住民に退避するよう警告するとともに関係機関へ通報し協力を要請する。
- エ 充てん容器が損傷し又は火災を受けたときには、充てんされている高圧ガスを廃棄処分し、又は容器を水中若しくは地中に埋める等応急措置を講ずる。

(2) 市等が行う措置

災害の規模、態様に応じて、市は県と協力して地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもと次の応急措置を講じる。

ア 緊急通報

通報を受けた市等の防災関係機関は、状況に応じて関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

消防局等の防災関係機関は、当該事業所と連携して、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた応急措置を講ずる。

ウ 避難

市は、警察署等と協力して、避難のための立ち退きの指示、避難誘導及び避難所への収容を行う。

4 危険物等輸送車両の事故対策

(1) 輸送業者が行う措置

輸送業者は、事故により流出した危険物等の拡散防止及び除去作業を行うとともに、消防等の防災関係機関による適切な防除活動を行われるようにするため、消防局に対して積載物等の名称、量、事故時における必要措置等を伝達する。

(2) 市等が行う措置

災害の規模、態様に応じて、市は県と協力して地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもと次の応急措置を講じる。

ア 流出した危険物等の拡散防止及び除去作業

道路管理者及び消防局は流出した危険物等の拡散防止及び除去等の防除作業を実施する。

イ 交通規制

道路管理者及び警察署は、被害の拡大及び二次被害発生の防止のため交通規制を実施する。

ウ 避難及び広報

市及び警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件を考慮して、周辺地域住民への被害拡大を防止するため、地域住民等に対して避難指示及び立入禁止区域の指定等、必要な措置を講じる。

市は、迅速な避難のために流出した危険物等に関する情報及び必要な対策等を広報するものとし、必要に応じて市民からの相談窓口の設置等不要な混乱防止に努める。

5 危険物等積載船舶等の応急対策

石油類等の危険物、その他特殊貨物積載船舶等の特殊火災に際しては、海上保安部では、化学消火及び流出油の拡散防止等の措置をとり、消防局その他の関係機関と協力し、災害拡大、延焼防止に努める外、必要に応じ危険物積載船舶の移動を命じ、船舶交通の制限又は禁止を行い、危険物荷役の制限又は禁止等の措置をとる。

第4節 長崎地区油災害対策計画

＜長崎海上保安部・長崎県・長崎県警察本部・各総合事務所・消防局＞

＜基本方針＞

長崎県南部地域の海域において、油や有害液体物質の流出による汚染等の災害が発生した場合、防災関係機関は、迅速に油等の回収活動を実施し、汚染拡大防止や汚染による二次被害の軽減を進めることにより、市民の安全・安心の確保及び海域の環境保存を図る。

1 長崎地区における油災害への対応

日本におけるエネルギー源としての石油は、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故の影響等により、今後も重要な地位にあり、大量の油類が頻繁に運ばれ荷役されている。

これらのタンカーが、もし港内で衝突、火災等の事故を起こせば、当該船舶は勿論、流出油による火災や汚濁の被害はさらに拡大し、単に港内のみに止まらず陸上施設や付近住民にも甚大なる被害をもたらす大惨事にもなりかねない。

長崎港においても危険物搭載船の出入は厳しく、船型も大型化していく傾向にあり、さらに地形的に袋小路のように当港の立地条件では、一旦事故が発生すれば、この種の事故のもつ広拡性と多様性による被害は計り知れないものがある。到底単一の救助機関で処理するものではなく、広く関係官公民の総力を結集して防災に対処しなければならない。そのため、各関係機関において実施する対策を以下に示す。

なお、大量の排出油事故にも対応できるよう、主として長崎湾内に限定していた従来の長崎地区油災害対策協議会を改め、対象海域を、長崎港を含む長崎県南部に拡大化した「長崎県南部排出油防除協議会」が、平成11年12月各関係機関において設立され、平成19年9月には実施事項を有害液体物質にも広げ、名称を「長崎県南部排出油等防除協議会」に改名している。

2 予防対策

(1) タンカー等乗組員の予防対策

ア 港内における操船は慎重を期し、海上衝突予防法、港則法等を遵守する。

イ 入出港、接岸等は有資格者といえども極力水先人を乗船させる。

ウ 入出港、接岸作業・荷役作業中は保安要員を配置し、有事即応の体制をとる。

エ 機関、航海機器は何時でも使用できるよう完備しておく。また、荷役中は、緊急曳航に備え先端にブイを付した曳索を前後部甲板から海面近くまで垂下しておく。錨泊中は、さらにジョイニングシャックルを甲板上に繰り出しておき、何時でも切断できるようにしておく。

オ 防災用資器材は十分余裕をもち、災害の初期に被害を局限できるよう保有しておく。

カ 乗組員の喫煙、裸火、工具、電気機器、残留ガス、外来者等に対する日頃の注意義務を徹底させ、防災訓練の励行に努める。

- (2) 石油等関連業者の予防対策
 - ア 油類の大量取扱がいかに関係するかを十分認識し、無事故を営業の基本方針とする。
 - イ 安全対策のため、法定の限度内の責務を果たすだけでなく積極的に保安施設の拡充、防災用資器材の備蓄に努める。
 - ウ 安全に対する調査研究に努め、貯蓄タンク、配管装置、防火壁、防油堤、荷役岸壁等につき防災上必要な点検改善を図る。
 - エ 従業員に対し、危険物取扱者としての教育、訓練を励行する。
 - オ 企業者間で協力して、共同防災体制の強化を図る。
 - カ 石油基地等に出入するタンカーの動静を把握し、接離岸状況、荷役状況を常に監視し保安上必要に応じ船側に助言する。
- (3) 海上保安部の予防対策
 - ア 港内における航法の指導を図り、航路付近の漁労の制限、港則法の励行等取締りを強化し、大型船の出入港に際しては、必要に応じ巡視船艇により航路の誘導警戒を実施する。
 - イ 所属船艇の整備強化を図ると共に、防災用資器材の整備に努める。
 - ウ 防災活動を的確に実施するため、関係資料を集め、運用面、技術面の調査研究に努める。
 - エ 運航業者、油槽所荷役業者に対し、船舶及び荷役岸壁付近の防災設備、防災資材の整備強化に関し行政指導に努める。
- (4) 消防局、長崎県警察本部の予防対策

消防局及び長崎県警察本部は前項(3)の予防対策について、それぞれの分野に応じてこれに協力する。

3 応急対策

- (1) 情報収集及び関係機関への速報

船舶、あるいは臨時油槽所等から事故が発生した場合は、「第1節 計画の目的・対象及び活動体制等」の6の(2)により情報収集を行い、救助機関・消防機関へ速報するとともに「第1節 計画の目的・対象及び活動体制等」の5により隣接協力機関及び関係機関へ連絡する。(別図1)
- (2) 人命救助

事故発生初期における乗組員あるいは現場作業員による防火、防油作業は、極めて重要であるが、もはや初期防火の効果がないと判断されたときや、沈没のおそれがある場合は、各救助機関は機を逸せず人命の救出作業を実施する。

事故現場に接近できないとき、船舶の場合は、もやい銃を使用して、ゴムボートあるいは救命艇を送り込む。また、負傷者に対して救急車、病院の手配を行う。
- (3) 油の流出防止

船舶の場合も、油槽所の場合も応急防油蓆により破口部を閉鎖する。

乗揚事故の場合には、無理な引き下しは油の流出を助長するので、許す限り積油を処理

した上で船体の引き下しを行う。

(4) 安全な場所への移動

事故船舶は極力港外へ曳き出すか、岸壁けい留中の船は、まず沖出し、安全な場所へ移動させる。油槽所から油が流出した場合は、破損タンクの積油を、速やかに他の安全な油槽所へ移動する。

(5) 流出油の拡散防止

オイルフェンスで防止することになるが、市販のオイルフェンスのほか、原木、ドラム缶、送泥管フローター等を利用して油を取りまいて拡散を防止する。

輸送準備、曳船の手配、展張作業を短時間に完了しなければならない。

ドラム缶等を利用する場合は、さらに作成に多数の作業員と作成時間を要する。ドラム缶は爆発をさけるため、フタを取り除く。

(6) 搭載油の抜取り、移蔵作業

搭載油を遭難船から分離することは、災害の拡大防止上極めて重要であるので、極力大型の瀬取りタンカーで残余の油を抜取り転載する。瀬取りタンカーバージの手配計画もあらかじめ立てておく必要がある。

(7) 流出油の回収及び処理

流出油は極力濃度の濃いうちにポンプ船で吸収回収する。回収不能の油は油吸収剤（オイルアブソーバ）等を利用して除去する。

このため、オガ屑、むしろ、灰等が代用できる。また、油を処理するには、油処理剤を使用して乳化分散、あるいは沈殿を図る。この作業には噴霧放射装置のある船艇が必要で、処理すべき油量のおよそ1/5が必要量である。

(8) 消火作業

ア 油火災は大量の化学消火剤を同時使用しなければ効を奏しないので、高性能の化学消防艇（車）を必要とする。

イ 油火災は猛烈な黒煙と輻射熱を伴い、また引火性ガスの拡散により爆発の危険があるので、作業員は防火ガスマスクを着装し風向きを考慮して、自ら引火の原因を作ることのないよう十分注意しなければならない。

ウ 燃焼温度は約2,000度の高温となるので、消火作業と同時に船体全体にわたって、海水を多量に放水し冷却に努めなければならない。また、流出油の海面火災には化学消火剤が効果的であり、周辺より手早く消火作業を行う。但し、化学消火剤を使用する際は、各救助機関が保有する消火剤の特性を把握し、消火剤の機能を損なわないように留意する。

エ 消火剤、油処理剤等は間断なく現場へ輸送されなければならない。備蓄場所から消防艇への運搬船の手配、販売店から陸送手配、積込みに便利な集荷場所の選定、必要に応じ容器の準備等もあらかじめ講じておく必要がある。

(9) 現場との通信

港内の火災現場や油の流出現場の陸上機関との連絡には、無線電話、船舶電話、ボデートローキトランシーバー、拡声機、手旗等をフルに活用する。

(10) 港内の安全確保

油による事故は、その流出、引火性ガスの拡散等により、第二の災害を誘発するおそれがあるので、港長は必要に応じ船舶の移動命令、航行制限又は禁止の措置をとる。

(11) 陸上の安全確保

火災船が接岸中の場合や、火災船の風下側にある付近岸壁は、延焼引火等の危険があるので消防局、警察署、海上保安部等関係機関は、海陸両方から火気警告を呼びかけ、必要に応じ住民の避難を勧告する。

(12) 一般への周知

一般船舶、住民に対しては、安全通信、広報車、報道機関等を通じ、事故の状況、注意事項等を放送する。

(13) 現地防災本部の設置

事故が拡大し各関係機関が出動した場合は、現地防災本部を設置し、互いに連絡、協力して事故の拡大防止に当たる。

(14) 災害対策本部の設置要請

事故の規模が大きく、救助機関・消防機関のみでは処理が困難で災害が広く港内、陸上に波及するおそれがあるときは、本対策協議会の名において、長崎市及び長崎県に災害対策本部の設置を要請する。

4 防災体制の確立

(1) 防災資器材の備蓄推進

化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の防災資器材は災害の規模によっては、大量に必要となるので、常時備蓄の推進を図り、有事の場合は各関係が相互にこれらを提供する。

関係機関の防災資器材の保有量は、「第2章第11節 防災活動用資器材の整備計画」別表3のとおりである。

(2) 応急作業の分担

油事故は人命救助を始め、遭難船の曳出し、消火作業、オイルフェンス作業、流出油の除去作業、処理作業、資材の補給、船舶、住民に対する警告等、応急作業は多岐にわたるので、あらかじめ各機関のとるべき作業の分担を決めておく。(別表1)

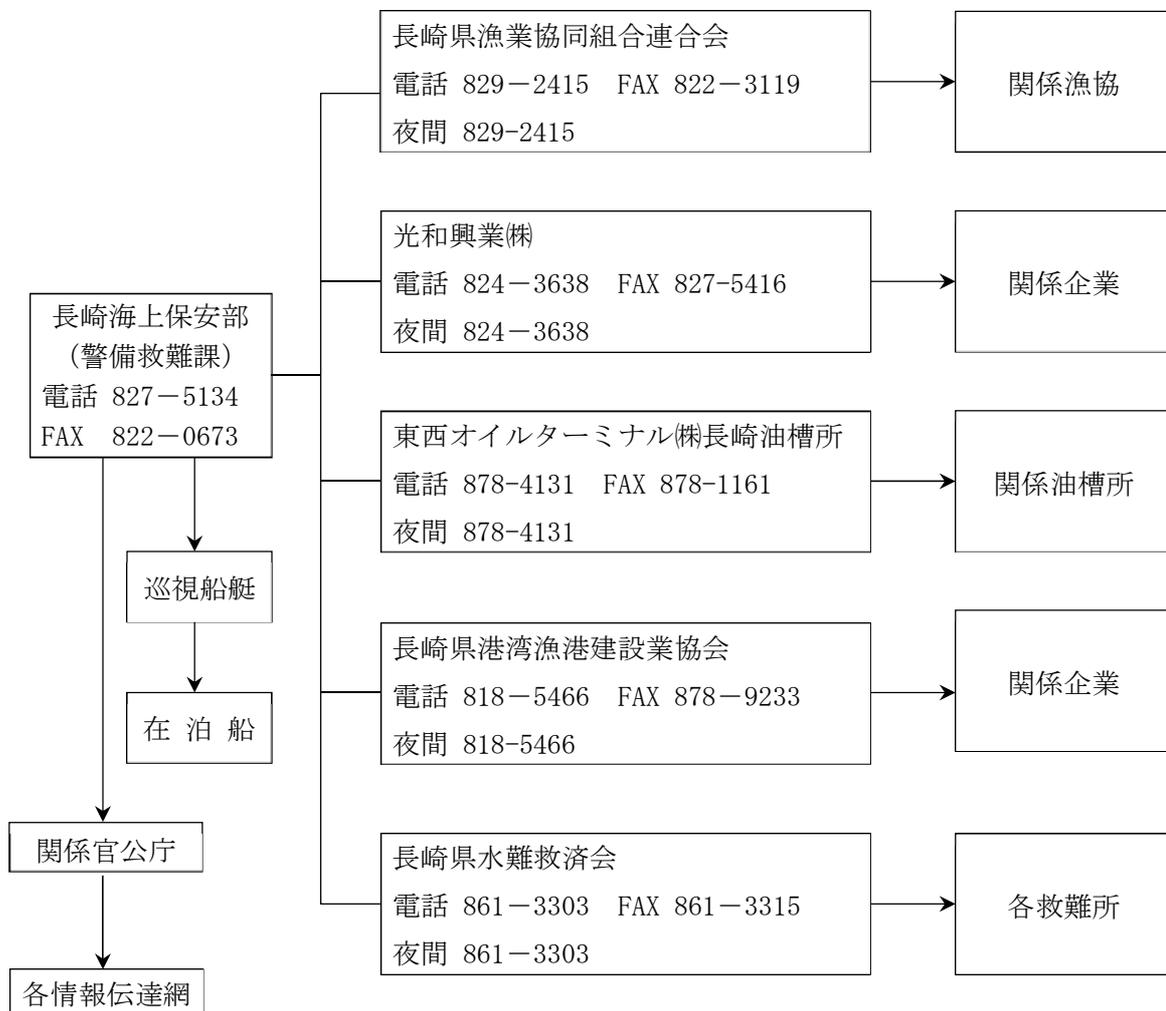
(3) 総合訓練

年に1回程度、関係機関による総合的な訓練を実施し、防災作業の練度を高め有事に備える。

別図1

連絡系統図

平成30年4月現在



別表1

応急作業分担表

実施機関 作業内容	タン カー 等	油 槽 所 等	海 上 保 安 部	市 消 防 局	関 係 警 察 署	長 崎 港 湾 漁 港 事 務 所	市 都 市 計 画 課	県 石 油 組 合	県 漁 協 連 合 会	三 菱 造 船 所	光 和 興 業
事 故 の 速 報	○	○	○	○	○			○	○	○	○
人 命 救 出			○	○	○						
負 傷 者 輸 送			○	○	○						
破 口 からの油流出防止	○	○									
事 故 船 の 沖 出 し	○		○			○				○	○
事 故 船 の 油 の 抜 取 り	○	○						○	○		
陸上事故タンクの油の抜取り		○						○			
オイルフェンス作業		○	○	○		○				○	○
応急オイルフェンス作成		○									
流出油の回収及び処理		○	○	○		○				○	○
消 火 作 業	○	○	○	○						○	○
船 体 冷 却 作 業	○		○	○						○	○
消火剤、油処理剤等の海陸輸送		○	○	○		○				○	○
現 場 と の 通 信 連 絡	○	○	○	○	○					○	○
港 内 の 安 全 措 置			○	○	○		○				
岸 壁 付 近 の 安 全 措 置			○	○	○	○	○				
一 般 船 舶 、 市 民 へ の 周 知			○	○	○		○				
現 地 防 災 本 部 の 設 置		○	○	○	○	○	○			○	
対 策 本 部 の 設 置				○		○					

第5節 海上災害応急対策計画

＜長崎海上保安部＞

＜基本方針＞

長崎市沿岸において海上災害が発生した場合、海上保安部が中心となり、港内の船舶及び港湾施設等における災害防止、流出木等からの海上交通の確保、港内又は沿岸における人命・船舶等の救助、海上の火災への消火活動等を進めることにより、市民の安全・安心を確保する。（なお、油の流出による海上災害に関しては、第4節により対応するものとする。）

1 非常体制の確立

災害が発生し、若しくは発生のおそれのある場合は、非常配備を発令し、必要あるときは海上保安部内に災害対策本部を設置する。

(1) 非常配備

ア 職員を非常呼集し、非常配備につかせる。

イ 通信配備を強化し、関係部内通信所間における通信連絡を統制し、部外通信施設との間に非常無線体制を整える。

ウ 各種情報の収集・交換・分析を行い、気象、海象、被害、治安、各機関の活動等を把握する。

エ 長崎市災害対策本部、その他の防災機関との連絡を緊密にして相互協力を図る。

オ 巡視船艇の緊急出動体制を整え、必要あるときは、他の海上保安部署及び航空基地から巡視船艇及び航空機の派遣要請をなす。

カ 一般船舶の動静を把握し必要ある場合は、避難勧告、航路の変更、出入港の制限の措置をなす。

(2) 対策本部

緊急非常の事態に際して必要がある場合は、対策本部を設置し、処理体制の強化を図る。

2 情報の収集、伝達

災害に関する情報の収集及び伝達を次により実施する。

- (1) 長崎市災害対策本部及び防災関係機関との連携を緊密に保持して、「第1節 計画の目的・対象及び活動体制等」の6の(2)により災害に関する情報の収集交換を行う。収集した情報は随時取りまとめるとともに、必要に応じて「第1節 計画の目的・対象及び活動体制等」の5により県や防災関係機関等に連絡する。
- (2) 巡視船艇、航空機、又は海上保安官を災害現場に派遣して情報を収集し関係先に伝達する。
- (3) 民間からの災害情報は、長崎市災害対策本部、その他関係機関に速報する。

3 警報等の伝達周知

船舶及び臨海諸施設等に対する警報等は、次により伝達し周知を図る。

- (1) 気象業務法による警報（高潮、津波各警報）
 - ア 航行警報の放送
 - イ 長崎港台風等対策情報伝達系統図により通報（別表1）
 - ウ 巡視船艇により巡回通報
- (2) 航路障害物の発生及び航路標識の異常
 - ア 航行警報の放送
 - イ 水路通報により周知
 - ウ 巡視船艇により巡回通報
- (3) 大量流出油等
 - ア 航行警報の放送
 - イ 排出油等防除協議会連絡網により通報

4 船舶等の対策

港内における船舶及び港湾施設等の災害防止について、次の対策を行う。

- (1) 災害が予想されるとき、長崎市災害対策本部及び長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所、その他の機関と連絡を密にし、関連情報の伝達、早期避難勧告、又は必要な指示を行い荒天準備の指導、避泊地への誘導、整理を行い、避難状況を把握する。
- (2) 必要と認めるときは、港内における船舶交通の制限、禁止、危険物荷役の制限禁止の措置をとる。

5 臨港施設等からの流出防止対策

台風、高潮、津波等により臨港施設等からの流出木等による海上交通の障害、その他二次的災害防止のため、次の対策を行う。

- (1) 流出防止の措置

荷揚げ場においては集積状況を確認し、災害発生が予想される場合は所有者に対し各所の補強、固縛、移動、曳船、トラック等の準備を指導勧告する。
曳船の現況は別表のとおりである。（別表2）
- (2) 流木等の除去措置

巡視船艇により応急措置を講ずるとともに、所有者による早期撤去を促進する。

6 船舶、人命の救助

港内、又は沿岸において遭難した人命、船舶、航空機等の救助、あるいは行方不明となった人命、船舶、航空機等及び陸上災害により海上に流失した行方不明者等の捜索は巡視船艇、航空機により速やかに実施する。

また、特定非営利活動法人長崎県水難救済会等の機関と連絡を密にし、船舶、人命の救助活

動を実施する。

なお、海上保安部及び所属巡視船艇の保有する救命具等は、「第2章 第11節 防災活動用資機材の整備計画 1 海上消防資器材等の備蓄」に掲げる別表のとおりである。(別表1)

7 消防対策

海上関係の火災に対しては、次のとおり実施する。

- (1) 船舶及び臨海施設等の消火については、消防機関と相互に協力して行う。
- (2) 巡視船艇・航空機により船舶、施設、人命等の消火、救出、救護活動を実施する。
- (3) 危険物積載船及び流出に伴う災害等の特殊災害（油の流出による海上災害に関しては、第4節により対応する）に際しては、化学消火、災害拡大延焼防止、又は海上流出、拡散防止措置に努めるほか消防、その他機関との相互協力を行い、また必要に応じた海上警戒区域、立入禁止区域の設定及び荷役の制限を実施する。

8 遺体の捜索並びに収容

海上保安部は、海上若しくは海上に及ぶ行方不明の遺体について、収容と死体調査を行い、遺族若しくは関係自治体の長に対し引継ぎを行う。

9 海上交通の安全確保

災害時における海上交通の安全確保のため、次の事項を実施する。

- (1) 船舶交通の障害となるおそれのある物件の分散、移動、固縛等を関係者に対し指導する。
- (2) 漂流物、沈没物、その他の航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急措置をとるとともに、その物件の所有者、又は占有者に対し除去を命じ、その他の地域にあっては除去の勧告を行う。
- (3) 水路の損壊、沈没物等のため、船舶の航行に危険があると思われる場合は、港内における船舶交通の制限、又は禁止を行う。
- (4) 水路が損壊し、又は水深に異常を生じたと思われる場合は、応急的な水路の測量及び警戒を行う。
- (5) 航路標識に障害を生じたときは、早期復旧に努め、応急標識の設置並びに周知を図る。

10 緊急輸送の実施

災害救援関係要員、物資、資材等の海上緊急輸送を巡視船艇により実施し、必要な場合は航空機により空輸、物資投下等を行う。

11 危険物の保安確保

災害時における危険物の保安については、関係機関と緊密な連絡をとり必要に応じ、次によ

りその保安を図る。

- (1) 海面に放射性物質等の危険物が流失した場合は、その付近の警戒を厳重にするとともに拡散防止、火災の発生防止、避難勧告等に努め、港内における船舶交通の制限、又は禁止を行い、その他の海域においては、船舶の進行の停止、航行経路の変更の指導を行う。
- (2) 港内における危険物積載船舶に移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (3) 長崎港においては、船舶の危険物荷役の制限、又は禁止を行う。
- (4) 海上に流失のおそれのある危険物については、予防措置を指導する。

12 治安の確保

災害に伴う海上における治安確保のため、長崎市災害対策本部及び警察署等との連絡を密にして、巡視船艇、航空機、又は海上保安官により各種犯罪情報の収集、犯罪の防止、捜査検挙あるいは暴動騒乱の予防、鎮圧その他治安維持に必要な措置を講ずる。

13 通信の確保

海上保安部署、巡視船艇、航空機の通信力を挙げて連絡を確保し必要ある場合は非常無線通信に協力して通信の確保を図る。

14 広報の実施

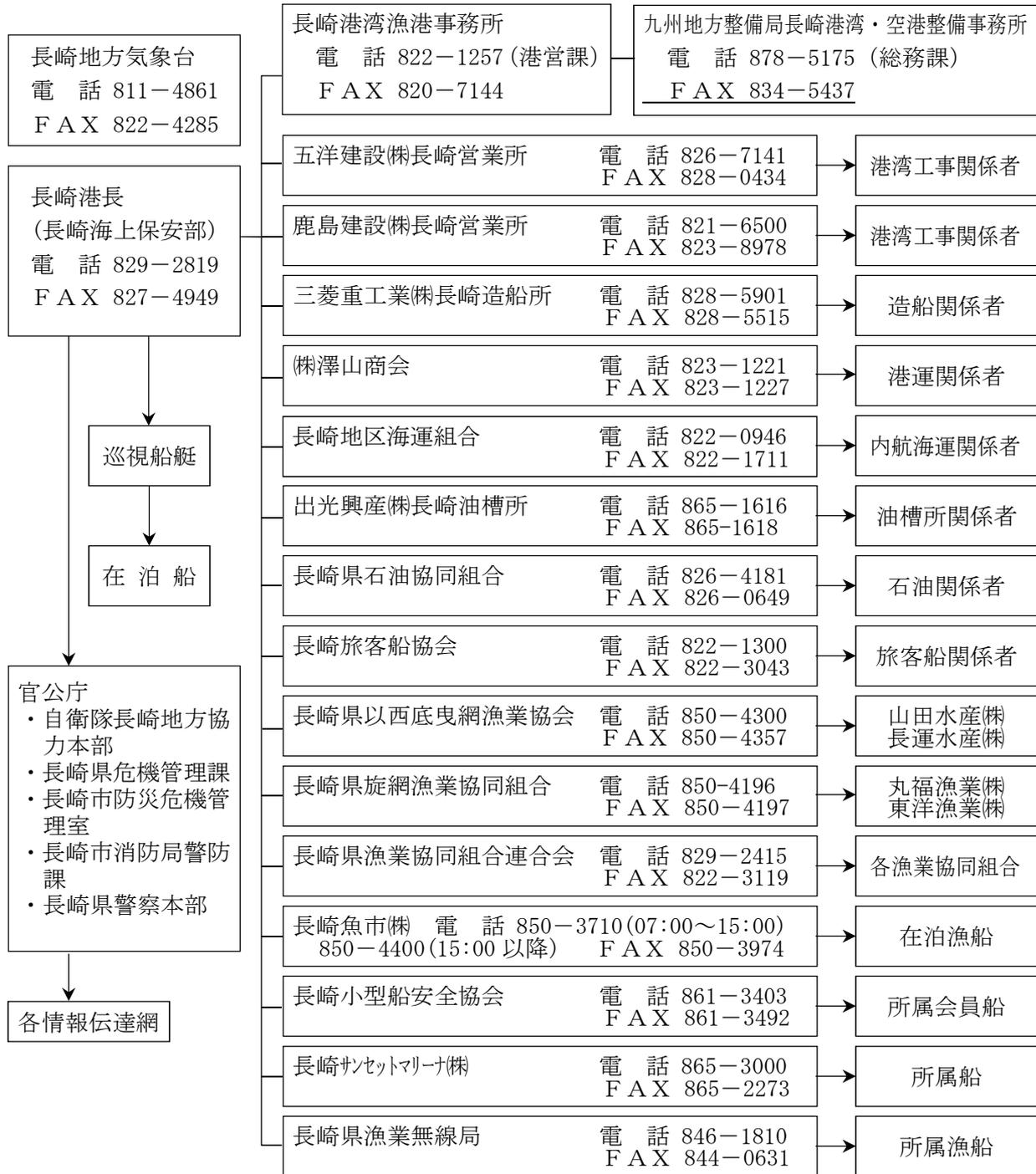
災害時においては、次により広報を行う。

- (1) 海事関係者に対しては、主として港湾の被害状況、航路障害物の状況及び海上保安庁の措置を警報の伝達方法に応じ周知徹底を図る。
- (2) 一般に対しては、民心の安定に重点を置き、災害、治安、応急措置の状況、防犯の指導、漂流物の取扱方法については、報道機関を通じて行う。

別表 1

長崎港台風等対策情報伝達系統図

平成 25 年 10 月現在



別表2

曳船の現況

会社名	船名	総トン数	機関出力
光和興業株式会社 電話 095-824-3638 FAX 095-827-5416	俊鷹丸	145.00トン	4,000馬力
	鶴翔丸	135.00トン	4,000馬力
	端鷹丸	179.00トン	4,000馬力
	白鷹丸	168.00トン	3,300馬力
	真名鶴丸	166.00トン	3,300馬力
	聖鳳丸	198.21トン	3,000馬力
	でじま	19.00トン	1,700馬力
	ひかり2号	10.00トン	600馬力
	ひかり3号	6.60トン	380馬力
洞海マリンシステムズ 株式会社長崎営業所 電話 095-827-2681 FAX 095-827-6603	挑洋丸	268.00トン	3,600馬力
	みずほ	212.00トン	3,600馬力
	新洞海丸	195.02トン	2,600馬力
	はやて	180.00トン	3,000馬力

注) この他、建設、造船、海運会社が所有している20トン未満の小型曳船、綱とり船が多数長崎港内在港している。

別表3

【長崎港危険物荷役岸壁一覧表】

- | | |
|-------------|-------------|
| ○伊藤忠燃料 | ○東西オイルターミナル |
| ○大東タンクターミナル | ○出光興産 |

第6節 鉄軌道災害対策計画

＜防災危機管理室・消防局・九州旅客鉄道(株)・鉄軌道機関・バス機関＞

＜基本方針＞

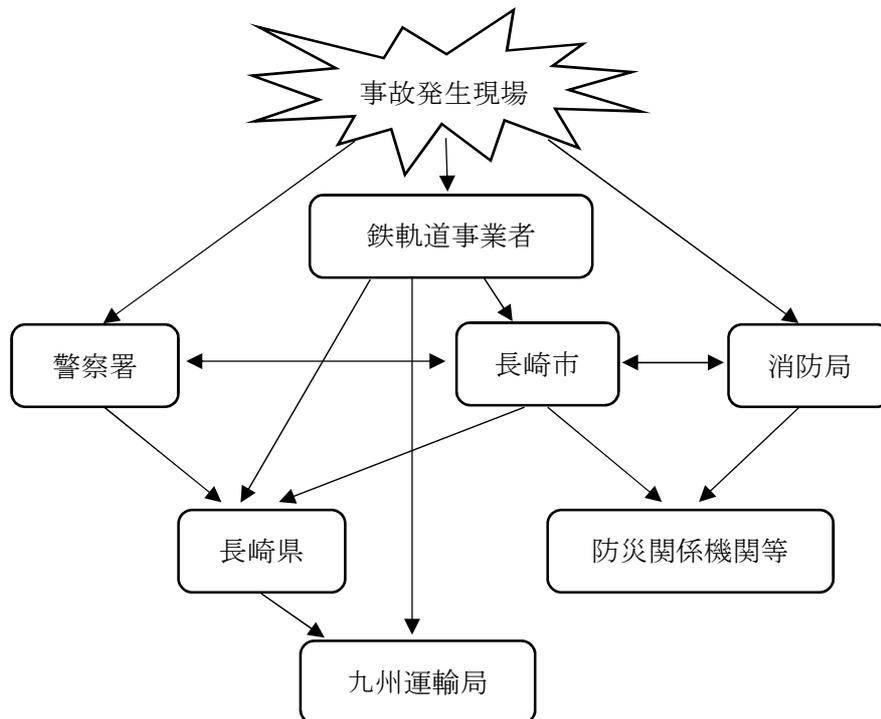
列車の脱線等の鉄軌道災害の発生時は、市・鉄軌道事業者・防災関係機関等が連携して応急活動を実施し、事故の拡大防止、鉄軌道の途絶による影響の軽減を図ることにより、市民の安全・安心を確保する。

1 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達

市は、事故発生の情報を受けた場合には、速やかに情報収集連絡体制の確立を図るとともに、「第1節 計画の目的・対象及び活動体制等」の6の(2)により情報収集を行い、災害対策本部等の設置等の必要な措置をとる。収集した情報は随時取りまとめるとともに、必要に応じて「第1節 計画の目的・対象及び活動体制等」の5により県や防災関係機関等に連絡する。

鉄軌道災害における情報の流れの概略は次のとおりである。



第4図 情報収集・伝達

(2) 消防活動

鉄軌道事業者は、事故により発生した火災の初期消火に努め、消防局等への通報を迅速に行い、火災の拡大防止に努める。

消防局は、火災の発生状況を把握するとともに、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

(3) 救急・救助活動

鉄軌道事業者は、直ちに消防局等への通報を迅速に行い、負傷者に対する、適切な処置を行う。

消防局は、負傷者の発生状況を把握するとともに、救急・救助活動のために必要な資機材を確保し、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。また、救助した負傷者については、速やかに医療機関に搬送するように努める。

医療機関は、市や消防局等と緊密な連携を図り、負傷者に対する医療活動を行う。

(4) 交通規制

警察署は、鉄軌道事業者、現場の警察官、他の防災関係機関等からの情報により、事故現場付近の交通状況を把握し、一般車両の規制等の交通規制を行うとともに速やかに緊急交通路の確保に努める。

(5) 避難対策

鉄軌道事業者は、事故発生直後、乗客等を付近の安全な場所に一時避難させる等、人命の安全を第一とした対応に努める。

市や警察署は、人命の安全を図るべく、適切な避難誘導に努める。避難の誘導に当たっては、避難経路や避難場所の情報提供に努める。

市は必要に応じて避難所の開設に努める。

(6) 二次災害防止対策

鉄軌道事業者は、事故発生直後、後続車両や対向車両等事故現場に接近する車両を一時停止させることにより二次災害を防止するように努める。また現場で活動している消防隊員や警察官等の活動の安全確保のために必要な措置を講じるものとする。

(7) 代替輸送対策

鉄軌道事業者は、鉄軌道の運休への対策として、他の路線での振替輸送、バスでの代行輸送等の代替交通手段の提供に努める。事故の発生していない他の交通機関は、可能な限り、代替輸送への協力を努める。

第7節 道路災害対策計画

＜防災危機管理室・長崎河川国道事務所・長崎県・各総合事務所・消防局・
西日本高速道路（株）＞

＜基本方針＞

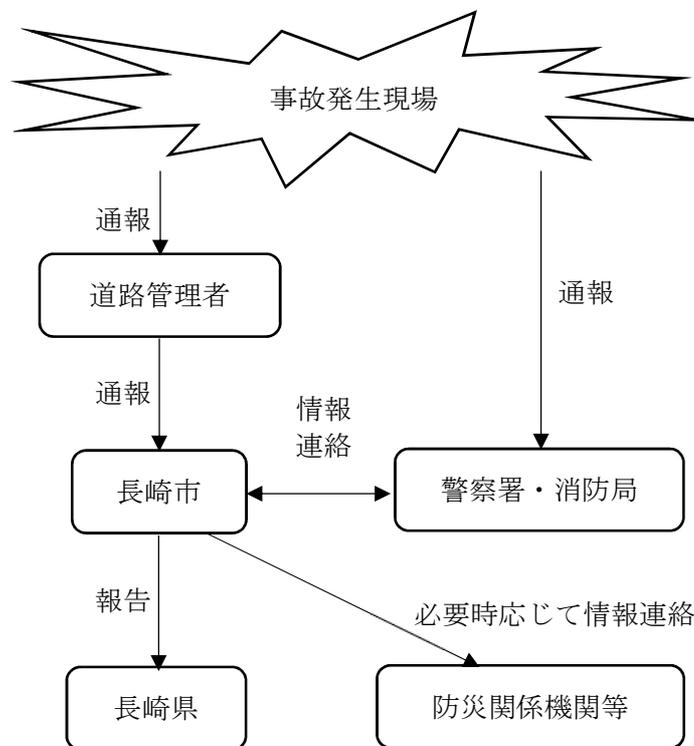
道路上における大規模事故の発生時には、市・道路管理者・防災関係機関等が連携して
応急活動を実施し、事故の拡大防止、道路交通の途絶による影響の軽減を図ることにより、
市民の安全・安心を確保する。

1 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達

市は、事故発生の情報を受けた場合には、速やかに情報収集連絡体制の確立を図るとともに、「第1節 計画の目的・対象及び活動体制等」の6の(2)により情報収集を行い、災害対策本部等の設置等の必要な措置をとる。収集した情報は随時取りまとめるとともに、必要に応じて「第1節 計画の目的・対象及び活動体制等」の5により県や防災関係機関等に連絡する。

道路災害における情報収集・連絡体制の概略は次のとおりである。



第5図 情報収集・伝達

(2) 消防活動

道路管理者は、事故により発生した火災の初期消火に努め、消防局等への通報を迅速に行い、火災の拡大防止に努める。

消防局は、火災の発生状況を把握するとともに、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

(3) 救急・救助活動

道路管理者は、直ちに消防局等への通報を迅速に行い、負傷者に対する、適切な処置を行う。

消防局は、負傷者の発生状況を把握するとともに、救急・救助活動のために必要な資機材を確保し、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。また、救助した負傷者については、速やかに医療機関に搬送するように努める。

医療機関は、市や消防局等と緊密な連携を図り、負傷者に対する医療活動を行う。

(4) 交通規制

警察署は、道路管理者、現場の警察官、他の防災関係機関等からの情報により、事故現場付近の交通状況を把握し、一般車両の規制等の交通規制を行うとともに速やかに緊急交通路の確保に努める。

(5) 避難対策

道路管理者は、事故発生直後、事故現場及びその周辺に停車している車両に乗車している人々を付近の安全な場所に一時避難させる等、人命の安全を第一とした対応に努める。

市や警察署は、人命の安全を図るべく、適切な避難誘導に努める。避難の誘導に当たっては、避難経路や避難場所の情報提供に努める。

市は必要に応じて避難所の開設に努める。

(6) 代替輸送対策等

事故の発生により、運行できなくなった公共交通機関は、運休への対策として、路線の変更等により代替輸送の提供に努める。

道路管理者は、道路上の障害物の除去や仮設道路の設置等応急復旧による道路交通の確保に努める。

第8節 原子力災害対策計画

＜防災危機管理室・市民生活部・福祉部・市民健康部・こども部・環境部
・水産農林部・建築部・消防局・教育委員会＞

＜基本方針＞

市は、原子力発電所における重大な事故や市内の放射線使用施設等（放射性同位元素取扱施設（RI施設）又は放射線発生装置）の事故に対して、施設管理者を始め、市、防災関係機関等が密接に連携して事故対応に当たり、被害の拡大防止、不要なパニックの防止、風評被害等の二次被害の防止等を適切に進めることにより、市民の安全・安心を確保する。

1 原子力施設事故

（1）事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の収集

市は、県、国、関係機関との間において、原子力事業所から通報を受けた事項や各々が行う応急対策の状況を適宜収集する。

（2）原子力緊急事態宣言発出後の応急対策情報、災害情報の連絡

市は、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備するとともに、県や国、原子力事業者等から原子力施設周辺の状況、モニタリング情報等の必要な情報を収集し、あわせて県、国等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策に活用する。

（3）市民等への情報伝達

市は、把握した情報を基に、以下の項目について速やかな市民等への情報伝達に努める。その際、情報伝達の内容、文言、方法等について、市民が正確に理解し、過度な対応や不要な混乱を招かないように最大限留意する。また、市民等への情報伝達手段として、広報紙、インターネット、テレビ・ラジオ等、多様な伝達手段を活用し、市民に正確な情報が伝達されるように努める。

（4）モニタリング活動

市は、県内に設置されている空間放射線量率を計測するモニタリングポストの情報の活用や必要に応じて市独自のモニタリング活動の実施を検討する。

モニタリングした数値については、市のホームページ等を通じて速やかに市民等へ公表する。

第1表 県内において公表されている固定モニタリングポストの設置場所

施設名	住所
鷹島町局	松浦市鷹島町
県環境保健研究センター	大村市池田
県西彼保健所	長崎市滑石
県県南保健所	島原市新田町
県県北保健所	平戸市田平町
県壱岐保健所	壱岐市郷ノ浦町
松浦市役所	松浦市志佐町

(5) 風評被害への対応

市は、県及び国と連携して、科学的根拠に基づき、農林漁業、地場産業の産品等、観光施設等の安全性を確認・公表し、適切な流通や観光が確保されるように、広報活動を行う。

(6) 各種相談窓口の設置

市は、心身の健康被害、風評被害等に関して市民等からの相談に応じる相談窓口の設置に努め、市民等の不安の解消や風評被害への対応促進を図る。

(7) 市外からの避難者の受け入れ

市は、原子力発電所の事故により市外からの避難者の受け入れが必要であると判断した場合は、受け入れ人数や受け入れ期間等を検討した上で、市内の公共施設への一時避難、市営住宅の提供、民間の宿泊施設や賃貸住宅等の借り上げ等によって、被災者の受け入れ先を確保する。また受け入れに伴い、生活必需品や家電品等の提供等避難生活に必要な支援は、その都度支援内容を検討する。

2 放射線使用施設等の事故

放射線使用施設等における事故の応急措置について定める。

(1) 情報収集・連絡体制

市は、防災関係機関、放射線使用施設取扱事業者との間の情報収集・連絡体制の確立に努める。また事故が発生した場合には、以下の事項について情報を収集し、各防災関係機関と情報を共有する。

- ア 事故の発生時刻
- イ 事故の発生場所及び施設名称
- ウ 事故の状況
- エ 流出した物質名と量、流出（予想）範囲
- オ モニタリングした放射線の数値
- カ 流出した量による健康等への影響
- キ 被曝を防ぐための正しい対処方法
- ク 今後の事故及びその対応に関する見通し
- ケ その他必要と認める事項

(2) 応急活動体制の確立

市は、事故の状況に応じて災害対策本部等を設置する。

放射線使用施設等の事故は、特殊な対応が必要であることから、平常時から活動手順や資機材・装備品の準備をしておくとともに、操作方法等については訓練を通して習熟しておく。

(3) 緊急医療体制の確立

市は、放射線による被曝事故が発生した場合、専門的に治療できる医療機関との連絡体制をあらかじめ確立しておくように努める。

(4) 防護資機材等の整備

消防局は、放射性物質による事故に備えて、救助、救急、搬送等の応急活動に必要な放射線防護資機材や装備等の整備に努める。

(5) 消火活動

放射性物質使用施設等において火災が発生した場合においては、施設管理者は施設内部にいる者の安全を確保するとともに初期消火に努める。

消防局は、施設管理者からの情報や必要に応じて放射線の専門家からの意見を基にして、消火活動の方法を決定し、消火隊員の安全確保を図りつつ、消火活動を行うように努める。

(6) 避難誘導

市は、放射性物質が流出し、市民等に影響のおそれがある場合には、迅速かつ的確な避難誘導とともに、鉄筋コンクリート造の屋内退避が可能な施設に収容するように努める。

(7) 広報

市は、事故が発生した場合には、学校等の教育施設や社会福祉施設への連絡を行い、広報車や屋外スピーカー等を通じて、市民に迅速かつ的確な情報を伝達するように努める。

広報する内容は以下のとおりである。

ア 事故の状況

イ 市等の対応と今後の状況予測

ウ 市民のとるべき対応と注意事故

エ その他必要な事項

(8) 市民からの問い合わせへの対応

市は、市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置し、正確な情報提供を行い、無用な混乱やパニック防止に努める。

(9) 食品・水道水の対応

市は、事故により、食品・水道水等への放射線の影響を県と連携を図りながら調査するとともに、その結果を速やかに市民に広報する。万が一、放射線の影響が認められた場合には、汚染した食品の流通の停止や、応急給水活動により安全な水の供給に努める。

(10) その他の応急措置

市は、上記以外の応急措置については、第3章風水害等応急対策計画、第4章震災応急対策計画を準用する。

第9節 不発弾等の処理対策計画

<防災危機管理室・市民生活部・市民健康部・福祉部・各総合事務所・消防局・教育委員会>

<基本方針>

埋没不発弾等に対して、市、警察署、自衛隊、防災関係機関等が密接に連携して対応し、周辺住民の安全を図りつつ、不発弾処理に当たることにより、市民の安全・安心を確保する。

1 基本的な考え方

不発弾等そのものの除去や処理については自衛隊が実施するものであるが、埋没不発弾等の発掘や周辺の建築物等の除去や一時的な保護、周辺住民の安全対策等については一般的に市の対応とされているため、警察署や防災関係機関と密接に連携して、不発弾処理が安全に実施される環境づくりに努める。なお、不発弾等の処理対策が必要な事案については、主に以下の2項目を想定する。

- (1) 工事現場等から偶発的に発見された場合
- (2) 海上又は海中において不発機雷や不発魚雷等が発見された場合

2 埋没不発弾等の発掘

- (1) 埋没不発弾等の確認

ア 埋没不発弾等に関する情報の通報窓口

埋没不発弾等に関する通報窓口は防災危機管理室とする。また、埋没不発弾等に関する通報を受理した場合には警察署に速やかに連絡する。

イ 埋没不発弾等に関する情報収集

市民等の届出者から埋没不発弾等に関する通報があった場合は、防災危機管理室は以下の内容について埋没不発弾等に関する情報収集や史実等の調査を実施する。

(ア) 収集する主な情報

- a 空襲等がなされた年月日
- b 推定の埋没位置
- c 空襲等がなされた当時の目撃状況
- d 埋没位置の現在の状況
- e 他の目撃者の有無
- f 土地所有者の確認
- g 土地所有者又は届出者の意思確認（自費による探査・工事実施の意思、自費による工事実施時の警察や自衛隊の立会い等の必要性の意思等）
- h その他必要な情報

(イ) 史実等の主な調査内容

- a 地史等の資料調査
- b 過去の不発弾等発見情報に関する調査（周辺5km程度）
- c 旧軍の施設等の調査
- d その他必要な資料の調査

ウ 不発弾等発掘の決定

証言及び情報収集・史実調査等から、不発弾等埋没の可能性が高い場合には市長は不発弾等の発掘の実施を決定する。

エ 埋没不発弾等発掘の事前準備

市による発掘の実施が決定された場合には発掘の事前準備を行う。

(ア) 発掘日程等の調整

関係機関と調整し、発掘までの具体的なスケジュールを作成する。

(イ) 交付金の申請

防災危機管理室は、「不発弾等処理交付金交付要綱」に基づき、長崎県を通じて内閣府に交付金の申請を行う。

【参考】 ○昭和48年10月30日 総管第524号の都道府県知事あて総理府総務副長官通達

(ウ) 不発弾等発掘に伴う関係部局会議の実施

埋没した不発弾等の探索や発掘に関する方針を決定するため市の関係部局による会議を行う。

(エ) 不発弾等発掘に伴う関係機関による対策会議の実施

不発弾等探査終了後に、市、自衛隊、長崎県警察、交通機関等の関係機関による発掘に関する対策会議を実施する。主な調整内容については以下のとおりである。

- a 発掘方針等の調整
- b 各機関の役割分担の調整
- c 発掘までのスケジュール及び発掘当日の行動についての調整

(オ) 発掘計画の策定

庁内及び関係機関の事前調整を踏まえて、不発弾等の発掘について市及び関係機関は事務分掌に応じて次のような項目からなる発掘計画を策定する。

- a 工事計画
- b 発掘に伴う構造物の移転計画
- c 交通機関の運行計画
- d 交通規制計画
- e 広報計画
- f 警備計画
- g 警戒区域設定と避難計画
- h 救急・救護計画
- i 発掘日までの保安計画
- j その他必要な各機関別の行動計画

(カ) 周辺地域への地元説明会の実施

防災危機管理室は、発掘計画に基づき地元説明会を実施する。

オ 埋没不発弾等の発掘

市は発掘計画に基づいて確認された不発弾等の埋没予想地点での発掘を行う。発掘に当たって、周辺住民の安全確保のための避難や交通規制等の判断については、自衛隊等の専門家からの意見聴取を行い、状況に応じて市から自衛隊に対して、相談や現場での立会い等を要請する。

【自衛隊の相談・要請先】

○陸上自衛隊西部方面後方支援隊第104不発弾処理隊（目達原駐屯地）

カ 発見された不発弾等の処理

次項「3 偶発的に発見された不発弾等の処理対策」に定めた対策手順に準じる。

3 偶発的に発見された不発弾等の処理対策

(1) 発見時の対応窓口

ア 工事現場等において偶発的に発見された不発弾等の通報窓口は防災危機管理室とする。

イ 不発弾等の通報を受理した場合には警察署に速やかに連絡する。

ウ 防災危機管理室は、警察の行う調査に立ち会うものとし、状況により、災害の発生に備えて、消防局に消防隊の派遣を依頼する。

(2) 処理対応

不発弾等処理そのものについては、長崎県警察本部長が自衛隊に不発弾等処理を要請し、長崎県警察立会いのもとに自衛隊が実施することとなる。しかし、処理までの発掘等の埋没地における掘削、周辺の構築物の除去や保護、周辺住民の安全対策等の対応は一般的には市の責務とされている。このため、処理作業に伴い爆発等のおそれがあり、周辺住民の避難等の対応が必要な場合については、自衛隊と長崎市の役割分担を確認するため、両者間で事前に協定を締結する。市における処理に当たっての対応については以下に定めるものとする。

ア 不発弾等処理の要請

長崎県警察本部長が自衛隊に不発弾等処理を要請する。

イ 不発弾等処理に伴う関係部局会議の実施

不発弾等処理に伴う周辺住民の避難等の処理までに必要な方針や対応を調整するために市の関係部局による会議を開催する。

ウ 不発弾等処理に伴う関係機関による調整会議の実施

不発弾等処理に伴う関係部局会議を踏まえて、市、自衛隊、警察及び交通機関等の関係機関による調整会議を開催する。

エ 自衛隊との協定等の締結

自衛隊と市の協定の主な内容は以下のとおりである。

- (ア) 自衛隊が実施する作業の範囲
- (イ) 市が実施する安全対策等
- (ウ) 不発弾等処理を実施するための期間や場所等
- (エ) その他処理に関して必要な事項

【参考】

○昭和33年7月4日付4省庁事務次官通達の概要（防衛・警察・自治・通産）

- ・不発弾の処理は、自衛隊が実施する。
- ・都道府県警察は、不発弾を発見し、又は発見の届出を受けたときは、自衛隊に処理を要請し、処理完了までの間、公共の安全のために必要な警戒措置をとる。
- ・不発弾の処理に関しては、公共の安全を図る見地から、自衛隊及び都道府県の関係機関は相互協力する。

(3) 不発弾等処理に伴う災害対策本部の設置

市長を本部長とし、不発弾等処理に伴う諸対応を実施するために災害対策本部を設置する。災害対策本部の体制については、処理計画に必要な関係部局より構成するものとする。

(4) 警戒区域の設定

市長は、不発弾等処理に伴い、周辺住民等の安全を確保するために災害対策基本法第63条に基づく「警戒区域」を設定する。また警戒区域からの住民等及び車両等の退去と警戒区域への立入禁止のため、関係機関と調整を行う。

(5) 不発弾等処理計画の策定

不発弾等処理が安全に遂行されるように、市及び関係各機関により不発弾等処理計画を作成する。計画の内容は次のとおりである。

- ア 避難誘導計画
- イ 情報通信計画
- ウ 交通規制計画
- エ 警戒区域内の警備計画
- オ 消防・救急計画
- カ 医療・救護計画
- キ 要配慮者避難計画
- ク 事業所対策計画
- ケ 交通機関運行計画
- コ 広報計画
- サ その他必要な計画

(6) 避難等の実施

不発弾等処理計画の避難誘導計画に基づき、次の活動により住民等を安全に避難させる。

- ア 避難誘導
- イ 住民等に対する避難広報の実施
- ウ 避難所の開設と運営
- エ 避難完了の確認

(7) 処理作業中における情報連絡及び広報

不発弾等処理計画に基づき、必要な情報を収集し、関係機関や避難所等に情報を伝達・広報する。主な情報連絡の事項は以下のとおりである。

- ア 不発弾等処理作業の進行状況
- イ 避難所における避難者の状況
- ウ 交通機関の運行停止及び道路交通の規制等の状況
- エ 交通機関等における乗客等の滞留状況
- オ その他必要な情報

(8) 報道対応等

不発弾等処理に関する取材報道機関に対しては随時状況を説明する。

(9) その他の連絡調整

本部長は、国土交通省大阪航空局長崎空港事務所長に対し、各航空会社及び航空機所有者等の飛行について安全対策上の措置を依頼する。

また、不発弾等処理に伴う警戒区域が海域に及ぶ場合は、長崎海上保安部に連絡し、海上における安全対策上の措置について調整を図る。

4 海域における不発魚雷や不発機雷が発見された場合

海域における不発魚雷や不発機雷等の処理は海上自衛隊が実施し、自衛隊に対する処理要請は長崎海上保安部が実施することとなる。処理に係る一連の手続きや、処理に伴い危険範囲が陸地に及ぶ場合に必要となる避難等の対策については、前項までの不発弾等処理を参考に進めるものとする。

不発弾等処理に伴う市及び関係機関の事務分掌

長崎市

所属	事務分掌
防災危機管理室	(1) 事前調査及び処理決定に関すること (2) 自衛隊との連絡調整に関すること (3) 警察との連絡調整に関すること (4) 発掘計画に関すること (5) 処理計画に関すること (6) 避難計画に関すること (7) 避難所の開設・閉鎖に関すること (8) 県・内閣府との連絡調整及び交付金申請事務に関すること (9) 関係機関との連絡調整に関すること (10) その他処理に伴う総合調整に関すること
広報広聴課	(1) 処理にかかる広報に関すること (2) 報道機関への対応に関すること (3) 広報活動に関すること
総務部	避難所運営に関すること
企画財政部	処理に伴う予算執行に関すること
市民生活部	地元説明に関すること
福祉部	避難行動要支援者の避難場所の確保に関すること
こども部	(1) 要配慮者対策に関すること (2) 保育所、幼稚園等施設との連絡調整に関すること
市民健康部	(1) 医療機関との連絡調整に関すること (2) 医師会との連絡調整に関すること (3) 救急救護所の設置に関すること (4) 救護活動に関すること
まちづくり部	建物等の移転に関すること
各総合事務所	(1) 避難行動要支援者に対する支援活動に関すること (2) 処理工事の見積・設計に関すること (3) 探査・発掘に関すること (4) 土木事業者との連絡調整に関すること (5) 交通規制の調整に関すること
消防局	(1) 消防・救急計画、事業所対策計画、情報通信計画に関すること (2) 消防特別警備の実施に関すること (3) 救急活動の実施に関すること (4) 消防団との連携に関すること
上下水道局	施設の発災対応と広報に関すること
教育委員会	学校施設との連絡調整に関すること

関係機関

関係機関	事務分掌
自衛隊	処理の実施に関すること
警察	(1) 自衛隊に対する処理要請に関すること (2) 交通規制に関すること (3) 安全確保のための必要な警戒措置に関すること (4) 警戒区域内の防犯・警備に関すること
県	(1) 関係機関との連絡調整に関すること (2) 交付金申請事務に関すること
海上保安部	(1) 安全確保のため必要な措置に関すること (2) 船舶の航行安全に関すること (3) (海上における処理の場合) 自衛隊に対する処理要請に関する こと
交通機関	(1) 航空・鉄道・バス等影響路線の運行計画に関すること (2) 交通機関における滞留者対策に関すること
その他の機関 九州電力送配電(株) 西部ガス(株) NTT西日本(株)	施設の発災対応と広報に関すること

注1) このほか、不発弾等の埋没が予想される施設や場所又は不発弾等が発見された施設や場所に関係する国や県の機関、その他の機関については、処理の内容に応じた事務を担当する。

注2) 海上における処理の場合は、上表と機関構成及び業務等の分担が異なる場合があるが、上表に準じた体制により対応するものとする。

第6章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の目的

＜防災危機管理室＞

＜基本方針＞

市及び防災関係機関等は、災害により被害を受けた市民が、早期に安定した生活を取り戻せるように、被災者に対する生活相談、資金融資・貸付等の金融支援、租税の減免等について、必要な措置を講ずる。

1 災害復旧計画の策定

公共施設等の災害復旧に当たっては、ただ単に原形復旧に止まらず、将来の災害発生防止や復興計画にも十分配慮した復旧計画を立てるものとする。

また、復旧に当たっては、民心の安定及び経済的社会的活動の早急な回復を図るため、迅速に実施するものとする。

第2節 災害復旧計画の実施責任者

＜防災危機管理室＞

＜基本方針＞

災害復旧は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

1 災害復旧の実施機関

(1) 指定地方行政機関

九州管区警察局（情報通信部）、福岡財務支局長崎財務事務所、九州農政局、九州森林管理局、長崎森林管理署、九州運輸局長崎運輸支局、九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所、第七管区海上保安本部長崎海上保安部、福岡管区气象台（長崎地方气象台）、九州総合通信局、長崎労働局、九州地方整備局長崎河川国道事務所

(2) 指定公共機関

西日本電信電話株式会社長崎支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、日本銀行長崎支店、日本赤十字社長崎県支部、日本放送協会长崎放送局、九州旅客鉄道株式会社長崎支社、日本通運株式会社長崎支店、九州電力送配電株式会社長崎配電事業所、郵便事業株式会社長崎支店、西日本高速道路株式会社、西部ガス株式会社供給本部長崎供給部

(3) 指定地方公共機関

長崎県医師会、長崎県バス協会、長崎県トラック協会、九州商船株式会社、株式会社長崎新聞社、長崎放送株式会社、株式会社テレビ長崎、長崎文化放送株式会社、株式会社長崎国際テレビ、株式会社エフエム長崎、長崎自動車株式会社、長崎電気軌道株式会社、ほか

第3節 住宅災害の復旧等に関する計画

＜建築部＞

＜基本方針＞

災害による市民生活の秩序を回復するため、住宅災害の状況を的確に把握し、県に報告するとともに公営住宅の確保を図る。

1 住宅災害についての情報提出

災害により住宅に被害が発生した場合は、被害状況を的確に把握して住宅の災害対策の万全を期するため、被害程度の如何にかかわらず直ちに県(住宅課)に住宅災害報告書を提出する。

(様式1) 県は住宅災害報告書を取りまとめて国土交通省のほか、独立行政法人「住宅金融支援機構」その他関係機関に報告する。

2 住宅災害の復旧対策

被災者向け公営住宅は、新規建設、既設公営住宅の再建・補修、民間ストックの買い取りや借り上げ等を組み合わせて確保する。このうち、県の指導のもとに(県は国と連絡をとり、国が公営住宅法第8条の適用、あるいは激甚災害特別援助法適用の判断を行うもの)国庫補助を受けて公営住宅の建設を図る場合は、次のとおりである。

(1) 災害公営住宅建設の場合

ア 災害(天然現象によるもの)により滅失した戸数が被災地全域で500戸以上又は一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。

イ 火災により滅失した戸数が被災地全域で200戸以上又は一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。(公営住宅法第8条第1項)

ウ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受ける規模の災害があったとき。(激甚災害特別援助法第22条)

(2) 既設公営住宅復旧の場合

災害(火災にあつては、地震による火災に限る。)により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合で、事業主体が公営住宅又は共同施設を建設し、又は補修するとき。(公営住宅法第8条第3項)

住宅災害報告書

作成年月日 平成 年 月 日

市町村名

作成者名 部(局) 課

1 災害の概要

災害名	発生年月日
災害と特徴	
災害以外の概要	
までにとつた措置として現在	
予定している措置として今後	
国要に対する望	

日本工業規格A4縦

2 住宅の被害状況												
											都道府県	
市町村名	合併年月日	住宅現在戸数	滅失			損傷		床上浸水	災害救助法施行令第1条 該当災害関係			備考
			全壊	全流出	全焼	半壊 半流出 半焼	一部 損傷		適用 年月日	根拠条文	市町村別 人口	
〇〇市										第〇条 第〇号		
〇〇市 { 旧〇〇町 " 〇〇町 " 〇〇町												
〇〇郡〇〇町												
〇〇郡〇〇町 { 旧〇〇村 " 〇〇村												
〇〇郡〇〇町												
県合計												

【記載上の注意】

- 「災害の概況と特徴」には被害地の特徴（住居密集地区、農村地区、山間地区等）をあわせて明記する。
- 「公営住宅」については（ ）書で内書とし、備考欄に建設年度別、種別、構造別の戸数を記入すること。
- 「災害区分」について

被害別		被害程度
滅失	全全全 壊流出焼	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家時価の50%以上に達した程度のもをいう。
損傷	半半半 壊流出焼	住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもをいう。
	一損 部傷	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもをいう。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木等のたい積により一時的に居住することができないものをいう。

- 合併前の旧市町村の記載については、合併前の旧市町村（合併後5年以内のものに限る。）の区域内の滅失戸数が、当該旧市町村の区域内の総戸数の1割以上に及ぶ区域がある場合は、各旧市町村別に内訳を朱書きする。
- 単位は戸とし、戸数の認定が困難な場合は棟数及び世帯数で報告する。
- 住宅現在戸数の欄は、滅失した住宅の戸数が1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上あるとき記載する。
- 災害救助法適用年月日の欄は、災害救助法施行令第1条の適用基準には該当するが救助を行わないこととした場合には、「適用せず」と記載すること。

第4節 激甚災害の指定に関する計画

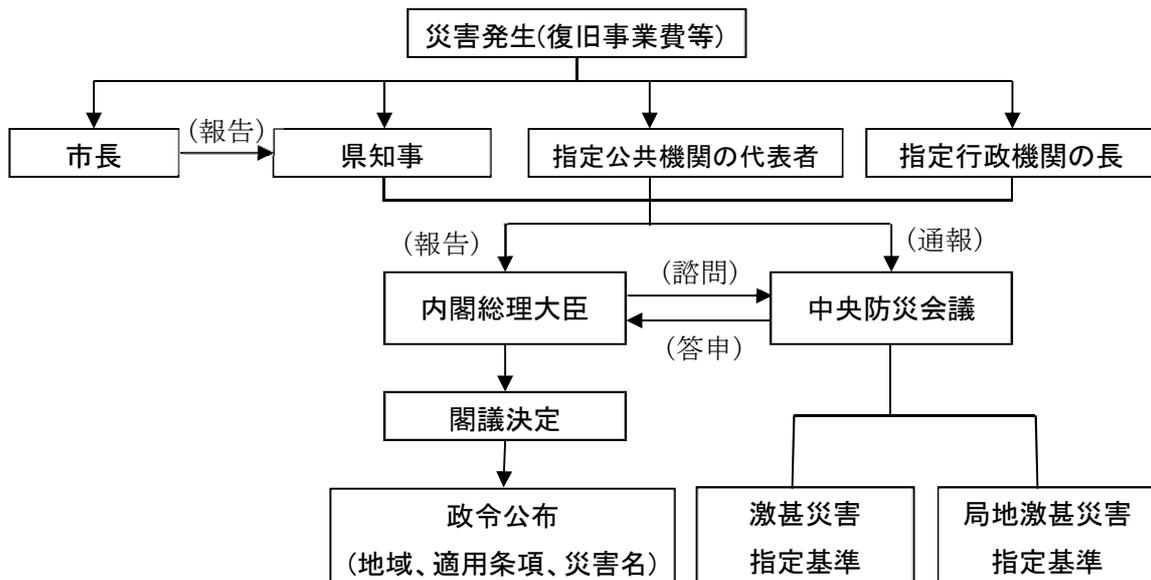
＜商工部・水産農林部・建築部・各総合事務所・上下水道部・教育委員会＞

＜基本方針＞

市域で災害対策基本法第97条に規定する著しく激甚な災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく財政援助等を受け、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

1 激甚災害指定の手続

激甚災害が発生した場合、激甚法の指定を受けるために市は、災害の状況を速やかに調査し県知事に報告する。県知事は、県内市町の被害状況を検討し必要な調査を行い、その結果を取りまとめて内閣総理大臣へ報告する。内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうかを判断する。この場合、中央防災会議では、内閣総理大臣の諮問に対し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」の別を判断して答申する。



注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続を行う。

第1図 激甚災害の指定手順

2 特別財政援助額の交付（申請）手続

激甚災害の指定を受けたとき、市は速やかに関係調書を作成し県に提出する。県は、これを受け、事業の種別ごとに法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続を行う。

3 激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
激甚法第2章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の4 (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の1.2かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの ① 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 ② 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 0.25
激甚法第5条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの ① 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100分の4 ② 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円
激甚法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の要件に該当する災害。ただし、当該施設にかかる被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 ① 法第5条の措置が適用される激甚災害 ② 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の1.5であることにより法第8条の措置が適用される激甚災害
激甚法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮。 (A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15か

	<p>つ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3</p>
<p>激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の5</p> <p>(B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>①一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の60</p> <p>②一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1</p>
<p>激甚法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。)×100分の0.2</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>①一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2</p> <p>②一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>1,400億円 ただし、火災の場合又は中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(市立学校施設災害復旧事業の補助)、第19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>

<p>激甚法第22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 減失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の①、②のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の減失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 ①減失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの 一市町村の区域内で200戸以上 一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上 ②減失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの 一市町村の区域内で400戸 一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p>
<p>激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p>	<p>①公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第2条の措置が適用される災害 ②農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</p>

(2) 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
<p>①激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 ②右の市町村が当該災害につき発行を認可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>	<p>【公共施設災害関係】 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第3条第1項第1号及び第3号から第14号の事業)の査定事業費の額>市町村の当該年度の標準税込額×0.5に該当する市町村(当該査定事業費1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く</p>
<p>①右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 ②右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災</p>	<p>【農地、農業用施設等災害関係】 当該市町村の区域内の当該被害に係る農地等 災害復旧事業(法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業)に要す</p>

<p>害復旧事業に係る地方債について激甚法24条第2項から第4項までの措置</p>	<p>る経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く</p>
<p>右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>	<p>【林業災害関係】 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込額<当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の0.05の場合を除く。 かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る。)×100分の25の市町村が1以上ある災害。</p>
<p>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条の措置</p>	<p>【中小企業施設災害関係】 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村(当該被害額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く</p>

第5節 災害応急融資計画

<商工部・水産農林部・建築部>

<基本方針>

市は、災害直後、中小企業者、農林漁業者及び一般被災者に対し、市及び国等による災害復旧資金の融資手続又は融資を行い、災害の応急復旧を図る。

1 中小企業者及び一般被災者に対する応急措置

(1) 長崎市が行うもの

ア 一般災害に対する融資（長崎市中小企業災害復旧等支援資金融資制度）

風水害及び火災等により被害を被った市内中小企業者に対し、事業の復旧に必要な運転・設備資金を融資する。

(ア) 融資の対象者

- a 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- b 長崎市中小企業災害復旧等支援資金の申込日以前に1年以上引き続き市内において同一の事業を営んでいること。ただし、市長が特別の事業があると認める場合は、この限りでない。
- c 市税を完納していること。
- d 銀行取引停止処分を現に受けていないこと。
- e 営業許可、登録等を必要とする業種は許認可等を受けていること。
- f 長崎県信用保証協会の保証対象業種であること。
- g り災証明を受けた者又は中小企業信用保険法第2条6項に規定する特例中小企業者であること。
- h 法人にあつては、法人の登記簿上の所在地が市内であること。
- i 個人で事業を営む者にあつては、市内に住所を有すること。

(イ) 融資の条件

- | | |
|-----------|--|
| a 資金の用途 | 災害に起因する運転資金及び設備資金 |
| b 融資限度額 | 1 中小企業者につき 2,000 万円以内 |
| c 融資期間 | 運転資金にあつては、7 年以内、設備資金にあつては、10 年以内（うち据え置き期間は、運転資金・設備資金とも 1 年以内）。 |
| d 返済方法 | 分割払い（元金均等） |
| e 融資利率 | 年 1.4%（令和 4 年 4 月 1 日現在） |
| f 保証料 | 市が全額補給 |
| g 保証人及び担保 | 長崎県信用保証協会の例による。 |

(ウ) 融資の申込先

融資を受けようとするものは、次に掲げる書類を産業雇用政策課へ提出すること。

- a 長崎市中小企業災害復旧等支援資金融資申込書
- b 災証明書その他必要な書類

(エ) 取扱金融機関

○十八親和銀行	○長崎銀行	○西日本シティ銀行
○福岡銀行	○たちばな信用金庫	○長崎三菱信用組合
○商工組合中央金庫	○佐賀銀行	○三菱UFJ銀行
○北九州銀行		

イ 災害金融相談所の開設

市(商工部内)に期間を限り「災害金融相談所」を開設し、被災中小企業者の金融相談に応じ、かつ融資に関して、取扱金融機関との連絡・調整を行う。

ウ 長崎市宅地防災工事資金及び災害復興住宅資金融資

市は、宅地の災害の発生を未然に防止するため及び災害により損傷した住宅の復旧の促進を図るため、災害のつど定める金額を金融機関に預託し、次の条件により希望者に低利で融資を行わせる。

(ア) 融資対象者

- a 独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づく宅地防災工事資金又は災害復興住宅資金若しくは一般住宅(災害罹災者)特別貸付資金の融資が受けられる者で、これらの資金の融資のみでは工事資金が不足するもの。
- b 本市住民であり、かつ当該宅地及び住宅が市内に存在するものであること。
- c 収入月額が原則として、初回の元利償還金の4倍以上あること。
- d 市税を完納していること。
- e 取扱金融機関が指定する保証保険に加入すること。

(イ) 融資限度額

a 宅地防災工事資金

当該工事に要する費用の90パーセントに相当する額で10万円以上250万円以下

b 災害復興住宅資金

- ・家屋建設費 580万円以下
- ・土地取得費 190万円以下
- ・家屋補修費 10万円以上290万円以下
- ・移転費 90万円以下
- ・整地費 90万円以下
- 移転費及び整地費をあわせて融資する場合 90万円以下

(ウ) 融資条件

a 償還期間

- ・宅地防災工事資金 5年以内(1年以内の据置期間を含む。)
- ・災害復興住宅資金 10年以内(1年以内の据置期間を含む。)

b 融資利率

独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づく宅地防災工事資金、災害復興住宅資金、一般住宅（災害罹災者）特別貸付資金の融資利率とそれぞれ同率とする。

ただし、激甚な災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により激甚災害として政令で指定を受けた場合にかかる据置期間中の融資利率の適用は除外する。

c 返済方法

元利均等毎月払い、又は元利均等毎月払いと6ヶ月併用払いとする。

d 抵当権の設定

取扱金融機関と金銭消費貸借抵当権設定契約を結び当該家屋及びその土地に抵当権を設定すること。

(エ) 借入申込の手續

宅地防災工事資金又は災害復興住宅資金の融資を受けようとする者は、別に定める申込書を取扱金融機関に提出しなければならない。

(2) 政府系金融機関が行うもの

中小企業及び一般被災者に対する政府系金融機関としては、日本政策金融公庫（国民生活事業・中小企業事業）及び独立行政法人住宅金融支援機構等があり、次のような融資条件となっているが、災害の場合、融資期間の延長、融資優先の取扱いがなされるほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による地域指定がなされた場合、一定期間、一定金額につき低利融資の措置が講じられることになっている。

ア 日本政策金融公庫（国民生活事業）

(ア) 融資限度額

各融資制度の融資限度額に1災害につき3千万円を加えた額。ただし異例の災害の場合はそのつど定める。

(イ) 利率

基準利率。ただし、基準利率以外の利率を適用することが別に定められている種別の貸付けについては、当該利率。

(ウ) 返済期間

一般貸付にあつては、10年以内（うち据置期間2年以内。）

なお、特別貸付にあつては、各融資制度に定められた返済期間（うち据置期間は各融資制度に定められた期間）以内。

(エ) 融資系統図



イ 日本政策金融公庫（中小企業事業）

(ア) 融資限度額

1億5千万円

(イ) 利率

基準利率。ただし、閣議決定により激甚災害に指定された区域において、被害証明書を市長村長などから受けた方は、1千万円を限度として災害利率。

(ウ) 返済期間

設備資金15年以内、運転資金10年以内（うち据置期間は、設備資金・運転資金とも2年以内）。

(エ) 融資系統図



注) 上記の直接貸付のほか、金融機関による代理貸付もある。

ウ 独立行政法人住宅金融支援機構

災害が発生した場合、住宅金融支援機構の行う災害復興住宅資金融資、宅地防災資金融資、地すべり等関連住宅資金融資は、次のとおりである。

(ア) 災害復興住宅資金融資

次の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明」の発行を受けた場合は建設及び新築・中古購入資金の融資を行い、住宅に10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた場合は補修資金の融資を行う。

- a 地震、豪雨、噴火、津波等の自然現象により生じた災害
- b 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの

(イ) 宅地防災資金融資

宅地を土砂の流出等による災害から守るための工事を行うよう、地方公共団体から勧告又は、改善命令を受けた者に融資を行う。

なお、勧告を受けた日から2年以内又は改善命令を受けた日から1年以内に申し込みすることが必要である。

勧告	①宅地造成等規制法第16条第2項又は第21条第2項 ②急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項 ③建築基準法第10条第1項
改善命令	①宅地造成等規制法第17条第1項若しくは第2項又は第22条第1項若しくは第2項 ②急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第10条第1項又は第2項 ③建築基準法第10条第3項

(ウ) 地すべり等関連住宅資金融資

関連事業計画又は勧告に基づいて、地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、又はこれに代わるべき住宅を建設、購入したりする場合に要する資金の融資を行う。

- a 地すべり関連住宅資金融資
- b 土砂災害関連住宅資金融資
- c 密集市街地関連住宅資金融資

注) 融資対象者等については、住宅金融支援機構へ確認のこと。

(エ) 主な融資条件等

融資金の限度、融資利率及び償還方法等は住宅金融支援機構の定めるところによる。

(オ) 臨時住宅相談窓口の開設

大規模災害発生時に、市と住宅金融支援機構の協議により市（建築指導課が窓口）に期間を限り「臨時住宅相談窓口」を開設し、住宅支援機構職員の派遣による被災者の住宅再建や住宅融資債務者の支払い猶予等に関する相談対応や、市が実施する住宅復興関連施策の周知を行う。

2 農業者に対する応急融資

災害が「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）に基づく政令により、同法の適用災害として指定を受けると低利融資の農業経営資金の融資が行われることになるが、市としては、このほか、次のような措置をとる。

- (1) 被害農業者のうち、特に次期生産に必要な経営資金、又は次期生産により収入を得るまでの間に必要な生活資金を、早急に必要とすると市長が認める者に対し、低利な融資が行われるよう、その資金の一部を市長が必要と認める期間、市の歳計現金を融資機関に預託し、被害農業者が低利でその貸付を受けられるようにする。
- (2) 「天災融資法」にいう経営資金の融資を受けることができる被害農業者のうち、特に当該融資を受けるまでの間、応急的に「つなぎ資金」を必要とする者に対しては早急に、その融資が行われるよう融資機関を指導するとともに必要な利子補給を行うものとする。

3 林業者に対する応急融資

災害が「天災融資法」に基づく政令により、同法の適用を受けた場合、林業の経営に必要な資金の融資を受けられる。

4 漁業者に対する応急融資

災害が「天災融資法」に基づく政令により、同法の適用災害として指定を受けると、低利融資の漁業経営資金の融資及び他の漁業金融制度に基づく災害復旧資金の融資が行われることとなるが、市としては次のような措置をとる。

- (1) 災害による漁業上の損失額について、市町の認定を受けた被災漁業者が「天災融資法」に基づく資金の融資及び他の漁業金融制度に基づく災害復旧等に要する資金を借り入れた場合は、その資金に係る利子の一部を補助するものとする。

第6節 生活確保対策計画

＜理財部・市民生活部・市民健康部・日本赤十字社長崎県支部＞

＜基本方針＞

災害により被害を受けた市民が、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する罹災証明書の発行、生活確保資金の貸付、弔慰金等の支給を実施する。

1 罹災証明書の発行

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸し受け等の各種公的融資等を実施する場合、当該災害により被災したという証明が必要となることから、被災者から申請があったときは、災害対策基本法第90条の2により、速やかに被害状況を調査し、被災者に対して遅滞なく罹災証明書を発行する。

(1) 発行の手続

罹災証明書の発行は、専用の窓口を設け、罹災台帳に基づき発行する。なお、罹災台帳により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に確認できるときは、罹災証明書を発行する。

(2) 証明の範囲

罹災証明書の発行は、災害対策基本法第2条1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

ア 罹災証明書の証明事項

(ア) 住家

- a 全壊
- b 大規模半壊
- c 中規模半壊
- d 半壊
- e 準半壊
- f 一部損壊（準半壊に至らない）
- g 床上浸水
- h 床下浸水
- i 全焼
- j 半焼
- k 部分焼
- l ぼや

(イ) その他市長が必要と認める事項

(3) 罹災証明書発行体制の整備

罹災証明書の発行体制について、市における平時から業務手順の確認、調査員不足が想定される場合のマンパワーの確保、被災者の生活確保に係るシステム化の検討等進める。

(4) 職員研修の確立

罹災証明書の発行根拠となる住家被害認定調査や罹災証明書発行事務手続に関する職員研修等実施する。

(5) 広報等による周知

罹災証明書の発行基準、発行手続、発行時期、発行窓口、窓口受付時間等を広報等により周知する。

(6) その他

罹災証明書の発行に当たっては、手数料を徴収しない。

2 罹災証明の被災者支援への活用

住家の被害認定調査結果は、罹災証明書の発行だけではなく、被災者生活再建支援制度等の給付、住宅金融支援機構等の融資、税や社会保険料等の減免・猶予等様々な支援策に活用することが可能である。

被災者への支援をより効率的・効果的に実施するため、支援策をあらかじめ整理し、災害時には被災者が受けられる支援策を網羅した「被災者台帳」の作成を、平成28年度から運用が開始された。マイナンバーの利用も含め検討する。

3 義援金・義援物資の受付と配分

(1) 義援金等の受付

ア 義援金の受付

理財部出納班が受付けて寄託者に領収書を交付するとともに、長崎市名義の預金口座に預け入れるものとする。

イ 義援物資の受付

市民健康部物資班が受付けて寄託者に受領証を交付するとともに、これを保管する。ただし、腐敗のおそれのある食糧等は、直ちに中央総合事務所部食糧班へ引き渡すものとする。

(2) 義援金等の配分

ア 義援金の配分

義援金配分については、民間有識者を含めた義援金配分委員会を市民健康部物資班が設置し、配分率及び配分方法を決定し、罹災者に対する適正かつ円滑な配分を行うものとする。

イ 義援物資の配分

義援物資については、市民健康部の責任において適宜配分するものとする。

4 生活確保資金融資

災害を受けた低所得世帯に対する資金の融資、貸付等は次によるものとする。

(1) 生活福祉

- ア 災害援護資金貸付 原則150万円以内
- イ 住宅資金貸付 原則250万円以内

5 職業のあっせん

市は災害のため転職、又は一時的に就職を希望し、本人の技能・経験・健康・その他の状況から判断して、就職可能なものについては長崎公共職業安定所と連絡協力して、職業あっせんに努めるものとする。

6 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

「長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「同施行規則」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行うこととする。

(1) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

異常な自然現象による被害で次に該当するものに支給する。

- ア 本市の区域内の住居滅失数が5世帯以上の災害
- イ 災害救助法が適用された場合の災害
- ウ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合

(ア) 災害弔慰金

死亡者が生計維持者の場合は500万円、その他の場合は250万円を支給する。

注)「生計を主として維持していた場合」とは、社会通念上、死亡者が受給遺族の主たる扶養者であったとみられる場合で、かつ、受給遺族に収入がない場合又は受給遺族の収入が所得税法第2条第1項第33号ロに規定する控除対象配偶者に係る所得金額の制度を受ける程度以内の場合をいう(所得税法第2条第1項第33号及び第28条第3項第1号参照)。

(イ) 災害障害見舞金

災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上の切断等)を受けた者に対し、生計維持者の場合は250万円、その他の者の場合は125万円を支給する。

(2) 災害援護資金の貸付

ア 貸付限度額

(ア) 世帯主が負傷(療養期間1月以上)し、次のいずれかに該当する場合

- a 家財の損害が価格の1/3以上であり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- b 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- c 住居が半壊した場合 270万円
- d 住居が全壊した場合 350万円

(イ) 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合

- a 家財の損害傷があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- b 住居が半壊した場合 170万円
- c 住居が全壊した場合 250万円

d 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円
イ 貸付条件

- (ア) 利率 無利子
- (イ) 償還期間 10年（うち据置期間3年を含む。特別の場合据置5年で償還5年）
- (ウ) 所得制限

貸付対象世帯の所得制限は、次の表の世帯員の市民税の総所得金額以下の額とする。ただし、住居が滅失した世帯については、世帯人員数に関係なく1,270万円とする。

世帯人員数	総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人	730万円に、世帯人員が4人を超えて1人増すごとに、30万円を加えた額

7 国が実施する被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」の規定に基づき、被災者が自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）が公益財団法人都道府県センターから支給される。

(1) 制度の対象となる自然災害

- ア 本市域内において150世帯以上の住家が滅失したとき。
- イ 長崎県下で1,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市域内においても75世帯以上の住家が滅失したとき。
- ウ 本市域内において10世帯以上の住家が全壊したとき。
- エ 長崎県下において100世帯以上の住家が全壊したとき。

(2) 制度の対象となる被災世帯

(1)の制度の対象となる自然災害で、次に該当するものに支給する。

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支給金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

注) 世帯人員数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

注) 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

8 県が実施する被災者生活再建支援金の支給

「長崎県・市町生活再建支援金制度」の規定に基づき、「被災者生活再建支援法」に基づく支援金制度の補完的な役割を担う制度として、国の支援金制度の対象とならない市町において被災した被災者に対し、被災者生活再建支援金が長崎県から支給される。

(1) 制度の対象となる自然災害

- ア 本件又は隣接県で支援法が適用される自然災害
 - イ 本件又は隣接県で災害救助法が適用される自然災害
- ※隣接県：福岡県、佐賀県、熊本県

(2) 制度の対象となる被災世帯

(1)の制度の対象となる自然災害で、次に該当するものに支給する。

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、室内に面する壁、床、又は天井のいずれかの部分において、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

注) 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

被災区分	加算支援金	
	住宅の再建方法	支給額
全壊・解体・ 長期避難・大規模半壊	建設・購入	200万円
	補修	100万円
	賃貸	50万円
中規模半壊	建設・購入	100万円
	補修	50万円
	賃貸	25万円

注) 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

9 長崎市小災害見舞金等支給要綱

長崎市小災害見舞金等支給要綱に基づき、災害救助法の適用基準に達しない災害により損害を受けた者等に見舞金を支給する。

見舞金等の種類	被害区分	見舞金等の額	
		1人	1人増すごとに
見舞金	住家全壊 (全焼・全流出)	50,000円	5,000円
	住家半壊(半焼)	30,000円	5,000円
	重傷※	1人につき 10,000円	
弔慰金	死亡	生計維持者	140,000円
		その他の者	70,000円

※災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要すると見込まれるものをいう。

10 小災害罹災者に対するその他の救援措置（日本赤十字社長崎県支部備蓄）

(1) 毛布

	基 準
配分基準	①災害により住家が全壊、全焼、流失した世帯 ②半壊、半焼、床上浸水で、長期間、寝具等が使用不能であることが予想される世帯 ③避難所等に避難を要する世帯
配分数	原則として被災者1人あたり1枚とする。但し、気候や被害状況に応じて必要な場合には、1人に2枚を配分することができる。

(2) 緊急セット

	基 準
配分基準	①災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼もしくは床上浸水した世帯 ②避難所等に避難を要する世帯
配分数	原則として1世帯あたり1個とする。

(3) タオル・バスタオル・タオルケット

	基 準
配分基準	①災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼もしくは床上浸水した世帯 ②避難所等に避難を要する世帯
配分数	被災者1人あたりそれぞれ1枚（本）とする。

(4) ブルーシート

	基 準
配分基準	①災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼もしくは床上浸水した世帯 ②避難所等に避難を要する世帯
配分数	原則として1世帯あたり1枚とする。

11 災害時の罹災見舞要領

本市において広範囲にわたる災害が発生した場合の被災者に対し、市長が行う罹災見舞いについては、次の要領によるものとする。

- (1) 市長が行う罹災見舞いは、災害の程度に応じて、被災地区ごとに見舞班を編成し、被災者に対する見舞い及び見舞金品を贈呈するものとする。
- (2) 被災者に対する罹災見舞いは、被災地区が本庁管内にある場合は各部長が、地域センター管内にある場合は地域センター所長が当たるものとする。

12 市税の減免等の措置

- (1) 市町村税の期限の延長（地方税法第20条の5の2）
申告、申請、納付、納入等の期限延長
- (2) 市町村税の徴収猶予（地方税法第15条）
- (3) 市町村税の減免
 - ア 市町村民税（地方税法第323条）
 - イ 固定資産税（同 第367条）
 - ウ 軽自動車税（同 第454条）
 - エ 鉦産税（同 第532条）
 - オ 都市計画税（同 第702条の8第7項）
 - カ 国民健康保険税（同 第717条）

第7章 災害復興計画

第1節 災害復興体制の確立

＜防災危機管理室・企画財政部・市民生活部・福祉部・市民健康部
・こども部・商工部・水産農林部・まちづくり部・建築部・各総合事務所＞

＜基本方針＞

市は、災害復興に関する方針や計画について、それらの策定に関する体制、応援要請、財政方針等を構築し、災害後早期に策定することによって、全市的な災害復興への体制を確立し、早期に災害復興の実施・実現に努める。

1 復興の基本的考え方

災害により被災し、市域の大部分に被害が及ぶ場合又は市域の局所的であっても深刻な被害を受けた場合で、多くの市民の住居や生活基盤が喪失する等、被災前の状況に復することを目的とした復旧対応のみでは市民生活や地域全体の再建が困難な状況であると判断した場合には、災害からの「復興」という対応が必要となる。

本市における復興への取り組みは、災害に強い安全なまちづくりに努め、長崎市総合計画における将来の都市像の実現に向けて「暮らしやすさ」と「長崎らしさ」に重きをおきながら、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業等の各種施策を総合的にかつ計画的に進め、新しいまちを創っていこうとするものである。

これらの基本的な考え方にに基づき、市を中心に国、県、各防災関係機関、市民等が協力して、災害発生後から可及的速やかに復興計画の策定とその実施に努める必要がある。

2 復興体制

市は、災害による被害から復興による対応が必要であると判断した場合には、被災後1週間程度をめどに、市長を長とする長崎市災害復興本部を設置する。この復興本部を中心に、復興の基本方針、復興基本計画、復興実施計画及び復興事業計画等を策定し、長期間にわたる復興を計画的に推進していく。

また、被災住民や被災地域の意向を反映し、市と協働して復興を推進するための、被災住民や被災地域の住民組織、事業所等による復興を議論するための場として組織を設置し、計画づくりに反映させるように努める。

3 災害復興計画の策定

(1) 復興の基本方針の策定

市長は、復興した際の市民の生活や地域の姿を示し、復興本部にて、その方針実現のための期間と課題等を議論した上、復興の基本方針として策定し、公表する。なお、公表までの期間は災害後おおよそ1か月を目標とする。

(2) 復興基本計画の策定

市長は、復興の基本方針に基づき、それを具体化した復興基本計画を策定し、公表する。
なお、公表までの期間は災害後おおよそ6か月を目標とし、可能な限り被災住民等の意見を反映させる。

(3) 計画策定において配慮すべき事項

計画の策定においては、被災者、被災地域の住民組織等から幅広く参加できるように努める。また、男女共同参画等の観点から女性、子ども、高齢者、障害者等の参加や意見に配慮する体制の構築に努める。

4 復興計画の策定に係る応援要請

復興計画の策定は日常業務とは異なる事務処理等が必要であるため、大規模な災害を経験していない場合には、計画策定に労力と時間が掛かることが予想される。そのため、必要に応じて、国内の過去の大規模災害において、復興計画の策定に当たった地方公共団体の職員の応援を受けることにより、計画策定の効率化や過去の復興推進に関する教訓を反映させることで早期の復興につなげるように努める。

5 財政方針の策定

(1) 復興に関する財政需要の見込みについて

復興を推進するための財政需要を見込むことは、被災後の予算措置、財源確保のための対策、国や県等への支援の要望等の前提となるため、被害状況調査を合わせて迅速かつ的確な対応を講じる必要がある。

また、災害復旧に係る事業やその後の復興の進捗状況等に応じて、復興に関する財政需要については適宜見直しを行う。

(2) 財源の確保について

財源の確保については、市の事業の優先順位を見極めながら、抑制すること等で市としての自主財源の確保を行い、国に対しては直接又は県を通じて復興のための国庫補助金や地方交付税の繰り上げ交付等の財政支援を強く要望していく。

(3) 公共施設の被災に係る財政援助

公共施設の被災に関しては、一定の要件を満たすものについては国が経費の一部を負担又は補助する制度が設けられていることから、これらの制度の活用を積極的に検討する。

6 復興事業の推進

災害復興計画に基づき、個別事業ごとに関連する被害状況の把握を行った上で、事業の実施計画を策定し、迅速な着手に努めるとともに、全体的な進捗管理を行い、総合的な事業推進・調整を図るものとする。実施計画の策定に当たっては、平常時から進めている各種事業を活かすとともに、復興に関する諸制度を活用しながら進めるように留意する。

7 被災者総合相談窓口の設置

市は、復興に関する市民からの様々な相談についての被災者総合相談所を設置するように努める。設置・運営は市の各部課が協力し、必要に応じて、県や各分野の専門家等の協力を得る。

主な相談内容は以下のとおりである。

復興に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ①復興に関する一般相談 ②復興に関する情報提供 ③外国人の生活相談 ④税金に関する相談
住宅に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅再建に関する相談 ②住宅の修理に関する相談 ③建築制限に関する相談 ④住宅に関する法律相談 ⑤住宅の解体・撤去に関する相談 ⑥仮設住宅への入居に関する相談 ⑦仮住宅への入居に関する相談
生活に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ①消費生活に関する相談 ②生活再建に関する相談 ③震災ごみに関する相談 ④ペットに関する相談
子どもに関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもに関する一般相談 ②保育に関する相談 ③子どもの心身の健康に関する相談 ④教育に関する相談
福祉・健康に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉に関する一般相談 ②生活保護に関する相談 ③障害者の生活相談 ④高齢者の生活相談 ⑤こころのケアに関する相談 ⑥医療・健康相談
地域経済に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ①中小企業の経営相談、融資等の相談 ②農林水産業の経営相談、融資等の相談

第2節 都市復興対策

＜防災危機管理室・土木部・まちづくり部・建築部・各総合事務所＞

＜基本方針＞

市は、災害により被害を受けた市街地に対して災害復興計画が必要な場合は、家屋被害調査や都市復興の方針や計画の策定、建築制限等の実施、復興まちづくり計画策定等、都市復興のための一連の手続きや作業を迅速に進め、都市復興事業の早期着手・早期完了を図る。

1 家屋被害の概況把握（1週間以内）

大規模な災害によって、広い範囲で連担した建物被害が発生し、市街地開発事業等を実施することが予想される場合には、都市計画決定までの間に無秩序な建築行為によって想定される事業へ支障のないように、建築基準法第84条に基づく建築制限を実施する必要がある。この建築制限の実施を判断するために被災後1週間程度をめぐり、応急危険度判定等、それまでに実施した現地調査や航空写真等の情報から、家屋被害の概況調査を実施する。

2 家屋被害の状況把握（1週間～1か月）

被災市街地全体では、その被害状況等に応じた復興を推進することが必要となるため、その基礎的な資料として被災市街地全体の全建物の被害状況を把握するため、応急危険度判定や家屋の被害認定調査の結果やその他の調査資料（大学や民間等の調査等）から、家屋被害状況調査を実施する。状況把握は被災後1か月以内をめぐり実施する。

3 都市復興基本方針策定

都市復興の理念、目標や取組方針等を定めた都市復興基本方針を、災害発生後2週間程度を目標に策定する。策定後は、速やかに市民に周知を図るが、被災直後の混乱した状況の中での広報には十分留意する。

4 建築制限の実施

広い範囲で連担した建物被害が発生した地区において、都市復興のために市街地開発事業等を実施する場合、無秩序な建築行為によって想定される事業へ支障のないように、建築基準法第84条に基づく建築制限を実施する。建築制限は災害が発生した日から1か月（期間を延長することにより最長2か月）以内であるため、災害が発生した日から2週間以内程度で建築制限の区域を指定するよう努める。

5 復興対象地区の設定

それぞれの被災市街地の被害の程度は様々であり、その被害の規模や課題に応じた復興が求

められるため、復興対象地区の設定を行う。

復興対象地区は、次の分類によって行う。

(1) 重点復興地区

広い範囲の面的被害を受けた被災市街地であり、建築制限を行い、重点的かつ緊急に復興を行う地区

(2) 復興促進地区

ある程度の面的被害を受けた市街地で、計画的な復興が適切である地区

(3) 復興誘導地区

被害が散在している市街地で、基本的には自力再建による復興を誘導することが適切である地区

6 都市復興基本計画の策定

市は都市復興基本方針を受け、それぞれの被災市街地の復興の具体的な施策を体系的に表した都市復興基本計画を、災害発生後6か月を目標に策定する。

策定に当たっては以下の点に留意する。

(1) 災害復興計画との整合性を図る。

(2) 復興住宅の供給と復興都市づくりを一体的に推進する。

(3) 住宅の復興に関する計画との連携を図る。

7 第二次建築制限の実施

市は、建築基準法第84条に基づく建築制限が失効する（災害発生日から最長2か月）までに、復興のための都市計画決定を行うことが困難であると見込まれる場合、被災市街地復興推進地域の都市計画決定のみ実施し、第二次建築制限（災害発生日から最長2年）を実施し、建築制限を継続する。

8 復興まちづくり計画等の策定

市は、復興対象地区ごとに市街地の再生、住宅の再建のほか、公園やコミュニティ施設の再建等のハード面の復興に加え、住民同士のコミュニティの復興等のソフト面も含んだ復興まちづくり計画等を策定し、市民と市が協働して復興まちづくりに取り組む。計画策定に当たっては、地区の住民の意向を十分に反映させるための説明会やワークショップ等の住民参画の仕組みを取り入れる。

9 復興事業の推進

都市計画決定等を行った復興事業は、速やかに事業に着手する。事業に着手するに当たって、関係する権利者や機関等と調整を図り、事業のための人材・財源の確保にも努める。

また、事業については、計画の全体的な進捗管理を行い、総合的な事業推進・調整を図るものとする。

第3節 島嶼部、農漁村部等における復興対策

＜防災危機管理室・企画財政部・市民生活部・福祉部・市民健康部・こども部・商工部・
水産農林部・建築部＞

＜基本方針＞

市は、災害により被害を受けた島嶼部、農漁村部等に対して災害復興計画が必要な場合は、復興の方針や計画の策定、復興まちづくり計画策定等復興のための一連の手続きや作業を迅速に進め、復興事業の早期着手・早期完了を図る。なお、島嶼部、農漁村部等における復興対策は、都市部の復興とは異なり、その被災地域ごとの特性を十分に考慮するものとする。

1 被害状況調査

大規模な災害によって、島嶼部、農漁村部においてその地域全体が被災した場合に、復興の要否等を判断するために地域の被害状況について早期に実施する。

2 島嶼部、農漁村部の復興基本方針策定

島嶼部、農漁村部の復興の理念、目標や取組方針等を定めた復興基本方針を、災害発生後2週間程度を目標に策定する。策定後は、速やかに市民に周知を図るが、被災直後の混乱した状況の中での広報には十分留意する。

3 復興対象地区の設定

被災した島嶼部、農漁村部の被害やその地域の特性は様々であり、その被害の規模や課題に応じた復興が求められるため、復興対象地区の設定を行う。

復興対象地区は、次の分類によって行う。

(1) 重点復興地区

広い範囲の面的被害を受けた地域であり、重点的かつ緊急に復興を行う地区

(2) 復興促進地区

ある程度の面的被害を受けた地域で、計画的な復興が適切である地区

(3) 復興誘導地区

被害が散在している地域で、基本的には自力再建による復興を誘導することが適切である地区

4 島嶼部、農漁村部の復興基本計画の策定

市は島嶼部、農漁村部の復興基本方針を受け、それぞれの被災地域の復興の具体的な施策を体系的に表した島嶼部、農漁村部の復興基本計画を、災害発生後6か月を目標に策定する。

策定に当たっては次の点に留意する。

- (1) 災害復興計画との整合性を図る。
- (2) 復興住宅の供給と復興の地域づくりを一体的に推進する。
- (3) 住宅の復興に関する計画との連携を図る。

5 復興まちづくり計画等の策定

市は、復興対象地区ごとに地域の再生、住宅の再建のほか、公園やコミュニティ施設の再建等のハード面の復興に加え、住民同士のコミュニティの復興等のソフト面も含んだ復興まちづくり計画等を策定し、市民と市が協働して復興まちづくりに取り組む。計画策定に当たっては、地区の住民の意向を十分に反映させるための説明会やワークショップ等の住民参画の仕組みを取り入れる。

6 復興事業の推進

復興事業は、速やかに事業に着手する。事業の着手に当たっては、関係する権利者や機関等と調整を図り、事業のための人材・財源の確保にも努める。

また、事業については、計画の全体的な進捗管理を行い、総合的な事業推進・調整を図るものとする。

第4節 生活復興対策

＜防災危機管理室・企画財政部・市民生活部・福祉部・市民健康部・こども部・商工部・
水産農林部・まちづくり部・建築部・各総合事務所＞

＜基本方針＞

市は、大規模な災害により、市民の生活に甚大な被害が生じた際に、市民生活の回復と災害前のような安定を確保するため、住宅・くらし・産業の3つの生活に関する復興対策を迅速に実施する。

1 住宅の復興対策

市は、住宅を失った被災者に対して、住宅の復興対策として新たな住まいの確保を県と協力して推進する。

住宅の復興対策の主なメニューは以下のとおりである。

- (1) 住宅復興に関する計画の策定
- (2) 被災者の住宅再建に関する意向調査の実施
- (3) 被災者自身が自力での住宅再建する際の住宅取得への支援
- (4) 再建が困難な被災者に対する民間又は公的住宅の確保と供給
- (5) 住宅に関する情報提供や相談窓口の整備
- (6) その他住宅の復興に必要な対策や支援等

なお、住宅の復興対策に当たっては、被災者の再建意向を尊重して推進し、また従前の地域コミュニティの維持や日常生活に欠かせない地域の小売業や福祉サービス等の再建等にも配慮して推進する。

2 暮らしの復興対策

市は、被災者が被災前のように地域で暮らし続けられるように、暮らしの復興対策として主に保健・福祉・医療、教育・文化、消費、交通、安全・安心、地域活動等の分野に関する対策を県と協力して推進する。

暮らしの復興対策の主なメニューは以下のとおりである。

- (1) 定期的な訪問巡回や健康相談等、被災者の心身の健康維持のための保健サービスの実施
- (2) 高齢者が地域で生活し続けられるための在宅福祉サービスの再建
- (3) 地域医療の体制再建のための医療機関の再建支援
- (4) 社会福祉施設の再建支援
- (5) 教育・文化・社会教育施設の再建支援
- (6) 地域の住民組織、ボランティア、NPO等の市民活動の再建・新規立ち上げ支援
- (7) 生活再建資金の支給・貸付

- (8) 暮らしの復興に関する様々な相談に応じる窓口の設置
- (9) その他暮らしの復興に必要な対策や支援等

3 産業の復興対策

市は、地域の活力の回復、被災者の就業と安定的な収入の確保、市民の生活基盤の再建のため、産業の復興対策として被災した事業者・事業所等への支援、雇用・就業支援、新たな産業の誘致等の対策を県と協力して推進する。

産業の復興対策の主なメニューは以下のとおりである。

- (1) 産業復興に関する計画の策定
- (2) 事業所再建のための金融支援
- (3) 被災農林水産業者への支援
- (4) 再開又は再開予定の事業に関する経営相談等の支援
- (5) 雇用、就業の支援
- (6) その他産業の復興に必要な対策や支援等

水防計画

第1節 総則

1 目的

この計画は、水防法（以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、洪水、高潮、地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、本市の区域内の河川・海岸・漁港等に対する水防上必要な警戒、通信連絡等水防に必要な事項についての大綱を示したものである。

第2節 水防の責任及び協力

＜各部共通＞

＜基本方針＞

市は、市民及び防災関係機関と協力、連携するとともに、各主体者がそれぞれの責務を果たし、安全安心が確保されるよう努める。また、市民に対し、水防活動上の居住者の義務等について啓発を行い、適切な水防活動を推進する。

1 本市の責任

本市は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。（水防法第3条）

2 県の責任

長崎県内における水防体制の確立及び組織強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保する責任を有する。（水防法第3条の6）

3 気象台の責任

気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、その状況を水防本部長に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水防法第10条）

4 放送局、NTT、その他の通信報道機関の責任

水防上、緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

5 溜池管理者の責任

溜池管理者は、当該溜池のある地域の水害が予想されるときは、当該水防管理者の指導下に入るものとする。

6 居住者等の義務

居住者等は、水災が予想される場合において、水防管理者又は水防関係団体の長から協力を要請されたときは、水防に従事しなければならない。（水防法第24条）

7 河川管理者による水防管理団体が行う水防活動への協力

長崎県は平成26年3月31日に締結した確認書に基づき、本市が行う水防が十分行われるよう次の内容について協力するものとする。

- (1) 本市に対しての河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 本市が行う水防訓練への参加
- (4) 本市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧資器材または備蓄資器材の貸与

河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する確認書

長崎県（以下、河川管理者という。）と長崎市（以下、水防管理団体という。）は、水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者が協力する事項について、次の条項のとおり確認する。

（河川管理者が協力する事項）

第一条 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の各号の協力を行う。

- （1）水防管理団体に対しての河川に関する情報（長崎県が管理している河川水位情報・雨量情報、避難判断水位情報、水防情報、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- （2）重要水防箇所の手合点検の実施
- （3）水防管理団体が行う水防訓練への参加
- （4）水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材または備蓄資器材の貸与

（河川に関する情報の伝達方法）

第二条 前条に関し、河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法を定めるものとする。

（運用）

第三条 この確認書は、平成26年3月31日から長崎県および水防管理団体が水防計画を変更するまで適用する。

第四条 水防計画変更にあたっての河川管理者との協議は、この確認書をもって水防法第7条第3項に規定する同意とみなし、長崎県または長崎市から水防計画の内容に変更の申し出がない限り、今後変更する水防計画にも適用できる。

平成26年3月31日

長崎県長崎振興局長 牟田 淳二郎

長崎市建設局土木部長 本田 潔

添付資料（河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力について）

河川管理者 : 長崎振興局

水防管理団体 : 長崎市

(1) 確認書第一条に掲げる各号の具体的事項は別表のとおりとする。(別表1)

別表1

河川管理者の協力事項

項目	具体的な協力内容
河川に関する情報の提供	①河川水位情報：提供する観測局は長崎県水防計画書（別表4）に記載 ②雨量情報：提供する観測局は長崎県水防計画書（別表3）に記載 ③避難判断水位情報：提供する河川は長崎県水防計画書（第4節）に記載 ④水防警報：該当なし ⑤河川管理施設操作情報 式見ダム（式見川）、黒浜ダム（黒浜川）、鹿尾ダム（鹿尾川）、小ヶ倉ダム（鹿尾川）、鳴見ダム（白川川）、西山ダム（西山川）、中尾ダム（中尾川）、宮崎ダム（宮崎川）、高浜ダム（江川）、本河内高部・低部ダム（中島川）、神浦ダム（神浦川）
重要水防箇所の合同点検	長崎市が実施する防災点検へ現地出席
水防訓練等	長崎市が実施する防災訓練への出席 (パネル展示、情報伝達訓練等)
備蓄資材の貸与	①貸し出しを行う備蓄資材は長崎県水防計画書（別表6-2：P133）に記載 ②長崎振興局の水防倉庫（江川水防倉庫：長崎市江川町1-3）

(2) 確認書第二条に掲げる具体的事項は別表2のとおりとする。(別表2)

別表2

河川に関する情報の伝達方法

項目	具体的な伝達方法
河川水位情報、雨量情報	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL]http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/
避難判断水位情報	FAX（長崎県水防計画書参照）
水防警報	該当なし
河川管理施設の操作状況	①ダム情報：インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 [URL]http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/ ②情報の伝達方法：電話連絡

8 津波における留意点

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等

が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動がとれないことが多い。したがって、水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

9 安全配慮

市は、洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に配慮して水防活動を実施するものとする。

特に、津波災害時の避難誘導や水防作業における、水防団員の活動基準等について、あらかじめよく検討し、周知徹底するよう努める。

第3節 水防組織

<各部共通>

<基本方針>

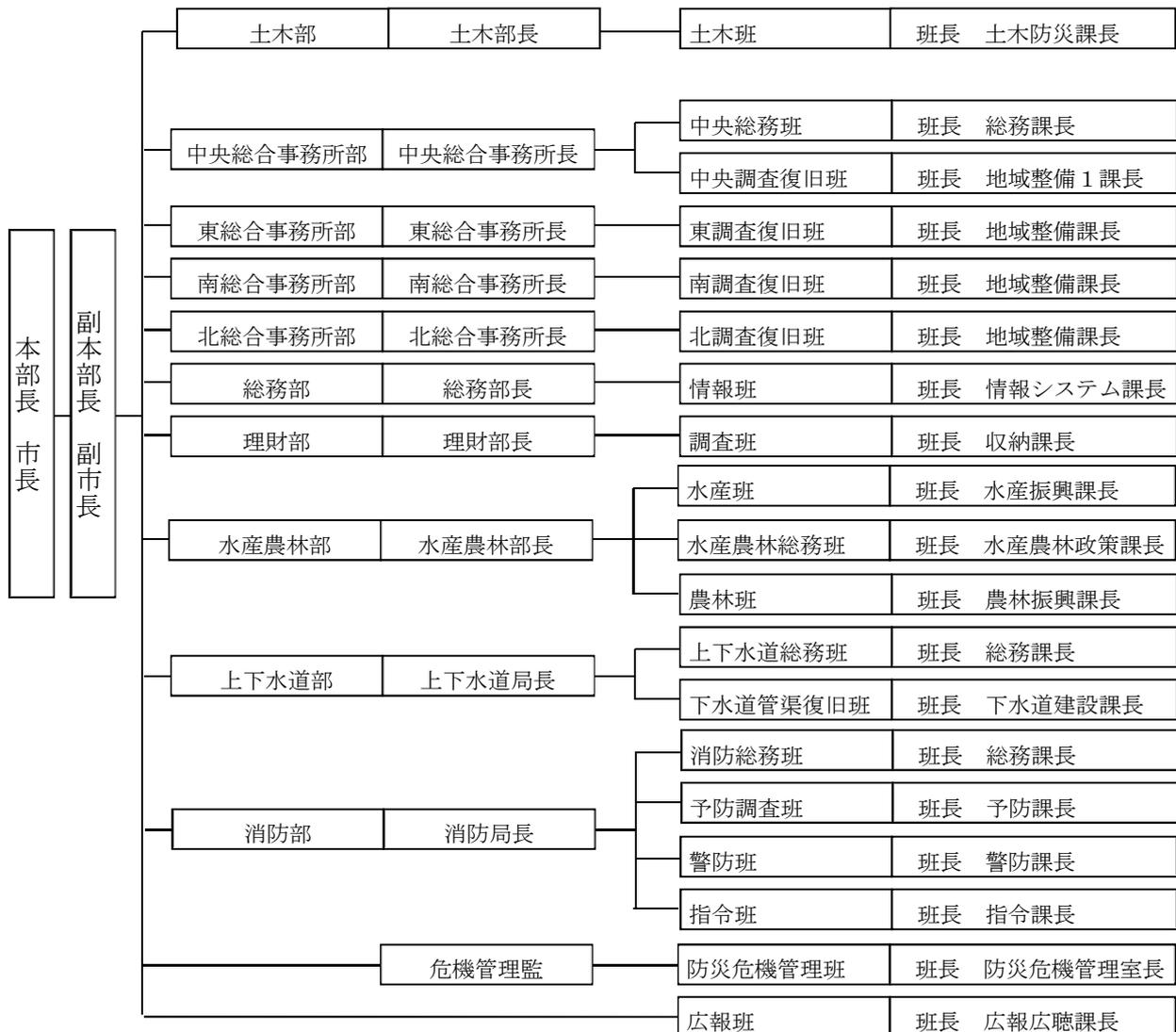
市は、洪水、高潮等の災害、若しくは災害危険に対して、水防本部を設置し全市を挙げて災害発生を抑止と拡大防止に努める。

1 水防本部の設置

市長は、大雨警報、洪水警報、高潮警報、津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき、水防法第10条の3の規定に基づく知事からの洪水、津波又は高潮に関する通知があったとき、又は水災が発生し、若しくは発生する恐れがあるときは、長崎市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。

2 水防本部の組織

水防本部の組織は、次のとおりとする。



3 分掌事務

水防本部の分掌事務は次のとおりとする。

部	班	担当課等	分掌事務
土木部	土木班	土木防災課 土木総務課 土木企画課 土木建設課	(1) 部内の被害状況の収集及び対策に関する事。 (2) 水防本部の庶務に関する事。 (3) 水防資材・器具の確保及び輸送に関する事。
中央総合事務所	中央総務班	総務課	(1) 部内の被害状況の収集及び対策に関する事。 (2) 各総合事務所の連絡調整に関する事。
	中央調査復旧班	地域整備1課 地域整備2課	(1) 交通規制等の応急交通対策に関する事。 (2) 道路、橋りょう、溝きょ等の被害調査及び応急対策に関する事。 (3) 市道の障害物の除去に関する事。 (4) 河川、都市下水路等の被害状況調査及びその対策に関する事。 (5) 河川、都市下水路等の水位の通報及び監視及び警戒に関する事。 (6) 港湾の潮位の通報、監視及び警戒に関する事。 (7) 漂流物の保管に関する事。
東総合事務所	東調査復旧班	地域整備課	(1) 交通規制等の応急交通対策に関する事。 (2) 道路、橋りょう、溝きょ等の被害調査及び応急対策に関する事。 (3) 市道の障害物の除去に関する事。 (4) 河川、都市下水路等の被害状況調査及びその対策に関する事。 (5) 河川、都市下水路等の水位の通報及び監視及び警戒に関する事。 (6) 漂流物の保管に関する事。
南総合事務所	南調査復旧班	地域整備課	(1) 交通規制等の応急交通対策に関する事。 (2) 道路、橋りょう、溝きょ等の被害調査及び応急対策に関する事。 (3) 市道の障害物の除去に関する事。 (4) 河川、都市下水路等の被害状況調査及びその対策に関する事。 (5) 河川、都市下水路等の水位の通報及び監視及び警戒に関する事。 (6) 漂流物の保管に関する事。
北総合事務所	北調査復旧班	地域整備課	(1) 交通規制等の応急交通対策に関する事。 (2) 道路、橋りょう、溝きょ等の被害調査及び応急対策に関する事。 (3) 市道の障害物の除去に関する事。 (4) 河川、都市下水路等の被害状況調査及びその対策に関する事。 (5) 河川、都市下水路等の水位の通報及び監視及び警戒に関する事。 (6) 漂流物の保管に関する事。
総務部	情報班	情報統計課	(1) 災害情報の収集及び記録整理に関する事。 (2) 関係機関に対する災害報告に関する事。 (3) 消防部との連絡調整に関する事。

第3節 水防組織

部	班	担当課等	分 掌 事 務
理財部	調査班	収納課	(1) 建物の被害調査に関する事(災害救助法適用に必要な災害調査を含む。) (2) り災証明(火災に係るものを除く。)の発行に関する事。 (3) 災害による市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免に関する事。
水産農林部	水産班	水産振興課	(1) 市有水産関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 (2) り災漁業者への応急融資に関する事。 (3) 災害融資に伴う被害証明に関する事。 (4) 漁協等との連絡調整及び協力要請に関する事。 (5) 漁港の潮位の監視及び警戒に関する事。 (6) 漁港施設の災害応急対策に関する事。
	水産農林総務班	水産農林政策課	部内の被害状況の収集に関する事。
	農林班	農林振興課	(1) 農作物、畜産関係の被害調査及びその対策に関する事。 (2) 農協等との連絡調整及び協力要請に関する事。
上下水道部	上下水道総務班	総務課 経理課 料金サービス課 事業管理課	(1) 部内の被害情報の収集及び連絡調整に関する事。 (2) 上水道施設の被害状況の収集及びその対策に関する事。
	下水道管渠復旧班	下水道建設課 下水道施設課	下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。
消防部	消防総務班	総務課	(1) 公有財産の管理に関する事。 (2) 車両等の借上げ及び燃料調達に関する事。 (3) 災害現場の写真及び記録に関する事。 (4) 各班の連絡調整に関する事。
	予防調査班	予防課	(1) 被害情報の集計及び記録の作成に関する事。 (2) 危険物又はその施設等の指導に関する事。
	警防班	警防課	(1) 災害に対する警戒及び防ぎよに関する事。 (2) 消防職員及び消防団員の動員配置に関する事。 (3) 避難及び誘導に関する事。 (4) 人命救助及び救急業務に関する事。 (5) 行方不明者の捜索に関する事。
	指令班	指令課	消防隊の出動命令に関する事。
	防災危機管理班	防災危機管理室	(1) 関係機関並びに各班との連絡調整に関する事。 (2) 気象情報の受理及び通報に関する事。 (3) 防災行政無線に関する事。
	広報班	広報広聴課	(1) 報道機関に対する情報発表及び連絡に関する事。 (2) 災害情報の広報に関する事。 (3) 災害記録写真、映画等の製作に関する事。

4 水防本部の解散及び統合

- (1) 市長は、大雨警報、洪水警報、高潮警報、津波注意報、津波警報、大津波警報が解除されたとき、又は水災の恐れが解消されたときは水防本部を解散する。
- (2) 水防本部は、長崎市災害対策本部が設置されたときは、当該災害対策本部に統合する。

第4節 水防配備体制

＜各部共通＞

＜基本方針＞

市は、洪水、高潮等の災害危険に対し、適切な水防配備体制を敷いて水防活動にあたる。

1 水防警戒体制

中央総合事務所長は大雨注意報、洪水注意報が発令されたときは、情報の収集及び伝達等の活動に従事するため、配置基準による水防警戒体制の人員を配備する。

2 水防配備区分

中央総合事務所長は洪水、津波、高潮等による水害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、副市長及び市長に報告し、その指示を受けるとともに消防局長と協議して配備区分を決定し、各部長へ通報するものとする。

(1) 第1配備体制

警報が発令されたとき、又は水災が発生し、若しくは発生する恐れがあるときは、河川、海岸等の巡視及び水災による被害拡大の防止並びに水防活動に従事するため配置基準による第1配備体制の人員を配備する。

(2) 第2配備体制

水災に関する情報等を総合して、第1配備体制で処理困難と認められるときは、配置基準による第2配備体制の人員を配備する。

3 配備体制

1 で示すの区分に基づいた各部の配置体制は次のとおりとする。

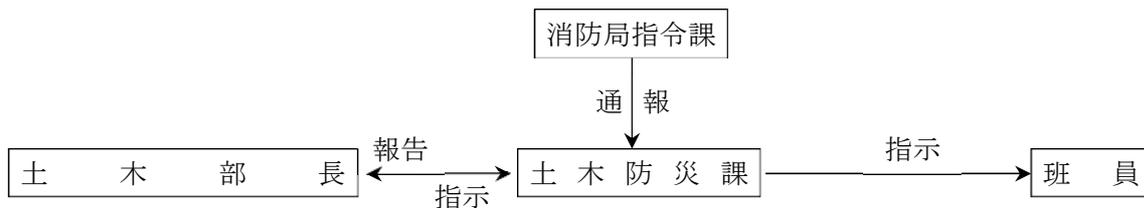
部	班	水防警戒体制	第1 配備体制	第2 配備体制
土木部	土木班	○	○	○
中央総合事務所部	中央総務班		○	○
	中央調査復旧班		○	○
東総合事務所部	東調査復旧班		○	○
南総合事務所部	南調査復旧班		○	○
北総合事務所部	北調査復旧班		○	○
総務部	情報班		○	○
理財部	調査班			○
	水産農林総務班			○
	水産班		○	○
上下水道部	農林班		○	○
	上下水道総務班		○	○
上下水道部	下水道管渠復旧班		○	○
	消防部	消防総務班	別に定める	
予防調査班				
警防班				
指令班				
	防災危機管理班	別に定める		
	広報班		○	○

4 動員の伝達方法

動員のための伝達方法は次のとおりとする。

(1) 水防警戒体制

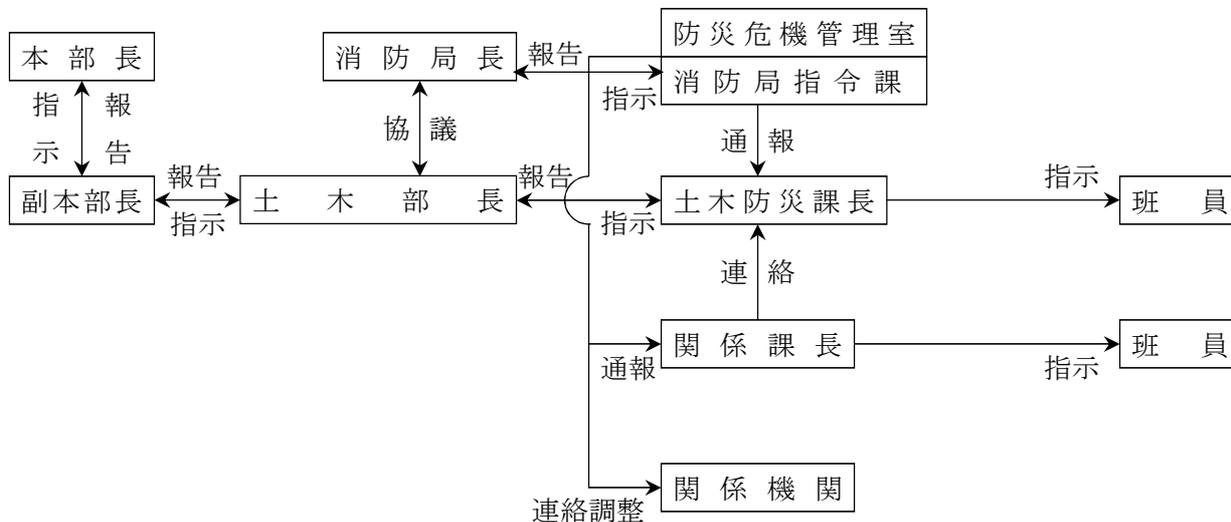
【休日、夜間等勤務時間外における伝達方法】



注) 勤務時間中は防災危機管理室から通報する。

(2) 第1・第2配備体制

【休日、夜間等勤務時間外における伝達方法】



5 水防てん末報告

水防管理者は、水防活動が終結したときには遅滞なく水防てん末報告書（第14節第1号様式）により、そのてん末を長崎県水防地方本部長（長崎振興局長）に報告するものとする。

第5節 重要水防区域

＜土木部＞

＜基本方針＞

洪水、津波、高潮に伴う災害から人身及び財産の安全を確保するために、あらかじめ重要水防区域を指定し、災害発生の防止に努める。

1 重要水防区域

本市の区域内のうち、特にその現状から洪水、津波、高潮の被害が甚大であると予想される区域を重要水防区域とする。その区域はおおむね次のとおりである。

	箇所数	延長又は面積	備考
二級河川	44	73,228メートル	重要水防区域は、資料編のとおりとする。
準用河川	10	3,590メートル	
都市下水路	2	600メートル	
普通河川	87	32,650メートル	
水路	25	13,300メートル	
海岸	33	38,881メートル	
老朽溜池	13	154ヘクタール	かんがい面積
水門	1	15.5メートル	形状・幅

第6節 気象予報、観測、通信連絡

＜土木部・消防局・防災危機管理室＞

＜基本方針＞

市及び関係機関は、注意報、警報及び気象情報をはじめ、雨量、水位及び潮位等を迅速に通報連絡し、効果的な水防活動を推進する。

1 注意報、警報及び気象情報の種別

長崎市地域防災計画「第3章第3節 通信情報計画」の例による。

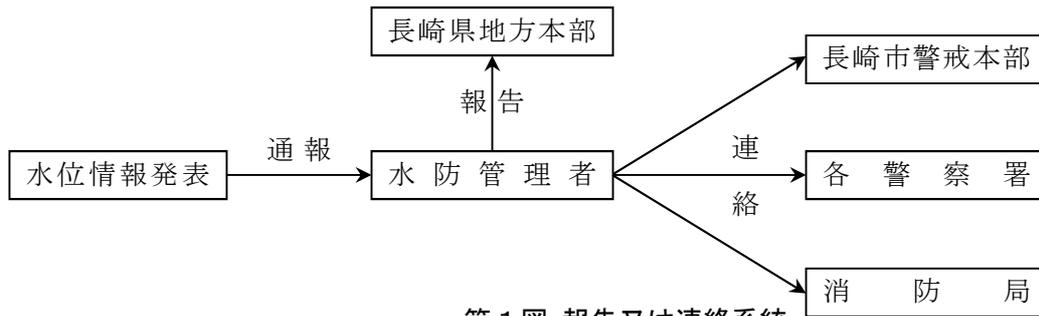
2 雨量の通報

- (1) 雨量計設置箇所の管理者は、水防管理者から気象の情報を受けたとき、又は水災の発生する恐れがあると予測されるときは、雨量計による雨量を観測し、水防管理者に報告するものとする。
- (2) 雨量の観測は次の要領による。
 - ア 定量観測
総雨量が 50 mm、75 mm、100 mm になったとき、及び時間雨量が 30 mm に達したとき。
 - イ 定時観測
総雨量が 100 mm を超えたときは 30 分毎に報告する。
- (3) 報告は、観測場所、時間及び雨量を有線又は無線により通報するものとする。
- (4) 雨量計設置場所は、以下のとおりである。

設置場所	雨量計の種別	所在地	管理者（所属）	電話番号
深堀地域センター	自 記	長崎市深堀町5丁目182番地	深堀地域センター所長	871-3101
浦上浄水場	自 記	長崎市昭和3丁目196番地	上下水道局長	844-1785
道の尾浄水場	自 記	西彼杵郡長与町高田郷38番地	上下水道局長	856-0044
手熊浄水場	自 記	長崎市手熊町277番地	上下水道局長	841-0193
本河内浄水場	自 記	長崎市本河内3丁目4番36号	上下水道局長	823-2817
小ヶ倉浄水場	自 記	長崎市上戸町4丁目8番1号	上下水道局長	879-2801
三重浄水場	自 記	長崎市三京町1545番地2	上下水道局長	850-1850
東長崎浄水場	自 記	長崎市田中町608番地7	上下水道局長	838-3279
為石浄水場	気象観測盤	長崎市為石町3035番地1	上下水道局長	892-0034
金堀管理棟	気象観測盤	長崎市高島町2632番地	上下水道局長	896-3110
三和地域センター	気象観測盤	長崎市布巻町111番地1	三和地域センター所長	829-1111

3 水位、潮位の通報

- (1) 水位情報発表者は、長崎県地方本部、气象台又は、水防管理者から気象の情報を受けたとき、又は水災の発生する恐れがあると予想されるときは観測場所・日時及び水位を有線又は無線により水防管理者に通報しなければならない。
- (2) 水防管理者は、前項の水位の通報を受けた場合は、関係機関へそれぞれ報告又は連絡しなければならない。



第1図 報告又は連絡系統

- (3) 水位周知河川^{*}の量水標設置場所及び水位基準は次のとおりである。

第1表 対象量水標及び指定水位

河川名	量水標名	位置	水位 (m)				管理者	水位情報発表者	
			水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位		氏名	通報連絡電話
中島川	古町橋	長崎市諏訪町	2.0	2.5	3.7	4.3	長崎振興局長	長崎振興局長	844-2181

※洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川で、避難判断水位（特別警戒水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川をいう。（水防法第13条）

4 通信連絡

大災害時における通信連絡を迅速かつ確実に実施するため、防災行政無線、アマチュア無線、タクシー無線、携帯電話、テレビ・ラジオ、一般加入電話・災害時優先電話、インターネット、テレホンサービス等の有効利用を図る。

第7節 水防活動

＜各部共通＞

＜基本方針＞

市は、災害時に効果的な水防活動を推進するため、定期的に水防訓練等を実施する。

1 水防訓練

訓練は、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確な対応策ができるように、又住民に対する防災知識の普及を図るため、毎年1回以上行うものとする。

(1) 訓練内容

訓練内容は、水位観測、通報、動員伝達、災害広報、避難誘導及び水防工法とし、関係機関の参加を求めて実施する。

(2) 実施時期

実施時期は、毎年、随時に行うものとする。

2 水防工法

水防工法は、堤防の組成材料、護岸の状態を考慮し、その附近で得やすい最も有効な材料で行うものとする。ただし、当初の工法で効果が認められないときは、これに代るべき工法又は数種の工法を並行して実施するものとする。

3 消防機関の活動

消防機関は、災害防止に万全を期すために、水防本部と緊密な連絡をとり、次により水防活動を行うものとする。

- (1) 長崎市消防局災害対策本部、消防署警備本部及び消防団隊の組織及び編成
- (2) 職員の非常招集
- (3) 消防通信対策
- (4) 防災対策
- (5) 応援部隊の誘導

なお、活動の詳細については長崎市地域防災計画「第3章第29節 消防計画」を参照する。

第8節 避難

＜消防局・防災危機管理室・秘書広報部＞

＜基本方針＞

市は、災害が発生し又は発生するおそれがある地域の居住者等に対して、避難の準備、勧告・指示及び伝達、誘導等を実施することにより、居住者等の生命、身体等を災害から保護する。

1 避難

長崎市地域防災計画「第3章第7節 避難計画」に基づき行うものとする。

2 避難のための立ち退き

水防本部長又はその命を受けた水防本部員若しくは水防管理者は、水防法第29条に基づき必要であると認めたときは、ラジオ、信号、あるいは広報網その他の方法により、避難、立退きを指示する。

水防管理者は、事前に立退計画を作成し、予定立退先経路等に必要な措置を講じておくものとする。

3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

(1) 浸水想定区域

市は、浸水の情報及び避難に関する情報を掲載した「中島川浸水想定区域図」を作成し、市民に周知を図っている。

(2) 浸水区域内の地下街等、要配慮者関連施設、大規模工場等

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内における地下街等、要配慮者関連施設及び所有者から申し出のあった大規模工場等を指定する。

これらの事業所等については、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されており、市は事業者等へ国の「災害情報普及支援室」と連携し、自衛水防の推進について説明し、事業者等が作成する避難確保計画及び浸水防止計画の技術的助言を実施する。また、災害時には、事業者等へ洪水予報等をFaxにて伝達する。

ア 地下街等

消防法施行令別表一の(一)、(二)、(三)、(四)、(五)イ、(六)、(九)、(十三)イ、(十六)イ、(十六の二)に該当し、不特定多数の利用者があると考えられるもの。

なお、地下街等の所有者においては、避難確保計画及び浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置の義務付けがある。

イ 要配慮者関連施設

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設。

ウ 大規模工場等

工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上のもので、所有者等から申出があったもの。

第9節 応援

＜防災危機管理室＞

＜基本方針＞

災害発生時には、協定先市町村をはじめ、必要があるときは県、指定行政機関、自衛隊等と協力して迅速に水防活動を推進する。

1 応援

長崎市地域防災計画「第3章第25節 相互応援協力計画」に基づき行うものとする。

2 自衛隊の派遣要請

長崎市地域防災計画「第3章第30節 自衛隊派遣要請計画」に基づき行うものとする。

第 10 節 輸送路の確保

＜土木部・各総合事務所＞

＜基本方針＞

災害時は、緊急物資の輸送路、輸送手段等を確保し、水防活動を迅速に推進する。

1 輸送路の確保

長崎市地域防災計画「第 3 章第 20 節 輸送計画」及び「第 3 章第 21 節 交通応急対策計画」に基づき行うものとする。

第 11 節 水防信号、標識

＜各総合事務所・土木部・消防局＞

＜基本方針＞

災害時又は災害が発生するおそれがある場合、水防信号及び標識を用いて、水防活動を実施する。

1 水防信号

水防信号は、警鐘及びサイレンによって行うものとし、その種類は次のとおりとする。

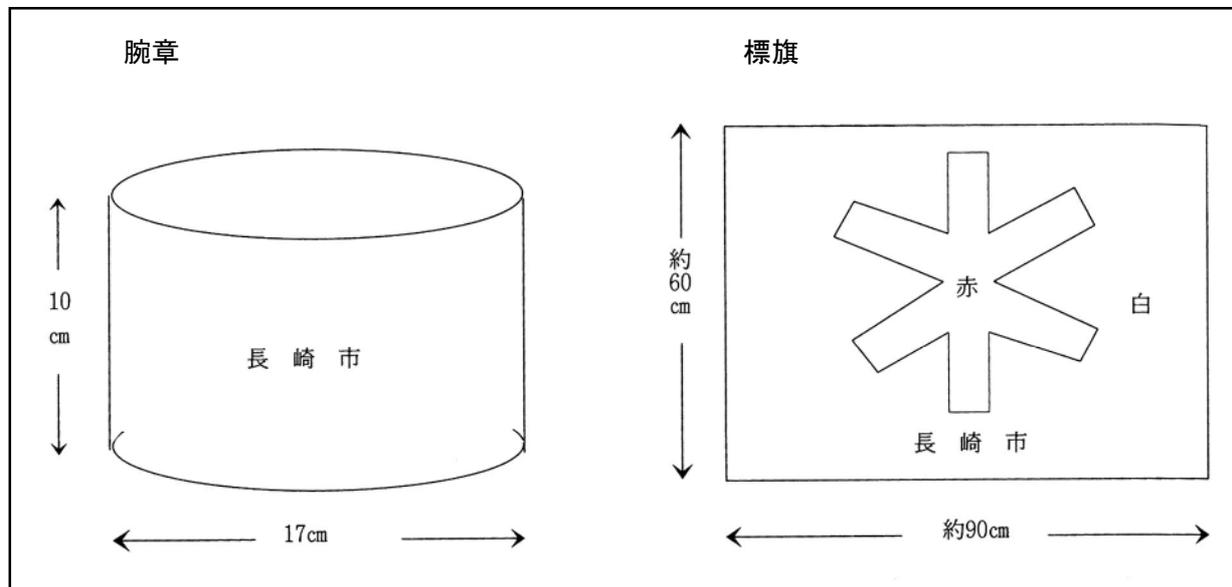
方法 種類	警 鐘 信 号	サイレン信号				
第1信号	○休止○休止○休止	約5秒 ○—	約15秒 休 止	約5秒 ○—	約15秒 休 止	約5秒 ○—
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 ○—	約6秒 休 止	約5秒 ○—	約6秒 休 止	約5秒 ○—
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 ○—	約5秒 休 止	約10秒 ○—	約5秒 休 止	約10秒 ○—
第4信号	乱 打	約1分 ○—	約5秒 休 止	約1分 ○—		

【備考】

- 第1信号は警戒水位に達したとき。
- 第2信号は消防機関の出動を知らせる。
- 第3信号は区域内居住者の出動を知らせる。
- 第4信号は区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。

2 標識

水防作業に従事する者又は緊急水防用として使用する車馬には、次の標識をつけなければならない。



第 2 図 水防要員の標識及び緊急水防用車馬の標識

第12節 水防倉庫及び資材等の備蓄

＜土木部＞

＜基本方針＞

災害の発生に備えて、水防倉庫及び資機材等の備蓄を推進する。

1 水防倉庫

水防資機材を確保し、水防活動の円滑を期するため、水防倉庫を設置する。

(1) 設置場所

名 称	所 在 地	管 理 者	電 話 番 号
長崎市水防倉庫	長崎市稲佐町3番35号	長崎市	824-1424

(2) 備蓄資材等

種 類	単位	数量	種 類	単位	数量	種 類	単位	数量
ムシロ	枚	160	鉄線 (#8、#10)	kg	20	ノコギリ	丁	3
縄	巻	40	スコップ	丁	20	ペンチ	丁	5
ビニロン袋(又は収)	枚	850	掛矢	丁	6	両ツルハン	丁	5
杉丸太 (末口7.5cm×1.8m)	本	100	唐鋏	丁	5	土のう袋	枚	12,500
杉丸太 (末口9.0cm×3.6m)	本	50	斧	丁	3	ブルーシート (5.4m×5.4m)	枚	30
杉丸太 (末口9.0cm×4.5m)	本	50	鎌	丁	6	—	—	—
ホゲ	個	20	片手ハンマー	丁	10	—	—	—

第 13 節 水防協力団体

＜各総合事務所・市民生活部・消防局・防災危機管理室＞

＜基本方針＞

水防協力団体の指定対象を拡大し、建設会社等の民間企業や大学、自治会、ボランティア団体等との連携を図る。(水防法第 36 条)

1 水防協力団体の対象

水防団等の水防活動に協力する水防協力団体について、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会、町内会、ボランティア団体等を対象とし、水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力する。

2 水防協力団体の業務内容

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力する。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し提供する。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し提供する。

第14節 その他

＜理財部＞

＜基本方針＞

市は、洪水等による水災を防御し、被害を軽減することにより、市域における水防の責任を十分果たすために、必要に応じて土地収用等の活動を行う。

1 水災時の土地収用等に係る証明及び報告

- (1) 水災時において水防管理者、消防局長又は消防団長が、法第28条の規定に基づき公用負担の権限を行使したときは、証明書を当該物所有者に交付する。(第2号様式) また、水防管理者に報告書を提出しなければならない。(第3号様式)

水防てん末報告書

(第 1 号様式)

作成 責任者

㊞

管理団体名	指 定 無指定							報告年月日		
出水の状況							区 分			
水防実施箇所							所 人 件 費 要 経 費	手 当		
日 時	自 月 日 時 時間 至 月 日 時							そ の 他		
出 動 人 員	水防団員	消防団員	そ の 他	計			資 材 費			
	人	人	人	人			器 材 費			
水防作業の概況及び工法							燃 料 費			
							雑 費			
							計			
水防の 効果 被 害	堤 防	田	畑	家	鉄 道	道 路	使 用 資 材	叭		
	m	町	町	戸	m	m	繩			
							丸 太			
							そ の 他			
他の団体よりの応援状況							立退きの状況及びそれを指示した理由			
居住者出動状況							水防功労者の年齢及び功績概要			
警察の応援状況							堤防その他の施設等の異状の有無、異常を生じた時はその場所及び状況			
現地指導員氏名							水防活動に関する反省点			
水防関係者の死者							備 考			

(第 2 号様式)

年 月 日

証 明 書

住所
所有者
氏 名

物 件	数 量	所在地	負担内容 (使用収用処分等)	期 間	摘 要

上記の通り公用負担の権限を行使したことを証明致します。

命令者氏名 ㊟

(第 3 号様式)

年 月 日

報 告 書

水防管理者様

命令者名 ㊟

下記の物件について、水防法第 2 8 条の権限を行使したので、報告いたします。

記

物件の所有者
住所
氏 名

物 件	数 量	所在地	負担内容 (使用収用処分等)	期 間	摘 要